外

務

省

1 5	1.4	19	19	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	<u>_</u>	2	1	_		目
15 政	14 電	13 電	12 ビ	11 金	10					o 税	4 繊	原	内	冒	協定	協	協	概説		
以府調達(第十五章)※	电子商取引(第十四章)	电気通信(第十三章)※	こジネス関係者の一時的な入国(第十二章)※	∞融サービス(第十一章)※		投資(第九章)※	貿易の技術的障害(第八章)※	衛生植物検疫措置(第七章)	貿易上の救済(第六章)※	代関当局及び貿易円滑化(第五章)		凉産地規則及び原産地手続(第三章)※⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	7国民待遇及び物品の市場アクセス(第二章)※	■頭の規定及び一般的定義(第一章)※	足の内容	∞定締結の意義⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	嫐定の成立経緯	可几	ページ	次
<i>/</i> L		ഥ	\wedge	\wedge	Ш.	\cup	/\	L	\wedge	<u> </u>	\cup	_						_		

その章の附属書を含む。	*	
考)	(参	
協定の実施のための国内措置	四	
協定に関連して作成された文書	三	
附属書	31	
最終規定(第三十章)	30	
例外及び一般規定(第二十九章)	29	
紛争解決(第二十八章)	28	
運用及び制度に関する規定(第二十七章)	27	
透明性及び腐敗行為の防止(第二十六章)※	26	
規則の整合性(第二十五章)	25	
中小企業(第二十四章)	24	
開発(第二十三章)	23	
競争力及びビジネスの円滑化(第二十二章)	22	
協力及び能力開発(第二十一章)	21	
環境(第二十章)※	20	
労働(第十九章)	19	
知的財産(第十八章)※	18	
国有企業及び指定独占企業(第十七章)※	17	
競争政策(第十六章)※	16	

概説

1 協定の成立経緯

に至ったので、平成二十八年(二千十六年)二月四日にオークランドにおいて、これら十二箇国により、 が びメキシコが、 及びベトナムの八箇国でこの協定の交渉が開始され、 国については、 平成二十二年 (二千十年) 三月、 平成二十五年 (二千十三年) 髙鳥内閣府副大臣がこの協定に署名を行った。 オーストラリア、 七月から我が国がこの交渉に参加した。その後、 ブルネイ、チリ、 同年十月からマレーシアが、平成二十四年(二千十二年)十一月からカナダ及 ニュージーランド、ペルー、 協定の案文について最終的合意をみる シンガポール、 この協定が署名された。 アメリカ合衆国

2 協定締結の意義

地域の国々との関係が一層緊密化することが期待される。 進されることで、多様な企業、 により、 電子商取引、 この協定は、 共通化されたルールの下で安心して投資や事業展開を行うことが可能となるとともに、 国有企業、 アジア太平洋地域において、 環境等幅広い分野で新たなルールを構築するための法的枠組みについて定めるものである。 産業間の連携やイノベーションを促進し、 物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、 我が国を含めた域内全体の生産性を向上し、 新しいバリューチェー この協定の締結 ひいてはこの ンの構築が促 知的 財

産

協定の内容

この協定は、 前文、 本文三十章及び末文並びに協定の不可分の一 部を成す附属書 (各章の附属書と、 複数の章に関連するものとして

1 頭の規定及び一般的定義 (第一章)

協定の末尾に付された附属書とがある。

から成っている。

冒頭の規定 (第A節

を定める

(第 •

条)

(1)締約国は、千九百九十四年のガット第二十四条及びサー ・ビス貿易一般協定第五条の規定に従って自由貿易地域を設定すること

(2)各締約国は、 全ての締約国が締結している現行の国際協定 (世界貿易機関設立協定を含む。 との関係におい て、 他の締約国

約国は、 に対して当該各締約国が有する現行の権利及び義務を確認すること、締約国が協定の規定について当該締約国及び少なくとも一 他の締約国が締結している他の協定の規定と抵触していると認める場合において、 相互に満足すべき解決を得るために協議すること等を定める(第一・二条)。 当該締約国が要請するときは、関係する締

二 一般的定義(第B節)

協定における用語の一般的定義について定める(第一・三条)。

(三) 附属書

協定における一部の用語の締約国別の定義について定める(附属書一-A)。

内国民待遇及び物品の市場アクセス(第二章)

一定義及び適用範囲(第A節)

(1) 第二章における用語の定義について定める(第二・一条)。

第二章の規定は、 協定に別段の定めがある場合を除くほか、 締約国の物品の貿易について適用することを定める(第二・二

条)。 (2)

一内国民待遇及び物品の市場アクセス(第B節)

(1)

各締約国は、 千九百九十四年のガット第三条の規定 (その解釈に係る注釈を含む。) の例により、 他の締約国 の産品に対して

内国民待遇を与えること等を定める(第二・三条)。

(2)各締約国は、 協定に別段の定めがある場合を除くほか、原産品について、 附属書二ーDの自国の表に従って、 漸進的に関税を

撤廃すること等を定める(第二・四条)。

(3)いずれの締約国も、 特定措置の履行要求を満たすことを関税の免除の明示的又は黙示的な条件として、 新たな関税の免除の採

用等を行ってはならないこと等を定める(第二・五条)。

(4)いずれの締約国も、当該締約国の領域から他の締約国の領域に修理又は変更のために一時輸出された後当該締約国の領域に再

輸入される産品について、 その原産地のいかんにかかわらず、 関税を課してはならないこと等を定める(第二・六条)。

各締 んに かかわらず、 約国は、 他 \mathcal{O} 免税輸入を認めることを定める 締 約 玉 の領域から輸入された著しく価額の低い商品見本及び印刷された広告用資料に対し、 (第二・七条) その原産地 0

(5)

- (6)各締約国がその原産地 0 V かんにかかわらず一時免税輸入を認める産品等につい て定める (第二・ 八条)
- (7).関する自国の利益に悪影響を及ぼすおそれがあると信ずるものについて、 各締約国は、 第二章の規定の対象である事項について締約国間の連絡を円滑にするため連絡部局を指定すること、 他の締約国に対して臨時の討議を要請することがで 物品 品の貿易

きること等を定める

(第二・

九条)。

- (8)基づく場合を除くほか、 向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、千九百九十四年のガット第十一条の規定及びその解釈に係る注釈に いずれの締約国も、 協定に別段の定めがある場合を除くほか、 いかなる禁止又は制限も採用し、 又は維持してはならないこと等を定める 他の締約国の産品の輸入について、 (第二・十条) 又は他 \mathcal{O} 締 約国 \mathcal{O} 領域に仕
- (9)維持する場合には、 止 及び制限について適用することを定めるとともに、 千九百九十四年のガット第十一 当該措置を再製造品について適用してはならないことを定める(第二・十一条) 条の規定に抵触する輸入及び輸出の制限を禁止する第二・十条の規定は、 締約国は、 中古の産品の輸入を禁止し、 又は制限する措置を採用し 再製造品 の輸入の禁 又は
- (10)現 通 一報すること等を定める 元行の輸入許可手続が存在する場合には当該輸入許可手続について、 ず れの締約国 ŧ 輸入許可手続に関する協定に適合しない措置を採用し、 (第二・十二条)。 協定が自国について効力を生じた後速やかに他の締 又は維持してはならないこと、 締 約国は、 総約国に 自

玉

 \mathcal{O}

- (11)変更について、 ている出版物について ること等を定める 各締約国は、 実行可能 協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、 (第二・十三条) 書面により な限り速やかに、 他の締約国に通報すること、 遅くとも当該新たな輸出許可手続又は当該変更が効力を生じた後三十日以内に公表す その後、 輸出許可手続が存在する場合には、 自国が採用する新たな輸出許可手続又は 当該手続が 輸出許可手続 記載され
- (12)それらに関連して課する全ての手数料及び課徴金が、 各締約国は、 千九百九十四年のガット -第八条 1の規定及びその解釈に係る注釈に従い、 提供された役務の費用の概算額を限度とし、 自 国 が 輸 かつ、 入若しくは 国内 輸出 産 品 の間 につ 接的保護 て又は

- 又は輸入若しくは輸出に対する財政上の目的のための課税とならないことを確保すること等を定める(第二・十四条)。
- ずれの締約国も、 附属書二ーCに定める場合を除くほか、 (第二・十五条)。 他の締約国の領域への産品の輸出について、 関税、 租税その他の
- る(第二・十六条) 輸出及び通過に関する手続等、 各締約国が無差別に及び容易に利用可能な方法により速やかに公表する情報について定

(14)

課徴金を採用し、

又は維持してはならないこと等を定める

(13)

(15)各締約国は、 世界貿易機関の情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言の参加者でなければならないこと等を定める

農業(第C節)

(16)

物品の貿易に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第二・十八条)

- (1)第C節における用語の定義について定める(第二・十九条)。
- (2)第C節の規定の適用範囲について定める(第二・二十条)。

(3)

- るため世界貿易機関において協力すること並びに他の締約国の領域に輸出される農産品についていかなる輸出補助金も採用し、 締約国は、 農産品に関する輸出補助金を撤廃し、及び当該輸出補助金のあらゆる形態の再導入を防止するための合意を達成す
- (4)協力することを定める 締約国は、 輸出信用、 (第二・二十二条)。 輸出信用保証及び輸出信用保険の供与に関する多数国間の規律を策定するため、 世界貿易機関において

又は維持してはならないことを定める(第二・二十一条)。

- (5)達成に向けて協力することを定める(第二・二十三条) 締約国は、 世界貿易機関において、 農産品を輸出する国家貿易企業の運営及び維持に関する透明性の向上等についての合意の
- (6)料の危機的な不足を防止し、 とともに、その条件及び手続について定める(第二・二十四条)。 各締約国が、 農業協定第十二条1の規定に従うことを条件として、千九百九十四年のガット第十一条2回の規定に基づき、食 又は緩和するため、 輸出の禁止又は制限を食料について一 時的に課することができることを定める

農業貿易に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第二・二十五条)。

(7)

7

はならないことを定める

(第二・二十六条)。

- (8)原産品である締約国からの農産品は、農業協定の下でとられる特別セーフガードに基づき締約国により課される税の対象とし
- (9)国において承認されていない組換えDNAによる植物性の材料が植物又は植物性生産品の貨物に不注意によって微量に混入する ・態の発生に関連する問題に関する情報を共有するための一又は二以上の連絡部局を指定し、 締約国は、 現代のバイオテクノロジーによる生産品に関する作業部会の設置及びその任務等について定める(第二・二十七条)。 現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易に関する透明性、 協力及び情報交換の重要性を確認すること、 通報すること等を定めるととも 輸入
- 四 関税割当ての運用 (第D節)
- (1)第二・十二条の規定に従って、 各締約国は、 千九百九十四年のガット第十三条の規定(その解釈に係る注釈を含む。)、輸入許可手続に関する協定及び協定 関税割当てを実施し、 及び運用すること等を定める(第二・二十八条)。
- (2)と るもの以外に導入してはならないこと等を定める 各締約国は、 いずれの締約国も、 輸入者に対して関税割当ての数量を十分に利用する機会を与えるような方法で、 関税割当ての利用に関し、 (第二・二十九条)。 新たな又は追加の条件、 制限又は資格要件を附属書二-Dの自国の表に定め 自国の関税割当てを運用するこ
- (3)約国 るとともに、 各輸入締約国は、 扱い等について定める 一の者も、 協定が自国について効力を生ずる日における関税割当ての対象年の残存期間が十二箇月未満の場合における割当数 関税割当てに基づく割当数量の配分について申請し、 関税割当ての下でのアクセスが配分の仕組みに基づく場合には、 (第二・三十条)。 及び審査を受けることができること等を確保することを定め 自国が定める資格要件を満たすいかなる締
- (4)返納され、 締約国は、 及び再配分される仕組みを確保すること等を定める 関税割当てが配分の仕組みにより運用される場合には、 (第二・三十一条) 不使用の割当てが適時に、 かつ、 透明性のある方法により
- (5)各締約国 関税割当てが配分の仕組みにより運用される場合には配分を受けた者の氏名又は名称及び住所は公表されること、 は、 自国の関税割当ての運用について責任を有する機関を特定し、 少なくとも 0 連絡 部局を指 定 通 関税割当 報するこ

量を公に利用可能なウェブサイトにおいて公表すること等を定める(第二・三十二条)。 てが先着順により運用される場合には、 輸入締約国の運用当局は、 それぞれの関税割当てに係る消化率及び残余の利用可能な数

(五) 附属書

- (1)衆国及びベトナムによる特定の産品の輸入又は輸出に関する措置の基因となる法律、政令及び行政規則の継続、 規定に抵触する輸入及び輸出の制限を禁止する第二・十条の規定は、 びにキンバリー・プロセス認証制度に基づくダイヤモンド原石の輸入及び輸出については、 他の締約国の産品に対して内国民待遇を与えることを義務付ける第二・三条の規定並びに千九百九十四年のガット第十一条の ブルネイ、カナダ、チリ、メキシコ、ペルー、 適用しないことを定める 更新又は改正並 アメリカ合 (附属書
- (2)びに特定の産品の輸入に対し同国の政令等が定める禁止及び制限については適用しないこと等を定める(附属書二-B)。 トナムについて効力を生ずる日の後三年間は、 中古の産品の輸入を禁止し、 又は制限する措置を再製造品について適用することを禁止する第二・十一条の規定は、 再製造品の輸入を禁止し、 又は制限する同国の措置については適用しないこと並 協定がべ
- その概要は、次のとおりである。 第二・十五条の規定の例外について定める(附属書二-C)。
- (T) よりも高い額の輸出税、 マレーシアは、バラゴムノキ、 租税その他の課徴金を課してはならない。 油やしの実、 原油等百五十七品目に該当する産品について、 当該品目ごとに定める特定の額
- (1)期 間 ベトナムは、 この後、 即時撤廃か段階的撤廃か) 硫黄、 石灰、 銅鉱等四百六十九品目に該当する産品について、 に従って輸出税、 租税その他 の課徴金を撤廃する。 当該品目ごとに定める経過期間及び方法
- ・ 輸出税、租税その他の課徴金の基準税率は、品目ごとに定める。
- (I)附 「属書二-Cに産品を掲げる締約国は、 自主的に輸出税、 租税その他の課徴金の適用及びその水準を最小限にするよう努め
- (4) 各締約国の関税に係る約束について定める(附属書二-D)

る。

その概要は、次のとおりである。

(7) 品目については、その実施方法は、 ついては、 一の品目の関税の基準税率及び当該一の品目の削減のそれぞれの段階における暫定的な関税率を決定するための実施区分に 当該一 の品目ごとに各締約国の表に明示される。 当該締約国の表の付録Bに定める。 締約国の表においてセーフガード措置が適用できると特定される (第A節

(1) 作業以外の最終生産工程が行われた締約国の原産品に対する関税率を適用すること等を定める(第B節)。 特恵待遇が要求された時に他の締約国に対して同 附属書ニーDの締約国の表に別段の定めがある場合を除くほか、 一の原産品について異なる関税上の特恵待遇を適用する場合には、 輸入締約国は、 当該輸入締約国の関税率表に従って関税上 軽微な

(ウ) オーストラリアの関税率表

(i)

概要及び対象品目

経た後に関税を撤廃するものは四百十二品目、 品目数では、全六千百八十四品目のうち、 協定の発効時に関税を撤廃するものは五千七百六十四品目、 関税の一部 (従価税部分) のみを撤廃するものは八品目になる。 一定の経過期間を

農林水産品千百二十五品目の全ての品目について関税を撤廃する。 分野別 (注) では、 鉱工業品五千五十九品目のうち従価税部分のみを撤廃する八品目を除くものについて関税を撤廃し、

(注) での各類に該当する産品をいう。 をいい、鉱工業品とは、 二年一月一日に改正された統一システムの第一類から第二四類までの各類 この説明書において、 (中の日本国の関税率表を除く各国の関税率表の対象品目のうち、農林水産品とは、二千十 統一システムの第二五類から第四三類までの各類 第四五類及び第四七類から第九七類ま 第四四類及び第四六類に該当する産品

証 主要品目ごとの概要

類」、 額 (以下、このゆからゆまでの⑪に掲げる各国の表において、①「類」、「項」及び「号」とは、 (財務省貿易統計に基づく額) 「項」及び 「号」をいう。 ②品目については、 (日本国の表 (‡) (ii) 日本国から当該各国への二千十四年 については、 他の協定署名十一箇国から日本国への二千十四年一 一月から同年十二月までの輸出 統一システムにおける

記載した上で、近年の輸出入実績及び動向に鑑み我が国として重要視する品目等について関税分類番号の小さいものから順 月から同年十二月までの輸入総額(財務省貿易統計に基づく額))の八十%を超える品目について額の大きいものから順に

に記載する。)

即時関税撤廃	ほとんどは五%、一部は○	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	四 〇 · 一
即時関税撤廃	五%	貨物自動車	八七・〇四
		ものを除く。)並びに廃油	
		分を成すものに限るものとし、他の項に該当する	
		上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成	
		品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七○%以	
即時関税撤廃	0%	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製	二七・一〇
税撤廃〉			
〈新車については即時関			
率を維持)			
トラリア・ドルの基準税			
つき一二、〇〇〇オース	〈新車については五%〉		
税部分については一台に	加えたもの	項のものを除く。)	
み即時関税撤廃(非従価	〇オーストラリア・ドルを	用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二	
廃、一部は従価税部分の	%に一台につき一二、〇〇	及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは五%、一部は五	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン	八七・〇三
実施区分等	基準税率	品名	関税分類番号

			ないかを問わない。)及びサイドカー	
			助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるか	
		%	イドカー付きであるかないかを問わない。)、補	
即時関税撤廃	一部は五	ほとんどは〇%、	モーターサイクル(モペットを含むものとし、サ	八七・一一
			自動車	
即時関税撤廃		五 %	一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の	八七・〇二
			属を貼った金属製のものに限る。)	
即時関税撤廃		五 %	身辺用細貨類及びその部分品(貴金属製又は貴金	七一・一三
			い。)並びに部分品及び附属品	
			ファクシミリ(結合してあるかないかを問わな	
			するもの)、その他のプリンター、複写機及び	
		%	その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用	
即時関税撤廃	一部は五	ほとんどは〇%、	印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダー	八四·四三
廃 (注 1)				
廃、一部は段階的関税撤		%	○五項までの自動車のものに限る。)	
ほとんどは即時	一部は〇	ほとんどは五%、	部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七・	八七・〇八
			ロードローラー(自走式のものに限る。)	
			ベーター、ショベルローダー、突固め用機械及び	
			スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカ	
即時関税撤廃		○%又は五%	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、	八四·二九
		%		

即時関税撤廃	<u> </u>	項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) 魚(冷凍したものに限るものとし、第○三・○四	
		牛の肉(冷凍したものに限る。)	
		及び	01.01.
即時関税撤廃	%	- 牛の肉 (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	O O I
		他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)	
即時関税撤廃	%	医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その	九〇・一八
		デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	
廃 (注2)		しないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、	
廃、一部は段階的関税撤		信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するか	
ほとんどは即時関税撤	○%又は五%	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受	八 五 二 五
		る。)	
		ら第八七・○五項までの自動車用のものに限	
段階的関税撤廃(注1)	五 %	車体(運転室を含むものとし、第八七・○一項か	八七・〇七
		てあるかないかを問わない。)	
廃 (注 1)		するものに限るものとし、フィルターを取り付け	
廃、一部は段階的関税撤	%	並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは五%、一部は○	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン	八四・一四
廃 (注 1)			
廃、一部は段階的関税撤		ロータリーエンジンに限る。)	
ほとんどは即時関税撤	○%又は五%	ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及び	八四・〇七

即時関税撤廃	五%	チョコレートその他のココアを含有する調製食料	一八・〇六
		〈精米を含む。〉	
即時関税撤廃	%	*	一〇・〇六
		〈緑茶を含む。〉	
即時関税撤廃	%	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)	○九・○二
		〈柿を含む。〉	
即時関税撤廃	%	その他の果実(生鮮のものに限る。)	〇 八 · 一 〇
即時関税撤廃	O %	りんご、梨及びマルメロ(生鮮のものに限る。)	○八· ○八
		ものに限る。)	
即時関税撤廃	%	パパイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮の	〇八・〇七
		〈長芋を含む。〉	
		ないかを問わない。)並びにサゴやしの髄	
		切ってあるかないか又はペレット状にしてあるか	
		蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、	
	五。%	を多量に含有する根及び塊茎(生鮮のもの及び冷	
	〈長芋については○%又は	んしょその他これらに類するでん粉又はイヌリン	
即時関税撤廃	○%又は五%	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、か	〇七・一四
		で、花束用又は装飾用に適するものに限る。)	
		漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもの	
即時関税撤廃	%	切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、	○· ○· ○·
		〈ぶり、さば及びさんまを含む。〉	

	品		
1110 • 111	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マス(%	即時関税撤廃
	タードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
	〈醤油及びみそを含む。〉		
十〇・平三	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシー	五 %	ほとんどは即時関税撤
	樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリ		廃、一部は段階的関税撤
	アリルエステルその他のポリエステル(一次製品		廃 (注1)
	に限る。)		〈ポリカーボネートにつ
	〈ポリカーボネートを含む。〉		いては即時関税撤廃〉
〇二· 子三	プラスチック製のその他の板、シート、フィルは	ほとんどは五%、一部は○	ほとんどは即時関税撤
	ム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補く	%	廃、一部は段階的関税撤
	強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及	〈プラスチック製の板及び	廃(注1又は注2)
	びこれらに類する方法により他の材料と組み合わっ	フィルム(プロピレンの重	〈プラスチック製の板及
	せたものを除く。)	合体製)については五%〉	びフィルム(プロピレン
	〈プラスチック製の板及びフィルム(プロピレン		の重合体製)については
	の重合体製)を含む。〉		即時関税撤廃〉

対して行った原産品の待遇についての約束(この表における関税、関税割当て及びセーフガードの適用に関するもの)につ ストラリアの関税率表の一般的注釈)。 いて検討するため、協定がオーストラリア及び日本国について効力を生ずる日の後七年を経過する日以後に協議する(オー 日本国の要請に基づき、オーストラリア及び日本国は、市場アクセスを増大させる観点から、オーストラリアが日本国に

釈) は、 る関税、 オーストラリア及び日本国は、 な市場アクセスを供与する国際協定又はその改正の効力発生に必要とされるもの)が完了した後、 と同等の待遇を付与する観点から、 オーストラリア及び他の国又は関税地域の関連する法的手続(オーストラリアが当該他の国又は関税地域に対して特恵的 別段の合意をする場合を除くほか、 関税割当て及びセーフガードの適用に関するもの)について検討するため協議する。 原産品に対し当該国際協定において当該原産品と同じ品目に分類される産品に与えられるも オーストラリアが日本国に対して行った原産品の待遇についての約束(この表におけ 当該要請の日の後一箇月以内に協議する。 (オーストラリアの関税率表の一 オーストラリア及び日本国 日本国の要請に基づき、 般的注

(注 1) ポ \mathcal{O} ファン並びに換気用又は循環用のフード れらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。 点火内燃機関 リアリルエステルその他のポリエステル ものに限る。)、ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、 いかを問わない。 部分品及び附属品 フィルム、はく及びストリップ (往復動機関及びロータリーエンジンに限る。) の 一 (第八七・○一項から第八七・○五項までの自動車のものに限る。) の一 部、 車体 (多泡性のもの並びに補強し、 (運転室を含むものとし、 (ファンを自蔵するものに限るものとし、 (一次製品に限る。 <u></u>の 第八七・○一項から第八七・○五項までの自動車用 (T) 0) 部、 薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこ 部については、 部並びにプラスチック製のその他の板、 気体ポンプ、真空ポンプ、 フィルターを取り付けてあるか 部、 気体圧縮機及び アルキド樹脂、 ピストン式火花

年目については、 <u>-</u>%

次のとおり関税を撤廃する。

二年目については、 <u>~</u>

|年目及びそれ以降の各年については、 無税

(注2) 0) わない。 他の板、 ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、 シート、 テレビジョンカメラ、 フィルム、はく及びストリップ デジタルカメラ及びビデオカメラレコ (多泡性のもの並びに補強し、 録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問] ダーの一 薄層で被覆し又は支持物を使用 部並びにプラスチック製

__

したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。)の一部については、次のとおり関

税を撤廃する。

一年目から三年目については、五%

四年目及びそれ以降の各年については、無税

(エ) ブルネイの関税率表

(i) 概要及び対象品目

品目数では、全九千九百十六品目のうち、 協定の発効時に関税を撤廃するものは九千百十六品目、一定の経過期間を経た

後に関税を撤廃するものは八百品目になる。

分野別では、鉱工業品八千百七十二品目の全ての品目について関税を撤廃し、農林水産品千七百四十四品目の全ての品目

について関税を撤廃する。

関税分類番号	品名	基準税率	実施区分等
八七・〇三	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン	0%	即時関税撤廃
	及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送		
	用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二		
	項のものを除く。)		
五・三三	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラ ○%	%	即時関税撤廃
	グセメント、スーパーサルフェートセメントその		
	他これらに類する水硬性セメント(着色してある		
	かないか又はクリンカー状であるかないかを問わ		

			八五・〇三				七三・〇五	八七・〇								八五・四	八四・〇		八七・〇二	
	〈電動機及び発電機の部分品を含む。〉	又は主として使用する部分品	三 第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら	を超えるものに限る。)	が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメート	合その他これらに類する接合をしたもの。横断	鉄鋼製のその他の管(例えば、溶接、リベット	四貨物自動車	ないかを問わない。)	んであるかないか又は接続子を取り付けてある	から成るものに限るものとし、電気導体を組み込	ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバ	を取り付けてあるかないかを問わない。)及び	酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続	む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は	四 電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含	六 蒸気タービン	自動車	一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用	ない。)
			<u>\$</u>		ル	面	接	%		か	込	1	光	子	は ⁽ %	含 ほとんどは二〇%、一部は	%		∅%	
卩			即時関税撤廃				即時関税撤廃	即時関税撤廃							関税撤廃(注1)	即時関税撤廃又は段階的	即時関税撤廃		即時関税撤廃	

しょその他これらに類するでん粉又はイヌリンッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、か
あるかないかを問わない。
に限る。)
(すいかを含む。)(生鮮の
ものに限る。
たものに限る。
継手(例えば、
(硬質ゴム
のを除く。)

	を多量に含有する根及び塊茎(生鮮のもの及び冷	
	蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、	
	切ってあるかないか又はペレット状にしてあるか	
	ないかを問わない。)並びにサゴやしの髄	
	〈長芋を含む。〉	
○六・○三	切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、 〇%	即時関税撤廃
	漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもの	
	で、花束用又は装飾用に適するものに限る。)	
○ <u>:</u> · ○ <u>:</u> :	魚(冷凍したものに限るものとし、第○三・○四 ○%	即時関税撤廃
	項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	
	〈ぶり、さば及びさんまを含む。〉	
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料 ○%	即時関税撤廃
	THE STATE OF THE S	
 	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マス 〇%	即時関税撤廃
	タードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
	〈醤油及びみそを含む。〉	

(注 1) るかないかを問わない。)の一部については、次のとおり関税を撤廃する。 被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあ をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光ファイバーケーブル(個々に 電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は酸化被膜処理

一八

一年目から三年目までの各年については、二十%

四年目及び五年目については、十五%

六年目については、十%

七年目及びそれ以降の各年については、無税

(注2) 茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)のほとんどについては、次のとおり関税を撤廃する。 年目から五年目までの各年については、一キログラムにつき二十二ブルネイ・セント

六年目については、一キログラムにつき十ブルネイ・セント

七年目及びそれ以降の各年については、無税

オ カナダの関税率表

(i) 概要及び対象品目 品目数では、全七千二百八十二品目のうち、日本国からの原産品について、協定の発効時に関税を撤廃するものは六千八

百五十品目、 一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは三百三十五品目、 関税割当ての対象となるものは九十七品目

になる。

し、農林水産品千七百五十二品目のうち九十五品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについて 分野別では、 日本国からの原産品に関しては、 鉱工業品五千五百三十品目のうち二品目を除くものについて関税を撤廃

主要品目ごとの概要

は、

関税割当ての設定により対応する。

	八七・〇三	関税分類番号
及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送 は〇%	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン ほとんどは六・一%、	品名
は () ()	ほとんどは六・一%、一部	基準税率
廃(注1)、一部は即時	ほとんどは段階的関税撤	実施区分等

		助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるか	
		2.	
即時関税撤廃	%	モーターサイクル(モペットを含むものとし、サ	八七・一一
		ロードローラー(自走式のものに限る。)	
		ベーター、ショベルローダー、突固め用機械及び	
		スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカ	
即時関税撤廃	%	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、	八四・二九
関税撤廃(四年目)			
即時関税撤廃又は段階的	〇%、六・五%又は七%	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	四 · 一
		部分品を含む。〉	
		〈飛行機用のプロペラ及び回転翼並びにこれらの	
		品のものに限る。)	
即時関税撤廃	%	部分品(第八八・○一項又は第八八・○二項の物	八八・〇三
	六%〉		
	ションについては〇%又は		
	ギヤボックス及びサスペン	含む。〉	
	んどは六%、一部は〇%、	〈バンパー、ギヤボックス及びサスペンションを	
	〈バンパーについてはほと	○五項までの自動車のものに限る。)	
即時関税撤廃	〇%、六%等	部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七・	八七・〇八
		項のものを除く。)	
関税撤廃		用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二	

		軌道の線路用のものに限る。)	
		専ら使用するもの(鉄鋼製の建設資材で鉄道又は	
		タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに	
		さび、ソールプレート、レールクリップ、床板、	
		のに限る。)並びに枕木、継目板、座鉄、座鉄く	
		(鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のも	
		レール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分	
即時関税撤廃	○%又は六・五%	レール、ガードレール、ラックレール及びトング	七三・〇二
即時関税撤廃	O %	玉軸受及びころ軸受	八四・八二
		デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	
		しないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、	
		信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するか	
即時関税撤廃	0%	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受	八五 ·二五
	%		
即時関税撤廃	はとんどは○%、一緒は五	自動調整機器	九〇・三二
	三・五%又は六%	ロータリーエンジンに限る。)	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は	ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及び	八四・〇七
廃(六年目)			
廃、一部は段階的関税撤		< ° ∵	
ほとんどは即時関税撤	○%、六%又は六・一%	トラクター(第八七・○九項のトラクターを除	八七・〇一
		ないかを問わない。)及びサイドカー	

即時関税撤廃	%	トランスフォーマー、スタティックコンバーター	八五・〇四
即時関税撤廃	%	るものとし、鋳鉄製のものを除く。) 鉄鋼製の管及び中空の形材 (継目なしのものに限	七三・〇四
		ファーマシン	
		ものに限る。)及びマルチステーショントランス	
	%	ストラクションマシン(シングルステーションの	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は六	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコン	八四・五七
		の接続子	
		たものを含む。) 用又は光ファイバーケーブル用	
		以下のものに限る。)及び光ファイバー(束にし	
		接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト	
		器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の	
	二・五%又は三%	えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例	八五・三六
		を超えるものに限る。)	
		が円形のもので、外径が四○六・四ミリメートル	
		合その他これらに類する接合をしたもの。横断面	
即時関税撤廃	O %	鉄鋼製のその他の管(例えば、溶接、リベット接	七三・〇五
廃			
目)、一部は即時関税撤			
廃(六年目又は一一年	は〇%		

<u> </u>	率とする。)、二三八%		
	より高いときは当該従量税		
<u> </u>	カナダ・セントの従量税率		
八	キログラムにつき九・四八		
	きは当該従量税率とし、一		
と 注2)	ントの従量税率より低いと		
セ年目)又は関税割当て	につき四・七四カナダ・セ	に限る。)	
税撤廃(六年目又は一一	%(その率が一キログラム	のもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	
五 即時関税撤廃、段階的関	〇%、四%、四·五%、五	肉及び食用のくず肉で、第○一・○五項の家きん	〇 二 ・ 〇 七
		牛の肉(冷凍したものに限る。)	
関税撤廃(六年目)		及び	01.01.
即時関税撤廃又は段階的	〇%又は二六・五%	牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	O O
	%又は九・五%	タービン	
土 即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は五	ターボジェット、ターボプロペラその他のガス	八 四 · 一 一
		びロータリーコンバーター	
即時関税撤廃	〇%又は六%	発電機(原動機とセットにしたものに限る。)及	八五・〇二
		する種類のものに限る。)	
		パー及び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用	
	六・五%	項の物品を除く。)、ウインドスクリーンワイ	
は 即時関税撤廃	〇%、五・五%、六%又は	電気式の照明用又は信号用の機器(第八五・三九	八 五 ・ 一 二
		(例えば、整流器)及びインダクター	

	キログラムにつき二・八二%、二四三%(その率が一		
当て (注4)	二カナダ・セント、六・五	砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)	
即時関税撤廃又は関税割	一キログラムにつき三・三	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は	〇 四 · 〇 二
	いときは、当該従量税率)		
	ダ・ドルの従量税率より低		
	グラムにつき二・四八カナ		
	二・五%(その率が一キロ		
	当該従量税率)又は二九		
	従量税率より低いときは、		
	三四・五〇カナダ・ドルの		
当て (注3)	率が一〇〇リットルにつき	砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	
即時関税撤廃又は関税割	七・五%、二四一%(その	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は	〇 四 • 〇 一
	ついては〇%〉		
	〈ぶり、さば及びさんまに	〈ぶり、さば及びさんまを含む。〉	
	%	項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	
即時関税撤廃	ほとんどは〇%、一部は三	魚 (冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四	○ <u>=</u> · ○ <u>=</u>
	は、当該従量税率)等		
	の従量税率より低いとき		
	つき一・六七カナダ・ドル		
	(その率が一キログラムに		

即時関税撤廃	○%、六%、六·五%等	切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、	〇六·〇三
		S ∘)	
		糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わな	
	等	保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂	
当て (注7)	つき六・一二カナダ・ドル	燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他	
即時関税撤廃又は関税割	八・五%、一キログラムに	殻付きでない鳥卵及び卵黄(生鮮のもの及び乾	
	等		
	いときは、当該従量税率)		
	ダ・ドルの従量税率より低		
	グラムにつき四・五二カナ		
	五・五%(その率が一キロ		
当て (注6)	二カナダ・セント、二四		
即時関税撤廃又は関税割	一キログラムにつき三・三	チーズ及びカード	
	きは、当該従量税率)等		
	ドルの従量税率より低いと		
	ムにつき二・八八カナダ・		
当て (注5)	五%(その率が一キログラ	スプレッド	
即時関税撤廃又は関税割	七%、七・五%、二七四・	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリー	〇 四 · 〇 五
	率)等		
	り低いときは、当該従量税		
	カナダ・ドルの従量税率よ		

	\cap		\cap
〇 八 ·	〇 八 ·	〇 八 •	〇 七 ·
_ O	〇 八	〇 七	— 四
〈柿を含む。〉	りんご、梨及びマルメロ(生鮮のものに限る。)	ものに限る。)	漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもの
いときは、当該従価税率) おナダ・セント (その率が カナダ・セント (その率が での での での での での での での でん	○%、八・五%、一キログ ○%、八・五%、一キログ が・セント(その率が八% が価税率より低いとき は、当該従価税率より低いとき	%	○%又は九・五% 〈長芋については○%又は
即時関税撤廃	即時関税撤廃	即時関税撤廃	即時関税撤廃

即時関税撤廃	ほとんどは六・五%、一部	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調	三三・○四
	二・二八カナダ・セント〉		
	コールーリットルにつきー		
	〈焼酎については純アル	〈焼酎を含む。〉	
	ダ・セント等	酒、リキュールその他のアルコール飲料	
	トルにつき一二・二八カナ	コール分が八○%未満のものに限る。)及び蒸留	
即時関税撤廃	〇%、純アルコールーリッ	エチルアルコール(変性させてないものでアル	三・〇八
	セント〉	〈清酒を含む。〉	
	ルにつき七・七八カナダ・	当するものを除く。)	
	〈清酒については一リット	飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該	
	八・一六カナダ・セント等	ミード)並びに発酵酒とアルコールを含有しない	
即時関税撤廃	三%、一リットルにつき二	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及び	三・○六
	九・五%〉	〈醬油及びみそを含む。〉	
	(醤油及びみそについては	タードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
即時関税撤廃	三%、八%、九・五%等	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マス	· O =
(注8)			
廃、一部は関税割当て		品	
ほとんどは即時関税撤	○%、五%、六%等	チョコレートその他のココアを含有する調製食料	一八・〇六
		〈緑茶を含む。〉	
即時関税撤廃	%	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)	〇九・〇二
	〈柿については〇%〉		

即時関税撤廃	○%又は二・五%	眼鏡のフレーム及びその部分品	九〇・〇三
田)		自動車	
段階的関税撤廃(一一年	六 · %	一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の	八七・〇二
		気式のものを除く。)	
		除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電	
		るかないかを問わないものとし、家庭用のものを	
		一四項の電気炉及びその他の機器を除く。)であ	
		学用のものを含み、電気加熱式のもの(第八五・	
		変化による方法により材料を処理する機器(理化	
	六・五 %	蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、	八四・一九
		び化粧用品(磁器製のものを除く。)	
即時関税撤廃	○%、四・五%又は七%	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及	六九・一二
	又は七%	び化粧用品	
即時関税撤廃	〇%、四·五%、五·五%	磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及	六九・一一
	一七%〉	〈タオルの一部を含む。〉	
	〈タオルの一部については	ン及びキッチンリネン	
即時関税撤廃	場%、一人%等	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネ	六三・〇二
		ペディキュア用の調製品	
		のとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又は	
	は〇%	製品(日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むも	

め、 品 の待遇についての約束 日 協定がカナダ及び日本国について効力を生ずる日の後七年を経過する日以後に協議する(カナダの関税率表の一般的注 本国の要請に基づき、 (この表における関税、 カナダ及び日本国は、 市場アクセスを増大させる観点から、カナダが日本国に対して行った原産 関税割当て及びセーフガードの適用に関するもの)について検討するた

釈)

観点から、 は、 供与する国際協定又はその改正の効力発生に必要とされるもの)が完了した後、 請 ドの適用に関するもの)について検討するため協議する。 の日の後一箇月以内に協議する。 カナダ及び他の国又は関税地域の関連する法的手続(カナダが当該他の国又は関税地域に対して特恵的な市場アクセスを 原産品に対し当該国際協定において当該原産品と同じ品目に分類される産品に与えられるものと同等の待遇を付与する カナダが日本国に対して行った原産品の待遇についての約束(この表における関税: (カナダの関税率表の一般的注釈) カナダ及び日本国は、 日本国の要請に基づき、カナダ及び日本国 別段の合意をする場合を除くほか、 関税割当て及びセーフガー

(注 1) ŧ のに限るものとし、第八七・○二項のものを除く。)の一部については、次のとおり関税を撤廃する。 乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計した

一年目については、五・五%

二年目については、五・〇%

三年目については、二・五%

四年目については、二・〇%

五年目及びそれ以降の各年については、無税

(注2) 全ての締約国からの原産品である鶏の肉であって協定に基づき関税割当てが設定されるものの合計割当数量は、

各年につき次のとおりとする(付録A)。

一年目については、三千九百十七メートル・トン

四年目については、 十九年目及びそれ以降の各年については、二万六千七百四十五メートル・トン 十六年目については、二万五千九百五十九メートル・トン 十五年目については、二万五千七百二メートル・トン 十四年目については、二万五千四百四十七メートル・トン 十二年目については、二万四千九百四十六メートル・トン 十年目については、二万四千四百五十四メートル・トン 九年目については、二万四千二百十二メートル・トン 八年目については、二万三千九百七十二メートル・トン 七年目については、二万三千七百三十五メートル・トン 五年目については、 三年目については、 二年目については、七千八百三十三メートル・トン 十八年目については、二万六千四百八十メートル・トン 十七年目については、二万六千二百十八メートル・トン 十三年目については、二万五千百九十五メートル・トン 十一年目については、二万四千六百九十九メートル・トン 六年目については、 二万三千五百メートル・トン 一万五千六百六十七メートル・トン 一万千七百五十メートル・トン 一万九千五百八十三メートル・トン

(注3) 各年につき次のとおりとする(付録A)。 全ての締約国からの原産品であるミルクであって協定に基づき関税割当てが設定されるものの合計割当数量は

枠内税率は、無税とする。枠外税率は、実行最恵国税率とする。

年目については、一方云さ、京京マーごと・・・・・年目については、八千三百三十三メートル・トン

二年目については、一万六千六百六十七メートル・トン

三年目については、二万五千メートル・トン

四年目については、三万三千三百三十三メートル・トン

五年目については、四万千六百六十七メートル・トン

六年目については、五万メートル・トン

七年目については、五万五百メートル・トン

八年目については、五万千五メートル・トン

九年目については、五万千五百十五メートル・トン

十年目については、五万二千三十メートル・トン

十一年目については、五万二千五百五十一メートル・トン

十二年目については、五万三千七十六メートル・トン

十三年目については、五万三千六百七メートル・トン

十四年目については、五万四千百四十三メートル・トン

十五年目については、五万四千六百八十四メートル・トン

十六年目については、五万五千二百三十一メートル・トン

十七年目については、五万五千七百八十三メートル・トン

十八年目については、五万六千三百四十一メートル・トン

十九年目及びそれ以降の各年については、五万六千九百五メートル・トン

枠内税率は、無税とする。枠外税率は、実行最恵国税率とする。

(注 4) 全ての締約国からの原産品である脱脂粉乳であって協定に基づき関税割当てが設定されるものの合計割当数量

は、各年につき次のとおりとする(付録A)。

一年目については、千二百五十メートル・トン

二年目については、二千五百メートル・トン

三年目については、三千七百五十メートル・トン

四年目については、五千メートル・トン

五年目については、六千二百五十メートル・トン

六年目については、七千五百メートル・トン

八年目については、七千九百五十七メートル・トン七年目については、七千七百二十五メートル・トン

九年目については、八千百九十五メートル・トン

十年目については、八千四百四十一メートル・トン

十二年目については、八千九百五十五メートル・トン十一年目については、八千六百九十五メートル・トン

十三年目については、九千二百二十四メートル・トン

十四年目については、九千五百一メートル・トン

十五年目については、九千七百八十六メートル・トン

十七年目については、一万三百八十二メートル・トン十六年目については、一万七十九メートル・トン

十八年目については、一万六百九十三メートル・トン

枠内税率は、無税とする。枠外税率は、実行最恵国税率とする。十九年目及びそれ以降の各年については、一万千十四メートル・トン

(注5) 全ての締約国からの原産品であるバターであって協定に基づき関税割当てが設定されるものの合計割当数量は、

各年につき次のとおりとする(付録A)。

年目については、七百五十メートル・トン

二年目については、 千五百メートル・トン

三年目については、二千二百五十メートル・トン

四年目については、三千メートル・トン

五年目については、三千七百五十メートル・トン

六年目については、 四千五百メートル・トン

七年目については、 四千五百四十五メートル・トン

八年目については、 四千五百九十メートル・トン

十年目については、四千六百八十三メートル・トン

四千六百三十六メートル・トン

九年目については、

十一年目については、 四千七百三十メートル・トン

十二年目については、 四千七百七十七メートル・トン

十三年目については、 四千八百二十五メートル・トン

十四年目については、 四千八百七十三メートル・トン

十五年目については、 四千九百二十二メートル・トン

十六年目については、 四千九百七十一メートル・トン

十七年目については、五千二十一メートル・トン

十八年目については、 五千七十一メートル・トン

十九年目及びそれ以降の各年については、五千百二十一メートル・トン

枠内税率は、無税とする。枠外税率は、実行最恵国税率とする。

(注6) 割当数量は、 全ての締約国からの原産品である全ての種類のチーズであって協定に基づき関税割当てが設定されるものの合計 各年につき次のとおりとする(付録A)。

一年目については、六百四メートル・トン

二年目については、千二百八メートル・トン

三年目については、千八百十三メートル・トン

四年目については、二千四百十七メートル・トン

五年目については、三千二十一メートル・トン

六年目については、三千六百二十五メートル・トン

七年目については、三千六百六十一メートル・トン

八年目については、三千六百九十八メートル・トン

九年目については、三千七百三十五メートル・トン

十年目については、三千七百七十二メートル・トン

十一年目については、三千八百十メートル・トン

十三年目については、三千八百八十六メートル・トン十二年目については、三千八百四十八メートル・トン

十四年目については、三千九百二十五メートル・トン

十五年目については、三千九百六十五メートル・トン

十六年目については、四千四メートル・トン

十七年目については、四千四十四メートル・トン

十八年目については、四千八十五メートル・トン

十九年目及びそれ以降の各年については、四千百二十六メートル・トン

枠内税率は、無税とする。枠外税率は、実行最恵国税率とする。

(注7) 全ての締約国からの原産品である卵であって協定に基づき関税割当てが設定されるものの合計割当数量は、 各年

につき次のとおりとする(付録A)。

一年目については、二百七十八万三千三百三十三ダース

二年目については、五百五十六万六千六百六十七ダース

三年目については、八百三十五万ダース

四年目については、千百十三万三千三百三十三ダース

五年目については、千三百九十一万六千六百六十七ダース

六年目については、千六百七十万ダース

七年目については、千六百八十六万七千ダース

八年目については、千七百三万五千六百七十ダース

九年目については、千七百二十万六千二十七ダース

十年目については、千七百三十七万八千八十七ダース

十一年目については、千七百五十五万千八百六十八ダース

十二年目については、千七百七十二万七千三百八十七ダース

十三年目については、千七百九十万四千六百六十ダース

十四年目については、千八百八万三千七百七ダース

十五年目については、千八百二十六万四千五百四十四ダース

十六年目については、千八百四十四万七千百八十九ダース

十七年目については、千八百六十三万千六百六十一ダース

十八年目については、千八百八十一万七千九百七十八ダース

十九年目及びそれ以降の各年については、千九百万六千百五十八ダース

枠内税率は、無税とする。枠外税率は、実行最恵国税率とする

(注8) 全ての締約国からの原産品であるアイスクリーム及び混合物であって協定に基づき関税割当てが設定されるもの

の合計割当数量は、各年につき次のとおりとする(付録A)。

年目については、千メートル・トン

二年目については、千十メートル・トン

三年目については、千二十メートル・トン

四年目については、千三十メートル・トン

五年目については、千四十一メートル・トン

六年目については、千五十一メートル・トン

七年目については、千六十二メートル・トン

八年目については、千七十二メートル・トン

九年目については、千八十三メートル・トン

十年目については、千九十四メートル・トン

十一年目については、千百五メートル・トン

十二年目については、千百十六メートル・トン

十三年目については、千百二十七メートル・トン

十四年目及びそれ以降の各年については、千百三十八メートル・トン十三年目にていてに、千百二十七メートル・トン

枠内税率は、無税とする。枠外税率は、実行最恵国税率とする。

(iii) 全ての締約国からの原産品であるミルク、クリーム、脱脂粉乳、チーズ、 鶏の肉等計約百品目の農産品について、 カナダ

が協定に基づき運用する関税割当てについて定める(付録A)。

☆ 自動車の貿易に関する日本国とカナダとの間の付録(付録D)

(日本国の関税率表の付録D-2と同一。)

(カ) チリの関税率表

(i) 概要及び対象品目

共和国との間の協定 百十四品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは三百三十品目、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ 品目数では、全七千七百八十五品目のうち、 (以下「日・チリ経済連携協定」という。)において規定される関税率を適用するものは四十一品目に 日本国からの原産品について、協定の発効時に関税を撤廃するものは七千四

撤廃する。

産品二千百七品目のうち日・チリ経済連携協定において規定される関税率を適用する四十一品目を除くものについて関税を

日本国からの原産品に関しては、鉱工業品五千六百七十八品目の全ての品目について関税を撤廃し、

農林水

なる。

分野別では、

⑪ 主要品目ごとの概要

		品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以	
即時関税撤廃	六 %	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製	二七・一〇
		項のものを除く。)	
		用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二	
		及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送	
即時関税撤廃	六 %	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン 六%	八七・〇三
実施区分等	基準税率	品名	関税分類番号

		○五項までの自動車のものに限る。)	
即時関税撤廃	六%	部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七・	八七・〇八
		用の機器を装備したその他の作業トラック	
即時関税撤廃	六 %	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い	八四・二七
		蒸気原動機用復水器	
		ザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器)及び	
		ボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイ	
即時関税撤廃	六 %	補助機器(第八四・○二項又は第八四・○三項の	八四・〇四
		したものを除く。)	
時関税撤廃		に限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆	
廃(八年目)、一部は即		をしたもので幅が六○○ミリメートル以上のもの	
ほとんどは段階的関税撤	六 %	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延	七二・〇八
		く。)及び過熱水ボイラー	
		きるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除	
即時関税撤廃	六 %	蒸気発生ボイラー(低圧蒸気も発生することがで	八四・〇二
即時関税撤廃	六 %	蒸気タービン	八四・〇六
即時関税撤廃	六 %	貨物自動車	八七・〇四
即時関税撤廃	六%	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	旦〇・一一
		ものを除く。)並びに廃油	
		分を成すものに限るものとし、他の項に該当する	
		上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成	

		〈柿を含む。〉	
即時関税撤廃	六 %	その他の果実(生鮮のものに限る。)	〇 八 · 一 〇
即時関税撤廃	六 %	りんご、梨及びマルメロ(生鮮のものに限る。)	〇 八 · 〇 八
		ものに限る。)	
即時関税撤廃	六 %	パパイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮の	〇八・〇七
		〈長芋を含む。〉	
		ないかを問わない。)並びにサゴやしの髄	
		切ってあるかないか又はペレット状にしてあるか	
		蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、	
		を多量に含有する根及び塊茎(生鮮のもの及び冷	
		んしょその他これらに類するでん粉又はイヌリン	
即時関税撤廃	六 %	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、か	〇七・一四
		で、花束用又は装飾用に適するものに限る。)	
		漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもの	
即時関税撤廃	六 %	切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、	○六・○三
		〈ぶり、さば及びさんまを含む。〉	
		項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	
即時関税撤廃	六 %	魚(冷凍したものに限るものとし、第○三・○四	○ <u>=</u> · ○ <u>=</u> .
		牛の肉(冷凍したものに限る。)	
		及び	0 0
即時関税撤廃	六 %	- 牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	010

	調	
即時関税撤廃	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マス 六%	
	н	
即時関税撤廃	チョコレートその他のココアを含有する調製食料 六%	一八・〇六
	〈緑茶を含む。〉	
即時関税撤廃	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)	○九・○二

5 産品に対し当該国際協定において当該原産品と同じ品目に分類される産品に与えられるものと同等の待遇を付与する観点か する国際協定又はその改正の効力発生に必要とされるもの)が完了した後、日本国の要請に基づき、 定がチリ及び日本国について効力を生ずる日の後七年を経過する日以後に協議する(チリの関税率表の一般的注釈)。 に関するもの)について検討するため協議する。 待遇についての約束(この表における関税、 チリ及び他の国又は関税地域の関連する法的手続 日本国の要請に基づき、チリ及び日本国は、 チリが日本国に対して行った原産品の待遇についての約束 (この表における関税) 関税割当て及びセーフガードの適用に関するもの) 市場アクセスを増大させる観点から、チリが日本国に対して行った原産品の チリ及び日本国は、 (チリが当該他の国又は関税地域に対して特恵的な市場アクセスを供与 別段の合意をする場合を除くほか、 関税割当て及びセーフガードの適用 について検討するため、 チリ及び日本国は、 当該要請の日

(‡) 日本国の関税率表

箇月以内に協議する。

(チリの関税率表の一

般的注釈

の後

原

協

(i) 概要及び対象品目

を経た後に関税を撤廃するものは千百一品目、 品目数では、全九千三百二十一品目のうち、 その他のもの 協定の発効時に関税を撤廃するものは七千七百六十一品目、 (関税の引下げ、 関税割当ての設定又は実行最恵国税率) 定の経過期間 は四

百五十九品目になる。

撤廃が困難なものについては、 分野別では、農林水産品(注)二千五百九十四品目のうち、四百五十九品目を除くものについて関税を撤廃する。 関税の引下げ、 関税割当て等で対応する。その他の六千七百二十七品目については、全て関 関税の

税を撤廃する。

(注) 日本国の関税率表の対象品目のうち、 農林水産品とは、農林水産省が所管する品目をいう。

(i) 主要品目ごとの概要

	ı		
関税分類番号	品名	基準税率	実施区分等
二七・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素	ほとんどは○%、一部は	即時関税撤廃
		四・一%又は一メートル・	
		トンにつき六二四円	
七・〇	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃	ほとんどは○%、一部は	即時関税撤廃
	料で石炭から製造したもの	三·九%	
114(•01	鉄鉱(精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。)	0%	即時関税撤廃
11长・〇川	銅鉱(精鉱を含む。)	0%	即時関税撤廃
八五・四二	集積回路	0%	即時関税撤廃
二七・一〇	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製	〇%、三・三%、三・九	ほとんどは即時関税撤
	品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七○%以	%、一キロリットルにつき	廃、一部は段階的関税撤
	上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成	四〇五円、一キロリットル	廃(一一年目)
	分を成すものに限るものとし、他の項に該当する	につき一、○五六円等	
	ものを除く。)並びに廃油		

			九			11											<u>_</u>		11	_
	$\bigcirc 1 - \bigcirc 1 $		八一八			八八・〇二					一 ○ · ○ 五								八四・一一	二七・〇九
に限る。)	豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)	医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その	打上げ用ロケット	機)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び	その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行					とうもろこし	六項の物品を除く。)	第三○・○二項、第三○・○五項又は第三○・○	の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、	皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用	療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経	医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治	タービン	ターボジェット、ターボプロペラその他のガス	石油及び歴青油(原油に限る。)
つき三六一円、一キログラ	四・三%、一キログラムに		%			○ %	一キログラムにつき九円	きは、当該従量税率)又は	二円の従量税率より低いと	率が一キログラムにつき一	○%、三%、五○%(その						0%		0%	%
階的関税撤廃(注2)等	関税引下げ(注1)、段		即時関税撤廃			即時関税撤廃				恵国税率	即時関税撤廃又は実行最						即時関税撤廃		即時関税撤廃	即時関税撤廃

即時関税撤廃	○%又は四・八%	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含	八五 四 四
		び第八五・二八項の送受信機器を除く。)	
		四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項及	
		ク(WAN))用の通信機器を含む。)(第八	
		トワーク(LAN)又はワイドエリアネットワー	
		線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネッ	
		他のデータを送受信するものに限るものとし、有	
		話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その	
即時関税撤廃	%	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電	八五・一七
	つき五五円		
	る。)又は一キログラムに		
	となることを条件とす		
	%(前記の輸入差益の対象		
	とを条件とする。)、二〇		
5)、実行最恵国税率等	た輸入差益の対象となるこ		
3)、関税割当て	定の日本国の譲許表に従っ		
輸入差益引下げ	○%(世界貿易機関設立協	小麦及びメスリン	- - - -
	の差額等		
あり(注14))	基準輸入価格と課税価格と		
セーフガード措置の適	ログラムにつき枝肉に係る		
(一部については農産	ムにつき四八二円又は一キ		

		状又は小片状の木材	
		あるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ	
		レット状その他これらに類する形状に凝結させて	
即時関税撤廃	%	のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペ	
		部分品を含む。〉	
		〈飛行機用のプロペラ及び回転翼並びにこれらの	
		品のものに限る。)	
即時関税撤廃	%	部分品(第八八・○一項又は第八八・○二項の物	八八・〇三
即時関税撤廃	%	アルミニウムの塊	七六・〇一
		除く。)	
		データを処理する機械(他の項に該当するものを	
		タ媒体に符号化して転記する機械及び符号化した	
		並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデー	
即時関税撤廃	%	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット	八四・七一
		ないかを問わない。)	
		んであるかないか又は接続子を取り付けてあるか	
		から成るものに限るものとし、電気導体を組み込	
		ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバー	
		を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光	
		酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子	
		む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は	

		腸帯を含む。)、補聴器その他器官の欠損又は不	
即時関税撤廃	%	整形外科用機器(松葉づえ、外科用ベルト及び脱	九〇・二一
即時関税撤廃	%	大豆(割ってあるかないかを問わない。)	
等)			
廃(六年目、一一年目			
廃、一部は段階的関税撤	は六%、一〇%等	項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは三・五%、一部	魚(冷凍したものに限るものとし、第○三・○四	○ <u>=</u> · ○ <u>=</u> .
		注9Cの機器並びに部分品及び附属品	
		製造に専ら又は主として使用する機器、この類の	
		ス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの	
即時関税撤廃	%	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイ	八四·八六
あり (注13))			
セーフガード措置の適用			
(一部については農産品			
関税引下げ (注4)	三八・五%	牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	○ - - -
		く。)その他これらに類する物品	
		並びにワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除	
		法により得たものであるかないかを問わない。)	
		(変性したものであるかないか又は生物工学的方	
		の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品	
即時関税撤廃	%	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物	<u>=</u> 0 · 0 · 1

あり(注16))			
セーフガード措置の適用			
(一部については林産品			
廃)			
で、一六年目に関税撤			
その税率を維持した上			
で削減し、一五年目まで			
日に基準税率の五〇%ま			
国について効力を生ずる		٧٠ •	
的関税撤廃(協定が日本		又は縦継ぎしたものであるかないかを問わな	
廃(一一年目)又は段階		のに限るものとし、かんながけし、やすりがけし	
廃、一部は段階的関税撤	四・八%又は六%	ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるも	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは○%、一部は	木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剝	四四・〇七
即時関税撤廃	O %	菜種(割ってあるかないかを問わない。)	一 二 ・ 〇 五
あり (注13))			
セーフガード措置の適用			
(一部については農産品			
関税引下げ(注4)	⊗田・ブニ	牛の肉(冷凍したものに限る。)	$\bigcirc 11 \cdot \bigcirc 11$
		び副木その他の骨折治療具	
		て使用するものに限る。)、人造の人体の部分及	
		全を補う機器(着用し、携帯し又は人体内に埋め	

	-4	かを問わない。) 並びにこれらのハロゲン化誘導	
	`	ケトンペルオキシド(化学的に単一であるかない	
		コールペルオキシド、エーテルペルオキシド及び	
	は〇%、三・四%等	ノール、エーテルアルコールフェノール、アル	
即時関税撤廃	ほとんどは三・一%、一部	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェ	二九・〇九
		項のものを除く。)	
		用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二	
	~	及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送	
即時関税撤廃	%	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン	八七・〇三
		〈バンパー及びその部分品を含む。〉	
		○五項までの自動車のものに限る。)	
即時関税撤廃	%	部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七・	八七・〇八
		電結晶素子	
	/	問わない。)を含む。)、発光ダイオード及び圧	
		池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを	
	72	る半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電	
即時関税撤廃	%	ダイオード、トランジスターその他これらに類す	八 五 · 四 一
钟)			
廃(六年目、一一年目		んであるかないかを問わない。)	
廃、一部は段階的関税撤	は六%、一〇%等	又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは三・五%、一部	魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し	

	体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニト		
	ロソ化誘導体		
二八・〇四	水素、希ガスその他の非金属元素	○%、三・三%又は三・九	即時関税撤廃
		%	
	木材(粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材	はいんいは○%、一部は	即時関税撤廃
	を剝いであるかないか又は粗く角にしてあるかな	三• 五%	
	いかを問わない。)		
九〇・三一	測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当	%	即時関税撤廃
	するものを除く。)及び輪郭投影機		
四 四 · 一 二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層	ほとんどは六%、一部は	ほとんどは段階的関税撤廃
	木材	八・五%又は一〇%	(一一年目又は一六年
			目)、一部は段階的関税
			撤廃(協定が日本国につ
			いて効力を生ずる日に基
			準税率の五○%まで削減
			し、一五年目までその税
			率を維持した上で、一六
			年目に関税撤廃)又は即
			時関税撤廃
			(一部については林産品
			セーフガード措置の適用
•			•

		するものに限る。	
		びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適	
		水漬けしたものであるかないかを問わない。)並	
		甲殼類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩	
		い。)、蒸気又は水煮による調理をした殼付きの	
		際に加熱による調理をしてあるかないかを問わな	
		かないか又はくん製する前に若しくはくん製する	
		わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてある	
廃(一一年目)		のに限るものとし、殼を除いてあるかないかを問	
廃、一部は段階的関税撤	% 等	し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたも	
五ほとんどは即時関税撤	一%、四%、四•八%、	甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵	〇三・〇六
12 等			
関税割当て(注11又は注			
関税撤廃(一六年目)、	等		
○% 実行最恵国税率、段階的	○%、二九·八%、四○	チーズ及びカード	〇四・〇六
		るかしないかを問わない。)	
		はビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵す	
		ン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しく	
		機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョ	
即時関税撤廃	%	モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像	八五・二八
あり(注16))			

<u>し</u> 丘・ 旦三	一直気後帯(国自り後もどすするようのこ艮るようのと一)ん	叩寺曷兑敦 窰
	類の他の項に該当するものを除く。)	;
一 二 一 四	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜 ○%	即時関税撤廃
	類、飼料用の乾草、ルーサン(アルファルファ)、	
	クローバー、セインホイン、飼料用のケール、	
	ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植	
	物(ペレット状にしてあるかないかを問わな	
	V°)	
八四・八一	コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及 〇%	即時関税撤廃
	び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タ	
	ンクその他これらに類する物品用のものに限	
	る。)	
七一・一二	金属のくず(貴金属又は貴金属を貼ったものに限 〇%	即時関税撤廃
	る。)及び主として貴金属の回収に使用する種類	
	のその他のくず(貴金属又はその化合物を含有す	
	るものに限る。)	
四七・〇三	化学木材パルプ(ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ ○%	即時関税撤廃
	(クラフトパルプ) に限るものとし、溶解用のも	
	のを除く。)	
八五 二 九	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に ○%	即時関税撤廃
	専ら又は主として使用する部分品	

	〈アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使	
	用する部分品を含む。〉	
九〇・〇一	光ファイバー(束にしたものを含む。)、光ファ 〇%	即時関税撤廃
	イバーケーブル(第八五・四四項のものを除	
	く。)、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ	
	(コンタクトレンズを含む。)、プリズム、鏡そ	
	の他の光学用品(材料を問わないものとし、取り	
	付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製の	
	ものを除く。)	
九〇・二二	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線 ○%	即時関税撤廃
	を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用	
	のものを含むものとし、医療用又は獣医用のもの	
	であるかないかを問わない。)、高電圧発生機、	
	制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の	
	机、椅子その他これらに類する物品及びエックス	
	線管その他のエックス線の発生機	
九〇・二七	物理分析用又は化学分析用の機器(例えば、偏光 ○%	即時関税撤廃
	計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機	
	器)、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これ	
	らに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、	
	音又は光の量の測定用又は検査用の機器(露出計	

目等) 部については農産 部については農産	% — 等 〇 % 三 · ·		
ード措置の適ついては農産	% — 等 ○ % 二		
ついては農	% — 等 ○ % 二		
	% — 等 ○ %、 二		
	% 一 等 〇 %、 二		
関税撤廃(一一年目、一	- %	肉、くず肉及び血	
2、二五 即時関税撤廃又は段階的		その他の調製をし又は保存に適する処理をした	一六・〇二
		む。)	
即時関税撤廃	%	その他の印刷物(印刷した絵画及び写真を含	四 九 ・ 一 一
あり (注13又は注14))			
セーフガード措置の適用			
(一部については農産品			
引下げ (注1)等		は冷凍したものに限る。)	
円等 目、一六年目等)、関税	グラムにつき四八二E	馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又	
キロ 段階的関税撤廃(一年	〇 %、 一 二 · 八 %、	食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら	〇二・〇六
廃(一一年目)		る。)	
廃、一部は段階的関税撤		こ(たばこ又はたばこ代用物から成るものに限	
一六% ほとんどは即時関税撤	〇%、三・四%又は一六%	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たば	四・〇
即時関税撤廃	%	その他の家具及びその部分品	九 四 · 〇 三
		を含む。)及びミクロトーム	

即時関税撤廃	%	自動調整機器	九〇・三二
		の電離放射線の測定用又は検出用の機器	
		ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他	
		○・二八項の計器を除く。)及びアルファ線、	
		他の電気的量の測定用又は検査用の機器(第九	
即時関税撤廃	%	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその	九〇・三〇
		く。)から成る製品	
	%	ら第三九・一四項までの材料(プラスチックを除	
即時関税撤廃	○%、三・九%又は四・八	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項か	三九・二六
即時関税撤廃	%	亜鉛鉱(精鉱を含む。)	二六・〇八
		の接続子	
		たものを含む。)用又は光ファイバーケーブル用	
		以下のものに限る。)及び光ファイバー(束にし	
		接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト	
		器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の	
		えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制	
即時関税撤廃	%	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例	八五・三六
即時関税撤廃	%	モリブデン鉱(精鉱を含む。)	二六・一三
	三·九%	は歴青油の残留物	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又	11七・111
		属を貼った金属製のものに限る。)	

		ス、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用買物袋、財布、マップケース、シガレットケー	
目)		化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、	
段階的関税撤廃	八%、一〇%、一六%等	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、	四二•○二
		かを問わない。)	
	は二 ・ 五 %	てないものに限るものとし、精製してあるかない	
即時関税撤廃	ほとんどは三・五%、一部	パーム油及びその分別物(化学的な変性加工をし	一 五 · ·
		せたものを除く。)	
		びこれらに類する方法により他の材料と組み合わ	
		強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及	
	八%等	ム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補	
即時関税撤廃	三・七%、三・九%、四・	プラスチック製のその他の板、シート、フィル	三九・二〇
旦)			
廃(六年目又は一一年		問わない。)	
廃、一部は段階的関税撤	〇%等	限るものとし、殼又は皮を除いてあるかないかを	
ほとんどは即時関	〇%、二・四%、六%、一	その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに	〇八· 〇二
	する。)、二九・八%等		
等	の対象となることを条件と		
目等)、実行最恵国税率	の譲許表に従った輸入差益		
税撤廃(六年目、	貿易機関設立協定の日本国		
即時関税撤廃、段階:	一二·五%、二五%(世界)	調製食料品(他の項に該当するものを除く。)	二 · ○六

-	-	_	
		その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用	
即時関税撤廃	%	印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダー	八四・四三
	きは、当該従量税率)等		
<u></u> <u> </u>	た額の従量税率より高いよ		
い 廃 (一一年目)	円から課税価格を差し引い		
○ 廃、一部は段階的関税撤	一キログラムにつき五〇〇		
がはとんどは即時関税撤	○%、三・○%(その率が	精製銅又は銅合金の塊	七四・〇三
廃(一一年目)		化誘導体	
廃、一部は段階的関税撤	%、一七・○%等	スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ	
五ほとんどは即時関税撤	〇%、三·一%、五·五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、	二九・〇五
		これらに類する容器	
		ケース、銃用ケース、拳銃用のホルスターその他	
		ス、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用	
		ケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケー	
		ケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブ	
		で被覆したものに限る。)及びトランク、スーツ	
		は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙	
		カナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又	
		レザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バル	
		その他これらに類する容器(革、コンポジション	
		ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケース	

		に限る。)	
	等	「ノニストンこう1つペーニストン脂及びポリカーボネート、アルキドヨ	
即時関税撤廃	○%、二・八%、三・一%	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ	三九・〇七
		る。)	
		じ目的に使用するその他の液体用のものに限	
		(鉱物油(ガソリンを含む。) 用又は鉱物油と同	
		度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤	
即時関税撤廃	%	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘	三八・一一
廃(一一年目)		項のものを除く。)及びその部分品	
廃、一部は段階的関税撤	三 · 八 %	あるかないかを問わないものとし、第九四・〇二	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは○%、一部は	腰掛け(寝台として兼用することができるもので	九四・〇一
		増幅器並びに電気式音響増幅装置	
		クロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波	
		を取り付けてあるかないかを問わない。)、マイ	
		い。)、ヘッドホン及びイヤホン(マイクロホン	
		ロージャーに取り付けてあるかないかを問わな	
即時関税撤廃	%	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器(エンク	八五・一八
		い。)並びに部分品及び附属品	
		ファクシミリ(結合してあるかないかを問わな	
		するもの)、その他のプリンター、複写機及び	

即時関税撤廃	部は八・四%又は八・四%	レザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及び男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブ	六一・〇三
	トルにつき四五円等 ーリッ		
	にないときは、それより低いときは、それ		
	トルにつき六七円の従量税		
目等)	率より高いとき又は一リッ	汁(第二○・○九項のものを除く。)	
関税撤廃(四年目、六年	ルにつき一二五円の従量税	ぶどうから製造したものに限る。)及びぶどう搾	
即時関税撤廃又は段階的	一五%(その率が一リット	ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮の	
		専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃	%	第八四・○七項又は第八四・○八項のエンジンに	八四・〇九
		てないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	
即時関税撤廃	%	金(白金をめっきした金を含むものとし、加工し	七一・〇八
		第二○・○六項の物品を除く。)	
目又は一一年目)		より調製し又は保存に適する処理をしたもの及び	
関税撤廃(四年目、六年		(冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸に	
即時関税撤廃又は段階的	九%、一五%、一七%等	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜	
		(例えば、整流器)及びインダクター	
即時関税撤廃	%	トランスフォーマー、スタティックコンバーター	八五・〇四

三九・二三三
八四・二一
六 一 · ① 九
九〇・一四
六 · ·
一六・〇五
一八. 〇六

	とを条件とする。)又は一た輸入差益の対象となるこ		
8) 又は実行最恵国税率	定の日本国の譲許表に従っ		
関税割当て(注7又は注	〇%(世界貿易機関設立協	*	一〇・〇六
		てあるかないかを問わない。)	
		するものに限るものとし、フィルターを取り付け	
		並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵	
即時関税撤廃	%	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン	八四・一四
		しないかを問わない。)及び海水	
		溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するか	
		しないかを問わない。)、純塩化ナトリウム(水	
関税撤廃(一一年目)	き〇・五〇円	溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するか	
即時関税撤廃又は段階的	〇%又は一キログラムにつ	塩(食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水	五.
		とし、他の項に該当するものを除く。)	
		学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むもの	
	は○%、三・二%等	業(類似の工業を含む。)において生産される化	
即時関税撤廃	ほとんどは二・六%、一部	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工	三八・二四
		し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
即時関税撤廃	<u></u> %	機械類(固有の機能を有するものに限るものと	八四・七九
実行最恵国税率等	円 等		
八年目又は一一年目)、	一キログラムにつき六七九		

	ムにつき九八五円等		
	二九・八%及び一キログラ		
	ることを条件とする。)、		
	従った輸入差益の対象とな		
割当て (注10)	協定の日本国の譲許表に	スプレッド	
実行最恵国税率又は関税	三五%(世界貿易機関設立	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリー	〇 四 · 〇 五
	○%、二五%等		
	ることを条件とする。)、		
	従った輸入差益の対象とな		
当て(注9)等	協定の日本国の譲許表に	砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)	
実行最恵国税率、関税割	三五%(世界貿易機関設立	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は	〇 四 · 〇 二
	キログラムにつき三四一円		

ジーランド又はアメリカ合衆国の要請に基づき、日本国及び当該要請を行った締約国は、 供与する国際協定又はその改正の効力発生に必要とされるもの)が完了した後、 束(この表における関税、 て当該原産品と同じ品目に分類される産品に与えられるものと同等の待遇を付与する観点から、 該要請を行った締約国について効力を生ずる日の後七年を経過する日以後に協議する(日本国の関税率表の一般的注釈)。 約国は、市場アクセスを増大させる観点から、日本国が当該要請を行った締約国に対して行った原産品の待遇についての約 日本国及び他の国又は関税地域の関連する法的手続(日本国が当該他の国又は関税地域に対して特恵的な市場アクセスを オーストラリア、カナダ、チリ、ニュージーランド又はアメリカ合衆国の要請に基づき、日本国及び当該要請を行った締 関税割当て及びセーフガードの適用に関するもの)について検討するため、 オーストラリア、カナダ、チリ、ニュー 原産品に対し当該国際協定におい 日本国が当該要請を行った 協定が日本国及び当

締約国に対して行った原産品の待遇についての約束(この表における関税、関税割当て及びセーフガードの適用に関するも の)について検討するため協議する。日本国及び当該要請を行った締約国は、 別段の合意をする場合を除くほか、 当該要請

の日の後一箇月以内に協議する。(日本国の関税率表の一般的注釈)

(注 1) 次の1及び2の額のうちいずれか低いものとする。 ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)の一部の関税率については 豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)の一部及び食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、

げる率を加えた率を乗じて得た額との差額 一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき五百二十四円に対し百パーセントに次の表の3欄に掲

2 次の表の2欄に掲げる額

·	五四	九
· E	五八	八
0・七	六二	七
○・九	六六	六
1 • 1 1	七〇	五
· 匹	一二五	四
一・七	一二五	[11]
・九	一二五	
11.1	一二五	1
パーセント	一キログラムについての額(円)	年
3	2	1

六一

 \bigcirc

- (注2) 豚の肉 (生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。) の一部については、 次のとおり関税を撤廃する。
- 1 協定が日本国について効力を生ずる日に従価二・二パーセントまで削減する。
- 2 二年目の四月一日から毎年行われる1の税率からの九回の引下げにより撤廃し、 十年目の四月一日から無税と

は、 次のとおりとする。

のについて、日本国が最低売渡価格を設定するに当たって、当該原産品の支払額に加えることができる最大の額

(注3)

小麦及びメスリンの一部

(食料用のもの) であって、

世界貿易機関設立協定に基づく関税割当ての対象となるも

する。

年目については、 一キログラムにつき十六円二十銭

二年目については、 キログラムにつき十五円三十銭

三年目については、 キログラムにつき十四円五十銭

四年目については、 キログラムにつき十三円六十銭

五年目については、 キログラムにつき十二円八十銭

六年目については、 キログラムにつき十一円九十銭

七年目については、 一キログラムにつき十一円十銭

ーキログラムにつき十円二十銭

九年目及びその後の各年については、一キログラムにつき九円四十銭 八年目については、

(注 4) 牛の肉 (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)及び牛の肉 (冷凍したものに限る。) については、 次のとおり関

税を削減する。

1 協定が日本国について効力を生ずる日に従価二十七・五パーセントまで削減する。

2 二年目の四月一日から毎年行われる1の税率から従価二十パーセントまでの九回の引下げにより、 削減する。

十一年目の四月一日から毎年行われる2の税率から従価九パーセントまでの六回の引下げにより、 削減する。

4 十六年目以降、従価九パーセントとする。

3

(注5) とする(付録A)。 国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量は、 アメリカ合衆国からの原産品である小麦であって協定に基づき国別関税割当てが設定されるものについて、 次のとおり 日本

年	合計割当数量(メートル・トン)
1	国、000
11	1110,000
[11]	111代、000
因	11111,000
	三人、〇〇〇
六	1000
七	一五〇、〇〇〇
八年目及びその後の各年	一五〇、〇〇〇

合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、実行最恵国税率とする。

この国別関税割当ては、 日本国の農林水産省又はそれを承継する者が、国家貿易企業として、 売買同時契約方式

を用いて運用する。

この他、 オーストラリア及びカナダからの原産品である小麦について、協定に基づき、 国別関税割当てを設定し

ている。

(注6) 全ての締約国からの原産品であるココア調製品 (砂糖を加えたもので二キログラム以下のものに限る。) であっ 数量は、次のとおりとする(付録A)。 て協定に基づき全ての締約国向け関税割当てが設定されるものについて、無税となるものの各年における合計割当

年	合計割当数量(メートル・トン)
	二、七〇〇
	二、九三〇
[1]	11、140
四	三、三九〇
五	三、大二〇
六	三、八五〇
七	四、〇八〇
八	四、三一〇
九	四、五四〇
10	四、七七〇
1-1	五、〇〇〇
一二年目及びその後の各年	五、〇〇〇

合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、実行最恵国税率とする。

この他、 全ての締約国からの原産品であるチョコレート、ココア粉等について、協定に基づき、全ての締約国向

け関税割当てを設定している。

(注 7) する (付録A)。 が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりと アメリカ合衆国からの原産品である米であって協定に基づき国別関税割当てが設定されるものについて、日本国

年	合計割当数量 (メートル・トン)
	円〇、〇〇〇
11	OOO ,OH
[11]	OOO ,OH
回	000、川田
五	〇〇〇、周刊
六	八〇〇〇 八十日
七	五八、〇〇〇
八	火〇、〇〇〇
九	大二、〇〇〇
10	六四、〇〇〇
	大大、〇〇〇
	六八、〇〇〇
_ <u> </u>	七0、000
一四年目及びその後の各年	七0、000

合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、実行最恵国税率とする。

この国別関税割当ては、日本国の農林水産省又はそれを承継する者が、国家貿易企業として、売買同時契約方式

8) オーストラリアからの原産を用いて運用する。

(注8) する (付録A)。 が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりと オーストラリアからの原産品である米であって協定に基づき国別関税割当てが設定されるものについて、日本国

年	合計割当数量(メートル・トン)
	000 、>>
11	000 、>>
[11]	000 、>>
曰	OBII.
五	〇〉国、沙
六	
七	六、九六〇
八	七、1100
九	七、回回〇
-0	七、六八〇
	七、九二〇
	八、一六〇
1 ==	人、回〇〇

合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、実行最恵国税率とする。

この国別関税割当ては、日本国の農林水産省又はそれを承継する者が、国家貿易企業として、売買同時契約方式

を用いて運用する。

(注 9) についての各年における合計割当数量及び枠内税率は、次のとおりとする(付録A)。 全ての締約国からの原産品である脱脂粉乳であって協定に基づき全ての締約国向け関税割当てが設定されるもの

につき七八円	につき七八円		
三五パーセント及び一キログラム	二五パーセント及び一キログラム 三五パーセント	二三、四一三	五.
につき九一円	につき九一円		
三五パーセント及び一キログラム	二五パーセント及び一キログラム 三五パーセント	二二、七二五	四
につき一〇四円	につき一〇四円		
三五パーセント及び一キログラム	二五パーセント及び一キログラム 三五パーセント	二二、〇三六	三
につき一一七円	につき一一七円		
三五パーセント及び一キログラム	二五パーセント及び一キログラム 三五パーセント及び	二一、三四八	
につき一三〇円	につき一三〇円		
三五パーセント及び一キログラム	二五パーセント及び一キログラム 三五パーセント	二〇、六五九	_
		<i>ン</i>))	
る。)についての枠内税率	に限る。)についての枠内税率	数量(メートル・ト	年
脱脂粉乳(砂糖を加えたものに限	脱脂粉乳(砂糖を加えてないもの	合計割当数量(全乳換算	

			の後の各年	の後
三五パーセント	二五パーセント	E, 101	一二年目及びそ 二四、一〇二	
三五パーセント	二五パーセント			<u> </u>
につき一三円	につき一三円			
三五パーセント及び一キログラム	二五パーセント及び一キログラム 三五パーセント			<u> </u>
につき二六円	につき二六円			
三五パーセント及び一キログラム	二五パーセント及び一キログラム 三五パーセント及び			九
につき三九円	につき三九円			
二五パーセント及び一キログラム 三五パーセント及び一キログラム	二五パーセント及び一キログラム			八
につき五二円	につき五二円			
キログラム 三五パーセント及び一キログラム	二五パーセント及び一キログラム		<u> </u>	七
につき六五円	につき六五円			
三五パーセント及び一キログラム	二五パーセント及び一キログラム 三五パーセント及び			六

合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、実行最恵国税率とする。

この他、 全ての締約国からの原産品である粉乳及びバターミルクパウダー等について、協定に基づき、全ての締

約国向け関税割当てを設定している。

(注 10 ついての各年における合計割当数量及び枠内税率は、次のとおりとする(付録A)。 全ての締約国からの原産品であるバターであって協定に基づき全ての締約国向け関税割当てが設定されるものに

合計割当数量(全乳換算数量(メートル・ト

年

バターについての枠内税率

	ン) - - - - - - - - - - - - -	
	三九、三四一	三五パーセント及び一キログラム
		につき二九〇円
	四〇、六五二	三五パーセント及び一キログラム
		につき二六一円
[1:]	回一、 九六回	三五パーセント及び一キログラム
		につき二三二円
匹	知六二、三国	三五パーセント及び一キログラム
		につき二〇三円
五	四四、五八七	三五パーセント及び一キログラム
		につき一七四円
六	四五、八九八	三五パーセント及び一キログラム
		につき一四五円
七	四五、八九八	三五パーセント及び一キログラム
		につき一一六円
八	四五、八九八	三五パーセント及び一キログラム
		につき八七円
九	四五、八九八	三五パーセント及び一キログラム
		につき五八円
0	四五、八九八	三五パーセント及び一キログラム
		につき二九円

一二年目及びその後の各年 四五、八九八 三五パーセント		四五、八九八	三五パーセント
	目及びその後	五、	

合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、実行最恵国税率とする。

- (注 11 とする(付録A)。 づき全ての締約国向け関税割当てが設定されるものの枠内税率は、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、無税 シュレッドチーズの原料として使用する全ての締約国からの原産品であるフレッシュチーズであって協定に基
- (a) られる数量を下回らない数量を限度として定めること。 見込数量を考慮に入れた上で日本国の法令又は省令に定め、かつ、当該国内生産見込数量に三・五を乗じて得 各年における合計割当数量について、シュレッドチーズの原料として使用するナチュラルチーズの国内生産
- (b) いて国産ミルクにより製造され、かつ、シュレッドチーズの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に (a)に掲げる比率を乗じて得られる数量の限度を超えないこと。 輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定するナチュラルチーズであって、日本国にお
- 2 を満たさないものの関税率は、段階的関税撤廃(十六年目)、実行最恵国税率等とする。 シュレッドチーズの原料として使用する他の締約国からの原産品であるフレッシュチーズであって、1の要件
- (注 12 の各年における合計割当数量及び枠内税率は、次のとおりとする(付録A)。 アメリカ合衆国からの原産品であるプロセスチーズであって協定に基づき国別関税割当てが設定されるもの

年	合計割当数量(メートル・トン)
_	100
	一〇五

Ξ		二九・〇
四	五五	二五·四
五	1110	二·八
六	三五	八・一
七	1 110	四・五
八	三五	一〇・九
九		七・二
	四五	三・六
	五〇	0
一二年目及びその後の各年	五〇	0

合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、実行最恵国税率とする。

この他、オーストラリア及びニュージーランドからの原産品であるプロセスチーズについて、協定に基づき国別

関税割当てを設定している。

(注 13

1

発動水準を超える場合には、牛肉に対して農産品セーフガード措置をとることができる(付録B-1第B節)。 一年目については、五十九万メートル・トン

各年における他の全ての締約国からの牛肉(牛肉の一部及び食用のくず肉の一部)の輸入数量の合計が、

二年目については、六十万千八百メートル・トン

三年目については、六十一万三千六百メートル・トン

四年目については、六十二万五千四百メートル・トン

五年目については、六十三万七千二百メートル・トン

六年目については、六十四万九千メートル・トン

七 年目については、 六十六万八百メートル・トン

八年目については、 六十七万二千六百メートル・トン

九年目については、 六十八万四千四百メートル・トン

十年目については、 六十九万六千二百メートル・トン

十一年目から十五年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を五千九百メートル・トン引き上げ

たもの

十六年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を一万千八百メートル・トン引き上げたも

 \mathcal{O}

2

ない水準まで関税を引き上げることができる(付録B-1第A節)。

1の発動水準を超える場合には、農産品セーフガード措置として、

次の関税率のうちいずれか低いものを超え

当該農産品セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率

(a)

- (b) 次のいずれかの日における実行最恵国税率
- (i) 他の全ての締約国からの原産農産品に対して当該農産品セーフガード措置がとられる場合には、 協定が日

本国について効力を生ずる日の前日

(ii) の締約国からの原産農産品に対してのみ当該農産品セーフガード措置がとられる場合には、 協定が日本

国及び当該農産品セーフガード措置の対象となる締約国について効力を生ずる日の前日

(c) 別途定める特定の関税率

(注 14) 1 措置をとることができる(付録B-1第C節)。 次 の条件が満たされる場合にのみ、 豚肉 (豚肉の一部及び食用のくず肉の一部) について農産品セーフガード

(a) 一年目又は二年目については、各年における一の締約国からの豚肉の輸入数量の合計が、 当該年に先立つ三

会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からの豚肉の輸入数量の合計のうち最大のものの百十二] ・セントを超える場合には、 当該一の締約国からの豚肉に対して農産品セーフガード措置をとることができ

る。

(b) る パーセントを超える場合には、 会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からの豚肉の輸入数量の合計のうち最大のものの百十六 三年目又は四年目については、各年における一の締約国からの豚肉の輸入数量の合計が、当該年に先立つ三 当該一の締約国からの豚肉に対して農産品セーフガード措置をとることができ

- (c) 五年目又は六年目については、次のとおりとする。
- (i) 豚肉に対して農産品セーフガード措置をとることができる。 輸入数量の合計のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合には、 の合計が、 各年における一の締約国からの基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入される豚肉の輸入数量 当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度における当該一 当該一の締約国からのそのような の締約国からのそのような豚肉の
- (ii) ことができる。 0 数量を超える場合には、 各年における他の全ての締約国からの基準価格よりも低い価格で輸入される豚肉の輸入数量の合計が、 他の全ての締約国からのそのような豚肉に対して農産品セーフガード措置をとる

次

- (A) 五年目については、 九万メートル・トン
- (B) 六年目については、十万二千メートル・トン

年目から十一年目までの各年については、次のとおりとする。

(d)

七

(i) の合計が、 輸入数量の合計のうち最大のものの百十九パーセントを超える場合には、 各年における一の締約国からの基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入される豚肉の輸入数量 当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度における当該一 当該一の締約国からのそのような の締約国からのそのような豚肉の

豚肉に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

- (ii) \mathcal{O} 数量を超える場合には、 各年における他の全ての締約国からの基準価格よりも低い価格で輸入される豚肉の輸入数量の合計が、 他の全ての締約国からのそのような豚肉に対して農産品セー フガード措置をとる 次
- (A) 七年目については、十一万四千メートル・トン

ことができる。

八年目については、十二万六千メートル・トン

(B)

- (C) 九年目については、十三万八千メートル・トン
- ① 十年目については、十五万メートル・トン
- E 十一年目については、十五万メートル・トン
- 2 ない水準まで関税を引き上げることができる(付録B-1第A節)。 1 の発動水準を超える場合には、農産品セーフガード措置として、 次の関税率のうちい ずれか低い ものを超え
- (a) 当該農産品セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率
- (b) 次のいずれかの日における実行最恵国税率
- (i) 本国について効力を生ずる日の前日 他の全ての締約国からの原産農産品に対して当該農産品セー フガード措置がとられる場合には、 協定が日
- (ii) 玉 [及び当該農産品セーフガード措置の対象となる締約国について効力を生ずる日の前日 0) 締約国からの原産農産品に対してのみ当該農産品セーフガード措置がとられる場合には、 協定が日本
- (c) 別途定める特定の関税率
- (注 15 1 \mathcal{O} 締約国からの加工された豚肉に対して、 各 年における一の締約国からの加工された豚肉の輸入数量の合計が、 農産品セーフガード措置をとることができる(付録B-1第D節)。 次の発動水準を超える場合には、 当該一
- (a) 年目又は二年目については、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国から

0 加工された豚肉の輸入数量の合計のうち最大のものの百十五パーセント

- (b) 締約国からの加工された豚肉の輸入数量の合計のうち最大のものの百十八パーセント 三年目から六年目までの各年については、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度に おける当該 <u>ー</u>
- (c) \mathcal{O} 七年目 締約国からの加工された豚肉の輸入数量の合計のうち最大のものの百二十一パーセント から十一年目までの各年については、 当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度における当該
- ない水準まで関税を引き上げることができる (付録B-1第A節) 発動 水準を超える場合には、 農産品セーフガード措置として、 次の関税率のうちいずれか低い

ものを超え

2

1

 \mathcal{O}

(b) 次の いずれかの日における実行最恵国税率

|該農産品セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率

(a)

当

(i) 他の全ての締約国からの原産農産品に対して当該農産品セーフガード措置がとられる場合には、

協定が日

本国について効力を生ずる日の前

- (ii) 国及び当該農産品セー 0) 締約国からの原産農産品に対してのみ当該農産品セーフガード措置がとられる場合には、 フガー ·ド措置の対象となる締約国について効力を生ずる日の前 日 協定が日本
- (c) 別途定める特定の関税率
- (注 16 産品の関税を引き上げる林産品セーフガード措置をとることができる れぞれについて定める発動水準を超える場合には、 カナダ、 ニュージーランド、 マレーシア、 ベトナム又はチリからの林産品 次の関税率のうちい (付録B-2)。 ず れ か低い の輸入数量の合計が、 ŧ のを超えない 水準まで当該林 当該林産品 のそ
- 1 当 |該林産品セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率
- 2 協定が日本国及び当該林産品セーフガード措置の対象となる締約国について効力を生ずる日 の前日における実

行 最恵国税率

(iii)

全ての締約国からの原産品である小麦製品、 バター、 脱 脂粉乳、 コ コア調製品、 調製食料品、 砂 糖等計約百二十品目及び

アメリカ合衆国、 五十品目について、 オー 日本国が協定に基づき運用する関税割当てについて定める ストラリア、カナダ、ニュージーランド又はチリからの原産品である米、 (付録 A)。 小麦、 プロセスチーズ等計

- (iv) 当たりの輸入価格が予め規定する水準を下回る場合)に一定の水準まで関税率を引き上げることができるとする農産品セー 豚 肉の計約四十品目について、 全ての締約国からの原産品である牛肉、 オレンジ ード措置について定める (生鮮のものに限る。) 及び競走馬の計約四十品目並びに一の締約国からの原産品である豚肉及び加工された (付録B-1)。 それぞれの輸入数量の合計が予め規定する発動水準を超える場合 豚肉 (五年目から十一年目までに限る。)、ホエイのたんぱく質濃縮物、 (競走馬については、 ホ エイ 頭
- (v) セーフガード措置について定める カナダ、ニュージーランド、 輸入数量の合計が予め規定する発動水準を超える場合に一定の水準まで関税率を引き上げることができるとする林産品 マレーシア、ベトナム又はチリからの原産品である林産品計約三十品目について、それぞれ (付録B-2)。
- (vi) 与した二以上の締約国からの当該原産品に適用される関税率のうち最も高いものを適用すること等を定める(付録C)。 中で最大の価額が付加された締約国からの当該原産品について適用される関税率、 域 の要件、 三ーDに定める加工の要件又は関税分類の変更の要件に従い、 いて適用される関税率、 、内原産割合の要件に従い、 附属書二-木材、 一若しくは二以上の締約国の領域において原産材料のみから完全に生産されるとの要件又は附属書三-Dに定める 部 D第B節の規定の例外として、 の鉱物等計約二十六品目について異なる関税上の特恵待遇を適用する場合には、 ②当該原産品が、 生産工程を通じて原産品としての資格を取得した場合には、 一若しくは二以上の締約国の領域において完全に得られ、 日本国が自国の関税率表に従って他の締約国からの原産品である魚、 原産品としての資格を取得した締約国からの当該原産品につ 又は特恵待遇の要求に係る生産工程に関 特恵待遇の要求に係る生産工程 ①当該原産品が、 若しくは生産されると 附属書 麦芽
- ∞ 自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録(付録D−1)
- 付録D-1における用語の定義等について定める(第一条)

1

2 日本国及びアメリカ合衆国は、 自動車の設計又は技術について実質的な変更を必要とする強制規格又は適合性評 手

明性のある方法で運営されることを確保すること等を定める(第二条)。 著しく影響を及ぼす規制その他の措置につながり得る助言又は勧告を中央政府機関に対して行うための諮問委員会等が透 について、その公表の日とその遵守が義務付けられる日との間に通常十二箇月以上の期間を置くこと、 自 動車の認証等に

- 3 安全基準の当該 とみなすこと等を定める が対応する日本国の の下で採択された規則等に準拠していない一部の日本国の安全規則の要件に関し、アメリカ合衆国の安全基準の一の要件 日本国及びアメリカ合衆国は、 一の要件に適合するアメリカ合衆国からの原産自動車については、日本国の当該一の要件に適合するもの 一の要件よりも緩やかなものでないと日本国の権限のある当局が認める場合には、 (第三条)。 自動車の環境性能及び安全についての任意規格の調和のために協力すること、 アメリカ合衆国 国際協定
- 4 制 定され、 度が中央政府機関の自動車に関する財政上の奨励措置の対象から同制度の下で輸入された自動車を排除しない方法で制 日本国は、 及び適用されることを確保すること等を定める 輸入自動車特別取扱制度の下で、原則として輸入者の負担を増大させる要件を採用してはならないこと、 (第四条)。 同
- 5 法令を維持し、 ことを定める 日本国及びアメリカ合衆国は、 (第五条)。 及び適用する限りにおいて、 自動車の関連施設の設立に適用される土地の用途に係る規制に関し、 当該法令が透明性のある、 かつ、 無差別な方法で適用されることを確保する 中央政府において
- 6 0)修正を加えて、 日本国及びアメリカ合衆国は、 経過的セーフガード措置をとることができること等を定める(第六条) 相手国からの原産自動車に対し、 利用可能期間、 発動回数、 発動期間等に関する手続上
- 7 争解決手続について定めるとともに、 た、 玉 立国からの原産自動車に対する関税削減の開始後に確定する場合には、当該原産自動車の関税率を当該自動車の実行最恵 税率まで一定期間引き上げた後、 日本国及びアメリカ合衆国が自動車に関し第二十八章に定める手続に代えて開始することができる特別な加速された紛 当該違反等が当該原産自動車に対する関税削減の開始前に確定する場合には、 当該違反等の程度に応じて算出される規模の 協定に基づく自動車に関する義務の違反等について、 利 当該関税削減の開始を延期することが 益の適用を停止することができ、 申立国は、 当該違反等が被申

税率の適用の効果に相当する利益の程度まで自動車以外の原産品について利益の適用を停止することができること等を定 できること、当該自動車の実行最恵国税率が無税である場合には、当該利益及び当該自動車の被申立国による実行最恵国

める

8 定める(第八条)。 め に基づく義務の違反等を認めるときは、第七条に定める特別な加速された紛争解決手続を開始することができること等を の手続の開始を要請することができること、 日本国及びアメリカ合衆国は、 相手国が提案することを検討している自動車に関する非関税措置等について、 当該非関税措置等が採用された場合において、 その要請を行った国が協定 協議のた

(iii) 9 日本国及びアメリカ合衆国による自動車に関する二国間特別小委員会の設置及びその任務等について定める(第九条)。

1 付録D-2における用語の定義等について定める(第一条)。 自動車の貿易に関する日本国とカナダとの間の付録(付録D-2)

2 規格又は適合性評価手続に関し、 (第二条) 日本国及びカナダは、 協定に定める二国間の合意に基づいて制定され、 相手国以外の締約国に与える待遇よりも不利でない待遇を相手国に与えることを定める 又は適用される自動車に関する強制規格、

3 加えて、経過的セーフガード措置をとることができること等を定める(第三条)。 日本国及びカナダは、 相手国からの原産自動車に対し、 利用可能期間、 発動回 数、 発動期間等に関する手続上の修正を

4 続について定めるとともに、 立国による実行最恵国税率の適用の効果に相当する利益の程度まで自動車以外の原産品について利益の適用を停止するこ 適用を停止することができること、 の関税率を当該自動車の実行最恵国税率まで一定期間引き上げた後、 日本国及びカナダが自動車に関し第二十八章に定める手続に代えて開始することができる特別な加速された紛争解決手 協定に基づく自動車に関する義務の違反等について、 当該自動車の実行最恵国税率が無税である場合には、 当該違反等の程度に応じて算出される規模の利益の 申立国は、 当該利益及び当該自動車 被申立国からの原産自動車

とができること等を定める

(第四条)。

5 日本国及びカナダによる自動車に関する二国間特別小委員会の設置及びその任務等について定める(第五条)。

(ク) マレーシアの関税率表

(i) 概要及び対象品目

品目数では、全九千四百十七品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは八千五十八品目、一定の経過期間を経た

後に関税を撤廃するものは千三百四十七品目、関税割当ての対象となるものは十二品目になる。

目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税割当ての設定により対応する。

分野別では、鉱工業品六千三百八十七品目の全ての品目について関税を撤廃し、農林水産品三千三十品目のうち、

(ii) 主要品目ごとの概要

			F1		11				11	F1	H ==
			八五・四一		八七・〇八				八七・〇三	八五・四二	関税分類番号
問わない。)を含む。)、発光ダイオード及び圧	池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを	る半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電	ダイオード、トランジスターその他これらに類す	○五項までの自動車のものに限る。)	部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七・	項のものを除く。)	用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二	及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン 一〇%、三〇%等	集積回路	品名
			%	%	〇%、五%、二五%又は三				一〇%、三〇%等	%	基準税率
			即時関税撤廃		即時関税撤廃	一部は即時関税撤廃	一年目又は一三年目)、	廃(三年目、六年目、一	ほとんどは段階的関税撤	即時関税撤廃	実施区分等

	電結晶素子	
七三・〇五	鉄鋼製のその他の管(例えば、溶接、リベット接 二〇%	段階的関税撤廃(一一年
	合その他これらに類する接合をしたもの。横断面	目)
	が円形のもので、外径が四○六・四ミリメートル	
	を超えるものに限る。)	
七一・〇八	金(白金をめっきした金を含むものとし、加工し 〇%	即時関税撤廃
	てないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	
二七・一〇	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製 ほとんどは○%、一部	部は五 即時関税撤廃
	品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以 %	
	上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成	
	分を成すものに限るものとし、他の項に該当する	
	ものを除く。)並びに廃油	
八四·七五	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管 〇%	即時関税撤廃
	の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用	
	又は熱間加工用の機械	
八四・七九	機械類(固有の機能を有するものに限るものと ○%	即時関税撤廃
	し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延 二〇%	段階的関税撤廃(ほとん
	をしたもので幅が六○○ミリメートル以上のもの	どは一一年目、一部は八
	に限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆	年目)
	したものを除く。)	

即時関税撤廃	%	るものを除く。)、レーザー(レーザーダイオー液晶デバイス(より特殊な限定をした項に該当す	九〇・一三
時関税撤廃			
廃(六年目)、一部は即	%	○五項までの自動車用のものに限る。)	
ほとんどは段階的関税撤	ほとんどは三〇%、一部は	原動機付きシャシ(第八七・〇一項から第八七・	八七・〇六
		覆したものを除く。)	
		のに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被	
目)		をしたもので、幅が六○○ミリメートル以上のも	
段階的関税撤廃(一一年		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延	七二・〇九
		○ミリメートル以上のものに限る。)	
即時関税撤廃	%	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇	七二・二五
		COの機器並びに部分品及び附属品	
		に専ら又は主として使用する機器、この類の注9	
	%	集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は一	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、	八四・八六
関税撤廃 (六年目)		製のもの)	
即時関税撤廃又は段階的	五%又は一〇%	その他の製品(貴金属製又は貴金属を貼った金属	七 - · 五
即時関税撤廃	%	精製銅又は銅合金の塊	七四・〇三
一年目)			
関税撤廃(六年目又は一			
即時関税撤廃又は段階的	○%、 五%又は三○%	貨物自動車	八七・〇四

		リフティングヘッド	
		電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及び	
		ク、クランプその他これらに類する保持具並びに	
		ないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャッ	
即時関税撤廃	O %	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化して	八五・〇五
		ラック	
廃(六年目)		ドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業ト	
廃、一部は段階的関税撤	%又は二〇%	む。)、移動式リフティングフレーム、ストラッ	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは五%、一部は〇	デリック、クレーン(ケーブルクレーンを含	八四・二六
目)		とし、他の項に該当するものを除く。)	
廃(六年目又は一一年		学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むもの	
廃、一部は段階的関税撤	五%又は三〇%	業(類似の工業を含む。)において生産される化	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは○%、一部は一	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工	三八二四
目)			
廃(六年目又は一一年			
廃、一部は段階的関税撤	%	ロータリーエンジンに限る。)	
ほとんどは即時関税撤	〇%、五%、二五%又は三	ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及び	八四・〇七
又は一一年目)		るものとし、鋳鉄製のものを除く。)	
段階的関税撤廃(八年目		鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限	七三・〇四
		の項に該当するものを除く。)	
		ドを除く。)及びその他の光学機器(この類の他	

即時関税撤廃又は段階的	五%、一〇%、二〇%等	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、	八四・二九
即時関税撤廃	%	印刷回路	八五・三四
	は五%〉		
又	る部分品については○%∀	用する部分品を含む。〉	
- 	射器並びにこれらに使用す	〈アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使	
区	〈アンテナ及びアンテナ反	専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃	○%又は五%	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に	八五・二九
		の接続子	
		たものを含む。)用又は光ファイバーケーブル用	
		以下のものに限る。)及び光ファイバー(束にし	
		接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト	
廃(三年目)		器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の	
廃、一部は段階的関税撤		えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制	
ほとんどは即時関税撤	〇%、一五%等	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例	八五・三六
		に限る。)	
		次製品、板、シート又はストリップの形状のもの	
関税撤廃(六年目)		○・○一項の物品とこの項の物品との混合物(一	
即時関税撤廃又は段階的	〇%又は二五%	合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四	四〇・〇二
年目)			
どは六年目、一部は一一		が○・二ミリメートルを超えるものに限る。)	
段階的関税撤廃(ほとん	(厚さ 三〇%	アルミニウムの板、シート及びストリップ(厚さ	七六・〇六

即時関税撤廃	%	他の電気的量の測定用又は検査用の機器(第九) オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその	九〇・三〇
		(自在継手を含む。)	
		リーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手	
		ローラースクリュー、弾み車、プーリー(プー	
		り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、	
		ンクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑	
		ターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクラ	
即時関税撤廃	五 %	一 ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバー	八四・八三
		び第八五・二八項の送受信機器を除く。)	
		四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項及	
		ク(WAN))用の通信機器を含む。)(第八	
		トワーク(LAN)又はワイドエリアネットワー	
		線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネッ	
		他のデータを送受信するものに限るものとし、有	
		話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その	
即時関税撤廃	%	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電	八五・一七
即時関税撤廃	0%	自動調整機器	九〇・三二
		ロードローラー(自走式のものに限る。)	
年目)		ベーター、ショベルローダー、突固め用機械及び	
関税撤廃(三年目又は六		スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカ	

五 (
ほ (
Ç
○ %
○ %
0%
\bigcirc
ほ
\bigcirc

即時関税撤廃	%	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に	八五・三八
		であるかないかを問わない。)	
		(接着性を有するものに限るものとし、ロール状	
		テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品	
即時関税撤廃	五%、二〇%等	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、	三九・一九
年目)		の他これらに類する接合をしたもの)	
どは一一年目、一部は八		オープンシームのもの及び溶接、リベット接合そ	
段階的関税撤廃(ほとん	<u> </u>	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材(例えば、	七三・〇六
		則に巻いたものに限る。)	
即時関税撤廃	五 %	鉄又は非合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規	七二・一三
		用の機器を装備したその他の作業トラック	
即時関税撤廃	五 %	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い	八四・二七
		てあるかないかを問わない。)	
年目)		するものに限るものとし、フィルターを取り付け	
関税撤廃(三年目又は六		並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵	
即時関税撤廃又は段階的	○%、五%、三○%等	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン	八四・一四
		処理したもの	
		ものに限る。)及び化合物を電子工業用にドープ	
		状、ウエハー状その他これらに類する形状にした	
即時関税撤廃	%	元素を電子工業用にドープ処理したもの(円盤	三八・一八
年目)		リメートル以上のものに限る。)	

		る。)	
		加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限	
即時関税撤廃	%	銀(金又は白金をめっきした銀を含むものとし、	七一・〇六
		の他の項に該当するものを除く。)	
		ラスチックを材料とする物品の製造機械(この類	
即時関税撤廃	%	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプ	八四・七七
		けたものを除く。)	
		るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付	
		うろう引きをし又はその他の加工をしたものに限	
関税撤廃(一一年目)		のガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほ	
即時関税撤廃又は段階的	○%又は三○%	ガラス(第七○・○三項から第七○・○五項まで	七〇・〇六
		い。)並びに部分品及び附属品	
		ファクシミリ(結合してあるかないかを問わな	
		するもの)、その他のプリンター、複写機及び	
		その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用	
即時関税撤廃	%	印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダー	八四・四三
関税撤廃(一一年目)		専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃又は段階的	〇%、五%又は三〇%	第八四・○七項又は第八四・○八項のエンジンに	八四・〇九
		を含む。〉	
		〈盤、パネル、コンソール、机及びキャビネット	
		専ら又は主として使用する部分品	

	幾器(1つ頁)也)頁11亥首) ′₀	1月学司之女圣
力 (· =		%	
	するものを除く。)及び輪郭投影機		
六三・〇九	中古の衣類その他の物品	0%	即時関税撤廃
七三・一八	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスク	五 %	即時関税撤廃
	リュー、スクリューフック、リベット、コッ		
	ター、コッターピン、座金(ばね座金を含む。)		
	その他これらに類する製品		
七一・一〇	白金(加工してないもの、一次製品及び粉状のも	%	即時関税撤廃
	のに限る。)		
八四·八二	玉軸受及びころ軸受	0%	即時関税撤廃
八四·八一	コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及	○%、二用%等	即時関税撤廃又は段階的
	び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タ		関税撤廃(三年目又は六
	ンクその他これらに類する物品用のものに限		年目)
	న∘)		
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン	ほとんどは○%、一部は一	即時関税撤廃
	(一次製品に限る。)	0%	
八五 · 四三	電気機器(固有の機能を有するものに限るものと	ほとんどは○%、一部は五	即時関税撤廃
	し、この類の他の項に該当するものを除く。)	%	
三二・〇七	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、	%	即時関税撤廃
	うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラス		
	ターその他これらに類する調製品(窯業に使用す		
-			-

廃(六年目)			
廃、一部は段階的関税撤	% 又は二五%	又は気体のろ過機及び清浄機	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは○%、一部は五	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体	八四・二一
	五 %	を除く。)	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は一	電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機	八五・〇一
即時関税撤廃	○%又は五%	水素、希ガスその他の非金属元素	二八・〇四
		ないかを問わない。)及びサイドカー	
年目等)		助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるか	
関税撤廃(六年目、一一		イドカー付きであるかないかを問わない。)、補	
即時関税撤廃又は段階的	〇%、三〇%、五〇%等	モーターサイクル(モペットを含むものとし、サ	八七・一一
廃 (六年目)			
廃、一部は段階的関税撤		い。)及び液体エレベーター	
ほとんどは即時関税撤	〇%、五%、二〇%等	液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わな	八四・一三
一年目)			
関税撤廃(三年目又は一			
即時関税撤廃又は段階的	五%、二〇%又は二五%	その他のアルミニウム製品	七六・一六
一年目)			
関税撤廃(六年目又は一		自動車	
即時関税撤廃又は段階的	○%、一○%又は三○%	一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の	八七・〇二
		他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	

六八・○四ディング砕用、研のとし、ぎ用砥石	・ 五六 り ラ ズ 化 ー ザ エ マ	二九〇・一八 (例えば、 の医療用又は を療用又は を療用又は の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	二八・四三貴金属の無二八・四三よ。) から三九・二六その他のプら第三九・ら第三九・
結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るもディングホイールその他これらに類する物品(粉ミルストーン、グラインドストーン、グライン	で 使用して材 オーム	ン(一次製品に限る。) 、整流器)及びインダクター は獣医用の機器(シンチグラフ装置そのは獣医用の機器(シンチグラフ装置その	に成る製品に成る製品に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l>に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、<l< td=""></l<></l></l></l></l></l></l></l></l></l></l></l></l></l></l></l></l></l></l></l>
% ほとんどは〇%、一部は五	0	8 ほとんどは五%、一部は〇	〇 % 五 % 又 は 二 〇 %
即時関税撤	時 関 税 撤 :	即 時 関 税 撤 整	即 時 関 税 撤 廃 廃

九 一			
		を含むものとし、第三七類の物品を除く。)	
		かを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスター	
		マートカードその他の媒体(記録してあるかない	
即時関税撤廃	%	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、ス	八五・三三
一年目)			
関税撤廃(六年目又は一			
即時関税撤廃又は段階的	五%、三〇%等	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	四 · ·
		ン及びセミディーゼルエンジン)	
即時関税撤廃	%	ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジ	八四・〇八
		コンベヤ及びロープウェー)	
	%	し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、	
即時関税撤廃	ほとんどは五%、一部は○	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸	八四・二八
		ト用のものを除く。)	
		ム又はプラスチックの成形用の型(金属インゴッ	
	%	及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴ	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は五	金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン	八四・八〇
		他の項に該当するものを除く。)	
		子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の	
即時関税撤廃	0%	機械類の部分品(接続子、絶縁体、コイル、接触	八四・八七
		部分品を有するか有しないかを問わない。)	
		製のもの(この項の物品については、他の材料の	

即時関税撤廃	%		0=-0=
	枠外税率については四○%)		
	内税率については二〇%、		
	従って適用される税率(枠	〈鶏肉を含む。〉	
割当て(注1、注2等)	定に基づく関税割当てに	に限る。)	
廃、一部(鶏肉)は関税	肉)は世界貿易機関設立協	のもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは○%、一部(鶏	肉及び食用のくず肉で、第○一・○五項の家きん	〇二·〇七
		牛の肉(冷凍したものに限る。)	
		一 及び	0
即時関税撤廃	%	- 牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	<u> </u>
		張りしてあるかないかを問わない。)	
		ラスチックその他これらに類する補強材により裏	
目)		のとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プ	
目、六年目又は一一年		く。)が○・二ミリメートル以下のものに限るも	
段階的関税撤廃(三年	二五%又は三〇%	アルミニウムのはく(厚さ(補強材の厚さを除	七六・〇七
		交換機を除く。)	
		る。)及び数値制御用の機器(第八五・一七項の	
		第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限	
		機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は	
	%	ル、机、キャビネットその他の物品(第九〇類の	
即時関税撤廃	ほとんどは一五%、一部は	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソー	八五・三七

		を多量に含有する根及び塊茎(生鮮のもの及び冷	
		んしょその他これらに類するでん粉又はイヌリン	
即時関税撤廃	%	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、か	〇七・一四
		で、花束用又は装飾用に適するものに限る。)	
		漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもの	
即時関税撤廃	%	切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、	〇六·〇三
	%)、一部は○%〉		
	外税率については五〇		
	率については一〇%、枠		
	て適用される税率(枠内税		
	に基づく関税割当てに従っ		
	どは世界貿易機関設立協定		
	〈鶏卵については、ほとん		
	○%)、一部は○%		
(注3又は注4)〉	%、枠外税率については五		
関税撤廃又は関税割当て	(枠内税率については一〇		
〈鶏卵については、即時	に従って適用される税率	〈鶏卵を含む。〉	
当て(注3、注4等)	立協定に基づく関税割当て	又は加熱による調理をしたものに限る。)	
即時関税撤廃又は関税割	ほとんどは世界貿易機関設	殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理	〇四・〇七
		〈ぶり、さば及びさんまを含む。〉	
		頃の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	

(注 1) 全ての締約国からの原産品である鶏肉(分割したもの、くずのもの及び冷凍したものに限る。)であって協定に

	みそについては五%)	〈醤油及びみそを含む。〉	
	〈醤油については一〇%、	タードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
即時関税撤	五%、一〇%等	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マス	• • • •
	_ %	品	
即時関税撤廃	ほとんどは一五%、一部は	チョコレートその他のココアを含有する調製食料	一八・〇六
	〈緑茶については〇%〉	〈緑茶を含む。〉	
即時関税撤廃	○%又は五%	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)	○九・○二
税撤廃(一	〈柿については三〇%〉		
〈柿について	ギットを加えたもの等		
関税撤廃(一	六六一四マレーシア・リン	〈柿を含む。〉	
即時関税撤廃	五%、三〇%、五%に〇・	その他の果実(生鮮のものに限る。)	〇八· 一〇
即時関税撤廃	五 %	りんご、梨及びマルメロ(生鮮のものに限る。)	〇八・〇八
	もの		
目)	シア・リンギットを加えた	ものに限る。)	
段階的関税撤	五%に○・六六一四マレー	パパイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮の	〇八・〇七
		〈長芋を含む。〉	
		ないかを問わない。)並びにサゴやしの髄	
		切ってあるかないか又はペレット状にしてあるか	
		蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、	

基づき関税割当てが設定されるものの合計割当数量は、各年につき次のとおりとする(付録A)。

年目については、二千万キログラム

二年目及びその後の各年については、 毎年一パーセントずつ増

枠内税率は、 無税とする。枠外税率は、協定の効力発生の日から行われる四十パーセントから二十パーセントま

での十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(注2) 全ての締約国からの原産品である鶏肉 (分割していないもの及び冷凍したものに限る。) であって協定に基づき

関税割当てが設定されるものの合計割当数量は、 各年につき次のとおりとする(付録A)。

年目については、 四十万キログラム

二年目及びその後の各年については、毎年一パーセントずつ増加

枠内税率は、無税とする。枠外税率は、

協定の効力発生の日から行われる四十パーセントから二十パーセントま

で十六回の毎年均等な引下げにより、 削減する。

(注 3) 全ての締約国からの原産品である鶏卵(人工孵化のために受精させたものに限る。

年目については、七万個

割当てが設定されるものの合計割当数量は、

各年につき次のとおりとする(付録A)。

)であって協定に基づき関税

二年目及びその後の各年については、 毎年一パーセントずつ増加

枠内税率は、無税とする。枠外税率は、 協定の効力発生の日から行われる五十パーセントから二十五パーセント

までの十一回の毎年均等な引下げにより、 削減する。

(注 4) 全ての締約国からの原産品であるその他の鶏卵 (ガルルス・ドメスティクスのもの) であって協定に基づき関税

割当てが設定されるものの合計割当数量は、 各年につき次のとおりとする(付録A)

年目については、二十万個

二年目及びその後の各年については、毎年一パーセントずつ増加

までの十一回の毎年均等な引下げにより、 枠内税率は、無税とする。枠外税率は、 協定の効力発生の日から行われる五十パーセントから二十五パーセント 削減する。

(iii) に限る。)の一部等計約二十品目の農産品について、マレーシアが協定に基づき運用する関税割当てについて定める(付録 全ての締約国からの原産品である鶏肉、殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたもの

(ケ) メキシコの関税率表

(i) 概要及び対象品目

三品目になる。 五十三品目、その他のもの 千四百十二品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは二千七百六十七品目、 品目数では、全一万二千二百七十五品目のうち、日本国からの原産品について、協定の発効時に関税を撤廃するものは九 (関税割当てを設定するもの又は世界貿易機関設立協定に基づく関税率を適用するもの)は四十 関税の引下げの対象となるものは

ては、 廃し、農林水産品千五百六十四品目のうち五十三品目を除くものについて関税を撤廃する。 分野別では、日本国からの原産品に関しては、鉱工業品一万七百十一品目のうち四十三品目を除くものについて関税を撤 関税の引下げ、 関税割当ての設定又は世界貿易機関設立協定に基づく関税率の適用により対応する。 関税の撤廃が困難なものについ

前 主要品目ごとの概要

-	-		
〈バンパーについてはほ	ついてはほとんどは○%、		
廃(五年目)	又は五%、ギヤボックスに	〈バンパー及びギヤボックスの部分品を含む。〉	
廃、一部は段階的関税撤	〈バンパーについては○%	○五項までの自動車のものに限る。)	
ほとんどは即時関税撤	○%又は五%	部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七・	八七・〇八
実施区分等	基準税率	品名	関税分類番号

廃(五年目)		リメートル以上のものに限る。)	
廃、一部は段階的関税撤	%	し、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミ	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは○%、一部は五	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッド	七二 · 一 〇
		○ミリメートル以上のものに限る。)	
即時関税撤廃	%	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六○	七二・二五
おいてもその税率)〉			
%まで削減し、その後に			
時に五〇%から四七・五			
は関税引下げ(協定発効			
税撤廃、中古車について			
〈新車については即時関			
その税率)			
減し、その後においても	は五〇%〉	項のものを除く。)	
%から四七・五%まで削	は三〇%、中古車について	用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二	
下げ(協定発効時に五〇	〈新車については一五%又	及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送	
即時関税撤廃又は関税引	一五%、三〇%又は五〇%	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン	八七・〇三
廃〉			
スについては即時関税撤			
(五年目)、ギヤボック			
一部は段階的関税撤廃			
とんどは即時関税撤廃、	一部は五%〉		

1	
〈小型トラックに	
四 貨物自動車 五%、三○%、	八七・〇四
したものを除く。)	
に限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆	
をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のもの	
八 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延 〇%	七二・〇八
については〇%)	
〈航空機用エンジンのものを含む。〉 〈航空機用エンジンのもの	
専ら又は主として使用する部分品 %	
九 第八四・○七項又は第八四・○八項のエンジンに ほとんどは	八四・〇九
る部分品に	
用する部分品を含む。〉 射器並びにこれらに使用す	
〈アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使 〈アンテナ及びアンテナ反	
専ら又は主として使用する部分品 %	
九 第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に ほとんどは	八五·二 九
の項に該当するものを除く。)	
ドを除く。)及びその他の光学機器(この類の他	
るものを除く。)、レーザー(レーザーダイオー	
二 液晶デバイス(より特殊な限定をした項に該当す ○%	九〇・一三
	動 の も ま 非 機 は ・ 部 テ は ・ 該 く を バー ま の の 合 用 主 ○ 品 及 と 五 する の と に 留 ま と し ま で 金 ま と し ま び し ま で 金 に の で 金 に ま で ま ま び し ま で は 留 に ま で ま ま で ま ま で ま ま で ま ま で ま ま で ま ま で ま か い ま ま で ま

廃(一〇年目)		ンクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑	
廃、一部は段階的関税撤	%、一〇%又は一五%	ターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクラ	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは○%、一部は五	ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバー	八四·八三
〇年目)〉			
部は段階的関税撤廃(一			
んどは即時関税撤廃、一			
する機械についてはほと			
これらに類する用途に供	又は一五%〉		
〈土木事業、建築その他	機械については○%、五%	する機械を含む。〉	
廃(一〇年目)	れらに類する用途に供する	〈土木事業、建築その他これらに類する用途に供	
廃、一部は段階的関税撤	〈土木事業、建築その他こ	し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
ほとんどは即時関税撤	〇%、五%又は一五%	機械類(固有の機能を有するものに限るものと	八四・七九
の税率等)〉			
し、その後においてもそ			
から四七・五%まで削減			
1、協定発効時に五○%			
ついては関税引下げ(注			
型トラック及び中古車に			
は即時関税撤廃、中・大			
〈小型トラックについて	%		
いてもその税率等)	%、中古車については五〇		

	八四・八一							八二・〇七							八五 ・三六				
ンクその他これらに類する物品用のものに限び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タ	コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及	せん孔用の工具を含む。)	抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌	切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引	穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、	プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、	い。)用又は加工機械用の互換性工具(例えば、	手工具(動力駆動式であるかないかを問わな	の接続子	たものを含む。)用又は光ファイバーケーブル用	以下のものに限る。)及び光ファイバー(束にし	接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト	器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の	えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例	(自在継手を含む。)	リーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手	ローラースクリュー、弾み車、プーリー(プー	り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、
% 又 は 一 ○ %	ほとんどは〇%、						%	ほとんどは○%、						%又は一五%	ほとんどは○%、				
	一部は五							一部は五							一部は五				
廃(五年目又は一〇年廃、一部は段階的関税撤	ほとんどは即時関税撤					廃(五年目)	廃、一部は段階的関税撤	ほとんどは即時関税撤							即時関税撤廃				

	る。)		目)
八四·五七	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコン	ほとんどは○%、一部は一	ほとんどは即時関税撤
	ストラクションマシン(シングルステーションの	五 %	廃、一部は段階的関税撤
	ものに限る。)及びマルチステーショントランス		廃(一〇年目)
	ファーマシン		
八五・一七	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電	ほとんどは○%、一部は五	即時関税撤廃
	話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その	%、一〇%又は一五%	
	他のデータを送受信するものに限るものとし、有		
	線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネッ		
	トワーク(LAN)又はワイドエリアネットワー		
	ク(WAN))用の通信機器を含む。)(第八		
	四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項及		
	び第八五・二八項の送受信機器を除く。)		
七二・〇九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延	%	即時関税撤廃
	をしたもので、幅が六○○ミリメートル以上のも		
	のに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被		
	覆したものを除く。)		
八四・八〇	金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン	ほとんどは○%、一部は一	即時関税撤廃
	及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴ	○%又は一五%	
	ム又はプラスチックの成形用の型(金属インゴッ		
	ト用のものを除く。)		

		びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機 ル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター)並	
		磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイ	
	%、一〇%又は一五%	始動に使用する種類の電気機器(例えば、点火用	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は五	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は	八 五 · 一
		い。)並びに部分品及び附属品	
		ファクシミリ(結合してあるかないかを問わな	
		するもの)、その他のプリンター、複写機及び	
	% 又は一 五 %	その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は五	印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダー	八四・四三
廃 (一〇年目)			
廃、一部は段階的関税撤	% 又は一 五 %	するものを除く。)及び輪郭投影機	
ほとんどは即時	ほとんどは○%、一部は五	測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当	九〇・三一
目)			
廃(五年目又は一〇年			
廃、一部は段階的関税撤			
ほとんどは即時	〇%、五%又は一五%	自動調整機器	九〇・三二
		その他これらに類する製品	
		ター、コッターピン、座金(ばね座金を含む。)	
	%	リュー、スクリューフック、リベット、コッ	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は五	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスク	七三・一八

廃(五年目又は一〇年			
廃、一部は段階的関税撤		い。)及び液体エレベーター	
ほとんどは即時関税撤	〇%、五%、一五%等	液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わな	八 四 · 三
関税撤廃 (一〇年目)			
即時関税撤廃又は段階的	〇%又は一五%	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	四 · ·
もその税率)〉			
削減し、その後において			
四七・五パーセントまで			
税引下げ(協定発効時に			
廃、中古車については関			
1)、一部は即時関税撤			
どは関税引下げ(注			
〈新車についてはほとん			
時関税撤廃			
もその税率)、一部は即	中古車については五〇%〉		
削減し、その後において	は三〇%、一部は一五%、		
四七・五パーセントまで	〈新車についてはほとんど		
(注1又は協定発効時に	一五%又は五〇%	自動車	
ほとんどは関税引下げ	ほとんどは三○%、一部は	一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の	八七・〇二
		器	
		(例えば、直流発電機及び交流発電機)及び開閉	

	1		1			1		ı							1			
八 五		八 四			八 四		八 四							八 四			八 五	
三八		· 七			• 五		•							· 六 二			•	
八		七			八		八二							_			〇 七	
専ら又は主として使用する部分品第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に	の他の項に該当するものを除く。)	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプ		切削用のものに限る。)	旋盤(ターニングセンターを含むものとし、金属		玉軸受及びころ軸受	物の加工用のものに限る。)	る。)並びにその他のプレス(金属又は金属炭化	(プレスを含むものとし、金属加工用のものに限	剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン	トレートニングマシン、フラットニングマシン、	ンディングマシン、フォールディングマシン、ス	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベ		を含む。)であるかないかを問わない。)	蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形	
% ほとんどは○%、	五 %	ほとんどは○%、		五 %	ほとんどは〇%、	%	ほとんどは〇%、							○%又は一五%		五 %	ほとんどは〇%、	
一 部 は 五		一部は一			一部は一		一部は五										一部は一	
即時関税撤廃	廃(一○年目)廃、一部は段階的関税撤	ほとんどは即時関税撤	廃 (一〇年目)	廃、一部は段階的関税撤	ほとんどは即時関税撤		即時関税撤廃						関税撤廃(一○年目)	即時関税撤廃又は段階的	廃 (一〇年目)	廃、一部は段階的関税撤	ほとんどは即時関税撤	目)

〈事務用品及び学用品に	いては一五%〉	く。)から成る製品	
関税撤廃 (一〇年目)	〈事務用品及び学用品につ	ら第三九・一四項までの材料(プラスチックを除	
即時関税撤廃又は段階的	〇%又は一五%	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項か	三九・二六
		付け用電気機器	
		かを問わない。)及び金属又はサーメットの熱吹	
		のとし、切断に使用することができるかできない	
		気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るも	
廃(一〇年目)		他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁	
廃、一部は段階的関税撤	五 %	気式(電気加熱ガス式を含む。)、レーザーその	
ほとんどは即時関税撤	〇%、五%、一〇%又は一	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(電	八 五 · 一 五
		ないかを問わない。)	
		んであるかないか又は接続子を取り付けてあるか	
		から成るものに限るものとし、電気導体を組み込	
		ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバー	
廃		を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光	
目)、一部は即時関税撤		酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子	
廃(五年目又は一〇年		む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は	
ほとんどは段階的関税撤	五 %	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含	八五 ・ 四 四
	ついては〇%。>		
	ル、机及びキャビネットに	を含む。〉	
	〈盤、パネル、コンソー	〈盤、パネル、コンソール、机及びキャビネット	

関税割当て(注2)		ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は	
廃(一〇年目)			
廃、一部は段階的関税撤		く。)製のものに限る。)	
ほとんどは即時関税撤	〇%、一〇%等	その他の製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除	四〇・一六
		研削盤及び歯車仕上盤を除く。)	
		限るものとし、第八四・六一項の歯切り盤、歯車	
		を使用して金属又はサーメットを加工するものに	
		の仕上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料	
即時関税撤廃	%	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他	八四・六〇
		する種類のものに限る。)	
		パー及び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用	
	%	項の物品を除く。)、ウインドスクリーンワイ	
即時関税撤廃	ほとんどは〇%、一部は五	電気式の照明用又は信号用の機器(第八五・三九	八 五 · 二
	%、一部は五%〉		
	品についてはほとんどは〇		
	〈電動機及び発電機の部分	〈電動機及び発電機の部分品を含む。〉	
	%	又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃	ほとんどは〇%、一部は五	第八五・○一項又は第八五・○二項の機械に専ら	八五・〇三
即時関税撤廃	0%	集積回路	八五・四二
(一〇年目)〉			
ついては段階的関税撤廃		〈事務用品及び学用品を含む。〉	

	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc				0						\bigcirc				\bigcirc	
	$\stackrel{\smile}{=}$		<u>.</u>	0 0				<u>四</u>						〇 四 •				四	
			0 0	<u> </u>				四・〇六						· ○ 五					
〈ぶり、さば及びさんまを含む。〉 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	魚(冷凍したものに限るものとし、第○三・○四	牛の肉(冷凍したものに限る。)	及び	- 牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)				チーズ及びカード					スプレッド	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリー			砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は	砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)
○%又は一○%	ほとんどは二〇%、一部は			二〇%又は二五%				二〇%、一二五%等	%	〈バターについては二〇	セントを加えたもの	につき三六アメリカ合衆国	砂糖の含有量一キログラム	〇%、二〇%又は二〇%に	の、六三%等	カ合衆国セントを加えたも	ログラムにつき三六アメリ	二〇%に砂糖の含有量一キ	
関税撤廃(五年目又は一	即時関税撤廃又は段階的		皿)	段階的関税撤廃(一〇年	廃 (一〇年目)	税撤廃又は段階的関税撤	(注5)、一部は即時関	ほとんどは関税割当て		割当て(注4)〉	〈バターについては関税	税撤廃(一五年目)	時関税撤廃又は段階的関	関税割当て(注4)、即		関税撤廃 (一五年目)	(注3)、一部は段階的	ほとんどは関税割当て	

で、二年目以降毎年行わ			
から一六%に削減した上			
廃(協定発効時に二〇%			
廃、一部は段階的関税撤			
ほとんどは即時関税撤		りんご、梨及びマルメロ(生鮮のものに限る。)	○八・○八
囯)		ものに限る。)	
段階的関税撤廃(一〇年	<u> </u>	パパイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮の	〇八・〇七
		〈長芋を含む。〉	
		ないかを問わない。)並びにサゴやしの髄	
		切ってあるかないか又はペレット状にしてあるか	
		蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、	
	は二〇%〉	を多量に含有する根及び塊茎(生鮮のもの及び冷	
	〈長芋については一〇%又	んしょその他これらに類するでん粉又はイヌリン	
即時関税撤廃	一〇%又は二〇%	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、か	〇七・一四
		で、花束用又は装飾用に適するものに限る。)	
		漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもの	
即時関税撤廃	<u> </u>	切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、	〇六·〇三
年目)〉			
又は段階的関税撤廃(五			
については即時関税撤廃			
〈ぶり、さば及びさんま	ついては二〇%〉		

関税率(実行最恵国税	の含有量一キログラムにつ		
易機関設立協定に基づく	を加えたもの、一部は砂糖		
廃(一〇年目)、世界貿	三六アメリカ合衆国セント		
廃、一部は段階的関税撤	含有量一キログラムにつき	品	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは二○%に砂糖の	チョコレートその他のココアを含有する調製食料	一八・〇六
		〈緑茶を含む。〉	
即時関税撤廃	<u> </u>	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)	○九・○二
		〈柿を含む。〉	
即時関税撤廃	<u>-</u> %	その他の果実(生鮮のものに限る。)	〇 八 · 一 〇
関税撤廃〉			
%)、梨については即時			
し、一一年目以降は〇			
等な引下げにより撤廃			
毎年行われる一〇回の均			
減した上で、二年目以降			
に二〇%から一六%に削			
的関税撤廃(協定発効時			
〈りんごについては段階			
目以降は○%)			
げにより撤廃し、一一年			
れる一〇回の均等な引下			

〈醬油及びみそを含む。〉	タードの粉及びミール並びに調製したマスタード	一・○三 ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マス 二○%	+	きロー
				き三六アメリカ合衆国セン -
		即時関税撤廃	6)	率)又は国別割当て(注

(注 1) 貨物自動車の一部及び一○人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車の一部については、 次のとおり

関税を削減する。

協定発効時から毎年行われる八回の均等な引下げにより基準税率から八%まで削減する。

九年目の一月一日に八%から七・七五%まで削減する。

十年目の一月一日に七・七五%から七・五%まで削減し、その後においてもその税率とする。

(注2) らの原産品であるミルク及びクリームであって協定に基づき関税割当てが設定されるものの合計割当数量は、各 オーストラリア、ブルネイ、カナダ、日本国、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール及びベトナムか

年につき次のとおりとする(付録A-1)。

一年目については、二十五万リットル

二年目については、二十六万二千五百リットル

三年目については、二十七万五千リットル

四年目については、二十八万七千五百リットル

五年目については、三十万リットル

六年目については、三十一万二千五百リットル

七年目については、三十二万五千リットル

八年目については、三十三万七千五百リットル

九年目については、三十五万リットル

十年目については、三十六万二千五百リットル

一一三月之がこし人をつか三このハーは、ニーニアにニーノ

十一年目及びそれ以降の各年については、三十七万五千リットル

(注 3) らの原産品である粉乳であって協定に基づき関税割当てが設定されるものの合計割当数量は、各年につき次のと オーストラリア、ブルネイ、カナダ、日本国、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール及びベトナムか

枠内税率は、無税とする。枠外税率は、世界貿易機関設立協定に基づく関税率(実行最恵国税率)とする。

おりとする(付録A-1)。

一年目については、二万五千メートル・トン

二年目については、二万六千七百メートル・トン

三年目については、二万八千四百メートル・トン

四年目については、三万百メートル・トン

五年目については、三万千八百メートル・トン

六年目については、三万三千五百メートル・トン

七年目については、三万五千二百メートル・トン

八年目については、三万六千九百メートル・トン

九年目については、三万八千六百メートル・トン

十年目については、四万三百メートル・トン

十一年目及びそれ以降の各年については、四万二千メートル・トン

(注 4) 枠内税率は、 オーストラリア、ブルネイ、カナダ、日本国、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール及びベトナムか 無税とする。 枠外税率は、世界貿易機関設立協定に基づく関税率 (実行最恵国税率)とする。

らの原産品であるバターであって協定に基づき関税割当てが設定されるものの合計割当数量は、各年につき次の

とおりとする(付録A-1)。

一年目については、千五百メートル・トン

二年目については、千五百五十メートル・トン

三年目については、千六百メートル・トン

四年目については、千六百五十メートル・トン

五年目については、千七百メートル・トン

六年目については、千七百五十メートル・トン

七年目については、千八百メートル・トン

八年目については、千八百五十メートル・トン

九年目については、千九百メートル・トン

十年目については、千九百五十メートル・トン

十一年目及びそれ以降の各年については、二千メートル・トン

枠内税率は、無税とする。枠外税率は、世界貿易機関設立協定に基づく関税率(実行最恵国税率)とする。

らの原産品であるチーズであって協定に基づき関税割当てが設定されるものの合計割当数量は、各年につき次の オーストラリア、ブルネイ、カナダ、日本国、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール及びベトナムか

とおりとする(付録A-1)。

(注5)

一年目については、四千二百五十メートル・トン

二年目については、四千四百七十五メートル・トン

三年目については、四千七百メートル・トン

四年目については、四千九百二十五メートル・トン

年目については、 五千百五十メートル・トン

六年目については、 五千三百七十五メートル・トン

七 年目については、 五千六百メートル・トン

年目については、 五千八百二十五メートル・トン

九年目については、 六千五十メートル・トン

・年目については、 六千二百七十五メートル・トン

十

十一年目及びそれ以降の各年については、六千五百メートル・トン

枠内税率は、

無税とする。

(注6) 砂糖 (チョコレートその他のココアを含有する調製食料品の一部を含む。)の関税率については、協定に基づ

実行最恵国税率とする (付録A-2)。

枠外税率は、世界貿易機関設立協定に基づく関税率(実行最恵国税率)とする。

いて今後メキシコが国別に設定する枠内に限り、

(iii) であるミルク、クリーム、無糖れん乳、 づき運用する関税割当てについて定める(付録A-1)。 オーストラリア、ブルネイ、カナダ、 バター、チーズ、パーム油等計約三十品目の農産品について、 日本国、 マレーシア、ニュージーランド、シンガポール及びベトナムからの メキシコが協定に基)原産品

(iv) 要に対応するために輸入する場合に、 (付録A-2)。 メキシコが、第一七・○一項並びに第一七・○二項、第一八・○六項及び第二一・○六項の各項の一 国別に設定する特別な割当てに基づいて実行最恵国税率を適用すること等を定める 部の 砂糖を自国 一の需

(v) であって一定の関税分類の変更の要件を満たすものから完全に生産されるもの、 から完全に生産される産品については、 品については、 送用の自動車、 附属書二-D第B節の規定の例外として、メキシコが自国の関税率表に従って他の締約国からの原産品であるトラクター、 当該他の締約国において、又は当該他の締約国及びメキシコにおいて完全に得られるもの、②原産材料のみ 貨物自動車等計約二十五品目について異なる関税上の特恵待遇を適用する場合には、 当該他の締約国及びメキシコの原産材料のみから、 ③非原産材料を使用して完全に生産される 又はその他の締約国の原産材料 ①完全に得られる産

産品については、当該他の締約国及びメキシコの原産材料並びに附属書三-Dに定める適用可能な関税分類の変更の要件を 満たす非原産材料を使用して完全に生産されるものに対し、 締約国の原産品に対する関税率を適用すること等を定める(付

(コ) ニュージーランドの関税率表

録 C)

(i) 概要及び対象品目

に関税を撤廃するものは三百九十九品目になる。 品目数では、全七千五百十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは七千百十一品目、一定の経過期間を経た後

分野別では、鉱工業品六千十品目の全ての品目について、農林水産品千五百品目の全ての品目についてそれぞれ関税を撤

(i) 主要品目ごとの概要

廃する。

ほとんどは○%、一部は五
とんどは〇%、
○%又は一○%
基準税率

		⟨ ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` `	
		るかないか又は印刷してあるかないかを問わな	
		を問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあ	
		む。)のシート状のものに限るものとし、大きさ	
		ないもので、ロール状又は長方形(正方形を含	
		を問わない。)、かつ、その他の物質を塗布して	
		は両面に塗布し(結合剤を使用してあるかないか	
即時関税撤廃	%	紙及び板紙(カオリンその他の無機物質を片面又	四 八 · 一
	%又は一〇%		
- 即時関税撤廃	ほとんどは〇%、一部は五	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	四 · —
		い。)並びに部分品及び附属品	
		ファクシミリ(結合してあるかないかを問わな	
		するもの)、その他のプリンター、複写機及び	
		その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用	
即時関税撤廃	〇%又は五%	印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダー	八四·四三
		ロードローラー(自走式のものに限る。)	
廃(七年目)		ベーター、ショベルローダー、突固め用機械及び	
廃、一部は段階的関税撤	%	スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカ	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは五%、一部は○	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、	八四・二九
		ものを除く。)並びに廃油	
		分を成すものに限るものとし、他の項に該当する	

七・一四	〇六 · 〇三	0111 • 0111	0	O								八七・〇八		八七・〇二
んしょその他これらに類するでん粉又はイヌリン カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、か	で、花束用又は装飾用に適するものに限る。)漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもの切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、	(ぶり、さば及びさんまを含む。)項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)無(冷凍したものに限るものとし、第○三・○四	牛の肉(冷凍したものに限る。)	- 牛の肉 (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)						〈駆動軸及びラジエーターを含む。〉	○五項までの自動車のものに限る。)	部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七・	自動車	一 一○人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の
○%又は五%	8とんどは〇%、一部は五	%		%						いては○%又は五%)	動軸及びラジエーターにつ	○%、五%又は一○%(駆		五 %
即時関税撤廃	即時関税撤廃	即時関税撤廃		即時関税撤廃	年目)〉	又は段階的関税撤廃(七	については即時関税撤廃	関税撤廃、ラジエーター	〈駆動軸については即時	廃(七年目)	廃、一部は段階的関税撤	ほとんどは即時関税撤		即時関税撤廃

はとんとは即時関務撤	ほとんとは五% 一部は〇		- - -
は段階的関税撤廃(五年	五 %		
〈醤油及びみそについて	〈醤油及びみそについては	〈醤油及びみそを含む。〉	
関税撤廃(五年目)		タードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
即時関税撤廃又は段階的	ほとんどは五%、一部は○	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マス	
廃(五年目)			
廃、一部は段階的関税撤		品	
ほとんどは即時関税撤	五,%	チョコレートその他のココアを含有する調製食料	一八・〇六
		〈緑茶を含む。〉	
即時関税撤廃	%	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)	○ 九 ・ ○ 二
		〈柿を含む。〉	
即時関税撤廃	%	その他の果実(生鮮のものに限る。)	〇 八 · 一 〇
即時関税撤廃	%	りんご、梨及びマルメロ(生鮮のものに限る。)	〇八・〇八
		ものに限る。)	
即時関税撤廃	%	パパイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮の	〇八・〇七
		〈長芋を含む。〉	
		ないかを問わない。)並びにサゴやしの髄	
		切ってあるかないか又はペレット状にしてあるか	
		蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、	
	五 %〉	を多量に含有する根及び塊茎(生鮮のもの及び冷	

即時関税撤廃	五 %	眼鏡のフレーム及びその部分品	九〇・〇三
		び化粧用品(磁器製のものを除く。)	
即時関税撤廃	五 %	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及	六九・一二
廃(七年目)			
廃、一部は段階的関税撤		び化粧用品	
ほとんどは即時関税撤	五 %	磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及	六 九 ・ 一 一
即時関税撤廃〉			
〈黒色インキについては	%>	〈黒色インキを含む。〉	
は五 廃(七年目)	〈黒色インキについては	かないかを問わない。)	
魔、一部は段階的関税撤	%	キ (濃縮してあるかないか又は固形のものである	

る(ニュージーランドの関税率表の一般的注釈)。 について検討するため、協定がニュージーランド及び日本国について効力を生ずる日の後七年を経過する日以後に協議す 国に対して行った原産品の待遇についての約束(この表における関税、 日 本国の要請に基づき、ニュージーランド及び日本国は、市場アクセスを増大させる観点から、ニュージーランドが日本 関税割当て及びセーフガードの適用に関するもの)

び日本国は、 表における関税、 れるものと同等の待遇を付与する観点から、 き、ニュージーランド及び日本国は、原産品に対し当該国際協定において当該原産品と同じ品目に分類される産品に与えら 恵的な市場アクセスを供与する国際協定又はその改正の効力発生に必要とされるもの)が完了した後、 ニュージーランド及び他の国又は関税地域の関連する法的手続(ニュージーランドが当該他の国又は関税地域に対して特 別段の合意をする場合を除くほか、 関税割当て及びセーフガードの適用に関するもの)について検討するため協議する。 ニュージーランドが日本国に対して行った原産品の待遇についての約束(この 当該要請の日の後一箇月以内に協議する。 (ニュージーランドの関税率表 日本国の要請に基づ ニュージーランド及

の一般的注釈)

(サ) ペルーの関税率表

(i) 概要及び対象品目

経た後に関税を撤廃するものは千三百八十四品目、関税の一部のみ撤廃するものは四十七品目になる。 品目数では、全七千五百五十四品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは六千百二十三品目、一定の経過期間を

目のうち、四十六品目を除くものについて関税を撤廃する。 分野別では、鉱工業品六千二百二十六品目のうち、一品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品千三百二十八品

主要品目ごとの概要

関税分類番号	品名	基準税率	実施区分等
八七・〇三	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン	九 %	即時関税撤廃
	及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送		
	用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二		
	項のものを除く。)		
八七・〇四	貨物自動車	0%	即時関税撤廃
四〇・一一	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	0%	即時関税撤廃
八七・〇二	一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の	%	即時関税撤廃
	自動車		
七二・一〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(ク	%	即時関税撤廃
	ラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六		
	○○ミリメートル以上のものに限る。)		

七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延 ○%	%	即時関税撤廃
	したもので幅が六○○ミリメートル以上のも		
	に限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆		
	したものを除く。)		
八四·二九	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、	%	即時関税撤廃
	スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカ		
	ベーター、ショベルローダー、突固め用機械及び		
	ロードローラー(自走式のものに限る。)		
八七・〇八	部分品及び附属品(第八七・○一項から第八七・ ○%	%	即時関税撤廃
	○五項までの自動車のものに限る。)		
四 〇 · 一 〇	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング 〇%	%	即時関税撤廃
	(加硫したゴム製のものに限る。)		
010	- 牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) 一七	一七%	ほとんどは段階的関税撤
0	及び		廃(一一年目)、一部は
	牛の肉(冷凍したものに限る。)		即時関税撤廃
0111 • 0111	魚(冷凍したものに限るものとし、第○三・○四 ○%		即時関税撤廃
	項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)		
	〈ぶり、さば及びさんまを含む。〉		
○六・○三	切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、 九%	%	即時関税撤廃
	漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもの		
	で、花束用又は装飾用に適するものに限る。)		

· O =	(醤油及びみそを含む。) タードの粉及びミール並びに調製したマスタードリース、ソース用の調製品、混合調味料、マス) ₂ % /5	即時関税撤廃
	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調	九 ((%)	段階的関税撤廃
	製品(日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むも		目)
	のとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又は		
	ペディキュア用の調製品		
八四・一八	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器	〇%又は一七%	即時関税撤廃又は段階
	(電気式であるかないかを問わない。) 及びヒー		関税撤廃(ほとんどは
	トポンプ(第八四・一五項のエアコンディショ		一年目、一部は六年目)
	ナーを除く。)		
八 五 · 一	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は	九 %	即時関税撤廃
	始動に使用する種類の電気機器(例えば、点火用		
	磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイ		
	ル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター)並		
	びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機		
	(例えば、直流発電機及び交流発電機) 及び開閉		
	器		

(i) 概要及び対象品目

全九千五百五十八品目について、協定の発効時に関税を撤廃する。

ii 主要品目ごとの概要

関税分類番号	品名	基準税率	実施区分等
七・ 〇	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製	%	即時関税撤廃
	品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七○%以		
	上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成		
	分を成すものに限るものとし、他の項に該当する		
	ものを除く。)並びに廃油		
八五·四二	集積回路	%	即時関税撤廃
八九・〇一	客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけ	0%	即時関税撤廃
	その他これらに類する船舶(人員又は貨物の輸送		
	用のものに限る。)		
七一・〇八	金(白金をめっきした金を含むものとし、加工し	%	即時関税撤廃
	てないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)		
八四·四三	印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダー	%	即時関税撤廃
	その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用		
	するもの)、その他のプリンター、複写機及び		
	ファクシミリ(結合してあるかないかを問わな		
	い。)並びに部分品及び附属品		

即時関税撤廃	(円盤) ()%	元素を電子工業用にドープ処理したもの	三八・一八
即時関税撤廃	%	玉軸受及びころ軸受	八四・八二
即時関税撤廃	%	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	八五・三二
		項のものを除く。)	
	• 0 = =	用に設計したものに限るものとし、第八七・	
	の輸送	及びレーシングカーを含み、主として人員の	
即時関税撤廃	ワゴン 0%	乗用自動車その他の自動車(ステーションロ	八七・〇三
即時関税撤廃	%	貨物自動車	八七・〇四
		電結晶素子	
	ド及び圧	問わない。)を含む。)、発光ダイオードな	
	いかを	池(モジュール又はパネルにしてあるかない	
	(光電	る半導体デバイス、光電性半導体デバイス	
即時関税撤廃	に類す 〇%	ダイオード、トランジスターその他これらに	八五・四一
		デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	
	メラ、	しないかを問わない。)、テレビジョンカメ	
	するか	信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するか	
即時関税撤廃	器 (受)%	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器	八 五 二 五
		注9Cの機器並びに部分品及び附属品	
	の類の	製造に専ら又は主として使用する機器、この	
	レイの	ス、集積回路又はフラットパネルディスプレ	
即時関税撤廃	ァバイ 〇 %	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デ	八四・八六

		のに限る。)	
即時関税撤廃	%	白金(加工してないもの、一次製品及び粉状のも	七一.
		<.	
		り、光学的に研磨してないガラス製のものを除	
		して又は機器の部分品として使用するものに限	
		問わないものとし、取り付けたもので機器に装着	
即時関税撤廃	%	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を	九〇・〇二
		の接続子	
		たものを含む。)用又は光ファイバーケーブル用	
		以下のものに限る。)及び光ファイバー(束にし	
		接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト	
		器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の	
		えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制	
即時関税撤廃	%	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例	八五・三六
		○ミリメートル以上のものに限る。)	
即時関税撤廃	%	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇	七二・二五
		を含む。)であるかないかを問わない。)	
即時関税撤廃	%	蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形	八五・〇七
		処理したもの	
		ものに限る。)及び化合物を電子工業用にドープ	
		状、ウエハー状その他これらに類する形状にした	

即時関税撤廃	一・一二 金属のくず(貴金属又は貴金属を貼ったものに限 ○%	七 一 •
	及びカバー	
	ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台	
即時関税撤廃	四・五二 ミシン (第八四・四○項の製本ミシンを除く。) 、 ○%	•
	除く。)	
	データを処理する機械(他の項に該当するものを	
	タ媒体に符号化して転記する機械及び符号化した	
	並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデー	
即時関税撤廃	四・七一 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット ○%	•
	製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	
	建築物を除く。)並びに構造物用に加工した鉄鋼	
	ター、手すり及び柱。第九四・○六項のプレハブ	
	根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャツ	
	えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋	
即時関税撤廃	三・〇八 構造物及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。例 〇%	七三・○
	るものとし、鋳鉄製のものを除く。)	
即時関税撤廃	三・〇四 鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限 〇%	
	し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
即時関税撤廃	四・七九 機械類(固有の機能を有するものに限るものと ○%	•
	専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃	四・○九 第八四・○七項又は第八四・○八項のエンジンに ○%	

	するものに限るものとし、フィルターを取り付け	<u></u>
	びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵	並
即時関税撤廃	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン│○%	八四・一四
	の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)	他
即時関税撤廃	療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その ○%	九〇・一八 医
	У <i>р</i>	ラ
	ルキャリヤー及びクレーンを装備した作業ト	F
)、移動式リフティングフレーム、ストラッ	t.º
即時関税撤廃	リック、クレーン(ケーブルクレーンを含 ○%	八四・二六 デ
	たものを除く。)	L
	限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆	に
	したもので幅が六○○ミリメートル以上のもの	を
即時関税撤廃	又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延 ○%	七二・〇八 鉄
	V°)	な
	ないか又はクリンカー状であるかないかを問わ	カゝ
	これらに類する水硬性セメント(着色してある	
	セメント、スーパーサルフェートセメントその	グ
即時関税撤廃	ートランドセメント、アルミナセメント、スラ ○%	二五・二三 ポ
	ものに限る。)	る
	その他のくず(貴金属又はその化合物を含有す	の
)及び主として貴金属の回収に使用する種類	る。

ん胴、タ 減圧弁及 ○%
(露出計を含
音又は
表面張力その他これらに類
分光計及びガス又は煙の分析機器)、
偏光
マスタ
(記録してあるかな
不揮発性半導体記憶装置、
ア用又は
を含む
用の
机及びキャビネット
機器に

二九・一六 不飽和非環式モノカルボン酸交換機を除く。)	交換機を除く。)	る。)及び数値制御用の機器	第八五・三六項の機器を二以	機器を自蔵するものを含み、	ル、机、キャビネットその他	八五・三七 電気制御用又は配電用の盤	(自在継手を含む。)	リーブロックを含む。)、	ローラースクリュー、弾み	り軸受、歯車、歯車伝動機、	ンクシャフトを含む。)、ク	ターを含む。)、伝動軸(カ	八四・八三 ギヤボックスその他の変速機	(例えば、整流器)及びイン	八五・○四 トランスフォーマー、スタテ	○五項までの自動車のものに	八七・〇八 部分品及び附属品 (第八七・	ンクその他これらに類する物品用
	ン酸及び環式モノカルボ┃○%	機器(第八五・一七項の	を二以上装備するものに限	み、第八五・三五項又は	の他の物品(第九〇類の	盤、パネル、コンソー〇%		、クラッチ及び軸継手	み車、プーリー(プー	機、ボールスクリュー、	クランク、軸受箱、滑	(カムシャフト及びクラ	速機(トルクコンバー ○%	インダクター	タティックコンバーター 〇%	のに限る。)	七・○一項から第八七・ ○%	物品用のものに限る。)
	即時関税撤廃					即時関税撤廃							即時関税撤廃		即時関税撤廃		即時関税撤廃	

即時関税撤廃	%	鉄鋼製のその他の管(例えば、溶接、リベット接	七三・〇五
		の電離放射線の測定用又は検出用の機器	
		ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他	
		○・二八項の計器を除く。)及びアルファ線、	
		他の電気的量の測定用又は検査用の機器(第九	
即時関税撤廃	%	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその	九〇・三〇
		製のものに限る。)	
即時関税撤廃	%	その他の製品(貴金属製又は貴金属を貼った金属	七一•一五
		他の項に該当するものを除く。)	
		及び蓄電池並びに機器の電気式部分品(この類の	
即時関税撤廃	%	一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池	八五・四八
		該当するものを除く。)	
即時関税撤廃	%	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒(他の項に	三八・一五
		ミリメートルを超えるものに限る。)	
即時関税撤廃	%	銅の板、シート及びストリップ(厚さが○・一五	七四・〇九
		ン及びセミディーゼルエンジン)	
即時関税撤廃	%	ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジ	八四・〇八
		い。)及び液体エレベーター	
即時関税撤廃	%	液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わな	八四・一三
		トロソ化誘導体	
		導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニ	

		又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き	
	H ¹	け、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削	
	w)	ス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あ	
	V	用又は加工機械用の互換性工具(例えば、プレ	
即時関税撤廃	%	手工具(動力駆動式であるかないかを問わない。)	八二・〇七
		ロードローラー(自走式のものに限る。)	
	0.	ベーター、ショベルローダー、突固め用機械及び	
	<i>>></i>	スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカ	
即時関税撤廃	%	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、	八四・二九
		のに限る。)	
	8	び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のも	
	及	の物品で混合してないもの(使用量にしたもの及	
	Л	の他これらに類する調製品を除く。)及び写真用	
即時関税撤廃	% %	写真用の化学調製品(ワニス、膠着剤、接着剤そ	三七・〇七
		とし、他の項に該当するものを除く。)	
	V)	学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むもの	
	16	業(類似の工業を含む。)において生産される化	
即時関税撤廃		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工	三八二四
		を超えるものに限る。)	
		が円形のもので、外径が四○六・四ミリメートル	
	<u> H </u>	合その他これらに類する接合をしたもの。横断面	

		し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
即時関税撤廃	%	電気機器(固有の機能を有するものに限るものと	八 五 · 四 三
		る。)	
		加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限	
即時関税撤廃	0%	銀(金又は白金をめっきした銀を含むものとし、	七一・〇六
		かないかを問わない。)	
		キ(濃縮してあるかないか又は固形のものである	
即時関税撤廃	%	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のイン	三 - - 五
		び第八五・二八項の送受信機器を除く。)	
		四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項及	
		ク(WAN))用の通信機器を含む。)(第八	
		トワーク(LAN)又はワイドエリアネットワー	
		線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネッ	
		他のデータを送受信するものに限るものとし、有	
		話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その	
即時関税撤廃	0%	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電	八五・一七
		限る。)	
		品(サーメットのもので、取り付けてないものに	
即時関税撤廃	0%	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物	八二・〇九
		孔用の工具を含む。)	
		用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん	

		一及び	011.011
即時関税撤廃	%	一一 牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	\bigcirc $\overline{}$ \cdot \bigcirc $\overline{}$
		が〇・二ミリメートルを超えるものに限る。)	
即時関税撤廃	%	アルミニウムの板、シート及びストリップ(厚さ)	七六・〇六
		キの部分品を含む。〉	
		トを除く。)、ウインチ、キャプスタン及びジャッ	
		〈プーリータックル、ホイスト (スキップホイス	
		専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃	%	第八四・二五項から第八四・三〇項までの機械に	八四・三一
		ないかを問わない。)	
		んであるかないか又は接続子を取り付けてあるか	
		から成るものに限るものとし、電気導体を組み込	
		ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバー	
		を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光	
		酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子	
		む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は	
即時関税撤廃	%	四 電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含	八五・四四
		であるかないかを問わない。)	
		(接着性を有するものに限るものとし、ロール状	
		テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品	
即時関税撤廃	%	九 プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、	三九・一九

	9/		() (
宇 	%	(香味さけ) こうらっぱいっと引って一柿を含む。〉	
即時関税撤廃	%	その他の果実(生鮮のものに限る。)	〇 八 · 一 〇
即時関税	%	りんご、梨及びマルメロ(生鮮のものに限る。)	〇八・〇八
		ものに限る。)	
即時関税撤廃	%	パパイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮の	〇八・〇七
		〈長芋を含む。〉	
		ないかを問わない。)並びにサゴやしの髄	
		切ってあるかないか又はペレット状にしてあるか	
		蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、	
		を多量に含有する根及び塊茎(生鮮のもの及び冷	
		んしょその他これらに類するでん粉又はイヌリン	
即時関税	%	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、か	〇七・一四
		で、花束用又は装飾用に適するものに限る。)	
		漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもの	
即時関税	%	切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、	〇六·〇三
		〈ぶり、さば及びさんまを含む。〉	
		項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	
即時関税撤	%	魚(冷凍したものに限るものとし、第○三・○四	0=-0=
		牛の肉(冷凍したものに限る。)	

	
	〈精米を含む。〉
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料○%
	品
1110.	二一・○三 ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マス ○%
	タードの粉及びミール並びに調製したマスタード
	〈醬油及びみそを含む。〉

(ス) アメリカ合衆国の関税率表

(i)

概要及び対象品目

る。 八十八品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは千七百九品目、関税割当ての対象となるものは十九品目にな 品目数では、全一万七百十六品目のうち、日本国からの原産品について、協定の発効時に関税を撤廃するものは八千九百

当ての設定により対応する。 産品二千二百八十八品目のうち十九品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、 分野別では、日本国からの原産品に関しては、鉱工業品八千四百二十八品目の全ての品目について関税を撤廃し、農林水 関税割

(ii) 主要品目ごとの概要

八七・〇三	関税分類番号
乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン	品名
三,五%	基準税率
段階的関税撤廃(注1)	実施区分等
	三 乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン 二・五% 段階的関税撤廃(注

即時関税撤廃	%	ロードローラー(自走式のものに限る。) スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカスクレーパー、メカニカルショベル、エキスカ	八 四 · 二 九
廃 (五年目)廃 (五年目)	- ・ - - ・ - ・ - ・ (等	い。)並びに部分品及び附属品ファクシミリ(結合してあるかないかを問わなするもの)、その他のプリンター、複写機及び	
- と	とんどは〇%、一部は	印刷機(第八四・四二	八四・四三
		部分品を含む。〉 《飛行機用のプロペラ及び回転翼並びにこれらの品のものに限る。)	
即時関税撤廃	0%	二 部分品(第八八・○一項又は第八八・○二項の物	八八・〇三
ついては即時関税撤廃〉ンション及びバンパーに、ギヤボックス、サスペ	いては二・五%〉	 含む。 〉	
нЭ	ョンについては○%又ヤボックス及びサスペ	○五項までの自動車のものに限る。)	
ほとんどは即時関税撤	○%又は二・五%	八 部分品及び附属品(第八七・○一項から第八七・	八七・〇八
		項のものを除く。)用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二	

	は一・一%又は一・六%		
即時関税撤廃	ほとんどは一・七%、一部	自動調整機器	九〇・三二
	二・四%又は二・五%	タービン	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は	ターボジェット、ターボプロペラその他のガス	八 四 ・ 一 一
目) 〉			
段階的関税撤廃(五年			
超のエンジンについては			
税撤廃、二、〇〇〇cc	五 %		
ンジンについては即時関	のエンジンについては二・		
二、〇〇〇ccまでのエ	ジン及び二、○○○cc超	む。〉	
⟨一、○○○cc超から	二、〇〇〇ccまでのエン	ンジン及び二、○○○cc超のエンジンを含	
〇年目)	<一、○○○cc超から	<一、○○○cc超から二、○○○ccまでのエ	
関税撤廃(五年目又は一	三, 五,%	ロータリーエンジンに限る。)	
即時関税撤廃又は段階的	ほとんどは○%、一部は	ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及び	八四・〇七
	については〇%〉	〈航空機用エンジンのものを含む。〉	
	〈航空機用エンジンのもの	専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃	〇%、二·五%等	第八四・○七項又は第八四・○八項のエンジンに	八四・〇九
		注9CO機器並びに部分品及び附属品	
		製造に専ら又は主として使用する機器、この類の	
		ス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの	
即時関税撤廃	%	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイ	八四・八六

八五 四二	集積回路	%	即時関税撤廃
巴〇•	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	○%、三・四%又は四%	ほとんどは即時関税
			廃、一部は段階的関税撤
			廃(一〇年目)
九〇・一八	医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その	0%	即時関税撤廃
	他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)		
八 五 · 一 一	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は	ほとんどは二・五%、一部	即時関税撤廃
	始動に使用する種類の電気機器(例えば、点火用	は〇%又は三・一%	
	磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイ		
	ル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター)並		
	びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機		
	(例えば、直流発電機及び交流発電機)及び開閉		
	器		
八四・七九	機械類(固有の機能を有するものに限るものと	はっていな○%、一部は	ほとんどは即時関税撤
	し、この類の他の項に該当するものを除く。)	二・五%又は二・八%	廃、一部は段階的関税撤
			廃(五年目)
八四・八三	ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバー	※出・国、※出・二、※○	即時関税撤廃又は段階的
	ターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクラ	等	関税撤廃(五年目又は
	ンクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑		〇年目)
	り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、		
	ローラースクリュー、弾み車、プーリー(プー		

即時関税撤廃	ほとんどは二・七%、一部	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例	八五・三六
		デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	
		しないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、	
		信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するか	
即時関税撤廃	○%、二・一%等	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受	八 五 二 五
		てあるかないかを問わない。)	
廃(一五年目)		するものに限るものとし、フィルターを取り付け	
廃、一部は段階的関税撤		並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵	
ほとんどは即時関税撤	○%、四・七%等	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン	八四・一四
		ないかを問わない。)及びサイドカー	
廃 (注3)		助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるか	
廃、一部は段階的関税撤	一 。 %	イドカー付きであるかないかを問わない。)、補	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは○%、一部は	モーターサイクル(モペットを含むものとし、サ	八七・一一
		ン及びセミディーゼルエンジン)	
即時関税撤廃	○%又は二・五%	ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジ	八四・〇八
囯)			
廃(五年目又は一五年			
廃、一部は段階的関税撤	三, 五%	を含む。)であるかないかを問わない。)	
ほとんどは即時関税撤	二・五%、三・四%又は	蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形	八五・〇七
		(自在継手を含む。)	
		リーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手	

即時関税撤廃	○%、一・六%、二・四%	トランスフォーマー、スタティックコンバーター	八 五 · ○ 四
		る。)	
		ンクその他これらに類する物品用のものに限	
		び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タ	
即時関税撤廃	二%、三%等	コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及	八四・八一
		電結晶素子	
		問わない。)を含む。)、発光ダイオード及び圧	
		池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを	
		る半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電	
即時関税撤廃	%	ダイオード、トランジスターその他これらに類す	八 五 · 四 一
廃 (一〇年目)			
廃、一部は段階的関税撤	%	 ✓ ✓ 	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは○%、一部は四	トラクター(第八七・○九項のトラクターを除	八七・〇一
	三, 五%	い。)及び液体エレベーター	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は	液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わな	八四・一三
		の接続子	
		たものを含む。)用又は光ファイバーケーブル用	
		以下のものに限る。)及び光ファイバー(束にし	
		接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト	
		器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の	
	は () ()	えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制	

	13 E - - %	ファーマシンものに限る。)及びマルチステーショントランススートラクションマシン(シンクルステーションの	
即時関税撤廃	んどは三・三%、一部	のマシニングセンター、ユニットコ	八四・五七
的関税撤廃(注6)〉			
は即時関税撤廃又は段階			
〈キャブシャシについて			
撤廃(注6)	〇%又は四%〉		
関税撤廃又は段階的関税	〈キャブシャシについては		
廃 (注5)、一部は即時	○%又は四%	〈キャブシャシを含む。〉	
ほとんどは段階的関税撤	ほとんどは二五%、一部は	貨物自動車	八七・〇四
		を含む。)及びミクロトーム	
		音又は光の量の測定用又は検査用の機器(露出計	
		らに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、	
		器)、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これ	
		計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機	
即時関税撤廃	○%、二·二%等	物理分析用又は化学分析用の機器(例えば、偏光	九〇・二七
4)			
どは一二年目、一部は注			
段階的関税撤廃(ほとん	五・八%、九・九%等	玉軸受及びころ軸受	八四・八二
	等	(例えば、整流器)及びインダクター	

三七・〇七		七三・一八						八五・一七				八四・三一			八 五 · 〇 一
の他これらに類する調製品を除く。)及び写真用写真用の化学調製品(ワニス、膠着剤、接着剤そ	れらに類する製品(ばね座金を含む。)そ	リュー、スクリューフック、リベット、コッター、鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスク	八五・二八項の送受信機器を除く。)四三項、第八五・二五項、第八五・二七項及び第	ク(WAN)用の通信機器を含む。)(第八四・トワーク(LAN)又はワイドエリアネットワー	線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネッ	他のデータを送受信するものに限るものとし、有	話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電	のものを含む。〉	〈昇降機、スキップホイスト又はエスカレーター	専ら又は主として使用する部分品	第八四・二五項から第八四・三○項までの機械に		を除く。)	電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機
五 % % 一	_	%、一二·五%等 〇%、五·七%、六·二						0%				%		%、三・三%等	〇%、二·五%、二·八
即時関税撤廃		即時関税撤廃						即時関税撤廃				即時関税撤廃	廃(一五年目)	廃、一部は段階的関税撤	ほとんどは即時関税撤

即時関税撤廃	○ %、 三 · 三 %、 二 · 八 %	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を	九〇・〇二
		除く。)	
		データを処理する機械(他の項に該当するものを	
		タ媒体に符号化して転記する機械及び符号化した	
		並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデー	
即時関税撤廃	%	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット	八四・七一
		るかしないかを問わない。)	
		はビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵す	
		ン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しく	
		機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョ	
即時関税撤廃	○%、三・九%又は五%	八 モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像	八五・二八
		処理したもの	
		ものに限る。)及び化合物を電子工業用にドープ	
		状、ウエハー状その他これらに類する形状にした	
即時関税撤廃	%	八 元素を電子工業用にドープ処理したもの(円盤	三八・一八
廃(五年目)			
廃、一部は段階的関税撤		切削用のものに限る。)	
ほとんどは即時関税撤	四・二%又は四・四%	八 旋盤(ターニングセンターを含むものとし、金属	八四・五八
		のに限る。)	
		び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のも	
		の物品で混合してないもの(使用量にしたもの及	

		し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
即時関税撤廃	○%、二・六%等	電気機器(固有の機能を有するものに限るものと	八 五 ・ 四 三
		六項の物品を除く。)	
		第三○・○二項、第三○・○五項又は第三○・○	
		の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、	
		皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用	
		療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経	
即時関税撤廃	%	医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治	三〇・〇四
		を含むものとし、第三七類の物品を除く。)	
		かを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスター	
	一・八%、二・七%等	マートカードその他の媒体(記録してあるかない	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、ス	八五・二三
即時関税撤廃	0%	環式炭化水素	二九・〇二
	等	するものを除く。)及び輪郭投影機	
即時関税撤廃	※班・三、%六・一、%○	測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当	九〇・三一
		るものとし、鋳鉄製のものを除く。)	
即時関税撤廃	%	鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限	七三・〇四
		<°)	
		り、光学的に研磨してないガラス製のものを除	
		して又は機器の部分品として使用するものに限	
	等 	問わないものとし、取り付けたもので機器に装着	

即時関税撤廃	等 (% % () · / / / % () · / / % () · / / % () · / / % () · / / / % () · / / / % () · / / / % () · / / / % () · / / / % () · / / / % () · / / / % () · / / / % () · / / / % () · / / / % () · / / / % () · / / / % () · / / / % () · / / / % () · / / / / % () · / / / / % () · / / / / % () · / / / / % () · / / / / % () · / / / / % () · / / / / % () · / / / / % () · / / / / % () · / / / / % () · / / / / % () · / / / / % () · / / / / % () · / / / / % () · / / / / % () · / / / / % () · / / / / % () · / / / / % () · / / / / / % () · / / / / % () · / / / / / / % () · / / / / / / / % () · / / / / / / / / / / / / / / / / / /	を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用工ックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線	九 〇 ·
		8当するものを除く。)	
	は〇 %	ラスチックを材料とする物品の製造機械(この類	
即時関税撤廃	ほとんどは三・一%、一部	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプ	八四・七七
	等	く。)製のものに限る。)	
即時関税撤廃	〇%、二・五%、四・二%	その他の製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除	四〇・一六
		交換機を除く。)	
		る。)及び数値制御用の機器(第八五・一七項の	
		第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限	
		機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は	
関税撤廃 (一〇年目)		ル、机、キャビネットその他の物品(第九〇類の	
即時関税撤廃及び段階的	二.七%	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソー	八五・三七
即時関税撤廃	%	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	八五・三二
		せん孔用の工具を含む。)	
		抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌	
		切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引	
		穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、	
		プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、	
	等	い。)用又は加工機械用の互換性工具(例えば、	
即時関税撤廃	二·九%、四·八%、五%	手工具(動力駆動式であるかないかを問わな	八二・〇七

八 四 · 一 九		八四・六六	七二・二五	- - C	
学用のものを含み、電気加熱式のもの(第八五・変化による方法により材料を処理する機器(理化蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、	ダー ドラダイへ	専ら又は主として使用する部分品及び附属品(工第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に	○ミリメートル以上のものに限る。)その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六○	石油及び歴青油(房油を除く。)これらの調製石油及び歴青油(原油を除く。)これらの調製出のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成上のを除く。)	管その他のエックス線の発生機の船子での他にれらに類する物品及びエッ御盤、スクリーン並びに検査用又は処置あるかないかを問わない。)、高電圧発生ものを含むものとし、医療用又は獣医用のものを含むものとし、医療用
四・二%等四・二%等		○%、四·七%等	%	カ合衆国セント等レルにつき五二・五アメリメリカ合衆国セント、一バメリカ合衆国セント、一バ	
即時関税撤廃	五 .	廃、一部は段階的関税撤ほとんどは即時関税撤	即時関税撤廃	即時関稅撤廃	

_			_
税割当て (二〇〇トン)	基づく日本国向けの関税割		
に基づく日本国向けの関	(世界貿易機関設立協定に		
(世界貿易機関設立協定	卜 等		
当て等	四・四アメリカ合衆国セン	牛の肉(冷凍したものに限る。)	
又は一〇年目)、関税割	%、一キログラムにつき	及び	01
段階的関税撤廃(五年目	四%、一〇%、二六•四	- 牛の肉 (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	○ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		含む。)	
		したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を	
		ンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造	
		用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品(ピ	
即時関税撤廃	%	ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場	九五・〇四
		とし、他の項に該当するものを除く。)	
		学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むもの	
	等	業(類似の工業を含む。)において生産される化	
即時関税撤廃	〇%、三・七%、六・五%	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工	三八二四
	二・五%等	又は気体のろ過機及び清浄機	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体	八 四 - 二 一
		気式のものを除く。)	
		除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電	
		るかないかを問わないものとし、家庭用のものを	
		一四項の電気炉及びその他の機器を除く。) であ	

関税撤廃(五年目)〉〈長芋については段階的	%	切つてあるかないか又はペレット状にしてあるか蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、を多量に含有する根及ひ塊茎(生鮮のもの及ひ冷	
	〈長芋については六・四	でん粉又は	
即時関税撤廃又は段階:	○%、六%、八・三%等	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、か	〇七・一四
		で、花束用又は装飾用に適するものに限る。)	
		漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもの	
即時関税撤廃	三・二%、六・四%等	切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、	○六・○三
廃〉			
については即時関税撤	ついては〇%〉		
〈ぶり、さば及びさんま	〈ぶり、さば及びさんまに		
廃(一〇年目)	ント	〈ぶり、さば及びさんまを含む。〉	
廃、一部は段階的関税撤	キログラムにつき一・一セ	項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	
ほとんどは即時関税	ほとんどは○%、一部は一	魚(冷凍したものに限るものとし、第○三・○四	○ <u>:</u> · ○ <u>:</u> :
関税割当て(注10))	%		
税撤廃(一五年目)又は	ものについては二六・四		
ものについては段階的関	四%等、枠外で輸入される		
目)、枠外で輸入される	四アメリカ合衆国セント、		
廃(五年目又は一〇年	は一キログラムにつき四・		
については段階的関税撤	で輸入されるものについて		
の枠内で輸入されるもの	当て(二〇〇トン)の枠内		

関税撤廃 関税撤廃	キログラムにつき二・一ア		
兇	キログラムにつき一・四	*	一〇・〇六
即時関税撤廃〉			
ていない緑茶については			
(五年目)、香味を付け	%		
いては段階的関税撤廃	ていない緑茶については○		
〈香味を付けた緑茶につ	ては六・四%、香味を付け		
廃(五年目)	〈香味を付けた緑茶につい		
廃、一部は段階的関税撤	六•四%	〈緑茶を含む。〉	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは○%、一部は	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)	○九・○二
	〈柿については二・二%〉	(柿を含む。)	
即時関税撤廃	〇%、二·二%等	その他の果実(生鮮のものに限る。)	〇八· 一〇
	ント		
	き○・三アメリカ合衆国セ		
即時関税撤廃	〇%又は一キログラムにつ	りんご、梨及びマルメロ(生鮮のものに限る。)	〇八・〇八
〇年目)			
関税撤廃(五年目又は一	九•八%等	ものに限る。)	
即時関税撤廃又は段階的	一・六%、五・四%、二	パパイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮の	〇八・〇七
		〈長芋を含む。〉	
_		ないかを問わない。)並びにサゴやしの髄	

びみそについ	そについては六・四%〉(醤油については三%、み	(醤油及びみそを含む。)	
関税撤廃(五年目又は一	等	タードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
即時関税撤廃又は段階的	○%、六・四%、七・五%	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マス	· O ::
	の等〉		
	ントに八・五%を加えたも		
	五二・八アメリカ合衆国セ		
二〇年目等)〉	二%、一キログラムにつき		
的関税撤廃(一〇年目、	〈チョコレートについては		
は即時関税撤廃又は段階	たもの等		
〈チョコレートについて	合衆国セントに六%を加え		
関税撤廃(一〇年目)	ムにつき五二・八アメリカ	品	
即時関税撤廃又は段階的	五%、一〇%、一キログラ	チョコレートその他のココアを含有する調製食料	一八・〇六
関税割当て(注11)	セント等		
税撤廃(一〇年目)又は	三五・七四アメリカ合衆国	(固体のものに限る。)	
即時関税撤廃、段階的関	六%、一キログラムにつき	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖	一七・〇一
	$\langle - \rangle$		
	一・四アメリカ合衆国セン		
五年目)〉	%又は一キログラムにつき		
関税撤廃(五年目又は一	〈精米については一一・二		
〈精米については段階的	メリカ合衆国セント等		

-	-	-	
廃(五年目、注9等)	〈タオルの一部については	〈タオルの一部を含む。〉	
廃、一部は段階的関税撤	%、二〇·九%等	ン及びキッチンリネン	
ほとんどは即時関税撤	〇%、六·七%、一一•四	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネ	六三・〇二
		のものを除く。)	
	もの	ロセ編みのものに限るものとし、第六一・○三項	
	リカ合衆国セントを加えた	その他これらに類する製品(メリヤス編み又はク	
廃(注7又は注8)	グラムにつき六一・七アメ	む。)、ウインドチーター、ウインドジャケット	
廃、一部は段階的関税撤	八・二%、一六%に一キロ	クローク、アノラック(スキージャケットを含	
ほとんどは即時関税撤	〇・九%、一五・九%、二	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、	六一・〇一
		かないかを問わない。)	
	は三・ - %	キ(濃縮してあるかないか又は固形のものである	
即時関税撤廃	ほとんどは一・八%、一部	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のイン	三 - - 五
	セント〉		
	ルにつき三アメリカ合衆国		
税撤廃〉	〈清酒については一リット	〈清酒を含む。〉	
(清酒については即時関	衆国セント等	当するものを除く。)	
廃(五年目)	ルにつき四・二アメリカ合	飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該	
廃、一部は段階的関税撤	カ合衆国セント、一リット	ミード)並びに発酵酒とアルコールを含有しない	
ほとんどは即時関税撤	ーリットルにつき三アメリ	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及び	二二 · 〇六
囯) 〉			
は段階的関税撤廃(五年			

時関税撤廃			
廃(五年目)、一部は即	は〇%		
ほとんどは段階的関税撤	ほとんどは二・五%、一部	眼鏡のフレーム及びその部分品	九〇・〇三
目)		自動車	
段階的関税撤廃(一〇年	<u>-</u> %	一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の	八七・〇二
廃(一〇年目)			
廃、一部は段階的関税撤		び化粧用品(磁器製のものを除く。)	
ほとんどは即時関税撤	四・五%、九・八%等	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及	六九・一二
関税撤廃(一〇年目)		び化粧用品	
即時関税撤廃又は段階的	六%、八%等	磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及	六九・一一
目)〉			
は段階的関税撤廃(五年			
〈タオルの一部について	九 · 一 %		

対して行った原産品の待遇についての約束(この表における関税、 いて検討するため、協定がアメリカ合衆国及び日本国について効力を生ずる日の後七年を経過する日以後に協議する(アメ 日本国の要請に基づき、アメリカ合衆国及び日本国は、市場アクセスを増大させる観点から、アメリカ合衆国が日本国に 関税割当て及びセーフガードの適用に関するもの)につ

リカ合衆国の関税率表の一般的注釈)。

場合には、アメリカ合衆国及び日本国は、 な市場アクセスを供与する国際協定又はその改正の効力発生に必要とされるもの)が完了した後、 アメリカ合衆国及び他の国又は関税地域の関連する法的手続(アメリカ合衆国が当該他の国又は関税地域に対して特恵的 原産品に対し当該国際協定において当該原産品と同じ品目に分類される産品に与 日本国から要請があった

び日本国は、 えられるものと同等の待遇を付与する観点から、アメリカ合衆国が日本国に対して行った原産品の待遇についての約束 の表における関税、 別段の合意をする場合を除くほか、 関税割当て及びセーフガードの適用に関するもの)について検討するため協議する。アメリカ合衆国及 当該要請の日の後一箇月以内に協議する。 (アメリカ合衆国の関税率表の $\widehat{\Xi}$

般的注釈

(注 1 たものに限るものとし、第八七・○二項のものを除く。)については、 乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、 主として人員の輸送用に設計し

次のとおり関税を撤廃する。

年目から十四年目までの各年については、二・五%

十五年目から十九年目までの各年については、二・二五%

二十年目及び二十一年目については、一・二五%

二十二年目から二十四年目までの各年については、 \circ 五 %

二十五年目及びそれ以降の各年については、 無税

(注2) 部分品及び附属品(第八七・○一項から第八七・○五項までの自動車のものに限る。) の一部については、

次

のとおり関税を撤廃する。

年目から六年目までの各年については、二・五%

七年目及びそれ以降の各年については、無税

(注 3) きの自転車(サイドカー付きであるかないかを問わない。)及びサイドカーの一 モーターサイクル(モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。)、 部については、 次のとおり関税 補助 原動機付

を撤廃する。

年目から四年目までの各年については、二・ 四%

五. 年目及びそれ以降の各年については、 無税

(注 4) 玉軸受及びころ軸受の一部については、次のとおり関税を撤廃する。

一年目から三年目までの各年については、五%

四年目から六年目までの各年については、四%

七年目及び八年目については、三%

九年目及び十年目については、二%

十一年目については、○・五%

一二三目をがこれ人権の各三このいこは、馬

十二年目及びそれ以降の各年については、無税

(注 5)

一年目から二十九年目までの各年については、二十五%

貨物自動車のほとんどについては、次のとおり関税を撤廃する。

三十年目及びそれ以降の各年については、無税

貨物自動車の一部(キャブシャシの一部を含む。)については、 次のとおり関税を撤廃する。

(注6)

年目から十四年目までの各年については、四%

十五年目から十九年目までの各年については、三・六%

二十年目及び二十一年目については、二%

二十二年目及び二十四年目については、○・八%

二十五年目及びそれ以降の各年については、無税

(注 7) 男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウイ

とし、第六一・○三項のものを除く。)の一部については、次のとおり関税を撤廃する。 ンドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るもの

一年目から十年目までの各年については、基準税率の五十%

十一年目及びそれ以降の各年については、無税

(注8) 男子用のオーバーコート、 カーコート、ケープ、クローク、 アノラック(スキージャケットを含む。)、ウイ

とし、第六一・○三項のものを除く。)の一部については、次のとおり関税を撤廃する。 ンドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るもの

一年目から五年目までの各年については、基準税率の六五%

六年目から十年目までの各年については、基準税率の五十%

十一年目及びそれ以降の各年については、無税

ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネンの一部については、

次のとおり関税を

(注9)

撤廃する。

一年目から十二年目までの各年については、基準税率の五十%

十三年目及びそれ以降の各年については、無税

(注 10 日本国からの原産品である牛の肉であって協定に基づき関税割当てが設定されるものについての合計割当数量

一年目については、三千メートル・トン

各年につき次のとおりとする(付録A)。

は、

二年目については、三千二百五十メートル・トン

三年目については、三千五百メートル・トン

四年目については、三千七百五十メートル・トン

五年目については、四千メートル・トン

六年目については、 四千二百五十メートル・トン

七年目については、 四千五百メートル・トン

八年目については、 四千七百五十メートル・トン

九年目については、 五千メートル・トン

十年目については、五千二百五十メートル・トン

十一年目については、 十二年目については、 五千五百メートル・トン 五千七百五十メートル・トン

十三年目については、 六千メートル・トン

十四年目については、 六千二百五十メートル・トン

十五年目及びそれ以降の各年については、無制限

(注 11) 枠内税率は、無税とする。 日本国からの原産品である砂糖及び砂糖を含有する産品であって協定に基づき関税割当てが設定されるものに 枠外税率は、段階的関税撤廃(十五年目)とする。

各年につき百メートル・トンとする。枠内税率は、無税とする。枠外税率は、

最恵国

税率とする(付録A)。

ついての合計割当数量は、

(iii) に基づき運用する関税割当てについて定める(付録A)。 又は砂糖を含有するもの、クリーム、バター、粉乳、チーズ、ヨーグルト等計百八十品目について、 オーストラリア、カナダ、チリ、日本国、マレーシア、ニュージーランド、ペルー又はベトナムからの原産品である砂糖 アメリカ合衆国が協定

(iv) する国別セーフガード措置について定める(付録B)。 て、それぞれの輸入数量の合計が予め規定する発動水準を超える場合に一定の水準まで関税率を引き上げることができると オーストラリア、ニュージーランド又はペルーからの原産品であるチーズ、粉乳、 れん乳等計約六十品目の農産品につい

(v) ③非原産材料を使用して完全に生産される産品については、 のみから、又はその他の締約国の原産材料であって一定の関税分類の変更の要件を満たすものから完全に生産されるもの、 全に得られるもの、 合には、①完全に得られる産品については、 附属書二-D第B節の規定の例外として、 砂糖、 繊維製品、 ②原産材料のみから完全に生産される産品については、当該他の締約国及びアメリカ合衆国の原産材料 衣類、 履物、 自動車部品、 当該他の締約国において、 アメリカ合衆国が自国の関税率表に従って他の締約国からの原産品である乳製 乗用車等計約二百二十品目について異なる関税上の特恵待遇を適用する場 当該他の締約国及びアメリカ合衆国の原産材料並びに附属書 又は当該他の締約国及びアメリカ合衆国において完

三一Dに定める適用可能な関税分類の変更の要件を満たす非原産材料を使用して完全に生産されるものに対し、 締約国の原

産品に対する関税率を適用すること等を定める(付録C)。

(vi) 自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録 (付録D)

(日本国の関税率表の付録D-1と同一。)

(ii) ベトナムにおいて裁断され、 アメリカ合衆国で生産された織物又は協定に基づく原産品とされる織物を材料等として用いる特定の繊維製品であって、 かつ、 縫い合わされ、又は組み立てられるものについて、アメリカ合衆国が関税上の特恵待遇

を与えるための条件、 手続等について定める(付録E)。

(t) ベトナムの関税率表

(i) 概要及び対象品目

を経た後に関税を撤廃するものは三千百六十一品目、基準税率を維持するものは十七品目になる。 品目数では、全九千四百七十二品目のうち、 協定の発効時に関税を撤廃するものは六千二百九十四品目、 一定の経過期間

ち、 分野別では、鉱工業品七千七百二十八品目のうち、 関税割当てが設定される中古車の部分を除く。)、農林水産品千七百四十四品目のうち、 四品目を除くものについて関税を撤廃し(自動車の一部の品目のう 十三品目を除くものについて

関税を撤廃する。 関税の撤廃が困難なものについては、基準税率の維持により対応する。

(ii) 主要品目ごとの概要

八五・四二 関税分類番号	集積回路品名	○% 基準税率	即時関税撤廃実施区
八五·四二	積回路	%	時
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延	%	即時関税:
	をしたもので幅が六○○ミリメートル以上のもの		
	に限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆		

%、一二%又は一
三 % 等
\bigcirc

	及びサスペンションについ		
	駆	む。〉	
目)	〈ギヤボックスについては	〈ギヤボックス、駆動軸、サスペンションを含	
目、六年目又は一一年	〇 % 等	○五項までの自動車のものに限る。)	
段階的関税撤廃(四年	三%、一〇%、一五%、二	部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七・	八七・〇八
5) >			
関税割当て(注4又は注	ドルを加えたもの〉		
等)、中古車については	七、〇〇〇アメリカ合衆国		
廃(一二年目、一三年目	ついてはこれらの税率に		
税撤廃又は段階的関税撤	五%、二〇%等、中古車に		
〈新車については即時関	〈新車については○%、一		
(注4又は注5)	もの等		
年目等)又は関税割当て	メリカ合衆国ドルを加えた		
税撤廃(一二年目、一三	れらの税率に七、〇〇〇ア		
即時関税撤廃、段階的関	〇%、一五%、二〇%、こ	貨物自動車	八七・〇四
年目)〉			
又は段階的関税撤廃(四			
については即時関税撤廃	ついては五%又は一五%〉		
ル、机及びキャビネット	ル、机及びキャビネットに	を含む。〉	
〈盤、パネル、コンソー	〈盤、パネル、コンソー	〈盤、パネル、コンソール、机及びキャビネット	
関税撤廃(四年目)	五,%	専ら又は主として使用する部分品	

即時関税撤廃	%	し、この類の他の項に該当するものを除く。)電気機器(固有の機能を有するものに限るものと	八五 ・ 四三
		ものを除く。)並びに廃油	
		分を成すものに限るものとし、他の項に該当する	
		上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成	
注 3 等)	七%、一〇%、一五%等	品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以	
段階的関税撤廃(注2、	ほとんどは二○%、一部は	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製	二七・一〇
		材料の織物を含む。)	
即時関税撤廃		合成繊維の長繊維の糸の織物(第五四・〇四項の	五四・〇七
関税撤廃(一一年目)			
即時関税撤廃又は段階的	○%又は七%	鉄又は非合金鋼の半製品	七二・〇七
廃			
目)、一部は即時関税撤		く。)から成る製品	
廃(四年目又は八年	%、二七%等	ら第三九・一四項までの材料(プラスチックを除	
ほとんどは段階的関税撤	六·五%、 一五%、 二〇	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項か	三九・二六
		ロードローラー(自走式のものに限る。)	
		ベーター、ショベルローダー、突固め用機械及び	
	%	スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカ	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は五	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、	八四・二九
	等〉		
	ては三%、一〇%、二七%		

		池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを	
		る半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電	
即時関税撤廃	%	ダイオード、トランジスターその他これらに類す	八五・四一
		ないかを問わない。)	
		んであるかないか又は接続子を取り付けてあるか	
		から成るものに限るものとし、電気導体を組み込	
		ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバー	
		を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光	
		酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子	
関税撤廃(四年目)	% 等	む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は	
即時関税撤廃又は段階的	〇%、五%、一〇%、一五	四 電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含	八五・四四
		○ミリメートル以上のものに限る。)	
即時関税撤廃	%()	五 その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇	七二・二五
		覆したものを除く。)	
即時関税撤廃		のに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被	
廃(一一年目)、一部は	%	をしたもので、幅が六○○ミリメートル以上のも	
ほとんどは段階的関税撤	ほとんどは七%、一部は○	九 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延	七二・〇九
廃			
目)、一部は即時関税撤		リメートル以上のものに限る。)	
廃(四年目又は一一年	五 %	し、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミ	
ほとんどは段階的関税撤	〇%、五%、一〇%又は一	〇 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品 (クラッド	七二・一〇

即
どは一二%、
$\frac{=}{\%}$

		に限る。)	
		次製品、板、シート又はストリップの形状のもの	
		○・○一項の物品とこの項の物品との混合物(一	
即時関税撤廃	〇%又は三%	合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四	
廃(四年目又は六年目)			
廃、一部は段階的関税撤		体(一次製品に限る。)	
ほとんどは即時関税撤	〇%、三%、五%等	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合	三九・〇四
	ついては一八%〉		
	〈ぶり、さば及びさんまに	〈ぶり、さば及びさんまを含む。〉	
	一 五 %	項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	
即時関税撤廃	ほとんどは一八%、一部は	魚(冷凍したものに限るものとし、第○三・○四	0111 • 0111
		వ _°)	
廃(四年目)		ンクその他これらに類する物品用のものに限	
廃、一部は段階的関税撤	等	び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タ	
ほとんどは即時関税撤	〇 %、三 %、五 %、 一 〇 %	コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及	八四・八一
		వ _°)	
		金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限	
		子を除く。)並びに電線用導管及びその継手(卑	
		製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい	
		ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料	
		細な部分(例えば、ねじを切ったソケット)を専	

即時関税撤廃又は段階的	○%、一○%、一五%又は	一 トラクター(第八七・○九項のトラクターを除	八七・〇一
	衆国ドルを加えたもの〉		
	は一五、〇〇〇アメリカ合		
	○○アメリカ合衆国ドル又		
(注4又は注5)〉	はこれらの税率に一○、○		
については関税割当て	五二%等、中古車について		
年目、注1等)、中古車	は七〇%、一部は一〇%、		
関税撤廃(八年目、一二	〈新車についてはほとんど		
(新車については段階的	加えたもの等		
は注 ₅)	○○アメリカ合衆国ドルを	項のものを除く。)	
又は関税割当て(注4又	カ合衆国ドル又は一五、〇	用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二	
目、一二年目、注1等)	税率に一〇、〇〇〇アメリ	及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送	
段階的関税撤廃(八年	一〇%、七〇%、これらの	二 乗用自動車その他の自動車 (ステーションワゴン	八七・〇三
		ト(食用に適するものに限る。)	
		ない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレッ	
		る際に加熱による調理をしてあるかないかを問わ	
		るかないか又はくん製する前に若しくはくん製す	
		わない。)、くん製した軟体動物(殻を除いてあ	
廃(四年目)		のに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問	
廃、一部は段階的関税撤	七%、三一%等	し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたも	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは○%、一部は一	七 軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵	〇三·〇七

	< <u> </u>	<u>=</u> ○ %	関税撤廃(ほとんどは四
			年目、一部は八年目)
九〇・一八	医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その	%	即時関税撤廃
	他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)		
九〇・〇一	光ファイバー(束にしたものを含む。)、光ファ	○%又は五%	即時関税撤廃
	イバーケーブル(第八五・四四項のものを除		
	く。)、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ		
	(コンタクトレンズを含む。)、プリズム、鏡そ		
	の他の光学用品(材料を問わないものとし、取り		
	付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製の		
	ものを除く。)		
八五・〇三	第八五・○一項又は第八五・○二項の機械に専ら	五 %	即時関税撤廃
	又は主として使用する部分品		
	〈電動機及び発電機の部分品を含む。〉		
七三・〇四	鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限	ほとんどは○%、一部は五	ほとんどは即時関税撤
	るものとし、鋳鉄製のものを除く。)	%又は一〇%	廃、一部は段階的関税撤
			廃(四年目)
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体	ほとんどは五%、一部は○	即時関税撤廃
		%	
八四・八〇	金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン	ほとんどは○%、一部は三	即時関税撤廃
	及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴ	% 又は五 %	

三九・〇七		三九・一九			九〇・三二	八五・三四				三八・二四	四七・〇七		八五・三二	五〇・〇七		
アリルエステルその他のポリエステル(一次製品樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ	であるかないかを問わない。) (接着性を有するものに限るものとし、ロール状テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品	^ック製の板、シート、フィルム、は			自動調整機器	印刷回路	とし、他の項に該当するものを除く。)	学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むもの	業(類似の工業を含む。)において生産される化	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工	古紙		固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	絹織物	ト用のものを除く。)	ム又はプラスチックの成形用の型(金属インゴッ
%又は五%、一部は三		一二%又は一七%		%又は二四%	ほとんどは○%、一部は五	%			%又は二〇%	ほとんどは○%、一部は五	%	%	ほとんどは○%、一部は三	<u> </u>		
即時関税撤廃	目)	段階的関税撤廃(四年	(四年目)	廃、一部は段階的関税撤	は五 ほとんどは即時関税撤	即時関税撤廃		廃(四年目)	廃、一部は段階的関税撤	五 ほとんどは即時関税撤	即時関税撤廃		[三] 即時関税撤廃	即時関税撤廃		

即時関税撤廃	%	部分品(第八八・○一項又は第八八・○二項の物	八八・〇三
		せたものを除く。)	
		びこれらに類する方法により他の材料と組み合わ	
時関税撤廃		強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及	
廃(四年目)、一部は即	は三%、五%、七%	ム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補	
ほとんどは段階的関税撤	ほとんどは六・五%、一部	プラスチック製のその他の板、シート、フィル	三九・二〇
		用の機器を装備したその他の作業トラック	
即時関税撤廃	%	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い	八四・二七
		維の糸を準備する機械	
		項又は第八四・四七項の機械に使用する紡織用繊	
		糸巻機(よこ糸巻機を含む。)及び第八四・四六	
		の他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、	
即時関税撤廃	%	紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機そ	八四 ·四五
関税撤廃(四年目)	等	を除く。)	
即時関税撤廃又は段階的	〇%、三%、五%、二四%	電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機	八 五 · 〇 一
年目)			
関税撤廃(四年目又は八	% 等	ン及びセミディーゼルエンジン)	
即時関税撤廃又は段階的	三%、五%、一〇%、一五	ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジ	八四・〇八
関税撤廃(四年目)	% 等	(例えば、整流器) 及びインダクター	
即時関税撤廃又は段階的	〇%、五%、一〇%、二〇	トランスフォーマー、スタティックコンバーター	八五・〇四
		に限る。)	

		物の加工用のものに限る。)	
		る。)並びにその他のプレス(金属又は金属炭化	
		(プレスを含むものとし、金属加工用のものに限	
		剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン	
		トレートニングマシン、フラットニングマシン、	
		ンディングマシン、フォールディングマシン、ス	
即時関税撤廃	%	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベ	八四・六二
		く。)及び過熱水ボイラー	
		きるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除	
即時関税撤廃	〇%又は三%	蒸気発生ボイラー(低圧蒸気も発生することがで	八四・〇二
		せん孔用の工具を含む。)	
		抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌	
		切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引	
		穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、	
		プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、	
		い。)用又は加工機械用の互換性工具(例えば、	
即時関税撤廃	%	手工具(動力駆動式であるかないかを問わな	八二・〇七
即時関税撤廃	0%	エチレンの重合体(一次製品に限る。)	三九・〇一
		部分品を含む。〉	
		(飛行機用のプロペラ及び回転翼並びにこれらの	
		品のものに限る。)	

九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品	二〇%又は二三%	段階的関税撤廃(四年
八 四 · 一 四	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン	〇%、五%、一〇%、一五	即時関税撤廃又は段階的
	並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵	% 等	関税撤廃(三年目又は四
	するものに限るものとし、フィルターを取り付け		年目)
	てあるかないかを問わない。)		
八四・一九	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、	なな%() 1%、 0%など	ほとんどは即時関税撤
	蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度	五%等	廃、一部は段階的関税撤
	変化による方法により材料を処理する機器(理化		廃(四年目)
	学用のものを含み、電気加熱式のもの(第八五・		
	一四項の電気炉及びその他の機器を除く。)であ		
	るかないかを問わないものとし、家庭用のものを		
	除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電		
	気式のものを除く。)		
八五・〇二	発電機(原動機とセットにしたものに限る。)及	○%、五%、一○%等	即時関税撤廃又は段階的
	びロータリーコンバーター		関税撤廃(四年目)
四〇・一六	その他の製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除	三%、五%、二〇%等	即時関税撤廃又は段階的
	く。)製のものに限る。)		関税撤廃(四年目、六年
			目又は八年目)
八五・三七	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソー	五%、二〇%等	即時関税撤廃又は段階的
	ル、机、キャビネットその他の物品(第九○類の		関税撤廃(四年目)

 八四・八六 半導体ボール、半導体ウエハー、半導体ボール、半導体ウエハー、半導体 ス、集積回路又はフラットパネルディスプ 製造に専ら又は主として使用する機器、こ 注9 (C)の機器並びに部分品及び附属品 に	八四・八三 ギヤボックスその他の変速 少クシャフトを含む。)、 公動軸(ターを含む。) 公動軸(交換機を除く。)
) 、クランク、軸受箱、滑 の変速機(トルクコンバー 〇%、五の変速機(トルクコンバー 〇%、五の変速機(トルクコンバー 0%、五の変速機(トルクコンバー 0%、五の変速機(トルクコンバー 0%、五の変速機(トルクコンバー 0%、五の変速機(トルクコンバー 0%、五の変速機(トルクコンバー 0%、五の変速機(トルクコンバー 0%、五の変速機(トルクコンバー 0%、五の変速を使用している。	交換機を除く。) る。)及び数値制御用の機器(第八五・一七項の第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限第八五・三五項又は
	- 0 %、 % 、 等 部 は -	
	目又は八年目) 関税撤廃(四年目、六年 関税撤廃(四年目、六年	

一七一			
廃(四年目)		注3に規定する加工のほかに更に加工をしたもの	
廃、一部は段階的関税撤	五%又は二〇%	状又はシート状のものに限るものとし、この類の	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは一〇%、一部は	その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール	四八・〇五
関税撤廃(一一年目)		則に巻いたものに限る。)	
即時関税撤廃又は段階的	〇%、五%又は一五%	鉄又は非合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規	七二・一三
即時関税撤廃	〇%、五%又は七%	その他の窒素官能基を有する化合物	二九・二九
		無機又は有機の化合物	
		機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の	
即時関税撤廃	%	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無	二八・四六
時関税撤廃		類する物品	
廃(四年目)、一部は即		ラスチック製の栓、蓋、キャップその他これらに	
ほとんどは段階的関税撤	一〇%、一二%、一八%等	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプ	三九・二三
即時関税撤廃	%	シリコーン(一次製品に限る。)	三九・一〇
年目)			
関税撤廃(四年目又は八		専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃又は段階的	三%、一五%、二七%等	第八四・○七項又は第八四・○八項のエンジンに	八四・〇九
時関税撤廃			
廃(四年目)、一部は即			
ほとんどは段階的関税撤	〇%、一五%、二〇%等	その他の鉄鋼製品	七三・二六
廃(一一年目)			
廃、一部は段階的関税撤	%	鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	

八四・一三 液体ポンプ(計器付きであるか三一・〇二 窒素肥米(鉱物性肥米及び化学駅	・) こ ・	六〇・〇六 その他のメリヤス編物及びクロ	一三項までの車両のものに限る	八七・一四部分品及び附属品(第八七・一	の電離放射線の測定用又は検出ベータ線、ガンマ線、エックス	・二八項の計器を除く。)		しゅう布、トリミング、組		六○・○四項までのものを除く	んだものを含むものとし、第六	編物(ガルーンメ	
プ <u>飯</u>	(広勿生巴斗及び匕学巴斗こ艮る。) トル以上のものに限る。) ○ ス鋼のフラットロール製品(幅が六○○ ○	リヤス編物及びク	の車両のも	び附属品(第八七・	線の測定用又はガンマ線、エッ	項の計器を除く。)及びアルファ線を計ると	的量の測定用アコープ、スペク	トリミング、組ひも又は網の製	ヤーンン	四項までの	の と	ス編物(ガルー	
即時関税撤廃又は段階的問時関税撤廃	時期 競別 競別 散	即時関税撤廃	時関税撤廃院(八年目)、一部は即	幸 ほとんどは段階的関税撤			即時関税撤廃		即時関税撤廃			即時関税撤廃	

ほとんどは段階的関税撤	一〇%、二〇%、二五%等	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	回 ·
		しん及びろうそく並びにはえ取り紙)に限る。)	
		は製品にしたもの(例えば、硫黄を含ませた帯、	
		品(小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又	
	%、五%等	植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は三	一殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、 	三八・〇八
		紡織用繊維製のものに限る。)	
		る。)及び漁網その他の網(製品にしたもので、	
即時関税撤廃	一〇%又は一二%	結び網地(ひも又は綱から製造したものに限	五六・〇八
		イント、エルボー及びフランジ)	
目)		手(プラスチック製のものに限る。例えば、ジョ	
段階的関税撤廃(四年	一〇%、一五%又は一七%	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継	三九・一七
		ラック	
		ドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業ト	
	%	む。)、移動式リフティングフレーム、ストラッ	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は五	ハ デリック、クレーン(ケーブルクレーンを含	八四・二六
		したものを除く。)	
		単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用に	
即時関税撤廃	%	一合成繊維の長繊維の糸(六七デシテックス未満の	五四・〇二
年目)			
関税撤廃(三年目又は四		い。)及び液体エレベーター	

目)〉			
段階的関税撤廃(四年	%		
用する部分品については	どは一〇%、一部は一五		
反射器並びにこれらに使	る部分品についてはほとん	用する部分品を含む。〉	
〈アンテナ及びアンテナ	射器並びにこれらに使用す	〈アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使	
関税撤廃(四年目)	〈アンテナ及びアンテナ反	専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃又は段階的	○%、三%、一○%等	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に	八五・二九
		が○・二ミリメートルを超えるものに限る。)	
即時関税撤廃	○%、三%又は五%	アルミニウムの板、シート及びストリップ(厚さ	七六・〇六
		品に限る。)	
即時関税撤廃	%	プロピレンその他のオレフィンの重合体(一次製	三九・〇二
		家具、台及びカバー	
関税撤廃(四年目)		く。)、ミシン針並びにミシン用に特に設計した	
即時関税撤廃又は段階的	○%、一○%又は二五%	ミシン(第八四・四〇項の製本ミシンを除	八四·五二
		のに限る。)	
		が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるも	
即時関税撤廃	<u>-</u> %	綿織物(綿の重量が全重量の八五%以上で、重量	五二・〇九
廃			
目)、一部は即時関税撤			
一部は八年目又は一一年			
廃(ほとんどは四年目、			

即時関税撤廃	三%、五%又は一〇%	スチレンの重合体(一次製品に限る。)	三九・〇三
即時関税撤廃			
一部は六年目)、一部は			
廃(ほとんどは八年目、	○%等	ロータリーエンジンに限る。)	
ほとんどは段階的関税撤	三%、一五%、二七%、三	ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及び	八四・〇七
		り加工する機械及びウォータージェット切断機械	
		ラズマアークを使用して材料を取り除くことによ	
		気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプ	
即時関税撤廃	%	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電	八四・五六
即時関税撤廃	%	亜鉛の塊	七九・〇一
即時関税撤廃	%	有機硫黄化合物	二九・三〇
即時関税撤廃	%	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	五五・〇二
		ミリメートルを超えるものに限る。)	
即時関税撤廃	%	銅の板、シート及びストリップ(厚さが○・一五	七四・〇九
廃(四年目)			
廃、一部は段階的関税撤	%、一二%、一五%等	又は気体のろ過機及び清浄機	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは○%、一部は五	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体	八四・二一
関税撤廃(四年目)		ム、はく及びストリップ	
即時関税撤廃又は段階的	六・五%又は七%	プラスチック製のその他の板、シート、フィル	三九・二一
		たものであるかないかを問わない。)	
即時関税撤廃		不織布(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層し	五六・〇三

五% ほとんどは一〇%、一部は 即時	んしょその他これらに類するでん粉又はイヌリン四 カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、か
	で、花束用又は装飾用に適するものに限る。)
	漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもの
1.0%	○三 切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、
	牛の肉(冷凍したものに限る。)
	〇二·〇二 及び
一五%、二〇%又は三一%	- 牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
	を除く。)
	礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品
	重量の七○%以上で、かつ、石油又は歴青油が基
	する種類の調製品(石油又は歴青油の含有量が全
	皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用
	ととしたものを含む。)及び紡織用繊維、革、毛
○%、二○%等	の離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をも
ほとんどは五%、	〇三 調製潤滑剤(調製した切削油、ボルト又はナット
	研削盤及び歯車仕上盤を除く。)
	限るものとし、第八四・六一項の歯切り盤、歯車
	を使用して金属又はサーメットを加工するものに
	の仕上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料
%	八四・六〇 一研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他

		<u>-</u> -		八		〇 九 •		○八· 一○			〇八・〇八		八					
		· ○ <u>=</u>		八・〇六		$\overset{\bigcirc}{\vec{-}}$		$\overline{\bigcirc}$			八		八・〇七					
	〈醤油及びみそを含む。〉 といっと タードの粉及びミール並びに調製したマスタード	、ソース用の調製品、混合調味料、マス	品	チョコレートその他のココアを含有する調製食料	〈緑茶を含む。〉	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)	〈柿を含む。〉	その他の果実(生鮮のものに限る。)			りんご、梨及びマルメロ(生鮮のものに限る。)	ものに限る。)	パパイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮の	〈長芋を含む。〉	ないかを問わない。)並びにサゴやしの髄	切ってあるかないか又はペレット状にしてあるか	蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、	を多量に含有する根及び塊茎(生鮮のもの及び冷
みそについては二〇%〉	〈醬油については三〇%、は三四%	二〇%、三〇%、三一%又		一三%、二〇%等		□○%	〈柿については三〇%〉	一五%、三〇%等			一 五 %		= 0%					〈長芋については一〇%〉
そについては段階的関税関税撤廃(六年目)、み	(醤油については段階的)又は六年目)		目、六年目又は七年目)	段階的関税撤廃(五年	旦)	段階的関税撤廃(四年		即時関税撤廃	目)	どは二年目、一部は三年	段階的関税撤廃(ほとん		即時関税撤廃					

			撤廃(五年目)〉
	たばこ(製造たばこを除く。)及びくずたばこ	八〇%又は九〇%	関税割当て (注6)
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤(他の項に該当すし	ほとんどは一四%、一部は	即時関税撤廃
	るものを除く。)及び膠着剤又は接着剤としての一	五 %	
	使用に適する物品(膠着剤又は接着剤として小売		
	用にしたもので正味重量が一キログラム以下のも		
	のに限る。)		
六三・〇二	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネ	<u>-</u> %	即時関税撤廃
	ン及びキッチンリネン		
	〈タオルの一部を含む。〉		
六九・一一	磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及	四 () %	段階的関税撤廃(四年
	び化粧用品		目)
六九・一二	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及	三五%	段階的関税撤廃(四年
	び化粧用品(磁器製のものを除く。)		目)
九〇・〇三	眼鏡のフレーム及びその部分品	%	即時関税撤廃

(注1) 乗用自動車その他の自動車 (ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計し 廃する。 たものに限るものとし、第八七・○二項のものを除く。)のうち、新車の一部については、次のとおり関税を撤 一年目から三年目までの各年については、七十%

四年目については、六十三%

一七八

五年目については、五十六%

六年目については、四十九%

七年目については、四十二%

八年目については、三十五%

三月このいこは、ニーノ

九年目については、二十八%

十年目については、二十一%

十一年目については、十四%

十二年目については、七%

十三年目及びその後の各年については、無税

(注 2) 石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品 かつ、 石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに (石油又は歴青油の含有量が全重量の七○%以上のもの

廃油の一部(潤滑油、航空燃料等)については、次のとおり関税を撤廃する。

協定がベトナムについて二千十六年に発効する場合には、二千二十六年の十二月三十一日まで基準税率を維

持した後、二千二十七年の一月一日に無税とする。

協定がベトナムについて二千十六年に効力を生じない場合には、十年目の十二月三十一日まで基準税率を維

持した後、十一年目の一月一日に無税とする。

(注 3) 石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品 かつ、 石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、 (石油又は歴青油の含有量が全重量の七○%以上のもの 他の項に該当するものを除く。)並びに

廃油の一部(軽質油及びその調製品の一部)については、次のとおり関税を撤廃する。

二千二十年の十二月三十一日まで基準税率を維持する。

協定がベトナムについて二千十六年に発効する場合には、

次のとおり関税を撤廃する。

1

二千二十一年の一月一日から二千二十二年の十二月三十一日までは八%とする。

二千二十三年の一月一日から二千二十六年の十二月三十一日までは七%とする。

二千二十七年の一月一日に無税とする。

2 協定がベトナムについて二千十六年に効力を生じない場合には、 次のとおり関税を撤廃する。

一年目から四年目までの各年については、基準税率

五年目の一月一日から六年目の十二月三十一日までは八%とする。

七年目の一月一日から十年目の十二月三十一日までは七%とする。

十一年目の一月一日に無税とする。

(注 4)

割当てが設定されるものの合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

全ての締約国からの原産品である三、〇〇〇cc以下のエンジン容量を持つ中古車であって協定に基づき関税

年目については、三十台

二年目については、三十三台

三年目については、三十六台

四年目については、三十九台

五年目については、四十二台

六年目については、四十五台

八年目については、五十一台七年目については、四十八台

九年目については、五十四台

十年目については、五十七台

十一年目については、六十台

十二年目については、六十三台

十三年目については、六十六台

十四年目については、六十九台

十五年目については、七十二台

十六年目及びその後の各年については、七十五台

枠内税率は、協定の効力発生の日から行われる基準税率からの引下げにより十六年目に撤廃する。

枠外税率

は、実行最恵国税率とする。

(注 5) 関税割当てが設定されるものの合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。 全ての締約国からの原産品である三、〇〇〇ccより大きいエンジン容量を持つ中古車であって協定に基づき

一年目については、三十台

二年目については、三十三台

三年目については、三十六台

四年目については、三十九台

五年目については、四十二台

六年目については、四十五台

七年目については、四十八台

八年目については、五十一台

九年目については、五十四台

十年目については、五十七台

十一年目については、六十台

十二年目については、六十三台

<u>ノ</u>

十三年目については、六十六台

十四年目については、六十九台

十五年目については、七十二台

十六年目及びその後の各年については、七十五台

(注6) は、実行最恵国税率とする。 全ての締約国からの原産品であるたばこであって協定に基づき関税割当てが設定されるものの合計割当数量

枠内税率は、協定の効力発生の日から行われる基準税率からの引下げにより十六年目に撤廃する。枠外税率

は、各年につき次のとおりとする。

一年目については、五百メートル・トン

二年目については、五百二十五メートル・トン

三年目については、五百五十メートル・トン

四年目については、五百七十五メートル・トン

五年目については、六百メートル・トン

六年目については、六百二十五メートル・トン

七年目については、六百五十メートル・トン

八年目については、六百七十五メートル・トン

九年目については、七百メートル・トン

十年目については、七百二十五メートル・トン

十二年目については、七百七十五メートル・トン十一年目については、七百五十メートル・トン

十三年目については、八百メートル・トン

.四年目については、 八百二十五メートル・トン

十五年目について、八百五十メートル・トン

十六年目については、 八百七十五メートル・トン

十七年目については、 九百メートル・トン

十八年目については、 九百二十五メートル・トン

+ ・九年目については、 九百五十メートル・トン

二十年目については、 九百七十五メートル・トン

二十一年目及びその後の各年については、 無制限

は、 内 年目から二十年目までの各年については基準税率が維持され、 税率は、 協定の効力発生の日から行われる基準税率からの引下げにより十一年目に撤廃する。 二十一年目に撤廃する。 枠外税率

全ての締約国からの原産品である中古車及びたばこ計約二百品目について、ベトナムが協定に基づき運用する関税割当て

について定める (付録A)。

(iii)

原 産地規則及び原産地手続 (第三章)

原産地規則

(第A節

3

(1) 第三章における用語の定義について定める(第三・一条)

(2)協定における原産品について定める(第三・二条)。

(3) 一又は二以上の締約国の領域において完全に得られ、 又は生産される産品について定める(第三・三条)。

(4)又は二以上の締約国の領域において取得される回収された材料が、 再製造品の生産に使用され、 及び再製造品に組み込まれ

る場合の取扱い等について定める(第三・四条)。

の域内原産割合を算定する計算式等について定める

(5)

産品

(6) 非原産材料について、第三章に規定する要件を満たすような更なる生産が行われ、その後に生産された産品が原産品であると

(第三・五条)

決定する場合における取扱い等について定める(第三・六条)。

(7)産品の生産に使用される材料の価額について定める(第三・七条)。

(8) 原産材料の価額に加算することができる経費等、材料の価額に対する更なる調整について定める(第三・八条)。

(9)自動車関連産品が原産品であることを決定するための純費用方式に基づく域内原産割合の算定について定める(第三・九条)。

(10)産品が一又は二以上の締約国の領域において生産される場合において第三・二条に定める要件及び第三章に規定する他の全て

以上の締約国の原産品又は原産材料を当該他の締約国の領域における原産品又は原産材料とみなすこと並びに一又は二以上の締 の関連する要件を満たすときは当該産品が原産品であること、 他の締約国の領域において他の産品の生産に使用される一又は二

約国の領域において非原産材料について行われる生産を産品の原産割合の一部として考慮することができることを定める(第

(11)一定の条件の下で、 産品が附属書三-Dに定める適用可能な関税分類の変更の要件を満たさない非原産材料を含む場合であっ

ても、当該非原産材料の価額が当該産品の価額の十パーセントを超えないときは、 当該産品を原産品とすること等を定める(第

三・十一条)。

(12) 代替性のある産品又は材料の取扱いについて定める(第三・十二条)。

(13)附属品、 予備部品、 工具及び解説資料その他の資料の取扱いについて定める(第三・十三条)。

(14)産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器について定める(第三・十四条)。

輸送用のこん包材料及びこん包容器については、産品が原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮しないことを定める

(第三・十五条)。

(15)

(16)間接材料については、 生産される場所のいかんを問わず、 原産材料とみなすことを定める(第三・十六条)。

(17) 産品のセットの取扱いについて定める(第三・十七条)。

(18)原産品について、 非締約国の領域を通過することなく輸入締約国へ輸送される場合には原産品としての資格を維持すること及

び 一又は二以上の非締約国の領域を経由して輸送される場合であっても一定の要件を満たすときは原産品としての資格を維持す

原産地手続(第B節)

- (1) 各締約国は、 附属書三ーAに別段の定めがある場合を除くほか、 第B節に規定する手続を適用する旨定める(第三・十九条)。
- (2)よるものであること等の原産地証明書に係る要件等について定める(第三・二十条)。 に基づき、当該輸入者が関税上の特恵待遇の要求を行うことができることを定めるとともに、 各締約国は、 附属書三-Aに別段の定めがある場合を除くほか、 輸出者、生産者又は輸入者によって作成された原産地証明書 書面 (電子的な手段を含む。 しに
- (3)生産者、輸出者又は輸入者が作成する原産地証明書の根拠について定める(第三・二十一条)。
- (4)各締約国は、 原産地証明書における軽微な誤り又は表現の相違により当該原産地証明書の受理を拒否してはならないことを定
- める(第三・二十二条)。
- (5) 一定の場合の輸入における原産地証明書の免除について定める(第三·二十三条)。
- (6) 関税上の特恵待遇を要求する輸入者の義務について定める(第三・二十四条)。
- (7)原産地証明書を作成する輸出者又は生産者の義務について定める(第三・二十五条)。
- (8)生産者又は輸出者が当該原産地証明書の作成の日から少なくとも五年間一定の記録を保管する義務について定める(第三・二十 関 .税上の特恵待遇を要求する輸入者が輸入の日から少なくとも五年間一定の記録を保管する義務及び原産地証明書を提供した

六条)。

- (9)うに当たっての手続等について定める(第三・二十七条)。 面による情報の要請、 輸入締約国は、 自国の領域に輸入される産品が原産品であるかどうかを決定するため、 輸出者又は生産者の施設への確認のための訪問等を行うことができることを定めるとともに、これらを行 輸入者、 輸出者又は生産者に対する書
- (10)輸入締約国が関税上の特恵待遇の要求を否認することができる場合等について定める(第三・二十八条)。
- (11)輸入者が産品の輸入の時に関税上の特恵待遇を要求しなかった場合に超過して徴収された関税の還付等について定める

三・二十九条)

- (12) 締約国は、第三章の規定に関連する自国の法令の違反に対し、適当な罰則を定め、 又は維持することができることを定める
- (13) 各締約国は、第三章の規定に従って収集される情報の秘密を保持するものとすること等を定める(第三・三十一条)。
- 三 その他の事項 (第C節)

原産地規則及び原産地手続に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第三・三十二条)。

四 附属書

- (1)に限り、 輸出締約国は、 権限のある当局が発給するものであること又は認定された輸出者が作成するものであることを要求することができるこ 自国の領域から輸出される産品の原産地証明書について、 協定の効力発生の日から十二年間のうち一定の期間
- と等を定める(附属書三-A)。
- ② 原産地証明書に含めるべき要素について定める(附属書三-B)。
- ③ 第三・十一条の規定が適用されない非原産材料について定める(附属書三-C)。
- (4)ごとに、その生産に使用される個々の非原産材料が満たすべき適用可能な関税分類の変更の要件又は当該産品が満たすべき加工 の要件、 非原産材料を使用して生産される産品が原産品とみなされるために満たすべき基準として、 域内原産割合の要件その他の要件を定める。 (附属書三-D) 品目別原産地規則を定める。 産品
- ⑦ 品目別原産地規則の例は、次のとおりである。

第A節 解釈のための一般的注釈 (抜粋)

1 この附属書に定める品目別原産地規則の解釈上、次の定義を適用する。

「部」とは、統一システムの部をいう。

「類」とは、統一システムの類をいう。

「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

3 この附属書に定める品目別原産地規則の解釈上、

(a)
•
(b) (略)

(d)

関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

(c)

品目別原産地規則が統一システムの特定の材料を除外する場合には、当該品目別原産地規則は、

産品が原産品となるた

めに、除外された当該特定の材料が原産品であることを要求することを意味するものとする。

(e) 一の産品が、二以上の選択的な品目別原産地規則の対象である場合において、当該選択的な品目別原産地規則のいずれ

かを満たすときは、 当該一の産品は、 原産品とする。

(f) 一の産品が複数の要件を含む品目別原産地規則の対象である場合には、 当該一の産品は、 当該複数の要件を全て満たす

ときにのみ原産品とする。

4

(g)

(略)

第四章 (繊維及び繊維製品) に規定する繊維又は繊維製品の品目別原産地規則は、

附属書四丨

A

(繊維及び繊維製品の品

目別原産地規則)に定める。

5 (略)

第 B 節 品目別原産地規則 (抜粋)

第○三・○一項から第○三・○三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	0111 • 0 1 - 0111 • 0111
	(二千十二年に改正された統一システム)

ト以上(空余方式を用いる場合)皆しくはの五十パーセント以上(重点西碩方式を用い域内原産割合が(3三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(6四十パーセン第八五・二八項の産品への他の項の材料からの変更又は	八五:二八
としない。)。の十パーセントを超えないこと(第二二〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要非原産材料に含まれる総アルコール量が第二二〇八・三〇号の産品の総アルコール量	二二〇人・三〇
第○九○四・二一号の産品(その他の産品)への他の類の材料からの変更九・六○号の材料からの変更を除く。)第○九○四・二一号の産品(とうがらし)への他の類の材料からの変更(第○七○	○九○四・二一
八・一四項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。域内原産割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)第〇八・一四項の産品への他の類の材料からの変更又は	〇八 · 四
での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 「の各号の産品への関税分類の変更を必要としない。」の変更又は 「の変更又は の変更又は ・一四号までの各号の産品への他の類の材料から	〇三〇六・一一一〇三〇六・一四

る場合。第八五・二八項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五・二

|八項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

(1) 方式を定める(附属書三-D付録1)。 特定の自動車及び自動車関連部品について、 それらの品目別原産地規則の域内原産割合の要件を満たすための選択制の算定

概要は次のとおりである。

(i) 可能な品目別原産地規則の域内原産割合の要件の適用上、当該産品の生産に使用される付録1の表Aに掲げる材料は、 第八七○一・一○号から第八七○一・三○号までの各号又は第八七・○二項から第八七・○五項までの各項の産品に適用 当該

材料について行われる生産が付録1の表Bに掲げる一又は二以上の工程を含む場合には、原産品とする。

(ii) 材料の価額は、 材料は、 付録1の表Cに掲げる産品に適用可能な品目別原産地規則の域内原産割合の要件の適用上、 当該材料に対して行われる生産が付録1の表Bに掲げる一又は二以上の工程を含む場合には、 付録1の表Cにおいて品目ごとに定める閾値を超えないことを条件として、 域内原産割合に参入される。 当該産品の生産に使用される 原産品とする。

表 A (抜粋)

七〇〇七・二一	七〇〇七・一一	ステム)
合わせガラス	強化ガラス	品名

表B (抜粋)

複雑な組立て

複雑な溶接

ダイカストその他これに類する鋳込み成形

表 C (抜粋)

(二千十二年に改正された統 統一システムに基づく分類

バンパー及びその部分品

八七〇八・一〇

一システム)

品名

閾^いき 値

十パーセント

十パーセント

4 繊維及び繊維製品 (第四章)

八七〇八・二一

シートベルト

(1) 第四章における用語の定義について定める(第四・一条)。

(2) 表に掲げる材料の取扱い及び一定の手工芸品又は民芸品に関する待遇を含む。)について定める(第四・二条)。 繊維又は繊維製品について適用される原産地規則及び関連事項 (僅少の非原産材料、 セットの取扱い、 供給不足の物品の一 覧

(3) 輸入締約国は、 一定の要件を満たす場合には、繊維又は繊維製品に係る関税を引き上げる緊急措置をとることができることを

定めるとともに、当該緊急措置をとるに当たっての条件、手続等について定める(第四・三条)。

- (4)実を有する場合には、 たっての条件及び手続について定める ることを目的として、 各締約国は、 締約国 他 |間における繊維又は繊維製品の貿易についての関税法令違反に係る措置を執行し、 他 の締約国と協力すること、関税法令違反が生じており、 の締約国からの情報を要請することができること等を定めるとともに、 (第四・四条)。 又は生ずるおそれがあることを示す関連する事 当該情報の要請及び提供に当 又はその執行を支援す
- (5)持すること等を定める 各締約国は、 繊維又は繊維製品についての関税法令違反を特定し、 (第四・五条)。 及びこれに対処するための計画又は実行を確立し、 又は維
- (6)基づく輸入者、 うことができることを定めるとともに、 輸入締約国は、 輸出者若しくは生産者に対する書面による情報の要請等又はこの条に規定する現地訪問の要請を通じて確認を行 繊維又は繊維製品が関税上の特恵待遇を受ける産品であるかどうかを確認するため、 当該現地訪問を行うに当たっての条件、 手続等について定める(第四・六条) 第三・二十七条の規定に
- (7)輸入締約国が繊維又は繊維製品に対する関税上の特恵待遇の要求を否認することができる場合について定める (第四 七
- (8)繊維及び繊維製品の貿易に係る事項に関する小委員会の設置及びその任務等について定める (第四・八条)。

第四章の規定に従って収集される情報の秘密を保持するものとすること等を定める

(第四・九条)。

(9)

各締約国は、

- (10)定める。 たすべき加工の要件その他の要件を定める。 非 、原産材料を使用して生産される繊維又は繊維製品が原産品とみなされるために満たすべき基準として、 産品ごとに、 その生産に使用される個々の非原産材料が満たすべき適用可能な関税分類の変更の要件又は当該産品が満 (附属書四-A) 品目別原産地規則を
- 第A節 解釈のための一般的注釈(抜粋)繊維及び繊維製品の品目別原産地規則の例は、次のとおりである。

(7)

この附属書に定める品目別原産地規則の解釈上、次の定義を適用する。

1

「部」とは、統一システムの部をいう。

「類」とは、統一システムの類をいう。

「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

2 (略)

3

この附属書に定める品目別原産地規則の解釈上、

(a) • (b) (略)

(d) (c) 関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用する。 品目別原産地規則が統一システムの特定の材料を除外する場合には、当該品目別原産地規則は、 産品が原産品となるた

めに、除外された当該特定の材料が原産品であることを要求することを意味するものとする。

一の産品が複数の要件を含む品目別原産地規則の対象である場合には、当該一の産品は、当該複数の要件を全て満たす

(e)

ときにのみ原産品とする。

(f) • (g) 略)

第B節 品目別原産地規則 (抜粋)

が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方第四二〇二・一二号の産品への他の類の材料からの変更。ただし、当該産品が、一又	
品目別原産地規則	ム) (二千十二年に改正された統一システムに基づく分類

第六一類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

類注1 税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、 この類の産品が原産品であるかどうかを決定するに当たり、 当該産品について適用される規則は、 当該産品について適用される規則 当該産品 の関

に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

類 注 2 は、そのような生地が、一又は二以上の締約国の領域において作られ、かつ、仕上げられた糸から作られ、 類注1の規定にかかわらず、この類の産品であって、第五八○六・二○号又は第六○・○二項の生地を含むもの かつ、

仕上げられる場合に限り、原産品とする。

類 注 3 域において作られ、 の縫糸又は縫糸として使用される第五四・〇二項の糸を含むものは、 類注1の規定にかかわらず、この類の産品であって、第五二・○四項、第五四・○一項若しくは第五五・○八項 かつ、仕上げられる場合に限り、原産品とする。 そのような縫糸が一又は二以上の締約国の領

六一・〇一一六一・〇九

号、 料からの変更を除く。)。 又は組み立てられることを条件とする。 項までの各項、 第五四○三・三九号までの各号、第五四○三・四二号から第五四○三・四九号までの各 までの各項、 (第五一・○六項から第五一・一三項までの各項、第五二・○四項から第五二・一二項 第六一・○一項から第六一・○九項までの各項の産品 裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、 第五四・○四項から第五四・○八項までの各項、 第五四・○一項から第五四・○二項までの各項、第五四○三・三三号から 第五六・○六項又は第六○・○一項から第六○・○六項までの各項の材 ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域におい 第五五・〇八項から第五五・一六 への他の類の材料からの変更 かつ、 縫い合わされ

一九四

(1) 第四・二条の規定に従い原産材料とされる供給不足の物品及びその要件(最終用途に関する要件を含む。)を定める (附属

原産材料とされる供給不足の物品の例は、次のとおりである。

書四

- A付録1)。

<u> </u>	九	来 物
七		番号の
らくだの毛から成るもの(絹が三十パーセント以上のものに限る。)第五一一二・九〇号の梳毛織物で、コームした羊毛、モヘヤ又はカシミヤやぎ若しくは	く。) 第五一〇八・二〇号の梳毛糸(カシミヤやぎ製のものに限り、小売用にしたものを除	供給不足の物品の品名
第六二類の衣類		(該当する場合)

5 税関当局及び貿易円滑化(第五章)

(第五・一条)。

(1) 各締約国は、 予見可能であり、 かつ、一貫性及び透明性のある態様で自国の税関手続を適用することを確保することを定める

(2) には、 約国と情報の共有等を通じて協力すること、輸入を規律する自国の法令に関する不法な活動についての合理的な疑いがある場合 と等を定めるとともに、当該秘密の情報の要請のための条件等について定める(第五・二条)。 各締約国は、 他の締約国に対し、 輸入又は輸出を規律する協定の規定の実施及び運用等に関連する各締約国の法令の遵守を達成するため、 物品の輸入に関連して通常収集される具体的な秘密の情報を提供することを要請することができるこ 他の締

- (3)よる事前 各締約国は、 の教示を行うこと、 自国の領域内の輸入者等の書面による要請がある場合には、 可 能な限り迅速に要請を受領した後百五十日以内に事前の教示を行うこと等を定める 関税分類、 関税評価の基準の適用等について書面に (第五・三
- (4)てを得るための要件等に関する助言又は情報を迅速に提供することを定める(第五・四条) 締約国は、 自国の領域内の輸入者又は他の締約国の領域内の輸出者若しくは生産者からの要請に基づき、 関税割当て等の割当
- (5)とを確保すること等を定める(第五・ 各締約国は、 税関に係る事項について決定を受けた者が、 五条)。 当該決定に係る行政上及び司法上の審査を利用することができるこ
- (6)各締約国は、 輸入者及び輸出者が単一の入口において輸入及び輸出に関する標準的な手続を電子的に完了することを認める便

宜を提供するよう努めること等を定める

(第五・六条)

- (7)を定める(第五 各締約国は、 七条) 適切な税関による管理及び選定を維持しつつ、 急送貨物のための迅速な税関手続を採用 Ļ 又は 維持すること等
- (8)Ļ 各締約国は、 又は維持すること等を定める 締約国の税関当局が自国の関税法令又は税関手続上の要件の違反に対する罰を科することを認める措置を採用 (第五・八条)。
- (9)関及び移動を簡素化する、 Ŧ. 各締約国は、 九条) 自国の税関当局が危険度の高い物品の検査活動に集中することができるようにし、 評価及び特定のための危険度に応じた管理手法の制度を採用し、 又は維持すること等を定める 並びに危険度の低い 物品 \mathcal{O} (第 通
- (10)ること等を定める 各締約国は、 締約国間の貿易を円滑にするため、 (第五 ・十条)。 効率的な物品の 引取りの ための簡素化された税関手続を採用し、 又は 維持す
- (11)公に入手可能なものとすること等を定め 各締約国は、 自国の関税法令並びに一 般的な行政上の手続及び指針 る (第五・十 - 条) を、 可 能な限り英語により、 オンラインによることを含め
- (12)締約国が第五章の規定に従って他の締約国に情報を提供する場合において、 当該情報を秘密であると指定するときは、 当該他

の締約国は、当該情報を秘密のものとして取り扱うこと等を定める(第五・十二条)。

6 貿易上の救済 (第六章)

一 セーフガード措置(第A節)

- (1) 第六章における用語の定義について定める(第六・一条)。
- (2)めるセーフガード措置並びに第四章の規定に基づく緊急措置のうち二以上の措置を同時にとり、 十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づくセーフガード措置、 を及ぼすものではないこと、いずれの締約国も、 を定める(第六・二条)。 協定のいかなる規定も、 千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づく締約国の権利及び義務に影響 同一の産品に対し、第六章の規定に基づく経過的セーフガード措置、 附属書二-Dの当該締約国の 又は維持してはならないこと等 表の付録Bに定 千九百九
- (3) 経過的セーフガード措置をとるに当たっての条件等について定める(第六・三条)。
- (4) 経過的セーフガード措置の基準について定める(第六・四条)。
- (5)経過的セーフガード措置をとるに当たっての調査手続及び透明性の要件について定める(第六・五条)。
- (6) 経過的セーフガード措置をとるに当たっての通報及び協議について定める(第六・六条)。
- (7) 経過的セーフガード措置に係る補償について定める(第六・七条)。

ダンピング防止税及び相殺関税

(第B節

による紛争解決を求めてはならないこと等を定める(第六・八条)。 権利及び義務を留保すること、 各締約国は、 千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づく自国の いずれの締約国も、 第B節及び附属書六ーAの規定の下で生ずる事項について、 第二十八章の規定

二 附属書

締約国が貿易上の救済の手続における透明性及び適正な手続の目標を推進するものと認める慣行について定める (附属書六-

- (1)第七章における用語の定義について定める(第七・一条)
- (2)第七章の規定の目的について定める(第七・二条)。
- (3)第七章の規定の適用範囲について定める(第七・三条)。
- (4)締約国は、 衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を確認すること等を定める(第七・

兀 条)

(5)衛生植物検疫措置に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第七・五条)。

自国の権限のある当局の衛生植物検疫上の責任等を記載した書面を提供すること等を定める(第七・六条)。

(6)

各締約国は、

- (8)(7)有害動 輸入締約国は、 植物又は病気の無発生地域及び低発生地域その他の地域的な状況に対応した調整について定める(第七・七条)。 輸出締約国が当該輸出締約国の衛生植物検疫措置が当該輸入締約国の措置と同等の保護の水準及び効果を有す
- ることを客観的に証明する場合には、 衛生植物検疫措置の同等を認定すること等を定める(第七・八条)。
- (9)的で科学的な証拠に基づいていることを確保すること、 義務を認めること、 疫措置が国際的な基準、 各締約国は、 危険性の分析を行うこと等を定める(第七・九条)。 自国の衛生植物検疫措置が関連する国際的な基準、 自国が決定する態様により、記録され、 指針若しくは勧告に適合していない場合には当該衛生植物検疫措置に合理的に関連する記録された客観 衛生植物検疫措置の適用に関する協定の関連する規定に基づく権利及び かつ、 利害関係者及び他の締約国に意見を述べる機会を与える態様 指針若しくは勧告に適合していること又は自国の衛生植物検
- (10)た締約国は、 に当たり、 「該意見を考慮すること等を定める(第七・十条) 各輸入締約国は、 世界貿易機関の衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、 結論を作成し、 輸出締約国の権限のある当局及び関連の又は指定された検査制度を監査する権利を有すること、 及び措置をとる前に、 監査を受けた締約国に当該監査の所見について意見を述べる機会を提供し 指針及び勧告を考慮すること、 監査を行っ 監査を行う
- (11)保すること、 各締約国は、 輸入検査の不利な結果に基づき他の締約国の物品の輸入を禁止し、 自国の輸入プログラムが輸入に伴う危険性に基づくこと及び輸入検査が不当に遅延することなく行われることを 又は制限する場合には、 輸入者若しくはその

- 代理人、 輸出者、 生産者又は輸出締約国の少なくとも一に当該結果を通報すること等を定める(第七・十一条)。
- (12)ために必要な限度においてのみ適用されることを確保すること等を定める(第七・十二条)。 輸入締約国は、 物品の貿易のために証明を求める場合には、 当該証明の要件が、 人、 動物又は植物の生命又は健康を保護する
- (13)その書面による意見に回答すること等を定める(第七・十三条)。 衛生植物検疫措置について書面による意見を提出するために通常少なくとも六十日の期間を置くこと、 された衛生植物検疫措置を通報すること、 各締約国は、 世界貿易機関の衛生植物検疫通報提出システムを利用して、 一定の場合を除くほか、 その通報の後、 他の締約国の貿易に影響を及ぼす可能性がある提案 利害関係者及び他の締約国が当該提案された 他の締約国の要請に応じ
- (14)置を速やかに通報すること等を定める(第七・十四条)。 締約国は、 人 動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な緊急措置を採用する場合には、 他の締約国に対し当該措
- (15)締約国は、 第七章の規定の実施を円滑にするため協力すること等を定める(第七・十五条)。
- (16)る締約国は、 締約国は、 合理的な期間内に、 第七章の規定の下で生ずる事項に関する情報を他の締約国に対して要請することができ、 情報を要請する締約国に利用可能な情報を提供するよう努めることを定める(第七・十六条)。 情報提供の要請を受領す
- (17)できること等を定めるとともに、 締約国は、 他の締約国との間で第七章の規定の下で生ずる事項について討議するため、協力的な技術的協議を開始することが 協力的な技術的協議を行うに当たっての条件、手続等について定める(第七・十七条)。
- (18)第二十八章の規定の第七章の規定についての適用について定める(第七・十八条)。
- 貿易の技術的障害 (第八章)

8

- (1) 第八章における用語の定義について定める (第八・一条)
- (2) 第八章の規定の目的について定める (第八・二条)
- ③ 第八章の規定の適用範囲について定める(第八・三条)。
- (5)(4)貿易の技術的障害に関する協定の規定のうち、協定に組み込まれ、 締約国は、 国際規格 指針及び勧告が、 規制に関する一層の調和及び規制に関する良い慣行を支援し、 協定の一部を成すもの等について定める(第八・四条)。 並びに貿易に対する不

- 必要な障害を削 減する上で、 重要な役割を果たし得ることを認めること等を定める (第八・ 五. 条)
- (6)する適合性評価 各締約国は、 機関に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること等を定める 他 の締約国 の領域内に存在する適合性評価機関に対し、 自国の領域内又は他の (第八・ 六条) いずれ カン 0) 締 約国 0 領域内に存在
- (7)透明 意規格及び適合性評価手続の作成に参加することを認めること、 各締約国は、 7性を提供する方法を検討するよう奨励されること等を定める 他 の締約国の者に対 自国の者に与える条件よりも不利でない条件で自国の中央政府機関による強制規 強制規格、 (第八・七条)。 任意規格及び適合性評価手続の作成に おける一 格、 層 任 0
- (8)貿易の技術的障害に関する協定 1及び 5の規定の適用上の2 「適当な期間」等について定める (第八・八条)
- (9)在する機関が行う適合性評価手続の結果の相互承認 行うことができること等を定める 締約国は、 適合性評価手続の結果を受け入れることを促進するため特定の強制規格について自国及び (第八・ 九条)。 適合性評価機関の指定又は他の締約国の 適合性評価 他 1の締約1 機関の指 国 定の の領域内に存 承認等を
- (10)を解決することを目的として、 条件及び手続について定める 締約国は、 他の締約国に対し、 技術的討議を要請することができること等を定めるとともに、 (第八・十条)。 第八章の規定の下で生ずる事項に関する情報の提供を要請することができること及び当該事項 当該技術的協議を行うに当たって
- (11)貿易の技術的障害に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第八・十一条)
- (12) 第八章の規定の下で生ずる事項についての連絡部局の指定及び通報並びにその任務等について定める(第八・十二条)。
- (13)八章の 附属書 0 適用範囲、 それらの附属書に定める権利及び義務等について定める (第八・十三条)
- (14)ワ イン及び蒸留 酒のラベルに情報を表示することを要求する場合の要件等について定める (附属書八-A)
- (15)情報 通信 技術産品に関 暗号法を使用する情報通信技術産品の製造、 販売、 流通 輸入又は使用の条件等について定める
- (16)医 |薬品につい て維持する販売許 可 \mathcal{O} 手 続を透明性 のある態様で運用すること等につい て定める (附属書八 | | C | °
- 化 粧 品につい て維持する販売許可の手続を透明性のある態様で運用すること等について定める (附属書八 D O

(17)

附

属

書八一

В

医 |療機器について維持する販売許可の手続を透明性のある態様で運用すること等について定める (附属書八 - E)

(18)

- (19)情 報 各締 の要求が正当な目的を達成するために必要なものに限られること並びに当該情報の秘密が国内産品に関する情報の秘密と同 約国は、 カゝ つ、 正当な商業的利益を保護するような態様で尊重されることを確保すること等を定める あらかじめ包装された食品及び食品添加物の専有されている製法に関する情報を収集する場合には、 (附属書八-F)。 自国による
- (20)意規格又は適合性評価手続を同等なものとして受け入れ、 玉 の強制規格、 各締約国は、 任意規格又は適合性評価手続の目的を適切に満たすことを認める場合には、 他の締約国の産品の有機産品としての生産、 又は承認することを奨励されること等を定める 加工又は表示に関する強制規格、 当該他の締約国の当該強制規格、 任意規格又は適合性評価手続が自 (附属書八一G)。 任

第A節

9

投資(第九章)

- (1)第九章における用語の定義について定める(第九・一条)
- (2)第九章の規定の適用範囲について定める(第九・二条)。
- (3)第九章の規定と協定の他の章の規定とが抵触する場合には、 当該他の章の規定が優先すること等を定める(第九・三条)
- (4)約国の投資家及び対象投資財産に対し、 各締約国は、 自国の領域内で行われる投資財産の設立、 内国民待遇を与えること等を定める 取得、 拡張、 経営、 (第九・四条)。 管理、 運営及び売却その他の処分に関し、 他 |の締
- (5)各締約国は、 1 ず れ かの締 約国の投資家及び対象投資財産に対し、 自国の領域内で行われる投資財産の設立、 最恵国待遇を与えること等を定める 取得、 拡張、 経営、 管理、 運営及び売却その他の処分に関し、 (第九・五条)。 その他
- (6)各締約国は、 対象投資財産に対し、 適用される国際慣習法上の原則に基づく待遇 (公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び
- 関して自国が採用し 又は維持する措置について、差別的でない待遇を与えること等を定める (第九・七条)

(7)

各締約国は、

保障を含む。

を与えること等を定める(第九・六条)

他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、

武力紛争又は内乱により自国の領域内の投資財産

が被った損失に

- (8)
- ずれの締約国 ŧ 公共の目的のためのものであること、 差別的なものでないこと、 迅速、 適当かつ実効的な補償の支払を伴

うものであること及び正当な法の手続に従って行われるものであることという要件を満たさない限り、 してはならないことを定めるとともに、 収用又は国有化等に伴う補償は、 収用された投資財産の 公正な市 収用又は国 場価格に 相当するも 有化等を実施

でなけ

ればならないこと等を定める(第九・八条)

- (9)に、 各締約国 かつ、 遅滞なく行われることを認めること等を定める は、 一定の場合を除くほか、 対象投資財産に関連する全ての移転が、 (第九・九条) 自国 の領域に向け又は自 玉 0 領域 カン 5 自 由
- (10)売却その他の処分に関し、 置 1 |の履行要求を課してはならず、 ず ħ の締約国 ŧ 自 国の領域における締約国又は非締約国の投資家の投資財産の設立、 現地調達、 又は強制してはならないこと等を定める ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額の (第九・十条) 取 採用、 得、 拡 張、 自 国 の技術の利用等の特定 経 営 管理、 運営又は
- (11)求してはならないこと等を定める(第九・十一 1 ず ħ の締約国も、 対象投資財産である当該締約国の企業に対し、 条) 特定の国籍を有する自然人を経営幹部 に任命することを要
- (12)と等を定める \mathcal{O} 第九・ 表に記載する分野、 四条、 (第九・十二条)。 第九 小分野又は活動に関して当該締約国が採用し、 五条、 第九・十条及び第九・十一条の規定は、 又は維持する措置等 附属書Ⅰ の締約 国 の表に記載する措置、 一定の措置につ いて は、 附 属書Ⅱ 適用しないこ 0 締 約国
- (13)る当該投資家の権利の代位について定める 自国の投資家に対し、 保証、 保険契約その他の形態の損害の塡補に基づいて支払を行った締約国又はその指定する機関等によ (第九・十三条)
- (14)げ 第 九 • るものと解してはならないこと等について定める 四条の いかなる規定も、 締約国が、 対象投資財産に関連して特別な手続を定める措置を採用 (第九・ 十四条) Ļ 又は維持することを妨
- (15)れ 投資家及びその投資財産 締 約国 又は支配され、 は 他 の締約国 かつ、 .の投資家であって当該他の締約国の企業であるものが非締約国 当該締約国以外の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていない場合には、 に対対 Ļ 第九章の規定による利益を否認することができること等を定める の者又は当該締約国 (第九・ の者によって所有さ + 当該他の 五. 条) 締 約国
- (16)第九章のい かなる規定も、 締約国 国が自国 の領域内の投資活動が環境、 健康その他の規制上の目的に配慮した方法で行われるこ

ないことを定める(第九・十六条)。 とを確保するために適当と認める措置 (第九章の規定に適合するものに限る。) を採用すること等を妨げるものと解してはなら

(17)て自国が承認したもの等を自発的に当該企業内の政策に取り入れるよう奨励することの重要性を再確認することを定める 締約国は、各締約国が自国の領域において活動する企業等に対し、 企業の社会的責任に関する国際的に認められた基準であっ

一投資家と国との間の紛争解決(第B節)

であること等を定める(第九・十八条)。

(1)投資紛争が生ずる場合には、 申立人及び被申立人は、 まず、 協議及び交渉を通じて、 当該投資紛争を解決するよう努めるべき

(2)することができること等を定める(第九・十九条)。 施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、 申立人は、 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実 被申立人が書面による協議の要請を受領した日から六箇月以内に投資紛争が解決されなかった場合には、一定の請 国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託

(3)各締約国は、第B節の規定による仲裁に協定の規定に従って請求を付託することに同意すること等を定める(第九・二十条)。

④ 各締約国の同意に関する条件及び制限について定める(第九・二十一条)。

(5)合意により任命されて仲裁廷の長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成すること等を定める(第九・二十二条)。 仲裁廷は、 紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の

ること、 異議等について迅速に決定すること等を定める 紛争当事者は、第九・十九条の規定に基づいて適用される仲裁規則による仲裁の法律上の場所について合意することができ 仲裁廷は、 非紛争締約国は、 被申立人が当該仲裁廷の設置の後四十五日以内に要請する場合には、 協定の解釈について仲裁廷に対し口頭で意見を陳述し、 (第九・二十三条)。 又は書面で意見を提出することができるこ 紛争が当該仲裁廷の権限の範囲外である旨

(6)

(7) 被申立人は、 付託の意図の通知、 仲裁の通知、 方の紛争当事者が仲裁廷に提出する主張書面 申述書及び)準備 書面、 仲裁廷

命令、 及び公に入手可能なものとすること等を定める 裁定及び決定等の文書を受領した後、 非紛争締約国に対し、 (第九・二十四条) 当該文書を一定の保護される情報を除いて速やかに送付

0

- (8)仲 -裁廷は、 協定及び関係する国際法の規則に従い、 係争中の事案について決定すること等を定める (第九・二十五条)
- (9)委員会の解釈を要請すること等を定める(第九・二十六条) る旨を抗弁として主張する場合において、 仲裁廷は、 被申立人が違反があったとされる措置について附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに記載する適合しない措置の 当該被申立人の要請があったときは、その事案についての環太平洋パートナーシップ 適用範囲内にあ
- (10)るため、 仲裁廷は、 専門家を任命することができることを定める(第九・二十七条)。 仲裁手続において一方の紛争当事者が提起した科学的な事項に係る事実に関する問題について書面により報告させ
- (11)仲裁に別個に付託された二以上の請求が併合される場合について定める(第九・二十八条)。
- (12)ての 仲裁廷は、 み裁定を下すことができること等を定める 最終的な裁定を下す場合には、 損害賠償金及び適当な利子若しくは原状回復のいずれか又はこれらの組合せについ (第九・二十九条)。
- 通知その他の文書を締約国へ送付するときは、 附属書九-Dにおいて当該締約国について記載する場所に宛てて送付すること

三 附属書

等を定める

(第九・三十条)。

(13)

- (1)解を共有していることを確認すること等を定める 締約国は、 「国際慣習法」 が、 各国が法的義務であるとの認識により従う各国の一般的なかつ一貫した慣行から生ずるとの理 (附属書九 - A)。
- (2)実関係において間接的な収用を構成するかどうかを決定するに当たっては、 押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。)について取り扱うものであること、 第九・八条の規定に関し、 事実に基づいて調査するものとすること等を定める 直接的な収用及び間接的な収用 (附属書九-B)。 (締約国による一又は一 政 府の行為の経済的な影響等を考慮し、 連の行為が正式な権原 締約国による行為が特定の事 \mathcal{O} 移転 又は 事案ごと 明 白 な差
- (3)シンガポール及びベトナムが収用を行う締約国である場合における土地に関する収用について定める (附属書九-C)。

- ④ 第B節の規定による締約国への文書の送達先について定める(附属書九ーD)。
- (5)措置を維持し、 第九 ・九条の規定に関わらず、 又は採用する権利を留保すること等を定める チリは、 チリ中央銀行が、 通貨の安定性等を確保するため、 (附属書九 - E) チリ中央銀行組織法等に適合する
- (6)す る契約によって投資を行うための申請を受理し、 第九章に定める義務及び約束は、 外国投資規程等については、 又は拒否する権利等に関し、 チリ外国投資委員会等が外国投資規程の 適用しないこと等を定める 規定に基づく投資に関 (附属書九-F)。
- (7)に付託されないこと等を定める 締約国が発行する債務の再編が第A節の規定に基づく義務に違反する旨の請求は、 (附属書九-G)。 一定の場合には、 第B節の規定による仲裁
- (8)1.第二十八章の紛争解決の規定の対象とならないことを定める オーストラリア、カナダ、 メキシコ及びニュージーランドにおける外国投資の提案の承認の可否等に関する決定は、 (附属書九 -H 第B節又
- (9)こと等を定める 条の規定は、 ベトナムについては、 第九・五条、 附属書Ⅰに記載する適合しない措置等の改正 (附属書九-I)。 第九・十条及び第九・十一条の規定との整合性の水準を低下させないものに限る。 協定が同国について効力を生ずる日の後三年間は、 (協定が同国について効力を生ずる日における当該措置と第九・ 第九・四条、 第九 ・五条、)

 については、 第九・十条及び第九・十 適用しない 兀
- (10)規定に基づく義務の違反を主張した場合には、 を満たすもの等を第B節の規定による仲裁に付託することができないこと等を定める 締約国の投資家は、 当該投資家等が、 チリ、 これらの国が第A節の規定に基づく義務に違反した旨の請求であって一定の条件 メキシコ、ペルー又はベトナムの司法裁判所等における手続におい (附属書九-J) て、 第 A 節
- (11)る契約に同国が違反した旨の請求の付託に同意しないこと等を定める(附属書九ーK) マレーシアは、 協定が同国について効力を生ずる日の後三年間、 対象投資財産との間の特定の契約額を下回る政 府調 達に関す
- (12)カナダの特定の機関について定める 意に関する制限及び道路、 選 一択された国際的な仲裁条項を含む合意、 橋、 水路等の経済基盤の整備に係る事業を行う権利を付与する投資に関する合意の当事者となり得る (附属書九-L)。 ペルーと対象投資財産又は投資家との間の特定の合意 仲裁に対するメキシ ンコの同

- 国境を越えるサービスの貿易(第十章)
- (1) 第十章における用語の定義について定める(第十・一条)。
- ② 第十章の規定の適用範囲について定める(第十・二条)。
- (3)各締約国は、 他 \mathcal{O} 締約国のサービス及びサービス提供者に対し、 内国民待遇を与えること等を定める (第十・三条)
- (4)各締 約国は、 他 0 締約国のサービス及びサービス提供者に対し、 最恵国待遇を与えることを定める(第十・四条)。

サービスの取引総額又は資産総額の制限等を課する措置等を採用し、

又は維

持してはならないことを定める(第十・五条)。

(5)

11

ず

れの締約国

ŧ

サービス提供者の数の制限、

- (6)において、代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、 定める(第十・六条) いずれの締約国も、 他 の締約国のサー ビス提供者に対し、 国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、 若しくは維持し、 又は居住することを要求してはならないことを 自国 . の 領域
- (7)分野又は活動に関して当該締約国が採用する措置等一定の措置については、 第十・三条から第十・六条までの規定は、 附属書Ⅰの締約国の表に記載する措置、 適用しないこと等を定める(第十・七条)。 附属書Ⅱの締約国の表に記載する分野、 小
- (8)実施されることを確保すること等を定める 各締約国は、 一般に適用される全ての措置であって、 (第十・八条) サービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、 客観的及び公平な態様で
- (9)他の 認することができること等を定める(第十・九条)。 締約国は、 締約国又は非締約国の領域において得られた教育若しくは経験、 サービス提供者に対して許可、 免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一 満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承 部を適用するに当たり、
- (10)第十章 持するときは、 該締約国が当該非締約国又は当該非締約国の者に関する措置であって、 締 約国は、 の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、 他の締約国のサービス提供者が非締約国の者によって所有され、 当該他の締約国のサービス提供者に対して第十章の規定による利益を否認することができること等を定める 若しくは当該措置を阻害することとなるものを採用し、 当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対して 又は支配されている企業である場合において、 又は維 当

- 十・十条)。
- (11)組みを維持し、 各締約国は、 第十章の規定の対象である事項に関する自国の規制について、 又は設けること等を定める(第十・十一条) 利害関係者からの照会に回答するための適当な仕
- (12)各締約国は、 へ又は自国の領域から自由に、 定の場合を除くほか、 かつ、 遅滞なく行われることを認めること等を定める(第十・十二条)。 国境を越えるサービスの提供に関連して行われる全ての資金の移転及び支払が自国 一の領
- (13)締約国は、 貿易の拡大を促進し、 及び経済成長を増進する上での航空サービスの重要性を認めること等を定める(第十・十三
- 条)。
- (14).関心を有する自由職業サービスの特定に努めるため、 各締約国は、 職業上の資格の承認、 免許又は登録に関係する問題について、二以上の締約国が対話の機会を設けることに相互 自国の領域の関係団体と協議すること等を定める(附属書十一A)。
- (15)又は競合する他の提供者による急送便サービスに補助を行うことを認めてはならないこと等を定める(附属書十-B)。 いずれの締約国も、 郵便独占の対象とされたサービス提供者が独占的な郵便サービスから生ずる収入を用いて当該提供者自身
- (16)との適合性の水準を低下させないものに限る。)については、 に記載する措置等の改正 ベトナムについては、 同国について協定が効力を生ずる日の後三年間は、 (同国についてこの協定が効力を生ずる時点における当該措置と第十・三条から第十・ 適用しないこと等を定める 第十・三条から第十・六条までの規定は、 (附属書十一C)。 六条までの規定 附属書Ⅰ
- 金融サービス(第十一章)

11

- (1) 第十一章における用語の定義について定める(第十一・一条)。
- (2) 第十一章の規定の適用範囲について定める(第十一・二条)。
- (3) 管理、 各締約国は、 運営及び売却その他の処分について、 自国の領域内にある金融機関及び自国の領域内にある金融機関についての投資財産の設立、 他の締約国の投資家及び金融機関等に対し、 内国民待遇を与えること等を定める 取得、 拡張、
- (4)各締約国は、 他の締約国の投資家及び金融機関等に対し、 最恵国待遇を与えること等を定める (第十一・ 四条)

(第十一・三条)。

(5)機 関 い ず 0 数 れ の締約国 \mathcal{O} 制限、 ŧ 金融サー 他 の締約国 -ビスの 取引総額又は資産総額の の金融機関又は他の締約国の金融機関を設立しようとする他の締約国の投資家について、 制限等を課する措置等を採用し、 又は維持してはならないことを定め

る

(第十一・五条)。

- (6)各締約国は、 Aに記載する金融サービスを提供することを許可すること等を定める(第十一・六条) 国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者に対し、 内国民待遇を確保しつつ、 附属書十
- (7)とを許可すること等を定める 各締約国は、 他の締約国 の金融機関に対し、 (第十一・七条) 自 国 の金融機関に対し提供することを許可する新たな金融サ ĺ ビスを提供するこ
- (8)等を認めることを要求するものではないことを定める 第十一章のいかなる規定も、 締約国に対し、 金融機関等の個 (第十一・八条)。 々の顧客の金融上の事項及び勘定に関連する情報を提供すること
- (9)て任用すること等を要求してはならないことを定める いずれの締約国も、 他の締約国の金融機関に対し、 特定の国籍を有する自然人を経営幹部その (第十一・九条)。 他 の重要な職責を有する者とし
- (10)は適用しないこと等を定める 第十一・三条から第十一・六条まで及び第十一・九条の規定は、 (第十一・十条)。 附属書Ⅲ の締約国の表に記載する措置等一 定の措置について
- (11)ないこと等を定める 第十一章及び協定の他の規定にかかわらず、 (第十一・十一条)。 締約国は、 信用秩序の維持のための措置を採用し、 又は維持することを妨げられ
- (13)(12)承認することができること等を定める(第十一・十二条) 各締約国は、 締約国は、 第十一章の規定の対象となる措置の適用に当たり、 第十一章の規定が適用される一般に適用される全ての措置が合理的、 他の締約国又は非締 客観的かつ公平な態様で実施されること、 約国による信用秩序 0 維持 0 ため の措 置を
- なものとすること等を確保すること、 公に入手可能なものとし、 般に適用される規約であって、 申請者の要請に応じてその申請の処理状況を当該申請者に通知し、 自国の自主規制団体によって採用され、 各締約国の規制当局は、 金融サービスの提供に関連する申請を不備なく行うための要件を 又は維持されるものを速やかに公表し、 他 この締約 国 の金融機関等による金 又は入手可能

融サー ビスの提供に関する不備のない申請については、 (第十一・十三条)。 百二十日以内に行政上の決定を行い、申請者に対し速やかに当該決定を

通

知すること等を定める

- (14)構成員になること等を要求する場合には、 保することを定める(第十一・十四条)。 締約国は、 他の締約国の金融機関等に対し、自国の領域において又は当該領域に金融サービスを提供するため自主規制団 当該自主規制団体が第十一・三条及び第十一・四条に定める義務を遵守することを確 体
- (15)払及び清算の制度等の利用を認めることを定める(第十一・十五条)。 各締約国は、 内国民待遇を確保しつつ、自国の領域において設立された他の締約国の金融機関に対し、 公的機関が運用する支
- (16)締約国は、 免許を有するサービス提供者による保険サービスの提供を迅速化するため規制に関する手続を維持し、 及び策定す

ることの重要性を認めること等を定める(第十一・十六条)。

- (17)内又は領域外のいずれに所在するかを問わない。)が遂行することが当該金融機関の効果的な管理及び効率的な運営にとって重 要であることを認めること等を定める(第十一・十七条)。 締約国は、 自国の領域内の金融機関に係る管理部門の機能を当該金融機関の本社等又は無関係なサービス提供者 自国 領域
- (18) 附属書十一-Bには、 各締約国による特定の約束を定めることを定める(第十一・十八条)。
- (19) 金融サービスに関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第十一・十九条)。
- (20)要請することができること、 締約国は、 協定の下で生ずる事項であって金融サービスに影響を及ぼすものについて、他の締約国に対して書面により協議を 他の締約国の地域政府におけるいかなる適合しない措置に関する情報も要請することができること

等を定める(第十一・二十条)。

- (21) 金融サービスに関する法令又は実務についての専門知識又は経験を有するものとすること等を定める(第十一・二十一条)。 第十一章の規定の下で生ずる紛争の解決に関する第二十八章の規定の適用に当たって、 当該紛争に関するパネルの構成員は
- (22)付託し、 締約国の投資家が金融機関等の規制又は監督に関する措置に不服を申し立てるため第九章第B節の規定に基づき仲裁に請求を 被申立人が第十一・十一条の規定を抗弁として援用するときは、 被申立人の当局及び申立人の締約国の当局は、 同条の

規定が当該請求に対する抗弁として妥当であるか等についての共同での決定を行うよう誠実に努めること、当該共同での決定

は、 仲裁廷を拘束すること等を定める(第十一・二十二条)

(23) 各締約国が、 国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者に対し、 内国民待遇を確保しつつ、 提供する

これらの概要は、次のとおりである。

ことを許可する金融サービスの範囲について定める(附属書十一-A)。

オーストラリア

(i) 保険及び保険関連のサービス

締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サービスの提供

海上運送等に関連する危険に対する保険

再保険及び再再保険

保険の補助的なサービス

危険に対する保険に関する保険仲介業

(ii)

銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)

締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サービスの提供

金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

助言その他の補助的なサービス

金融情報の提供及び移転、

(1) ブルネイ

(i) 保険及び保険関連のサービス

締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サー ビスの提供

海上運送等に関連する危険に対する保険

再保険及び再再保険

保険の補助的なサービス

(ii)

銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)

金融情報の提供及び移転のサービス

金融データの処理及び関連ソフトウェアの提供及び移転のサービス

(ウ) カナダ

(i) 保険及び保険関連のサービス

締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サービスの提供

海上運送等に関連する危険に対する保険

再保険及び再再保険

保険の補助的な金融サービス

危険に対する保険に関する保険仲介業

銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。

(ii)

締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サービスの提供

金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理のサービス

助言その他の補助的な金融サービス並びに信用照会及び分析

チリ

(エ)

(i) 保険及び保険関連のサービス

締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サービスの提供

海上運送等に関連する危険に対する保険

危険に対する保険に関する保険仲立業

再保険、

再再保険、

再保険の保険仲立業、

相談サービス、保険数理サービス及び危険評価サービス

銀行サービスその他の金融サー -ビス (保険及び保険関連のサー ビスを除く。)

(ii)

金融情報の提供及び移転のサー -ビス

金融デー タの処理のサービス

助言その他 の補助的な金融サービス

(1) 日 本国

(i) 保険及び保険関連のサービス

締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サー ビスの提供

海上運送等に関連する危険に対する保険

再保険、 再再保険及び保険の補助的なサービス

危険に対する保険に関する保険仲介業

銀行サービスその他の金融サー - ビス (保険及び保険関連のサービスを除く。

(ii)

締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サービスの提供

証券関連の取引

投資信託の受益証券及び投資証券の販売

金融情報の提供及び移転、 金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサー ・ビス

助言その他の 補助的な金融サービス

(力) マレーシア

(i) 保険及び保険関連のサービス

締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サー ビスの

提供

海上運送等に関連する危険に対する保険

再保険、 再再保険、 保険の補助的なサービス及び危険に対する保険に関する保険仲立業

銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)

(ii)

締約国の領域から他の締約国の領域への金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

の提供

(キ) メキシコ

(i) 保険及び保険関連のサービス

締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サービスの提供

海上運送等に関連する危険に対する保険

再保険及び再再保険

相談サービス、保険数理サービス及び危険評価サービス

危険に対する保険に関する保険仲立業

銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)

(ii)

金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

助言その他の補助的な金融サービス並びに信用照会及び分析

ニュージーランド

(力)

(i) 保険及び保険関連のサービス

締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サービスの提供

海上運送等に関連する危険に対する保険

再保険及び再再保険

保険の補助的なサービス

危険に対する保険に関する保険仲介業

銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。

締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サービスの提供

金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

助言その他の補助的なサービス

(ケ) ペルー

(i) 保険及び保険関連のサービス

締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サービスの提供

海上運送等に関連する危険に対する保険

再保険及び再再保険

危険に対する保険に関する保険仲介業

党会に対ける保険に関ける保険中午後

相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス及び請求の処理サー

-ビス

(ii) 銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。

金融情報の提供及び移転、 金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス並びに助言その他の補助的なサービス

(コ) シンガポール

(i) 保険及び保険関連のサービス

締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サー

ビスの提供

海上運送等に関連する危険に対する保険

再保険及び再再保険

保険の補助的なサービス

再保険の仲介業

危険に対する保険に関する保険仲介業

銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。

締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サービスの提供

金融情報の提供及び移転のサービス

金融データの処理及び関連ソフトウェアのサービス

(サ) アメリカ合衆国

(i) 保険及び保険関連のサービス

締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サービスの提供

海上運送等に関連する危険に対する保険

再保険、再再保険、保険の補助的なサービス並びに保険仲介業

銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)

締約国の国民による保険サービスの提供であって他の締約国の領域において行われるもの

(ii)

金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

助言その他の補助的なサービス

(ジ) ベトナム

(i) 保険及び保険関連のサービス

締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サービスの提供

国際的な海上運送等に関連する危険に対する保険

再保険及び再再保険

保険仲立業及び保険の補助的なサービス

銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。

(ii)

金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス締約国の領域から他の締約国の領域への次に掲げる金融サービスの提供

助言その他の補助的なサービス

- ② 特定の約束 (附属書十一-B)
- (T) 助 言及びポートフォリオの運用サービスを提供することを許可すること等を定める 締約国は、 他 の締約国 の領域において設立された金融機関が当該締約国の領域内に所在する集団投資スキームに対して投資 (第A節)
- (1) てデータの処理が必要とされる場合には、 各締約国は、 自国の領域内外への電子的その他の形態による情報の移転を、 当該他の締約国の金融機関に許可すること等を定める 他の締約国の金融機関の通常の業務の遂行にお (第B節)。
- (ウ) 置を採用し、 種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者と比較して郵便保険事業体に有利となるような競争上の条件を作り出す措 いずれの締約国も、 又は維持してはならないこと等を定める 自国の郵便保険事業体による一般公衆への直接の保険サービスの提供について、 (第C節) 自国の市場において同
- (I)ピ スの提供を許可すること等を定める(第D節) 締約国は、 他の締約国の者による当該他の締約国の領域から当該締約国の領域内への支払カード取引のための電子支払サー
- (1) ように影響を及ぼし得るかに関する意見を考慮することができることを定める(第E節)。 締約国は、 第十一章が適用される一般に適用される新たな規制を策定するに当たり、その規制の案が金融機関の運営にどの
- (25) 当該措置と第十一・三条から第十一・五条まで及び第十一・九条の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。 条の規定は、 ベトナムについては、 適用しないこと等を定める(附属書十一-C)。 締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置の改正 協定が同国について効力を生ずる日の後三年間は、第十一・三条から第十一・五条まで及び第十一・九 (協定がベトナムについて効力を生ずる時における)につい
- (2) 各締約国の金融サービスに責任を負う当局について定める(附属書十一-D)。
- (27)た行為等に関連するものについて、 ブルネイ、チリ、 メキシコ及びペルーは、第十一章に組み込まれる第九・六条の規定の違反であって、 第九章第B節の規定による仲裁に請求を付託することには、 同意しないこと等を定める 定の期間内に行われ

属書十一一E)。

- (1) 第十二章における用語の定義について定める(第十二・一条)。
- ② 第十二章の規定の適用範囲について定める(第十二・二条)。
- (3)該決定を申請者に通知すること等を定める(第十二・三条)。 各締約国は、 出入国管理に関する文書の不備のない申請を受領した後できる限り速やかに、 当該申請に関する決定を行い、

当

- (4)他の締約国のビジネス関係者が一定の要件を満たす場合には、 囲内で、 いて入国及び一時的な滞在の条件及び制限 各締約国は、 一時的な入国又は一時的な滞在の延長を許可すること等を定める(第十二・四条)。 ビジネス関係者の一時的な入国に関して自国が行う約束であって、自国が特定するビジネス関係者の各区分につ (滞在期間を含む。)を特定するものを附属書十二-Aに記載すること、 当該ビジネス関係者に対し、 同附属書に記載する約束に定める範
- (5)ことを定める 促進するためのAPECにおける相互の約束及びAPEC商用渡航カード・プログラムを強化する努力に対する支持を確認する 締約国は、 信頼できる渡航者のためのプログラムの探求、 (第十二・五条)。 当該プログラムの自主的な展開等を通じてビジネス関係者の移動を
- (6)間に関する情報について、可能な場合にはオンラインで速やかに公表し、 各締約国は、第十二章の規定に基づく一時的な入国の最新の要件及び出入国管理に関する文書の申請が処理される標準的な期 又はその他の方法で公に入手可能なものとすること等
- (7)ビジネス関係者の一時的な入国に関する小委員会の設置及びその目的等について定める(第十二・七条)。

を定める(第十二・六条)。

- (8)全等に関する規制並びに計画及び技術の実施についての経験を共有すること等の相互に合意した協力活動を行うことを検討する 締約国は、 利用可能な資源の範囲内で、 査証の電子的な手続のシステムの発展及び実施に関する助言を与えること、 国境の安
- (9)ないこと等を定める(第十二・九条)。 部 の規定を除くほか、 協定のいかなる規定も、 締約国に対し、 その出入国管理に関する措置について義務を課するものでは

ことを定める(第十二・八条)。

(10)いずれの締約国も、一時的な入国の拒否について、一時的な入国が拒否された事案に一定の類型がある場合等を除くほか、 第

二十八章の規定による紛争解決を求めてはならないこと等を定める(第十二・十条)。

(11) 各締約国がビジネス関係者の一時的な入国に関して行う特定の約束について定める(附属書十二-A)。

これらの概要は、次のとおりである。

(ア) ビジネス関係者の一時的な入国に関するオーストラリアの約束表(※)

* オーストラリア、カナダ、チリ、 メキシコ、ニュージーランド、ペルー及びベトナムが特定する各区分についての約束

は、当該区分に対応する区分を約束している他の締約国に対してのみ適用される。

(i) 商用訪問者

滞在は六箇月)の一時的な入国

原則として三箇月を超えない期間、

サービス提供者の販売に係る代表者である場合には十二箇月を超えない期間

(最初の

一機械又は設備の設置・修理事業者

三箇月を超えない期間の一時的な入国

‴ 企業内転勤者

役員及び上級管理職については四年を超えない期間 (この期間は、 延長され得る。)、専門家については二年を超えない

期間(この期間は、 延長され得る。)の一時的な入国 (いずれも雇用者による保証を条件とする。)

(iv) 独立の役員

雇用者による保証を条件とした、二年を超えない期間の一時的な入国

(v) 独立の自由職業家及び専門家を含む契約に基づくサービス提供者

雇用者による保証を条件とした、十二箇月を超えない期間 (この期間は、 延長され得る。 0) 時的な入国

いからいまでのビジネス関係者の配偶者及び被扶養者

(vi)

当該ビジネス関係者と同一の期間の一時的な入国

- (1) ビジネス関係者の一時的な入国に関するブルネイの約束表
- (i) 商用訪問者

三箇月を超えない期間 (この期間は、 十二箇月を超えない期間、 更新することができる。) の 一 時的な入国

(ii) 機械又は設備の設置・修理事業者

三箇月を超えない期間 (この期間は、 十二箇月を超えない期間、

更新することができる。)

の一時的な入国

(iii)

企業内転勤者

三年を超えない期間 (この期間は、 合計五年を超えない範囲で、二年を超えない期間、 更新することができる。 の 一

時

(iv) 投資家

的な入国

三箇月を超えない期間 (この期間は、 十二箇月を超えない期間、 更新することができる。) の 一 時的な入国

(v) 自由職業家

カゝ 又は契約期間のうちいずれか短い期間、 短い期間 高度に専門的なサービスの提供者及びエネルギー分野における中核的なサービスの提供者については二年を超えない期間 (当初の期間は三箇月とし、三箇月を超えない期間を単位として更新することができる。) の一時的な入国 その他の自由職業家については十二箇月を超えない期間又は契約期間のうちいずれ

(vi) W及び(vのビジネス関係者の配偶者及び被扶養者

当該ビジネス関係者と同一 の期間の一時的な入国

- ビジネス関係者の一時的な入国に関するカナダの約束表 <u>×</u>
- (i) 商用訪問者

(ウ)

六箇月を超えない期間 (この期間は、 更新することができる。)の一時的な入国

(ii) 企業内転勤者

三年を超えない期間 (この期間は、 更新することができる。)の一時的な入国

(iii) 投資家

一年を超えない期間 (この期間は、 更新することができる。) の一時的な入国

(iv) 自由職業家及び技術者

年を超えない期間(この期間は、

更新することができる。)

の一時的な入国

(v) 近から
がまでのビジネス関係者の配偶者

当該ビジネス関係者と同一の期間の一時的な入国

(エ)

(i)

商用訪問者

ビジネス関係者の一時的な入国に関するチリの約束表 <u>*</u>

(ii) 企業内転勤者

年を超えない期間

(この期間は、

一時的な入国の基礎となった条件が引き続き妥当することを条件として、永続的な居

九十日を超えない期間 (この期間は、 更新することができる。) の一時的な入国

住を申請することを要求されることなく、更新することができる。)の一時的な入国

(iii) 投資家

住を申請することを要求されることなく、 年を超えない期間 (この期間は、 一時的な入国の基礎となった条件が引き続き妥当することを条件として、永続的な居 更新することができる。)の一時的な入国

(iv) 独立の自由職業家及び技術者

年を超えない期間 (この期間は、 一時的な入国の基礎となった条件が引き続き妥当することを条件として、

住を申請することを要求されることなく、更新することができる。)の一時的な入国

(v) 契約に基づくサービス提供者

年を超えない期間 (この期間は、 時的な入国の基礎となった条件が引き続き妥当することを条件として、 永続的な居

住を申請することを要求されることなく、更新することができる。)の一時的な入国

(vi) iiからwまでのビジネス関係者の被扶養者

当該ビジネス関係者と同一の期間の一時的な入国

(1) ビジネス関係者の一時的な入国に関する日本国の約束表

(i)

九十日を超えない期間

短期の商用訪問者 (この期間は、 更新することができる。)の一時的な入国

(ii) 企業内転勤者

五年を超えない期間 (この期間は、 更新することができる。) の一時的な入国

(iii) 投資家

五年を超えない期間(この期間は、更新することができる。) の一時的な入国

(iv) 資格を有する自由職業家

五年を超えない期間 (この期間は、 更新することができる。)の一時的な入国

(v)独立の自由職業家

五年を超えない期間(この期間は、更新することができる。)の一時的な入国

(vi) 契約に基づくサービス提供者

日本国にある公私の機関(以下「日本国の機関」という。)と他の締約国にある公私の機関であって日本国に業務上の拠

点がないものとの間でサービスに関する契約が締結されていること及び当該契約の規定により、 ビジネス関係者と日本国の

機関との間で、労働契約が締結されていることが確認されることを条件とした、五年を超えない期間 (この期間は、 更新す

ることができる。)の一時的な入国

(vii) iiからinまでのビジネス関係者の配偶者及び子

当該ビジネス関係者と原則として同一の期間の一時的な入国

ビジネス関係者の一時的な入国に関するマレーシアの約束表

(力)

(i) 商用訪問者

マレーシア国内に源泉のある報酬を得ないことを条件とした、九十日を超えない期間の一時的な入国 (機械又は設備の設

置・修理事業者の場合には、合計六箇月を超えない期間の一時的な入国

(ii) 企業内転勤者

二年を超えない期間(この期間は、上級管理職の場合には合計十年、 専門家の場合には合計五年をそれぞれ超えない範囲

で、二年ごとに更新することができる。)の一時的な入国

Ⅲ 契約に基づくサービス提供者

十二箇月を迢えな、阴間又よ契約阴間のうら、げれい豆、阴間な

iv 独立の自由職業家

教育機関に雇用される講師であって、

必要な資格、

知識、

証書又は経験を有するものについては二十パーセントを超えな

十二箇月を超えない期間又は契約期間のうちいずれか短い期間の一時的な入国

いことを条件とした、十二箇月を超えない期間又は契約期間のうちいずれか短い期間の一時的な入国

(v) 前のビジネス関係者の被扶養者

時的な入国及び就労許可

(‡)

ビジネス関係者の一時的な入国に関するメキシコの約束表(※)

(i) 商用訪問者

百八十日を超えない期間の一時的な入国

(ii) 企業内転勤者

一年の期間(この期間は、一年ずつ三回更新することができる。)の一時的な入国

‴ 投資家

一年の期間(この期間は、一年ずつ三回更新することができる。)の一時的な入国

() 自由職業家及び技術者

メキシコにおける雇用に係る申出があることを条件とした、一年の期間(この期間は、一年ずつ三回更新することができ

る。)の一時的な入国

(v) 契約に基づくサービス提供者

メキシコにおける雇用に係る申出があることを条件とした、一年の期間(この期間は、一年ずつ三回更新することができ

る。)の一時的な入国

(v) (i)から(v)までのビジネス関係者の配偶者

時的な入国及び就労許可

ビジネス関係者の一時的な入国に関するニュージーランドの約束表 (※)

(i) 商用訪問者

(力)

各年で合計三箇月を超えない期間の一時的な入国

(ii) 企業内転勤者

最初の滞在として三年を超えない期間の一時的な入国

機械・設備の設置・修理事業者

(iii)

いずれの十二箇月においても三箇月を超えない期間の一時的な入国

iv 独立の自由職業家

経済上の需要を考慮することを条件とした、十二箇月を超えない期間の一時的な入国

ビジネス関係者の一時的な入国に関するペルーの約束表(※)

(i) 商用訪問者

(ケ)

百八十三日を超えない期間の一時的な入国

(ii) 企業内転勤者

労働行政当局による労働契約の承認に当たり外国人被用者の数及び給与の制限を評価することを条件とした、一年を超え

ない期間 (この期間は、 一時的な入国の許可の根拠となった条件が維持されていることを条件として、要求のあった回数、

続けて更新することができる。)の一時的な入国

‴ 投資家

あ った回数、 年を超えない期間 続けて更新することができる。 (この期間は、 一時的な入国の許可の根拠となった条件が維持されていることを条件として、 0) 一時的な入国 要求の

(iv) 自由職業家

日を超えない期間 ることを条件として、 独立の自由職業家については一年を超えない期間 (この期間は、 要求のあった回数、 一年間、 更新することができる。)の一時的な入国 続けて更新することができる。 (この期間は、一時的な入国の許可の根拠となった条件が維持されてい)、契約に基づくサービス提供者については九十

(v) 技術者

とを条件として、 超えない期間 独立の技術者については一年を超えない期間(この期間は、一 (この期間は、 要求のあった回数、 年間、 続けて更新することができる。 更新することができる。) の一時的な入国 時的な入国の許可の根拠となった条件が維持されているこ)、契約に基づくサービス提供者については九十日を

(立) (立)及び(立)のビジネス関係者の配偶者

ペルーの法令に定める期間の一時的な入国

ビジネス関係者の一時的な入国に関するシンガポールの約束表

(i) 商用訪問者

(1)

申請時における適格要件を満たすことを条件とした、三十日を超えない期間の一 時的な入国

(ii) 投資家

申 請時における適格要件を満たすことを条件とした、三十日を超えない期間の一 時的な入国

(サ) ビジネス関係者の一時的な入国に関するベトナムの約束表(※)

(i) サービス販売者

六箇月を超えない期間の一時的な入国

(ii) 企業内転勤者

した、当初の期間として三年間(この期間は、 ベトナムの領域に設立された業務上の拠点の管理職等に占めるベトナムの国民の割合が二十%以上となること等を条件と 当該業務上の拠点の運営の期間を限度として更新することができる。)の一

(iii) 業務上の拠点の設立の責任者

時的な入国

一年を超えない期間の一時的な入国

(iv)

その他の者 雇用契約の期間又は当初の期間としての三年間のうちいずれか短い期間

(この期間は、

当該雇用契約の期間を限度として

(v) 契約に基づくサービス提供者

更新することができる。)の一時的な入国

契約に基づくサービス提供者の数がベトナムの法令及び要件によって決定される当該契約の履行のために必要な水準を上

回らないことを条件とした、六箇月間又は契約期間のうちいずれか短い期間(この期間は更新することができる。)の一時

的な入国

(vi) (ii) ・ 通及びいのビジネス関係者の配偶者及び被扶養者

当該ビジネス関係者と同一 の期間の一時的な入国

(1) 電気通信(第十三章)

第十三章における用語の定義について定める(第十三・一条)。

(2)第十三章の規定の適用範囲について定める(第十三・二条)。

(3)

締約国は、 各締約国が第十三章の規定に基づく自国の義務を実施する方法を決定することができること及びこの点に関し、 直

接的な規制を行うか、 又は市場の力の役割に委ねることができることを認めること等を定める(第十三・三条)。

(4)玉 0 各締約国は、 国境を越えて提供される公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用ができることを確保すること等を定める 他の締約国 の企業が、 合理的であり、 かつ、差別的でない条件で、 当該各締約国の領域において又は当該各締約

三・四条)

- (5)に対し相互接続を提供することを確保すること等を定める 各締約国は、 自国の領域内の公衆電気通信サービスのサービス提供者が他の締約国の公衆電気通信サービスの (第十三・五条)。 サービス提供者
- (6)て、 締約国は、 協力するよう努めること等を定める 国際移動端末ローミング・サービスの料金が、 (第十三・六条) 透明性があり、 かつ、 合理的なものとなることを促進することにつ
- (7)事項について、 保することを定める 各締約国は、 自国の領域内の主要なサービス提供者が、 同様の状況において当該主要なサービス提供者の子会社等に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確 (第十三・七条)。 他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対 定
- (8)反競争的行為を行い、 各締約国は、 公衆電気通信サービスのサービス提供者 又は継続することを防止するために適切な措置を維持することを定める (単独又は共同で自国の領域内の主要なサービス提供者であるもの) (第十三・ 八条)。 が
- (9)に提供することを確保すること等を定める(第十三・九条) 提供者が、 いずれの締約国も、 他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対して公衆電気通信サービスを合理的な料金で再販売のため 公衆電気通信サービスの再販売を禁止してはならないこと、 各締約国は、 自国の領域内の主要なサービス
- (10)ける権限を自国の電気通信規制機関その他の適当な機関に与えること等を定める(第十三・十条) び)に一定の条件及び料金で公衆電気通信サービスを提供するためのネットワーク構成要素 各締約国は、 自国の領域内の主要なサービス提供者が、 公衆電気通信サー ビスのサービス提供者に対し、 へのアクセスを提供することを義務付 細分化された形で並
- (11)に対し一定の条件を満たす相互接続を提供することを確保すること等を定める(第十三・十一条) 各締約国は、 自国 \mathcal{O} 領域内の主要なサー ビス提供者が、 他の締約国の公衆電気通信サービスのサー ビス提供者の設備及び機器

(12)ない条件及び料金で、 各締約国は、 自国の 専 領域内の主要なサービス提供者が、 用回線によるサービスであって公衆電気通信サービスであるものを提供することを確保すること等を定 他の締約国のサービス提供者に対し、 合理的であり、 かつ、 差別的で

る(第十三・十二条

- (13)に対し、 理的コロケーションを提供することを確保すること等を定める(第十三・十三条)。 各締約国は、 合理的であり、 自国の領域内の主要なサービス提供者が、 かつ、 差別的でない条件及び料金 自国の領域内の他の締約国の公衆電気通信サー (原価に照らして定められるもの)で、 相互接続等に必要な機器の物 ビスのサービス提供者
- (14)所有し、 に対し、 各締約国は、 合理的であり、 又は管理する柱、 自国の領域内の主要なサービス提供者が、 差別的でなく、 管路、 とう道等又は線路敷設権へのアクセスを提供することを確保すること等を定める(第十三・十 透明性があり、 及び技術的に実行可能な条件及び料金で、 自国の領域内の他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者 当該主要なサービス提供者が
- (15) サー 各締約国は、 ビス提供者に対し、 自国 0 領域内の国際的な海底ケーブルの陸揚局を管理する主要なサービス提供者が、 当該陸揚局 へのアクセスを提供することを確保することを定める(第十三・十五条)。 他の締約国の公衆電気通信

(1条)。

- (16)公衆電気通信サ 各締約国は、] 自国の電気通信規制機関が、 ビスのサービス提供者に対しても利害を有しないことを確保すること等を定める(第十三・十六条) いずれの公衆電気通信サービスのサービス提供者からも分離され、 かつ、 Ņ ずれ \mathcal{O}
- (17)ーサ 各締約国は、 ル・サー ビスに関する義務を透明性があり、 自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を有すること、 差別的でなく、 及び競争中立的な態様で運用すること等を定める(第十三・ ユニ

十七条)。

- (18) 許手続等についての公の利用可能性を確保すること等を定める 締約国は、 公衆電気通信サービスのサービス提供者に免許の取得を要求する場合には (第十三・十八条)。 自国が適用する全ての免許基準及び免
- (19)び差別的でない態様で運用すること等を定める(第十三・十九条)。 各締約国は、 周波数等の電気通信に係る希少な資源の分配及び利用のための手続について、 客観的であり、 透明性があり、

及

- (20)えること及び当該権限に効果的な制裁を科する能力を含めることを定める(第十三・二十条) 各締約国は、 自国の権限のある当局に対して、第十三章の一部の規定に定める義務に関連する自国の措置を執行する権限を与
- (21) 信規制機関その他の関連する機関に対する申立ての手段を有することを確保すること等を定める(第十三・二十一条) 各締約国は、 第十三章の一 部の規定に定める事項に関連する自国の措置についての紛争を解決するため、 企業が自国の電 気通
- (22)ことを確保することを定める(第十三・二十二条)。 利害関係者に入手可能なものとすること等を確保すること及び公衆電気通信サービスに関する自国の措置が公に入手可能である 各締約国は、 自国の電気通信規制機関が規制のための案に対する意見を募集する場合には、 当該電気通信規制機関が当該案を
- (23)該サービス提供者のサービスを提供するために利用することを希望する技術を選択することを妨げてはならないこと等を定める (第十三・二十三条)。 いずれの締約国も、 公衆電気通信サービスのサービス提供者が、 公共政策の正当な利益を満たすために必要な要件に従い、 当
- (24)他の章との関係について定める(第十三・二十四条)。
- (25)め 0 締約国は、 国際的標準を推進することを約束することを定める(第十三・二十五条)。 関係国際機関の活動を通じて、電気通信ネットワーク及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のた
- (26)電気通信に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第十三・二十六条)。
- (27)とを定める アメリカ合衆国は、 (附属書十三-A)。 地方の交換事業者及び電話会社について、第十三章の一部の規定に定める義務を免除することができるこ
- (28)ペルーにおける主要なサービス提供者の範囲等について定める (附属書十三-B)。
- 電子商取引
- (2)(1) 第十四章における用語の定義について定める (第十四 · 一条)。

第十四·

章の

規定の適

!用範囲等について定める

(第十四

·二条)。

(3)11 ・ずれ の締約国も、 締約国の者と他の締約国の者との間の電子的な送信(電子的に送信されるコンテンツを含む。)に対して

関税を課してはならないこと等を定める(第十四・三条)。

(4)あるデジタル・プロダクトに対し、 ずれの締約国も、 他の締約国の領域において生産等が行われたデジタル・プロダクト又はその著作者等が他の締約国の者で 他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならないこと等

を定める(第十四・

四条)。

- (5)合条約の原則に適合するものを維持すること等を定める 会モデル法又は二千五年十一月二十三日にニューヨークで作成された国際的な契約における電子的な通信の利用に関する国際連 各締約国は、 電子的な取引を規律する法的枠組みであって、千九百九十六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員 (第十四・五条)。
- (6)与えられることを妨げる措置を採用し、 止する措置及び当該取引について認証に関する法的な要件を満たしていることを司法当局又は行政当局に対して証明する機会を いずれの締約国も、 電子認証に関し、電子的な取引の当事者が当該取引のための適当な認証の方式を相互に決定することを禁 又は維持してはならないこと等を定める(第十四・六条)
- (7)各締約国は、 オンラインでの商業活動を行う消費者に損害を及ぼし、 消費者の保護に関する法令を制定し、 又は維持すること等を定める 又は及ぼすおそれのある詐欺的又は欺まん的な商業活動 (第十四・七条)。
- (8)各締約国は、 電子商取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、 又は維持すること等を定める(第十

四・八条)。

を禁止するため、

- (9)(第十四・九条)。 各締約国は、貿易実務に係る文書について、公衆による電子的な形式での利用を可能なものとするよう努めること等を定める
- (10)で、 プリケーションを利用することができる利益を認めること等を定める 締約国は、 インターネット上で利用可能な消費者が選択するサービス及びアプリケーションにアクセスし、 適用可能な政策及び法令に従うことを条件として、 自国の領域の消費者が、ネットワークの合理的な管理の範囲内 (第十四・十条)。 並びに当該サービス及びア
- (11)転を許可すること等を定める(第十四・十一条)。 各締約国は、 対象者の事業の実施のために行われる場合には、 情 報 (個人情報を含む。) 0) 電 子的手段による国境を越える移

又は設置することを要求してはならないこと等を定める 自国の領域において事業を遂行するための条件として、 (第十四・十三条) 当 該領域におい てコンピュー タ関連設 備を利用

国際的なインターネットの接続を求めるサービス提供者が商業的な原則に基づいて他の締約国のサー

ビス提供者と

(第十四・十二条)

(12)

締約国は、

交渉することができることを認めること等を定める

セージの現に行われている受信を防止することを円滑にできるようにすることを要求する措置を採用し、 要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該要求されていない商業上の電子メッ 又は維持すること等を

中小企業が電子商取引の利用に対する障害を克服するよう支援するために協力するよう努めること等を定める (第

コンピュータの安全性に係る事件への対応について責任を負う自国の機関の能力を構築することの重要性を認識す

他の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品 当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求しては の自国 の領域における輸入、 頒

(18)規定に基づくこれらの国の義務に関する第二十八章の規定による紛争解決の対象としないことを定める マレーシア及びベトナムは、 現行の措置については、 協定がこれらの国について効力を生ずる日の後二年間、 (第十四・十八条)。 第十四章の 部

(1) 第十五章における用語の定義について定める (第十五・一条)

15

政府調達(第十五章

② 第十五章の規定の適用範囲について定める (第十五・二条)

(3)公衆の道徳、 公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置等の第十五章の例外について定める (第十五・三条)。

(4)内国民待遇及び無差別待遇 調達の方法 原産地規則等の第十五章における一般原則について定める (第十五・四条)

- ⑤ 開発途上国である締約国の経過措置について定める (第十五・五条)。
- (6) 調達に関する情報の公表について定める(第十五・六条)。
- (7)対象調達ごとに、適当な紙面又は電子的手段により調達計画の公示を行うことを定めるとともに、 調達計画の公示に含める事

項等について定める(第十五・七条)。

- (8) 対象調達への参加のための条件について定める(第十五・八条)。
- (9)供給者の登録制度及び資格の審査に係る手続、 選択入札、常設名簿等の供給者の資格の審査について定める (第十五 九

\$

- ⑩ 限定入札を行う場合の条件等について定める (第十五・十条)。
- (11) 対象調達について調達機関が交渉を行うことができる場合について定める(第十五・十一条)。
- (2) 技術仕様について定める(第十五・十二条)。
- (13) 入札説明書に含める事項等について定める(第十五・十三条)。
- 供給者が入札に参加するための期間等について定める(第十五・十四条)。
- 入札書の取扱い及び落札について定める(第十五・十五条)。
- 落札後の情報の公示等について定める(第十五・十六条)。
- 調達に関する情報の開示について定める(第十五・十七条)。

(17)

(16)

(15) (14)

- 問調達の実務における健全性の確保について定める(第十五・十八条)。
- (19)各締約国は、 対象調達に関する供給者からの苦情申立て等を無差別な、 時宜を得た、透明性のある及び効果的な態様で審査す
- るため、独立した公平な行政当局又は司法当局を維持すること等を定める(第十五・十九条)
- (20) 附属書十五-Aの締約国の表に関する修正又は訂正について定める(第十五・二十条)。
- (21) 中小企業の政府調達への参加を促進することについて定める(第十五・二十一条)。

締約国が供給者の政府調達への参加を促進すること等について協力するよう努めることを定める(第十五・二十二条)。

(22)

- (23) 政府調達に関する小委員会の設置及びその任務について定める(第十五・二十三条)。
- (24) 政 府調達に関する小委員会は、 市場アクセスの適用範囲の改善、 基準額の改定等を目的として、 追加的な交渉を行うことにつ
- 1 て決定することができること等を定める (第十五・二十四条)。

第十五章の規定の適用を受ける政府調達等を特定する各締約国の表について定める

(附属書十五-A)。

ア オーストラリアの表

(25)

- (i) 中央政府の機関(第A節)
- 基準額

物品及びサービス 十三万特別引出権

建設サービス 五百万特別引出権

2 機関の表

所、 ンター、オーストラリア犯罪委員会、オーストラリア選挙委員会、 行政控訴裁判所、 オーストラリア法改革委員会、 司法省、 オーストラリア高齢者介護の質局、 オーストラリア交通安全局、 旧国会議事堂等六十七の連邦政府の機関 オーストラリア統計局、 オーストラリア連邦警察、 オーストラリア国際農業研究セ オーストラリア犯罪学研究

- ・ 地方政府の機関(第B節)
- 基準額

物品及びサービス 三十五万五千特別引出権

建設サービス 五百万特別引出

機関の表

庁、 等三十八の機関)、 オーストラリア首都特別地域 首都交通公社等十七の機関) 北部準州 (先住民地域保護局、 (オーストラリア首都特別地域賭博・レース委員会、オーストラリア首都特別地域保険 ニ ュ ーサウスウェールズ州 会計検査院等三十九の機関)、クイーンズランド州 (児童・青少年擁護委員会、 学 習 • 指導· (自動車事故保険 教育基準委員会

サービス省、 委員会等四の機関)、南オーストラリア州 十八の機関)及び西オーストラリア州 タスマニア観光等十七の機関)、ビクトリア州 (植物園・公園庁、 (司法省、会計検査院等二十六の機関)、タスマニア州 西オーストラリア州汚職 (児童・青少年委員会、 犯罪委員会等七十三の機関 経済開発・ 雇用・交通・資源省等二 (教育省、 保健・人的

一 その他の機関(第C節)

基準額

物品及びサービス 四十万特別引出権

建設サービス 五百万特別引出権

2 機関の表

オーストラリア通信・メディア庁、オーストラリア競争・消費者委員会、オーストラリア金融安全庁、オーストラリア

オーストラリア海洋科学研究所、

ラリア海洋安全庁、 オーストラリア国立海洋博物館、 オーストラリア原子力科学技術機構等二十五の機関 水産管理庁、オーストラリア人権委員会、オーストラリア保健・福祉研究所、

(iv) 物品(第D節)

(i)から回までに掲げる機関が調達する全ての物品(血液及び血液関連製品を除く。)

(v) サービス (第E節)

(i) から迎までに掲げる機関が調達する全てのサービス (血漿分画サービス、政府広告サービス、 保健• 福祉サービス及び

研究・開発サービスを除く。)

(i) 建設サービス (第F節)

(j)から(j)までに掲げる機関が調達する全ての建設サービス

(m) 一般的注釈(第G節)

中小企業に利益を与えるあらゆる形態の特恵等を適用除外としている。

基準額の調整方式 (第日節)

(iii)

基準額の価額は、 国際通貨基金により月例の国際金融統計において公表される特別引出権に対する換算率に基づき、二年

ごとにオーストラリア・ドル建てで計算する。

(ix) 調達に関する情報 (第Ⅰ節)

法令 (ウェブサイト) 及びオーストラリア政府の入札制度 (ウェブサイト)

(X) 経過措置 (第 J 節

なし。

(1) (i) ブルネイの表

中 央政府の機関 (第A節

1 基準額

物品及びサービス

協定がブルネイについて効力を生じた後一年目の始めから二年目の終わりまで 二十五万特別引出権

協定がブルネイについて効力を生じた後三年目の始めから四年目の終わりまで 十九万特別引出権

協定がブルネイについて効力を生じた後五年目の始め以後

十三万特別引出権

建設サービス

2

機関の表

首相府

(監査局、

五百万特別引出権

汚職対策局等二十三の組織)、 国防省 (官房・人員局、 財務・ 調達局等十六の組織)

財務省

供

給・国家食糧備蓄局、 関税・物品税局等四の組織) 外務貿易省 (官房局、 情 報 • 通信局等十二の組織) 教育省 官官

房 サ ービス局、 企画・資産管理局等十四の組織) 保健省 (財務・官房局、 政策 企画局等六の組織) 開発省 (公共

事業局、 都市 地方計画局等六の組織) 通信省 (海洋局、 港湾局等六の組織)、 一次資源・観光省 (農業・農産品局)

林野局等四 \mathcal{O} 組織) 宗教省 (官房局、 イスラム宗教評議会事務所等十三の組織) 等十二の機関

(ii) 地方政府の機関 (第B節

ブルネイには、 地方政府が存在しない。

(iii) その他の機関 (第C節

1 基準額

物品及びサービス

協定がブルネイについて効力を生じた後一年目の始めから二年目の終わりまで 五十万特別引出権

協定がブルネイについて効力を生じた後三年目の始めから四年目の終わりまで 三十一万五千特別引出権

協定がブルネイについて効力を生じた後五年目の始め以後

五百万特別引出権

十三万特別引出権

建設サービス

2

機関の表

ブルネイ通貨金融庁及び被雇用者信託基金

(i)及び

⑪に掲げる機関が調達する全ての物品

(iv)

物品 (第D節)

(v) サービス(第E節)

(i)及び回に掲げる機関が調達する全てのサービス

(vi) 建設サービス(第F節

í)及びíj)に掲げる機関が調達する全ての建設サービス

(vii) 一般的注釈(第G節)

ヌルル・イマン王宮事務所による調達等を適用除外としている。

(iii) 基準額の調整方式 (第日節)

基準額の価額は、 国際通貨基金により月例の国際金融統計において公表される特別引出権に対する換算率に基づき、二年

ごとにブルネイ・ドル建てで計算する。

(ix) 調達に関する情報(第Ⅰ節)

規則 (ウェブサイト) 及び調達計画の公示 (ウェブサイト)

(X) 経過措置 (第 J節)

の規定については協定の効力発生の日の後五年間、 に公示を行うこと等については協定の効力発生の日の後三年間、 ブルネイは、公示された調達についての説明等を調達計画の公示に含めること、対象調達に関する落札の決定の後速やか 一定の条件に従い、 異議申立て又は苦情申立ての審査に関する第十五・十九条 適用を遅らせることができる。

(ウ) カナダの表

(i) 中央政府の機関 (第A節

1 基準額

物品及びサービス 十三万特別引出 権

建設サービス 五百万特別引出権

2 機関の表

庁、水産・海洋省、 会、カナダ歳入庁、カナダ公務員研修所、カナダ職業保健安全センター、カナダ環境影響評価庁、 ナダ北方経済開発庁、オンタリオ南部経済開発庁、 大西洋カナダ機会庁、カナダ国境サービス庁、カナダ排出削減奨励庁、 国防省、 カナダ騎馬警察等九十五の連邦政府の機関 国立映画制作庁、カナダ社会資本庁、 カナダ雇用保険委員会、カナダ産業関係評議 検察庁、 カナダ食品検査庁、 カナダ共有サービス

力

(ii) 地方政府の機関 (第B節

1 基準額

物品及びサービス 三十五万五千特別引出権

建設サービス 五百万特別引出権

2 機関の表

ス省、 業手当庁、 政府機関並びにケベック州歳入庁及び州立保健・社会サービス中央研究所)、サスカチュワン州(全ての省並びに公共就 びオンタリオ州農業公社(アグリコープ)、科学技術センテニアルセンター(オンタリオ科学センター)等十四の機関)、 九の機関)、ニューファンドランド・ラブラドール州 委員会)、ニューブランズウィック州(選挙管理委員長、州議会事務総長、ニューブランズウィック州警察委員会等二十 プリンスエドワードアイランド州(全ての省)、ケベック州(全ての省及び公共機関契約法第四節第一項②に規定する州 コシア州 ブリティッシュコロンビア州 アルバータ州 経済開発省等十二の省並びにフランス語サービス理事会、 (公共役務法の下で設立された省及び部局)、ヌナブト準州(全ての省及び機関)、オンタリオ州(全ての省及 サスカチュワン州公文書評議会及びサスカチュワン州芸術評議会)及びユーコン準州 (州議会、 州議会事務局等七の機関を除く全ての省庁(全ての省、 (州議会を除く全ての省、 (全ての省)、ノースウェスト準州(全ての省及び機関)、ノバス 評議会、機関及び委員会)、マニトバ州(全ての省、評議会及び 女性理事会及びユーコン準州労働者保健・安全補償評議 州政府機関、 評議会及び委員会))、 (コミュニティ・サービ

(iii) その他の機関 (第C節

1 基準額

物品及びサービス 三十五万五千特別引出

建設サービス 五百万特別引出

2 機関の表

ナダ人権博物館、 大西洋航路機構、 カナダ自然博物館、 海洋橋梁機構、 カナダ開発投資公社、 第二十一埠頭カナダ移民博物館、 カナダ土地有限公社、 カナダ観光委員会、大西洋海運、 カナダ郵政公社、 カナダ歴史博物館、 PPPカナダ等 力

二十二の機関

(iv) 物品 (第D節

全ての物品。ただし、 国防省、 カナダ騎馬警察、 水産・海洋省 (カナダ沿岸警備隊のために調達を行う場合に限る。

及

品、 機器等の物品の調達についてのみ適用する。 び州警察に関しては、 タイヤ及びそのチューブ、 鉄道用機器、 内燃機関の附属品 自動車、 トレー 機械式伝導機器、 ラー及び自転車 (一部のバス等を除く。)、 木工機器、 金属加工機器、 サービス提供機器及び販売 トラクター、 車両の構成

(v)サービス (第E節

サ サービス、旅行代理及びツアーオペレーターのサービス、クーリエ・サービス、電子データ交換 等のサービス。

(i)から

(i)までに掲げる機関については、 サービス、電気通信関連サービス、賃貸サービス(オペレーターを伴わないもの)、法律サービス(外国法及び国際法の助 又は賃貸を伴うもの)等のサービス 高度ファクシミリ・サービス、 言サービスに限る。)、 イクル以外の物品の代理店及び卸売のサービス、ビジネス・ネットワーク・サービス、相互接続サービス、 ①及び⑪に掲げる機関については、自動車及びモーターサイクルの販売、保守及び修理のサービス、自動車及びモーター 経理、 会計監査及び簿記のサービス、税務サービス(法律サービスを除く。)、人材派遣サービス 情報及びデータベースのオンラインでの検索、ボイスメール、不動産サービス(資産の所有 個人用品及び家庭用品の修理のサービス、ホテル及びレストランの (EDI)、電子メール、 統合電気通信

(vi) 建設サービス(第F節)

全ての建設サービス(しゅんせつサービス及び運輸省により又は運輸省に代わって調達される建設サービスを除く。)

(vii)

般的注釈

(第G節

ている。 船舶の建造及び修理 (関連する設計サービス及びエンジニアリング・サービスを含む。)に関する調達等を適用除外とし

(iii) 基準額の調整方式 (第日節

基準額の価額は、 国際通貨基金により月例の国際金融統計において公表される特別引出権に対する換算率に基づき、二年

ことにカナダ ド ル 建てで計算する。

(ix)

調達に関する情報

(第Ⅰ節

法令(ウェブサイト)及びカナダ政府の入札制度(ウェブサイト)

(X) 経過措置 (第 J 節

なし。

(I) チリの表

(i) 中央政府の機関 (第A節)

1 基準額

物品及びサービス 九万五千特別引出権

2 機関の表

建設サービス 五百万特別引出権

ネルギー省等二十四の機関

大統領府、内務・公共安全省、

外務省、

国防省、

財務省、

大統領府官房、

内閣官房、

経済・振興・観光省、

鉱業省、

エ

地方政府の機関(第B節)

1 基準額 (ii)

物品及びサービス 二十万特別引出権

建設サービス 五百万特別引出権

2 機関の表

州政府

ガル県庁)、アントファガスタ州(州政府、アントファガスタ県庁、ロア県庁及びトコピージャ県庁)、アタカマ州 アリカ及びパリナコタ州(州政府、アリカ県庁及びパリナコタ県庁)、タラパカ州(州政府、イキケ県庁及びタマル

庁及びチョアパ県庁)、バルパライソ州(州政府、バルパライソ県庁、キジョタ県庁、サン・アントニオ県庁、サン・ (州政府、コピアポ県庁、ウアスコ県庁及びチャニャラル県庁)、コキンボ州 (州政府、エル・エルキ県庁、リマリ県

庁 、 県庁及びカルデナル・カロ県庁)、 フェリペ県庁等七の県庁)、リベルタドール・ベルナルド・オヒギンス州 ビオビオ州 (州政府、 コンセプシオン県庁、 マウレ州 (州政府、 ニュブレ県庁、ビオビオ県庁及びアラウコ県庁)、ラ・アラウカニ クリコ県庁、タルカ県庁、 (州政府、 リナレス県庁及びカウケネス県 カチャポアル県庁、コルチャグア

全ての市役所及び区役所

ア州

(州政府、

カウティン県庁及びマジェコ県庁)

等十五の州の六十八の機関

iii その他の機関(第C節)

基準額

物品及びサービス 二十二万特別引出権

2 機関の表 建設サービス アリカ港湾公社、 イキケ港湾公社、 五百万特別引出権 アントファガスタ港湾公社、コキンボ港湾公社、

(iv) 物品(第D節)

社

及び民間航空総局所属国有空港

ントニオ港湾公社、

タルカワノ・サン・ビセンテ港湾公社、

プエルト・モン港湾公社、

チャカブコ港湾公社、

南部港湾公

バ

ルパライソ港湾公社、

サン・ア

(i)からWiまでに掲げる機関が調達する全ての物品

(v) サービス (第E節)

(jから) はまでに掲げる機関が調達する全てのサービス(金融サービスを除く。

(ヹ) 建設サービス (第F節)

(i)から⑪までに掲げる機関が調達する全ての建設サービス(イースター島に供給するための建設サー ビスを除く。)

一般的注釈(第G節)

中小企業に利益を与えるあらゆる形態の特恵等を適用除外としている。

(iii) 基準額の調整方式 (第日節)

基準額の価額は、 国際通貨基金により月例の国際金融統計において公表される特別引出権に対する換算率に基づき、二年

ごとにチリ・ペソ建てで計算する。

(ix) 調達に関する情報(第Ⅰ節)

財務省等のウェブサイト

(X) 経過措置 (第 J節)

なし。

(i) 日本国の表

1

基準額

(1)

中央政府の機関

(第A節)

十万特別引出権 物品

四百五十万特別引出権 建設サービス

建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

十万特別引出権 その他のサービス 四十五万特別引出権

機関の表

衆議院、

参議院、

最高裁判所、

会計検査院、

内閣、

人事院、

内閣府、

復興庁、宮内庁、

公正取引委員会等会計法の適用

2

を受ける二十五の機関

地方政府の機関 (第B節)

(ii)

1 基準額

二十万特別引出権

物品

千五百万特別引出権 建設サービス

一四〇

百五十万特別引出権 建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サー

二十万特別引出 その 他のサービス

全ての都道府県を含む地方自治法の適用を受ける六十七の都道府県及び指定都市

2

機関の表

(iii)

その他の機関 (第C節

1 基準額

十三万特別引出 権

物品

四百五十万特別引出権 A群に掲げる日本郵政株式会社、 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、

株式会社かんぽ

生命保険及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が調達する建設サービス

千五百万特別引出 権 A群に掲げるその他の全ての機関が調達する建設サービス

四百五十万特別引出権 B群に掲げる機関が調達する建設サービス

四十五万特別引出

建築のためのサービス、

エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

十三万特別引出 権 その

他のサービス

2 機関の表

A 群

独立行政法人環境再生保全機構、 独立行政法人農畜産業振興機構、 独立行政法人農業者年金基金、 中日本高速道路株式会社、 株式会社日本政策投資銀行、 独立行政法人奄美群島振興開発基金、 東日本高速道路株式会社、 年金積立金管理

運用独立行政法人、 阪神高速道路株式会社、 社会保険診療報酬支払基金等五十九の機関

(__) B 群

法人電子航法研究所、 国立研究開発法人建築研究所、 国立研究開発法人水産総合研究センター、 独立行政法人国立大学財務・ 経営センター、 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、 独立行政法人航空大学校、 国立研究開発 国立研

究開発法人森林総合研究所、 大学共同利用機関法人、全国健康保険協会、 国立研究開発法人国際農林水産業研究セン

(iv) 物品(第D節)

ター等六十の機関

属加工機器、 (i)から´´
迎までに掲げる機関が調達する全ての物品。 サービス提供機器及び販売機器、 特別の工業用機器、 ただし、 防衛省に関しては、 農業用機器、 建設用、 鉄道用機器、 鉱山用、 トラクター、 掘削用及び道路維持用の 木工機器、

ロープ、ケーブル、鎖及びこれらの取付具等の物品の調達について適用する。

(v) サービス (第E節)

物資取扱用機器、

航行船舶以外の船舶 提供サービス、その他の陸上運送サービス サービス等のサービス ①から迎までに掲げる調達機関が調達する自動車の保守及び修理のサービス、モーターサイクル(原動機付自転車を含)及びスノーモービルの保守及び修理のサービス、個人用品及び家庭用品の修理のサービス、 (運転者を伴うもの)の賃貸サービス、航空運送サービス(郵便の航空輸送を除く。)、貨物運送取扱 (郵便の陸上運送を除く。)、運転者を伴う海上航行船舶の賃貸サービス、海上 食料提供サービス、 飲料

(vi) 建設サービス (第F節)

(i) から⑪までに掲げる調達機関が調達する千九百九十一年の国際連合の暫定的な中央生産物分類第五一区分に掲げる全て

のサービス

wi 一般的注釈 (第G節)

協定が日本国について効力を生ずる日に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約等を適用除外としてい

る。

∭ 基準額の調整方式(第H節)

基準額の価額は、 国際通貨基金により月例の国際金融統計において公表される特別引出権に対する換算率に基づき、二年

ごとに円建てで計算する。

(ix) 調達に関する情報

官報、法令全書等 (電子媒体又は書面

(X) 経過措置 (第 J 節

(₁) マレーシアの表

(i) 中央政府の機関 (第A節)

物品 基準額

協定がマレーシアについて効力を生じた後五年目の始めから七年目の終わりまで

協定がマレーシアについて効力を生じた後一年目の始めから四年目の終わりまで

協定がマレーシアについて効力を生じた後八年目の始め以後

協定がマレーシアについて効力を生じた後五年目の始めから七年目の終わりまで

協定がマレーシアについて効力を生じた後一年目の始めから四年目の終わりまで

協定がマレーシアについて効力を生じた後八年目の始めから九年目の終わりまで

協定がマレーシアについて効力を生じた後十年目の始め以後

二百万特別引出権

八十万特別引出

百五十万特別引出権

十三万特別引出権

百万特別引出権

十三万特別引出権 五十万特別引出権

建設サービス

協定がマレーシアについて効力を生じた後一年目の始めから五年目の終わりまで

協定がマレーシアについて効力を生じた後六年目の始めから十年目の終わりまで

五千万特別引出権

六千三百万特別引出

協定がマレーシアについて効力を生じた後十一年目の始めから十五年目の終わりまで 四千万特別引出権

協定がマレーシアについて効力を生じた後十六年目の始めから二十年目の終わりまで 三千万特別引出権

匹三

協定がマレーシアについて効力を生じた後二十一年目の始め以後

千四百万特別引出権

2 機関の表

農業・農業関連産業省、 通信マルチメディア省、 国防省、 国内取引・協同組合・ 消費者省、 教育省、 エネルギー

(ii) 地方政府の機関 (第B節

技術・水省、

連邦直轄区省、

財務省、

外務省、

保健省等二十五の機関

なし。

(iii) その他の機関 (第C節

1 基準額

物品

協定がマレーシアについて効力を生じた後一年目の始めから四年目の終わりまで 二百万特別引出権

協定がマレーシアについて効力を生じた後五年目の始めから七年目の終わりまで

協定がマレーシアについて効力を生じた後八年目の始め以後

協定がマレーシアについて効力を生じた後一年目の始めから四年目の終わりまで

二百万特別引出権

十五万特別引出権

百万特別引出

百万特別引出

協定がマレーシアについて効力を生じた後五年目の始めから七年目の終わりまで

協定がマレーシアについて効力を生じた後八年目の始めから九年目の終わりまで 五十万特別引出権

協定がマレーシアについて効力を生じた後十年目の始め以後

建設サービス

協定がマレーシアについて効力を生じた後一年目の始めから五年目の終わりまで

協定がマレーシアについて効力を生じた後六年目の始めから十年目の終わりまで

協定がマレーシアについて効力を生じた後十一年目の始めから十五年目の終わりまで

四千万特別引出権 五千万特別引出権

六千三百万特別引出

十五万特別引出権

協定がマレーシアについて効力を生じた後十六年目の始めから二十年目の終わりまで 三千万特別引出権

協定がマレーシアについて効力を生じた後二十一年目の始め以後

千四百万特別引出権

2 機関の表

マレーシア貿易開発公社、 マレーシア生産性公社、マレーシア投資開発庁及びマレーシア中小企業公社

(iv)

物品

(第D節)

(i)及び

颌に掲げる機関が調達する全ての物品 (もみ、 玄米、 電気エネルギー、 天然水、 精米及び他に分類されない食料品

を除く。)

(v) サービス(第E節)

サービス ないもの) トガイドのサービスを除く。 ビス、水上輸送サービス、航空貨物運送サービス、輸送支援・補助サービス(旅行代理、 イクル以外の物品の代理店及び卸売のサービス、小売サービス(個人用品及び家庭用品の修理のサービス)、陸上輸送サー (i)及び近に掲げる機関が調達する自動車及びモーターサイクルの販売、保守及び修理のサービス、自動車及びモーターサ (乗用車 (運転者を伴わないもの)の賃貸サービスを除く。)、電子計算機サービス及び関連のサービス等の 郵便・電気通信サービス(郵便サービスを除く。)、賃貸サービス(オペレーターを伴わ ツアーオペレーター及びツーリス

(vi) 建設サービス(第F節)

若しくは改良又は自然災害等の緊急のかつ予測不能な事態に伴う斜面の再構築等のために行われる建設サービスを除く。) (i) 及び⑪に掲げる機関が調達する全ての建設サービス(しゅんせつサービス及び既存の斜面の定期的な保守を通じた維持

(vii) 般的注釈 (第G節

王宮による又は王宮のための調達等を適用除外としている。

(iii) 基準 -額の調整方式 (第日節

基準額の価額は、 国際通貨基金により月例の国際金融統計において公表される特別引出権に対する換算率に基づき、二年

ごとにマレーシア・リンギット建てで計算する。

(ix) 調達に関する情報 (第Ⅰ節

財務省等のウェブサイト

(X) 経過措置 (第 J 節

章の規定に基づく義務についての第二十八章に定める紛争解決制度の適用等について、 されないものとし、 深刻な経済危機に対応するための景気刺激策の資金を活用した調達、第十五・十九条の規定に基づく義務の適用、 又はその適用を遅らせることができる。 定の期間、 協定の関連規定が適用 第十五

(‡) (i) メキシコの表

中央政府の機関 (第A節

1 基準額

物品及びサービス 七万九千五百七アメリカ合衆国ドル

建設サービス 千三十三万五千九百三十一アメリカ合衆国ドル

2 機関の表

員会、 含む。)、 研究所を含む。 保障措置委員会、 シコ市教育サービス連邦管理庁、スポーツ仲裁・上訴委員会等十一の組織を含む。 運輸省(メキシコ運輸研究所及びメキシコ空域管制公団を含む。)、国防省、 農業・牧畜・農村開発・水産・食糧省 農地訴訟支援事務所及び全国農地登記所を含む。)、社会開発省(繁栄プログラム全国調整機関及び国立社会開発 内務省 国家エネルギー保全委員会及びエネルギー規制委員会を含む。) (国立公文書館、 経済省(連邦規制改善委員会、国立社会経済研究所及び国立起業家研究所を含む。 国立防災センター等十三の組織を含む。)、海軍省等二十二の連邦政府の機関 (農業・牧畜商業化支援庁、 国家養殖・漁業委員会等七の組織を含む。)、 農地 公共行政省 土地・都市開発省(国家住宅供給委 エネルギー省(国家原子力安全・ (国有財産管理評価庁を)、教育省(メキ 通信

地方政府の機関 (第B節

(ii)

なし。

(iii) その他の機関 (第C節

1 基準額

物品及びサービス 三十九万七千五百三十五アメリカ合衆国ドル

メキシコ市国際空港株式会社、

空港・補助サービス公社、

連邦有料道路・橋梁・

関連サービス公社、青少年統合セン

土地保有調整委員会、

建設サービス

2 機関の表

千二百七十二万千七百四十アメリカ合衆国ドル

科学技術評議会等三十六の機関

ター、

連邦電力委員会、

国家水資源委員会、

国家森林管理委員会、

全国先住民族発展委員会、

(iv) 物品 (第D節)

車、

(i) 及び⑪に掲げる機関が調達する全ての物品。ただし、国防省及び海軍省に関しては、 鉄道用機器、 水陸両用車、 自動

附属品、 トレーラー及び自転車 機械式伝導機器、 木工機器、 (一部のバス等を除く。)、トラクター、 金属加工機器、 サービス提供機器及び販売機器等の物品の調達についてのみ適用す 車両の構成品、タイヤ及びそのチューブ、 内燃機関の

る。

(v)サービス(第E節)

たニュースサービス、データサービス又は他のデータの購入に係る情報サービス、テープ、CD等によるデータの保存を含 0 ADPサービス、 (i) 及び回に掲げる機関が調達する研究開発、 情 報 • データ放送サービス又はデータ配信サービス、 史跡の修復、 ADP通信・送信サービス、 電気通信ネットワーク管理サービス、 遠隔処理及びタイムシェアのため 自動化され

(vi) 建設サービス (第F節

むその他のADP通信サービス、

殺虫補助サービス等を除くサービス

(i) 及び⑪に掲げる機関が調達する全ての建設サービス

一般的注釈 (第G節)

(vii)

メキシコ石油公社による一部の調達等を適用除外としている。

(iii) 基準額の調整方式 (第日節)

基準額の価額は、メキシコ銀行が用いるアメリカ合衆国ドルに対する換算率に基づき、半年ごとにメキシコ・ペソ建てで

公表する。

(ix) 調達に関する情報(第Ⅰ節)

官報等のウェブサイト

(x) 経過措置 (第 J 節)

なし。

(力)

ニュージーランドの表

(i)

中央政府の機関 (第A節)

1

基準額

物品及びサービス 十三万特別引出権

建設サービス 五百万特別引出権

2 機関の表

カンタベリー

(ii) 地方政府の機関 (第B節)

入庁、ニュージーランド土地情報局等三十一の機関

なし。

(iii) その他の機関 (第C節)

1 基準額

> 地震復興院、 法制局、 自然保護省、矯正省、 内務省、 首相内閣府、 教育審査局、 政府通信安全保障局、

歳

物品及びサー -ビス 四十万特別引出権

建設サービス 五百万特別引出権

2 機関の表

院、 ニュージーランド職業安定局、ニュージーランド民間航空局、ニュージーランド留学誘致公社、 ニュージーランド海事局、 ニュージーランド南極庁、ニュージーランド消防委員会、ニュージーランド貿易経済促進 エネルギー効率・保全

(iv) 物品 (第D節)

庁、

ニュージーランド・スポーツ振興局及び高等教育委員会

(i)及び

颌に掲げる機関が調達する全ての物品

(v) サービス(第E節

(i)及び
ごして
に掲げる
機関が
調達する全てのサービス

(研究開発サービス、

公衆衛生、

教育及び福祉のサービス等を除く。

(vi) 建設サービス(第F節)

i)及び回に掲げる機関が調達する全ての建設サービス

(vii) 一般的注釈 (第G節)

対象機関による別の対象機関からの調達等を適用除外としている。

(iii) 基準額の調整方式 (第日節)

基準額の価額は、 国際通貨基金により月例の国際金融統計において公表される特別引出権に対する換算率に基づき、二年

ごとにニュージーランド・ドル建てで計算する。

(ix) 調達に関する情報 (第Ⅰ節

新たな調達機会(ウェブサイト)、調達に係る政策及び慣行 (ウェブサイト) 並びにニュージーランドの法令 (ウェブサ

(X) 経過措置 (第] 節

なし。

(ケ) (i) ペルーの表

中央政府の機関 (第A節)

1 基準額

物品及びサービス 九万五千特別引出権

建設サービス 五百万特別引出権

2 機関の表

ペルー中央準備銀行、ペルー共和国議会、全国司法評議会、共和国財政監査庁、オンブズマン・オフィス、全国選挙審 農業灌漑省、

(ii) 地方政府の機関 (第B節)

議会、

環境省、

通商観光省、

文化省等三十二の機関

1

基準額

物品及びサービス 二十万特別引出権

五百万特別引出権

2

機関の表 建設サービス

府、 カヤオ州政府、クスコ州政府、 イカ州政府、 ワンカベリカ州政府等二十五の州政府

アマソナス州政府、アンカシュ州政府、アレキパ州政府、アヤクチョ州政府、

アプリマック州政府、

カハマルカ州政

(iii) その他の機関 (第C節

1 基準額

物品及びサー -ビス 十六万特別引出権

建設サービス 五百万特別引出権

機関の表

2

農業銀行、ナシオン銀行、 動産・不動産交渉会社、 開発金融公社、空港商業航空公団、 ペルー電力公社、 南部電力公

社、 電力施設運営公社、 マチュピチュ水力発電公社、 コカ製品販売公社等二十の機関

- (iv) 物品 (第D節)
- (i) から回までに掲げる機関が調達する全ての物品
- (v) サービス (第E節)
- (j)からWiまでに掲げる機関が調達する全てのサービス (経理・会計監査サービス及び仲裁・調停サービスを除く。)
- (vi) 建設サービス(第F節

í)から´´
迎までに掲げる機関が調達する全ての建設サービス

(vii) 一般的注釈 (第G節

中小企業のための調達プログラム等を適用除外としている。

(iii) 基準額の調整方式 (第日節)

基準額の価額は、 国際通貨基金により月例の国際金融統計において公表される特別引出権に対する換算率に基づき、二年

(ix) 調達に関する情報(第Ⅰ節)

ごとにペルー・ソル建てで計算する。

び公共事業に関する特別の許可に係る契約に関する調達機会 法令及び判例 (ウェブサイト)、 物品及びサービスに関する調達機会(ウェブサイト)、 (ウェブサイト) 並びに全国供給者登録簿 建設・運営・移転に係る契約及 (ウェブサイト)

(X) 経過措置 (第 J 節

なし。

(1) シンガポールの表

(i) 中央政府の機関 (第A節

1 基準額

五三

物品及びサービス 十三万特別引出権

建設サービス 五百万特別引出権

2 機関の表

会計検査院、

司法長官庁、

内閣官房、

大統領府、

裁判所、

情報通信省、

文化・地域・青年省、

教育省、

環境・水資源

省、 財務省等二十四の機関

(ii) 地方政府の機関 (第B節)

シンガポールには、 地方政府が存在しない。

(iii) その他の機関 (第C節)

1 基準額

物品及びサービス 四十万特別引出権

2 機関の表

科学技術研究庁、

建築士委員会、建築建設庁、カジノ規制庁、シンガポール民間航空庁、公務員研修所、シンガポール

建設サービス 五百万特別引出権

センター、シンガポール土地管理局等三十二の機関

競争法委員会、不動産業評議会、

経済開発委員会、健康増進委員会、

ホテル認可庁、

国家芸術評議会、

国立図書館、

(iv) 物品 (第D節)

i)及びii)に掲げる機関が調達する全ての物品

(v) サービス (第E節)

ストランのサービス、旅行代理及びツアーオペレーター、 経理、 会計監査及び簿記のサービス、 建築のためのサービス、経営相談サービス、建築物の清掃サービス、ホテル及びレ ツーリストガイドサービス、データ処理サービス、データベース

サービス、獣医サービス等のサービス

(i) 建設サービス (第F節)

建築物に係る総合建設工事、 土木に係る総合建設工事、 設置及び組立ての工事、 建築物の仕上げの工事その他の建設サー

ビス

iii 一般的注釈 (第G節)

対象機関が非対象機関に代わって行う調達を適用除外としている。

(iii) 基準額の調整方式 基準額の価額は、 国際通貨基金により月例の国際金融統計において公表される特別引出権に対する換算率に基づき、二年 (第日節)

(図 調達に関する情報 (第1節)

ごとにシンガポールの通貨建てで計算する。

政府調達に関するウェブサイト

(x) 経過措置 (第J節)

なし。

(サ) アメリカ合衆国の表

(i) 中央政府の機関 (第A節)

基準額

物品及びサービス 十三万特別引出権

建設サービス 五百万特別引出権

2 機関の表

歷史保存諮問委員会、 アフリカ開発財団、 アラスカ天然ガス輸送システム、アメリカ戦争記念物委員会、アパラチア地

域委員会、 放送理事会、 美術委員会、 市民的権利委員会、 商品先物取引委員会、 消費者製品安全委員会、デナリ委員会等

八十六の連邦政府の機関

(ii) 地方政府の機関 (第B節)

なし。

(iii) その他の機関 (第C節

1 基準額

物品及びサービス 二十五万アメリカ合衆国ドル

建設サービス 五百万特別引出権

2 機関の表

テネシー渓谷域開発公社、 ボンネビル電力公社、 西部地域電力公社、南東部電力公社、

南西部電力公社、セントローレ

(iv)物品 (第D節)

ンス航路開発公社及び地方公益事業公社

(i)及び

‴に掲げる機関が調達する全ての物品

(v)サービス (第E節)

(i)及び回に掲げる機関が調達する全てのサービス (運送サービス等を除く。)

(vi) 建設サービス(第F節)

①及び⑪に掲げる機関が調達する暫定的な中央生産物分類第五一区分に掲げる全ての建設サービス(しゅんせつサービス)

を除く。)

(vii) 一般的注釈(第G節)

中小企業等に対する割当て等を適用除外としている。

(iii) 基準額の調整方式 (第日節)

基準額の価額は、 国際通貨基金により月例の国際金融統計において公表される特別引出権に対する換算率に基づき、二年

ごとにアメリカ合衆国ドル建てで計算する。

(ix) 調達に関する情報

連邦の事業機会(ウェブサイト)、アメリカ合衆国連邦法 (主として合衆国法典第十編及び第四十一編) (ウェブサイ

連邦調達規則 (ウェブサイト)等

(X) 経過措置 (第 J 節

なし。

(i) ベトナムの表

中央政府の機関(第A節)

基準額

物品及びサービス

協定がベトナムについて効力を生ずる日から五年目の終わりまで

協定がベトナムについて効力を生じた後六年目の始めから十年目の終わりまで

協定がベトナムについて効力を生じた後十一年目の始めから十五年目の終わりまで

協定がベトナムについて効力を生じた後十六年目の始めから二十年目の終わりまで 二十六万特別引出権

協定がベトナムについて効力を生じた後二十一年目の始めから二十五年目の終わりまで

十九万特別引出権

百万特別引出権

百五十万特別引出権

二百万特別引出権

十三万特別引出権

協定がベトナムについて効力を生じた後二十六年目の始め以後

建設サービス

協定がベトナムについて効力を生ずる日から五年目の終わりまで

協定がベトナムについて効力を生じた後六年目の始めから十年目の終わりまで

協定がベトナムについて効力を生じた後十一年目の始めから十五年目の終わりまで

協定がベトナムについて効力を生じた後十六年目の始め以後

六千五百二十万特別引出権

三千二百六十万特別引出権

千六百三十万特別引出権

八百五十万特別引出権

機関の表

2

五五五

労働 トナム社会保険 二十二の組織) 司法省 ・傷病兵・社会保障省 建設省 (刑事・行政法局、 (国際協力局、 、科学技術省(人事・組織局、 (基金投資管理部、 (人事・組織局、 経済・民事法局等二十二の組織)、計画投資省(人事・組織局、 科学技術・環境局等十七の組織) 官房(ホーチミン市代表事務所を含む。) 法務局等十七の組織)、 法務局等二十三の組織)、財政省 情報通信省 文化・スポーツ・観光省 (郵政局、 等十六の組織)、 (価格管理局、 情報技術局等二十二の組織) 法務局等二十五の組織)、 (人事・ 政府監察院(人事・ 企業財務局等二十五の組 組織局、 法務局等 、ベ 組織

(ii) 地方政府の機関 (第B節

局、

法務局等十四の組織)

等二十一の機関

1

基準額

(iii)

なし。

その他の機関 (第C節

物品及びサービス

協定がベトナムについて効力を生ずる日から五年目の終わりまで

協定がベトナムについて効力を生じた後六年目の始め以後

二百万特別引出権

六千五百二十万特別引出

権

三百万特別引出権

建設サービス

協定がベトナムについて効力を生ずる日から五年目の終わりまで

協定がベトナムについて効力を生じた後六年目の始めから十年目の終わりまで 五千五百万特別引出権

協定がベトナムについて効力を生じた後十一年目の始めから十五年目の終わりまで 四千万特別引出

協定がベトナムについて効力を生じた後十六年目の始めから二十年目の終わりまで 二千五百万特別引出権

協定がベトナムについて効力を生じた後二十一年目の始め以後

千五百万特別引出権

機関の表

2

トナム通信社 (人事・ 組織部、 監察部等十五の組織)、 ホーチミン国家政治学院 (人事・ 組織部、 科学管理部等十九

の組織)、 イグエン中央総合病院、 (数学研究所、 ベトナム社会科学院 自然科学・技術出版社等三十の組織) カントー (社会科学出版社、インド・南西アジア研究所等三十五の組織) 中央総合病院、 クアンナム中央総合病院等三十四の病院 並びにバックマイ病院、 チョーライ病院 及びベトナム科学技術院 フ 工中央総合病院、

- (iv) 物品(第D節)
- i)及びii)に掲げる機関が調達する全ての物品(米等を除く。
- (v) サービス (第E節)

クサービス、 \mathcal{O} サービス、税務サービス、 自動車及びモーターサイクルの販売、 電子メッセージ及び電子情報のサービス、 市場調査及び世論調査のサービス、 保守及び修理のサービス、 電子計算機サービス及び関連のサービス、 人材派遣サービス、 ホテル及びレストランのサービス、データ・ネットワー 建築物の清掃サービス等のサービス 経理、 会計監査及び簿記

(vi) 建設サービス (第F節)

区域及び居住困難区域並びにベトナムの領海の外に位置する島嶼における建設並びに省の本庁舎の建設を除く。 í)及びí山に掲げる機関が調達する全ての建設サービス(しゅんせつサービス、 ベトナムの規則に規定する遠隔区 域 山岳

wi 一般的注釈 (第G節)

建設・運営・移転に係る契約及び公共事業に関する特別の許可に係る契約等を適用除外としている。

ごとにベトナム・ドン建てで計算する。 基準額の価額は、 国際通貨基金により月例の国際金融統計において公表される特別引出権に対する換算率に基づき、二年

調達計画の公示 (ベトナム 公共調達 新聞) 経過期間 の後、 調 達情報を公表するためのウェ ブサイトのアドレスを提供す

(x) 経過措置 (第J節)

れず、又はその適用を遅らせることができる。 の規定に基づく義務についての第二十八章に定める紛争解決制度の適用等について、 償で行う義務、 ベトナムは、 調達計画の公示に供給者が参加するための条件の一覧表及び簡潔な説明等を含める義務等の適用、 調達計画の公示について、電子的手段により閲覧することができる場合には、 定の期間 中央政府の機関等について無 協定の関連規定が適用さ 第十五章

三五八

競争政策(第十六章)

16

- (1)手段をとること等を定める 各締約国は、 反競争的な事業行為を禁止する国の競争法令を制定し、 (第十六・一条)。 又は維持し、 及び反競争的な事業行為に関連して適当な
- (2)0 カン 競争当局とその執行の活動の対象となる者との間の合意により自主的に解決する権限を与えること等を定める 各締約国は、 つ、 証拠を提出する合理的な機会を与えること等を確保すること、 自国の国の競争法令に違反した者に対し、 制裁を科し、 自国の国の競争当局に対し、 又は是正措置をとる前に、 自己の防御のために陳述し、 違反の疑いについて、 (第十六・二 当該国
- (3)いて定める法令その他の措置を採用し、 各締約国は、 国の競争法令の違反により自己の事業又は財産に損害を受けた者によって独自に行使される私訴に係る権利につ 又は維持すべきであること等を定める(第十六・三条)
- (4)することを含む。)、締約国の国の競争当局は、 することができること等を定める(第十六・四条)。 各締約国は、 適当な場合には、 競争法令の執行に関する問題について協力すること 他の締約国の競争当局との間で協力に関する取決め又は合意を行うことを検討 (通報、 協議及び情報の交換を通じて協力
- (5)ことを検討することを定める 締約国は、 利用可能な資源の範囲内で、 (第十六・五条) 競争に関する啓発についての情報及び経験の交換等の相互に合意する技術協力を行う
- (6)を定める(第十六・六条) 各締約国は、 消費者の保護に関する法律その他詐欺的又は欺まん的な商業活動を禁止する法令を制定し、 又は維持すること等
- (7)締約国は、 他の締約国からの要請があった場合には、 当該要請を行った他の締約国に対し、 自 国の競争法令の執行に関する政

策及び実務等に関する公開情報を入手可能なものとすること等を定める(第十六・七条)。

- (8)に対処するため、 締約国は、 他の締約国 当該要請を行った他の締約国と協議すること等を定める(第十六・八条)。 からの要請があった場合には、 締約国間の理解を促進し、又は第十六章の規定の下で生ずる特定の問題
- (9)定める(第十六・九条)。 いずれの締約国も、 第十六章の規定の下で生ずる事項について、第二十八章の規定による紛争解決を求めてはならないことを
- (10)第十六・二条から第十六・四条までの規定のブルネイについての適用について定める (附属書十六-A)。
- 国有企業及び指定独占企業(第十七章)
- (1) 第十七章における用語の定義について定める(第十七・一条)。
- ② 第十七章の規定の適用範囲について定める (第十七・二条)。
- (3)る(第十七・三条)。 企業が行使する場合には、 各締約国は、 自国の国有企業、 これらの企業が協定に基づく当該締約国の義務に反しない態様で活動することを確保することを定め 公的企業及び指定独占企業に対して実施を指示し、 又は委任した政府の権限についてこれらの
- (4)等を定める(第十七・四条)。 従って行動すること、 各締約国は、 自国の各国有企業が、 他の締約国の企業によって提供される物品又はサービスに対し、無差別待遇を与えることを確保すること 商業活動に従事する場合には、 物品又はサービスの購入又は販売に当たり、 商業的考慮に
- (6)(5)間接に提供する非商業的な援助によって、 影響を及ぼしてはならないこと、 る商業活動に基づき、 各締約国は、 ず れの締約国も、 外国政府が所有し、 管轄権を自国の裁判所に与えること等を定める(第十七・五条)。 自国の国有企業に対して直接又は間接に提供する一定の非商業的な援助によって、 一定の場合には、 又は持分を通じて支配している企業に対する民事請求について、 当該他の締約国の国内産業に対して損害を与えてはならないこと等を定める(第十 他の締約国の領域内の対象投資財産である自国の国有企業に対して直接又は 自国 他の締約国の の領域において行われ 利 一益に悪

七・六条)。

- (7)第十七・六条に規定する他の締約国の利益への悪影響が生ずる場合等について定める(第十七・七条)
- 8 第十七・六条に規定する国内産業に対する損害について定める(第十七・八条)。
- (9)規定は、 合しない活動については、 第十七・四条及び第十七・六条の規定は、 附属書十七-Dに掲げる締約国の国有企業又は指定独占企業については適用しないこと等を定める(第十七・九条)。 同表に定める条件に従って適用しないこと、第十七・四条から第十七・六条まで及び第十七・十条の 附属書IVの締約国の表に掲げる国有企業又は指定独占企業によるこれらの規定に適
- (10)ウェブサイトにおいて公に入手可能なものとすること、 業に関する一定の情報を速やかに提供すること等を定める(第十七・十条)。 各締約国は、 協定が自国について効力を生ずる日の後六箇月以内に、 他の締約国の書面による要請があるときは、 自国の国有企業の一覧を他の締約国に提供し、 国有企業又は政府の独占企 又は公式
- (11)関する情報の交換等の相互に合意する技術協力を行うことを定める(第十七・十一条)。 締約国は、 適当な場合には、 利用可能な資源の範囲内で、 自国の国有企業の企業統治及び運営の改善における締約国の経験に
- (12) 国有企業及び指定独占企業に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第十七・十二条)。
- (13)度のうちいずれか一の会計年度において基準額を下回る国有企業又は指定独占企業については適用しないこと等、 部 第十七・四条、 :規定に関する例外について定める(第十七・十三条)。 第十七・六条、 第十七・十条及び第十七・十二条の規定は、 商業活動から取得する年間の収益が過去三会計年 第十七章の一
- (14)て追加的な交渉を行うことを定める(第十七・十四条)。 締約国は、 協定の効力発生の日から五年以内に、附属書十七-Cの規定に従って第十七章の規律の適用を拡大することについ
- (15)なる紛争についても、 附属書十七-Bの規定は、 適用することを定める(第十七・十五条) 締約国の第十七・四条又は第十七・六条の規定との適合性に関する第二十八章の規定に基づくいか
- (16) 第十七・十三条に定める基準額の算定について定める(附属書十七-A)。
- (17)合における国有企業及び指定独占企業に関する情報を収集するための過程について定める(附属書十七-B)。 第十七・四条又は第十七・六条の規定の下で生ずる申立てを検討するために第二十八章の規定に基づきパネルが設置された場

- (18)規 一律の適用を拡大することについて追加的な交渉を行うことを定める 締約国は、 協定の効力発生の日から五年以内に、 地方政府が所有し、 (附属書十七一C) 又は支配している国有企業等に対する第十七章の一 定
- (19)まで及び第十七・十条の規定における義務の不適用について定める 地方政府が所有し、 又は支配している国有企業及び地方政府が指定する指定独占企業に対する第十七・ (附属書十七-D)。 四条から第十七・
- (20)シンガポールのソブリン・ウェルス・ファンドが所有し、 (附属書十七-E)。 又は支配している国有企業に対する第十七章の一 部の規定の不適用

等について定める

(21)条件を満たす場合には、 マレーシアのプルモダラン・ナショナル社若しくは巡礼基金又はこれらが所有し、 第十七章に定める義務を適用しないこと等を定める (附属書十七-F)。 若しくは支配している企業について、 一定

般規定(第A節

18

知的

別財産

(第十八章

- (1) 第十八章における用語の定義について定める(第十八・一条)
- (2) 第十八章の規定の目的について定める(第十八・二条)
- (3)要とされる適当な措置を、 締約国は、 公衆の健康等を保護し、 第十八章の規定に適合する限りにおいて、とることができることを定める(第十八・三条) 及び公共の利益を促進するために必要な措置並びに知的財 産権の濫用等の 防 止のために必
- (4)普及を円滑にし、 締約国は、 四条) 自国 .の知的財産に関する制度を通じて、イノベーション及び創造性を促進し、 並 びに競争を促進し、 及び開放された、 かつ、 効率的な市場を育成する必要性を認めることを定める 情報、 知識、 技術、 文化及び芸術
- (5)ること並びに自国の法制及び法律上の慣行の範囲内で第十八章の規定を実施するための適当な方法を決定することができること を定める 各締約国は、 (第十八 第十八章において要求される保護又は行使よりも広範な知的財産権の保護又は行使を自国 五. 条) の法令において規定す
- (6) 締約国は、 貿易関連知的所有権協定及び公衆の健康に関する宣言に係る約束を確認すること、 第十八章に規定する義務が締約

連知的所有権協定を改正する議定書の受諾を通報すること等を定める(第十八・六条)。 国が公衆の健康を保護するための措置をとること及び貿易関連知的所有権と健康との関係に係る解決策の効果的な利用を妨げる ではなく、また、妨げるべきではないこと等の了解に到達したこと、二千五年十二月六日にジュネーブで作成された貿易関

- (7)日までにマドリッド議定書、 Ρ 各締約国は、 〇実演・レコード条約を締結することを定める(第十八・七条)。 特許協力条約、 ブダペスト条約、シンガポール条約、千九百九十一年のUPOV条約、 パリ条約及びベルヌ条約を締結したことを確認すること並びに協定が自国について効力を生ずる WIPO著作権条約及びW
- (8)国の国民に与えること等を定める(第十八・八条)。 各締約国は、 第十八章の規定が適用される全ての種類の知的財産について、 知的財産権の保護に関し、 内国民待遇を他の締約
- (9)て公表する情報をインターネット上で入手可能なものとすること等を定める(第十八・九条) 各締約国は、 自国の法令に従い、 登録され、又は付与された商標、 地理的表示、意匠、 特許及び植物の品種に関する権利につ
- (10)務を生じさせること、 ついては、保護を回復することを要求されないこと等を定める(第十八・十条)。 第十八章の規定は、 一定の条件の下、協定が締約国について効力を生ずる日に存在する保護される全ての対象事項について義 締約国は、 協定が自国について効力を生ずる日に公共の領域(パブリック・ドメイン)にある対象事項に
- (11)いて決定することを妨げるものではないことを定める(第十八・十一条)。 協定のいかなる規定も、 締約国が自国の法制の下で知的財産権の消尽を認めるかどうか又はいかなる条件の下で認めるかにつ

) 協力(第B節)

- (1) 第B節の規定に基づく協力のための連絡部局の指定及び通報について定める(第十八・十二条)。
- (2)締約国は、各締約国の知的財産官庁等の間での調整、 訓練及び情報の交換を行うこと等を通じて協力するよう努めること等を

定める(第十八・十三条)

(3)及び合理化することの重要性を認めること、それぞれの特許官庁の間で他の締約国の調査及び審査の作業の共有及び利用を円滑 締約国は、 特許の登録に係る自国の制度の質及び効率性を向上させること並びに自国の特許官庁の手続及び手順を簡素化し、

にするために協力するよう努めること等を定める(第十八・十四条)。

(5)(4)締約国は、 締約国は、 豊富かつ利用可能な公共の領域(パブリック・ドメイン)の重要性を認めること等を定める(第十八・十五条)。 知的財産の制度と遺伝資源に関連する伝統的な知識との相互の関連性について、 当該伝統的な知識が当該制度に関

当該関連性を認めること、遺伝資源に関連する伝統的な知識等に関する問題についての理解を向上させる

(6)ために協力するよう努めること等を定める(第十八・十六条) 協力活動及び協力に係る自発的活動は、 利用可能な資源の範囲内で、 要請に基づき、 及び関係締約国間で相互に合意される条

件に従って行われることを定める(第十八・十七条)。

連している場合には、

(三) 商標(第C節)

- (1)最善の努力を払うこと等を定める(第十八・十八条)。 する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならないこと、各締約国は、 いずれの締約国も、 標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成 匂いによる標章を登録するよう
- (2)に基づく保護の対象とすることができることを定めること等を定める(第十八・十九条)。 各締約国は、 商標に団体標章及び証明標章を含めることを定めること、地理的表示として用いられ得る標識を自国の商標制度
- (3)連する物品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合に 各締約国は、 当該登録された商標の権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定めること等を定める(第十八・二十条)。 登録された商標の権利者の承諾を得ていない第三者が当該権利者の登録された商標に係る物品又はサービスに関
- (4) 締約国は、 商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができることを定める

(第十八・二十一条)

(5)を生じさせるおそれがある場合には、 標の出願を拒絶し、 各締約国は、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の使用が先行して存在する当該広く認識されている商標との混同 又は登録を取り消し、 同一又は類似の物品又はサービスについて、広く認識されている商標と同一又は類似 及び使用を禁止するための適当な措置を定めること等を定める(第十八・二十二条)。

- (6)うための機会を提供すること等を含めることを定める(第十八・二十三条)。 ての 各締約国は、 書面による通知を行うこと、 商標の審査及び登録のための制度を定めること、当該制度には、 出願人が当初の拒絶に対して不服を申し立て、 及び最終的な拒絶について司法上の申立てを行 出願人に対し商標の登録を拒絶する理由につい
- (7)な電子的な情報システムを提供することを定める(第十八・二十四条)。 各締約国は、 商標を電子的に出願し、 及び維持するためのシステム並びに商標出願及び登録された商標に関する公に利用
- (8)各締約国は、 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に適合する商標の分類に関する制度を採用
- 又は維持すること等を定める(第十八・二十五条)。

商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間を少なくとも十年とすることを定める(第十八・二十六条)

(9)

各締約国は、

- (10)記録を要求することができないことを定める(第十八・二十七条)。 しくは行使に関する手続において使用権者による商標の使用を名義人による使用とみなすための条件とする場合には、 ずれの締約国も、 使用権が有効なものであることを確定することを目的とする場合又は商標についての権利の取得、 使用権の 維持若
- (11)続、 各締約国が自国の国別コード・トップレベル・ドメインのドメイン名を管理するための制度に関して利用可能なものとする手 アクセス及び適当な救済措置について定める(第十八・二十八条)。
- (四) 国 名 (第D節

防止するための法的手段を提供することを定める(第十八・二十九条)。 各締約国は、 物品の原産地について消費者を誤認させるような態様で当該物品に関して締約国の国名を商業的に利用することを

(五) 地理的表示 (第 E 節

る

- (1) 締約国は、 (第十八・三十条)。 地理的表示が、 商標、 特別の制度又はその他の法的手段によって保護されることができることを認めることを定め
- (2)約国によるその国民のためのあっせんを要求することなく、 締約国は、 地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続を定める場合には、 当該申請又は当該請求を受理すること等を定める(第十八・三十一 保護の申請又は認定の請求について、 他 . の締

(3)立てること及び当該保護又は認定が拒絶され、 ている商標との混同を生じさせるおそれがあること等を根拠として、 締約国は、 少なくとも、 地理的表示が、 当該締約国の領域において既に行われた善意かつ係属中の出願又は登録の対象となっ 又はその他の方法によって与えられないことを認める手続を定めること等を定め 利害関係者が当該地理的表示の保護又は認定に異議を申し

(第十八・三十二条)

- (4)三条)。 限を有することを定めるとともに、この消費者の理解に関連する要素に含めることができる事項について定める(第十八・三十 用語であるかどうかを決定するに当たり、 締約国の当局は、 一の用語が関連する物品の一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている 消費者が当該 一の用語を自国の領域においてどのように理解しているかを考慮する権
- (5)品の一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている用語である場合には、 を定める(第十八・三十四条) 締約国 の領域において地理的表示として保護される複数の要素から構成される用語を構成する個々の要素は、 当該締約国において保護を受けないこと その関連する物
- (6)うち該当するいずれかの日以後に開始するものとすることを定める(第十八・三十五条)。 締約国が地理的表示に対して保護又は認定を与える場合には、 当該保護又は認定は、 当該締約国における提出の日又は登録 の日の
- (7)者が第十八・三十二条に定める根拠と同等の根拠により申請又は請求の対象となっている地理的表示に対する異議申立てと同等 際協定に従って地理的表示を保護し、 されていないときは、 登録されていない地理的表示を司法手続により保護するための特別の制度の下で利害関係者がとることのできる手続により保護 手 締約国は、 続を適用すること等を定める 他の締約国又は非締約国が一定の日以降に妥結若しくは実質的な合意に至り、 地 理的表示の保護の申請又は認定の請求が異議申立のために公表されることを確保すること及び利害関係 (第十八・三十六条) 又は認定する場合において、 当該地理的表示が第十八・三十一条に定める手続により又は 締結され、 又は効力を生じた他 の国

(六)

- (1) 特許を受けることができる対象事項について定める(第十八・三十七条)。
- (2)内に行われたものである場合には、 願人又は特許出願人から直接若しくは間接に当該情報を入手した者により行われたものであり、 発 .明が新規性又は進歩性のあるものであるかどうかの判断に際して用いる公衆に開示された情報について、 当該情報を考慮に入れないことを定める(第十八・三十八条)。 かつ、 出 |願の 日 その開示が特許出 の前十二箇月以
- (3)各締約国は、 特許を与えることを拒絶することを正当化する事由によってのみ、特許を取り消し、 又は無効にすることができ

ることを定めること等について定める(第十八・三十九条)

- (4)当な利益を考慮し、 締約国は、 特許の通常の実施を不当に妨げず、 特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができることを定める(第十八・四十 かつ、 特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件として、 第三者 の正
- (5)る同条の規定の免除若しくは改正を制限するものではないことを了解することを定める(第十八・四十一条)。 締約国は、 第十八章の規定が、 貿易関連知的所有権協定第三十一条の規定に基づく締約国の権利及び義務又は締約国が受諾す
- (6)締約国の関係当局に対し、 又は該当するときは優先日を有するものに当該各締約国が特許を与えることを定めることを定める 各締約国は、 発明が二以上の発明者によって個別に行われ、 又は当該関係当局宛てに提出された場合には、特許を受けることができる出願であって、最先の出 かつ、 当該発明を請求の範囲に記載している出願が別個に当該各 (第十八・四十二条)。
- (7)ことを定める 各締約国は、 (第十八・四十三条)。 特許出願人に対し、 その出願について補正し、補充し、及び意見を述べるための少なくとも一の機会を提供する
- (9)(8)許の処理に関する当該締約国の要件に従い、 ており、 張される場合には最先の優先日から十八箇月を経過した後速やかに公開するよう努めること等を定める(第十八・四十四条)。 各締約国は、 各締約国は、 かつ、 協定が当該各締約国について効力を生ずる日以後に得られたものである限りにおいて、 特許制度における透明性が有益であることを認め、 公開された特許出願及び与えられた特許に関し、 少なくとも当該情報を公衆が利用することができるようにすることを定める 調査及び審査の結果等の情報が権限のある当局により保有され 公開されていない係属中の特許出願を出願日又は優先権が主 当該特許出願及び当該特

八・四十五条)。

- (10)払うこと、 るための手段を定め、 各締約国は、 自国における特許の付与において不合理な遅延がある場合には、 不合理又は不必要な遅延を回避することを目的として、 及び特許権者の要請があるときは当該遅延について補償するために特許期間を調整すること等を定める 効率的かつ適時に特許出願を処理するため最善の努力を 当該遅延について補償するために特許期間を調整す
- (11)農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保護について定める (第十八・ 四十七条)。

(第十八・四十六条)

- (12)、最善の努力を払うこと等を定める(第十八・四十八条)。 各締約国は、 不合理又は不必要な遅延を回避することを目的として、 効率的かつ適時に医薬品の販売承認の申請を処理するた
- (13)ての規制上の審査に関する例外を採用し、 各締約国は、 第十八・四十条の規定の適用範囲に影響を及ぼすことなく、 又は維持することを定める(第十八・四十九条)。 かつ、同条の規定に適合するように、 医薬品につい
- (14)|規の医薬品についての開示されていない試験データその他のデータの保護等について定める (第十八・五十条) 。
- (15)生物製剤であり、又は生物製剤を含む新規の医薬品についての開示されていない試験データその他のデータの保護等について
- 定める(第十八・五十一条)。
- (16)「新規の医薬品」とは、締約国において以前に承認された化学物質を含まない医薬品をいうことを定める(第十八・五十二
- 条)。
- (17)承認を行う当局と特許官庁との間の直接の調整に基づき、 こと等を定める(第十八・五十三条) . る特許の対象である医薬品を販売しようとする第三者に販売承認を与えない司法上の手続以外の制度を採用し、 締約国は、 特許権者若しくは販売承認の申請者により販売承認を行う当局に提出された特許に関連する情報に基づき又は販売 当該特許権者の承諾又は黙認を得ない限り、 請求の範囲に記載されて 又は維持する
- (18)当たって提出されるデータの保護期間よりも早い日に当該特許の保護が終了するときは、当該データの保護期間を終了してはな 締約国は、 農業用の化学品、 新規の医薬品又は生物製剤が特許の対象となっている場合において、 これらの 製品 の販売承認に

らないことを定める(第十八・五十四条)。

七 意匠 (第G節)

- (1)八・五十五条)。 体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠が保護の対象となることを確認すること等を定める(第十 各締約国は、意匠の十分かつ効果的な保護を確保するとともに、物品の一部に具体化された意匠又は適当な場合には物品の全
- (2)る意匠権の取得の手続を円滑にすることの重要性を認めることを定める(第十八・五十六条)。 締約国は、自国の意匠登録の制度の質及び効率性を向上させること並びに自国の意匠に係る制度において国境を越えて行われ

八 著作権及び関連する権利(第日節)

- (1) 第日節における用語の定義について定める(第十八・五十七条)。
- (3) (2)全てを複製することを許諾し、 各締約国は、ベルヌ条約の関連する規定の適用を妨げることなく、著作者に対し、その著作物について、有線又は無線の方法による公衆へ 各締約国は、 その方法及び形態のいかんを問わず、著作者、実演家及びレコード製作者が、その著作物、 又は禁止する排他的権利を有することを定めることを定める(第十八・五十八条)。 実演及びレコードの
- (4)による公衆への供与を許諾し、又は禁止する排他的権利を与えることを定める(第十八・六十条)。 の伝達を許諾し、又は禁止する排他的権利を与えることを定める(第十八・五十九条)。 各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に対し、その著作物、実演及びレコードの原作品及び複製物について、販売その他の譲渡
- (5)れる場合について、当該実演家又は製作者の許諾も求められることを理由として当該著作者による許諾の必要性が存在しなくなるものではな 各締約国は、レコードに固定された著作物の著作者及び当該レコードに関する権利を有する実演家又は製作者の双方からの許諾が必要とさ
- (6) 各締約国は、実演家及びレコード製作者に関し、他の締約国の国民である実演家及びレコード製作者に対し並びに他の締約国の領域におい

いこと等を定める(第十八・六十一条)。

表から三十日以内に締約国の領域において公表された場合には、当該締約国の領域において最初に公表されたものとみなされること等を定め て最初に公表され、又は最初に固定された実演又はレコードに対し、第十八章に定める権利を与えること、実演又はレコードは、

(第十八・六十二条)。

- (7)は、 各締約国は、著作物、 保護期間を著作者の生存期間及び著作者の死の後少なくとも七十年とすること等を定める 実演又はレコードの保護期間を計算する場合について、自然人の生存期間に基づいて計算されるとき (第十八・六十三条)。
- (8)第日節の規定によって要求される対象となる事項に関する権利及び当該事項に与えられる保護について準用することを定める 各締約国は、 ベルヌ条約第十八条の規定及び貿易関連知的所有権協定第十四条6の規定を、著作物、 実演及びレコード並びに

(第十八・六十四条)。

- (9)権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定すること等を定める(第十八・六十五条)。 各締約国は、 第H節の規定について、 排他的権利の制限又は例外を著作物、 実演又はレコードの通常の利用を妨げず、 かつ、
- (10)を達成するよう努めることを定める(第十八・六十六条)。 者のために発行された著作物を利用する機会を促進するものにより、 各締約国は、 制限又は例外であって、正当な目的を十分に考慮し、及び盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある 自国の著作権及び関連する権利の制度における適当な均衡
- (11)各締約国は、 自由かつ個別に契約により当該著作物、 著作物、 実演又はレコードに関する財産的権利を取得し、 実演又はレコードに関する財産的権利を移転すること等ができることを定める 又は保有する者のため、 著作権及び関連する権利につ

(第十八・六十七条)。

(12) を講ずるため、保護の対象となる著作物、実演又はレコードの利用を管理する効果的な技術的手段を権限なく回避する行為であって、そのよ 諾されていない行為を抑制する効果的な技術的手段に適当な法的保護を与え、及び当該技術的手段の回避に対する効果的かつ法的な救済措置 各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者が、自己の権利の行使に関連して用い、並びにその著作物、実演及びレコードについて許

- 済措置について責任を負い、及び当該救済措置に従うこと等を定める(第十八・六十八条)。 うな行為であることを知りながら又は知ることができる合理的な理由を有しながら行われるもの等を行う者が第十八・七十四条に規定する救
- (13)八・七十四条に規定する救済措置について責任を負い、及び当該救済措置に従うことを定めること等を定める(第十八・六十九条)。 がら、権利管理情報を除去し、又は改変する行為であって、そのような行為であることを知りながら行われるもの等を権限なく行う者が第十 作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら又は知ることができる合理的な理由を有しな 権利管理情報を保護するための十分かつ効果的である法的な救済措置を講ずるため、各締約国は、 著作者、実演家又はレコード製作者の著
- (14)ついて集中的に管理する団体の重要な役割を認めること等を定める(第十八・七十条)。 締約国は、公正な、効率的な、透明性のある及び説明責任を負う慣行に基づく使用料の徴収及び分配に当たり、著作権及び関連する権利に
- 九 権利行使 (第I節)
- (1) 知的財産の侵害行為に対する権力行使に関する一般的義務について定める(第十八・七十一条)。
- (2)著作物、 実演又はレコードの指定された権利者であること等を推定することを定める(第十八・七十二条)。 各締約国は、 実演又はレコードの著作者、 著作権又は関連する権利に係る民事上、刑事上及び該当する場合には行政上の手続について、 実演家又は製作者等として通常の方法で氏名又は名称が明示されている者が当該著作物 反証のない限り、
- ③ 知的財産権に関する権利行使の実務について定める(第十八・七十三条)。
- (4)うにすること、民事上の司法手続において、著作権又は関連する権利の侵害及び商標の不正使用に関し、 定める(第十八・七十四条)。 て受けることができる法定の損害賠償又は追加的な損害賠償のいずれか又は双方を定める制度を採用し、 各締約国は、 第十八章の規定の対象となる知的財産権の行使について、民事上の司法手続を権利者が利用することができるよ 権利者の選択に基づい 又は維持すること等を
- (5)各締約国の当局は、 自国の司法上の規則に従い、 他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、 速やかに知的財産権に

関する救済の申立てに対応すること等を定める(第十八・七十五条)。

- (6)若しくは著作権侵害物品である疑いのあるものの引取りを停止し、 を定める(第十八・七十六条)。 各締約国は、 当該締約国の領域に輸入される物品であって、不正商標物品、 又は当該物品を留置するための申立てについて定めること等 混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品
- (7)限ることができる。)を定めること等を定める(第十八・七十七条)。 複製に対する法的措置については、 連する権利を侵害する複製について適用されるものを定めること、 訴を必要とすることなく法的措置を開始するために職権により行動することができること(著作権又は関連する権利を侵害する 各締約国は、 刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び著作権又は関 市場における著作物、 実演又はレコードの利用のための権利者の能力に影響を与える場合に 当該締約国の権限のある当局が、 第三者又は権利者による告
- (8)理する営業上の秘密について、 取得し、 各締約国は、パリ条約第十条の二に規定する不正競争からの有効な保護を確保するため、いずれかの者が、 又は使用することを防止するための法的手段を有することを確保すること等を定める 公正な商慣習に反する方法により自己の承諾を得ないで他の者 (第十八・七十八条)。 (国有企業を含む。) 合法的に自己の管 が開示し、
- (9)衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護について定める(第十八・七十九条)。
- (10)タ・ソフトウェアのみを使用すること並びに該当する場合には関連する許諾により認められた方法によってのみ当該コンピュー タ・ソフトウェアを使用することを定める適当な法律、 令を採用し、 各締約国は、 又は維持すること等を定める(第十八・八十条) 自国の中央政府機関が、 著作権及び関連する権利により保護され、 規則、 政策、 指令、 政府が発出する指針又は行政上若しくは執行上の命 かつ、 知的財産権を侵害しないコンピ
- (十) インターネット・サービス・プロバイダ(第J節)
- ① 第J節における用語の定義について定める(第十八・八十一条)。
- (2)各締約国は、 オンラインの環境において生ずる著作権の侵害に対処するため権利者が法的な救済措置を利用することができる

ネット・サービス・プロバイダが管理し、 ことを確保し、及びインターネット・サービス・プロバイダが提供するオンライン・サービスに関する適当な免責(インター 含む。)を確立し、 ト・サービス・プロバイダーに対して金銭上の救済措置を課することを排除する効果を有する当該締約国の法令における制限を 又は維持すること等を定める(第十八・八十二条)。 開始し、 又は指示することなく行われる著作権の侵害について、当該インターネッ

出 最終規定 (第K節)

実施する場合にのみ、 該経過期間援用国の法令に基づいて利用可能な保護期間を適用し、 三条の規定の実施に関して認められる経過期間を援用する締約国 締約国に対して認められる経過期間について定めるとともに、日本国及びメキシコは、 著作権の保護期間に関して内国民待遇を適用すること等を定める(第十八・八十三条)。 (経過期間援用国) また、当該経過期間援用国が第十八・六十三条の規定を完全に の著作物に関し、 著作権の保護期間に関する第十八・六十 関連する著作物について当

生 附属書

- (1)行に当たり必要であると認める措置を採用することを妨げるものではないこと等を定める 条約を実施する特別の制度を採用すること、この加入又は特別の制度の採用は、 ニュージーランドは、 協定が同国について効力を生ずる日から三年以内に、千九百九十一年のUPOV条約に加入し、 同国がワイタンギ条約に基づく自国の義務の履 (附属書十八-A)。 又は同
- (2)原則的に合意した日に有効である自国の関連法令の規定を維持し、 属書十八一B)。 新 規の医薬品及び生物製剤であり、 又は生物製剤を含む新規の医薬品についてのデータの保護に関する規定は、 又は適用することを妨げるものではないこと等を定める チリが協定に (附
- (3)申請者に対し、 手続を開始することを要求することができること等を定める マレーシアは、 新規の医薬品及び生物製剤であり、 ずれかの国において医薬品が最初に販売承認を与えられる日から十八箇月以内に当該医薬品の販売承認を得る 又は生物製剤を含む新規の医薬品についてのデータの保護を与えるため、 (附属書十八一C)。
- (4)共同体から得られるように最善の努力を払うことを約束すること、その最善の努力にもかかわらずアンデス共同体が当該免除の ~ ルーは、 第十八・四十六条及び第十八・四十八条の規定に適合する方法で特許期間を調整することを認める免除をアンデス

要求を認めないことを同国が証明する場合には、 技術の分野、 発明の場所等に基づいて特許権の取得可能性又は享受に関して差

(附属書十八-D)。

別しないことを引き続き確保すること等を定める

- (5)は、 令に定める義務等を適用しないことを定める(附属書十八-E)。 オンライン上の著作権の保護に関しインターネット・サービス・プロバイダに対して一定の施策を講じている締約国について 第十八・八十二条に規定する金銭上の救済措置を課することを排除する効果を有する制限の適用を受けるための条件等を法
- (6)締約国は、 第
 J節の規定を実施する代わりに、 アメリカ合衆国とチリとの間の自由貿易協定の関連する規定を実施することが

労働 (第十九章)

できることを定める

(附属書十八-F)。

① 第十九章における用語の定義について定める(第十九・一条)。

(2)締約国は、 労働者の権利に関する国際労働機関の加盟国としての義務を確認し、 保護主義的な貿易の目的の ために労働基準を

用いるべきでないことを認めることを定める(第十九・二条)。

- (4)(3)児童労働の実効的な廃止並びに雇用及び職業に関する差別の撤廃) て労働者の基本的な権利と両立しないこととなる免除その他の逸脱措置をとってはならず、 業上の安全及び健康に関する受入れ可能な労働条件を規律する法律等を採用し、及び維持することを定める(第十九・三条)。 各締約国は、 ずれの締約国も、 自国の法律等において、 締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼす態様により、第十九・三条の規定を実施する自国の法律等につい 労働者の基本的な権利 (結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認) を採用し、 及び維持すること、 又はとる旨提案してはならないこと 最低賃金、 強制労働の撤廃、 労働時間並びに職
- (5)り、 自 ずれの締約国も、 国の労働法令の効果的な執行を怠ってはならないこと等を定める(第十九・五条) 一連の作為又は不作為を締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼす態様で継続し、 又は反復することによ

を定める(第十九

四条)

- (6)各 締 約国 は、 強制労働によって生産された物品を輸入しないよう奨励すること等を定める (第十九・六条)
- 各締約国は、 企業に対し、 労働問題に関する企業の社会的責任についての自発的活動を任意に採用することを奨励するよう努

(7)

- めることを定める(第十九・七条)。
- (8)働法令の執行のための手続等について定める(第十九・八条) 各締約国の労働法令に関する啓発及び各締約国の法令に基づいて認められる利害関係を有する者が利用する裁判所における労
- (9)第十九章の規定に関連する事項についての意見書の受領及び検討のための各締約国の手続等について定める (第十九・九条)。
- (10)締約国が協力活動を行うに当たって指針とする原則、 協力の分野に含めることができる事項等について定める(第十九・十
- N/
- (11)第十九章の規定の下で生ずる問題に関する他の締約国との協力的な労働対話について定める (第十九・十一条)。
- (12) 労働評議会の設置及びその任務等について定める (第十九・十二条)。
- (13)各締約国は、 自国の労働省又はこれに相当する機関の部局又は職員を第十九章の規定に関連する事項を取り扱う連絡部局とし
- て指定すること等を定める(第十九・十三条)。
- (14) 各締約国は、 自国の公衆 (労働者団体の代表者及び事業者団体の代表者を含む。)が第十九章の規定に関連する事項について
- 意見を提供するため、 労働に関する国内の協議機関若しくは諮問機関又は類似の仕組みを設け、 又は維持すること等を定める
- (第十九・十四条)。

第十九章の規定の下で生ずる問題を解決するための他の締約国との労働協議について定める

(第十九・十五条)

環境(第二十章)

20

(15)

- ① 第二十章における用語の定義について定める(第二十・一条)。
- ② 第二十章の規定の目的等について定める (第二十・二条)。
- (3)るよう努めること、 各締約国は、 自国の環境法令及び環境に関する政策が高い水準の環境の保護について定め、 いずれの締約国も、 連の作為又は不作為を締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼす態様で継続し、 及びこれを奨励することを確保す 又は反
- 復することにより、 自国の環境法令の効果的な執行を怠ってはならないこと等を定める(第二十・三条)

自国が締結している環境に関する多数国間協定を実施することについての自国の約束を確認すること等を定める

(4)

各締約国は、

第二十・四条)。

- (5)こと等を定める 各締約国は、 オゾン層の著しい破壊その他の変化を生じさせる可能性がある物質の生産、 (第二十・五条)。 消費及び貿易を規制する措置をとる
- (6)各締約国は、 船舶による海洋環境の汚染を防止するための措置をとること等を定める (第二十・六条)。
- (7)各締約国の環境法令及び環境に関する政策についての啓発、 各締約国の環境法令の執行のための司法手続、 準司 法的な手続又
- (8)各締約国は、 第二十章の規定の実施に関連する事項について意見を求めるため、 現行の協議の仕組みを利用し、 又は新たな協
- 議の仕組みを設けること等を定める(第二十・八条)。

第二十章の規定の実施に関する意見書の受領及び検討のための各締約国の手続等について定める

(第二十・九条)

(9)

は

行政上の手続等について定める

(第二十・七条)。

- (10)ことを奨励すべきであることを定める(第二十・十条) 各締約国は、 自国の領域内又は管轄内で活動する企業に対し、 環境に関する企業の社会的責任に係る原則を自発的に採用する
- (11)各締約国は、 自国の領域における天然資源及び環境を保護するために柔軟な及び任意の仕組みを用いることを奨励すること等
- を定める(第二十・十一条)。
- (12)関心事項に取り組むために協力すること、第二十章の規定の実施に関する協力について責任を負う当局を協力活動 る事項についての連絡部局として指定すること等を定める 締約国は、 協力により相互に利益を得られる場合には、第二十章の規定の実施に関し、 (第二十・十二条)。 参加する締約国間の 共同 の調整に関す の又は共通
- (13) 各締約国は、 自国の法令又は政策に従い、 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進し、 及び奨励すること等を定める
- (第二十・十三条)。
- (14)衛生植物検疫措置に関する小委員会と調整すること等を定める 環境に関する小委員会は、 侵略的外来種に関する移動、 防除、 (第二十・ 検出、 制御及び撲滅についての情報を共有すること等のため、 十四条)。
- (15)締約国は、 低排出型の経済への移行には共同の行動が求められることを認識すること、 共 同 の又は共通 の関心事項について取

- り組むために協力すること等を定める(第二十・十五条)。
- (16)漁獲に対する補助金であって濫獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの並びに違法な漁業、報告されていない漁業及)規制されていない漁業を行う漁船に対する補助金を交付し、 各締約国は、 海洋における野生の捕獲漁業を規制する漁業管理のための制度を運用するよう努めること、いずれの締約国 又は維持してはならないこと等を定める(第二十・十六条)。
- (17)野生動植物の取引に対処するための措置をとり、及びその防止のために協力すること等を定める(第二十・十七条)。 措置をとることを約束すること、 採用し、維持し、 各締約国は、 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく義務を履行するための法令その他の措置を 及び実施すること、自国が危険にさらされていると特定した野生動植物を保護し、及び保存するための適当な 信頼性のある証拠によれば自国の法令又は他の関係法令に違反して採捕され、 又は取引された
- (18)する物品及びサービスの貿易に対する潜在的な障壁に対処するよう努めること等を定める(第二十・十八条)。 環境に関する小委員会は、 環境に関する物品及びサービスの貿易に関連する事項について検討すること、 締約国は、 環境に関
- 頭 環境に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第二十・十九条)。
- (20)第二十章の規定の下で生ずる問題に関する他の締約国との協議について定める(第二十・二十条)。
- (21)第二十・二十条の規定によっては問題を解決することができなかった場合における上級の代表者による協議について定める
- (22)十・二十二条)。 第二十・二十一条の規定によっては問題を解決することができなかった場合における閣僚による協議について定める(第二

(第二十・二十一条)。

- を要請した国は、第二十八章の規定に基づく協議又はパネルの設置を要請することができること等を定める(第二十・二十三 第二十・二十条から第二十・二十二条までの規定によって一定の期間内に問題を解決することができなかった場合には、 協議
- (24)各締約国がオゾン層を破壊する物質に関するモントリオー ル議定書に基づく自国の義務を履行するための措置について定める

(附属書二十一A)。

(25)

各締約国が船舶による汚染の防止のための国際条約に基づく自国の義務を履行するための措置について定める

(附属書二十-

В

協力及び能 力開発

(第二十一章

- (1) て、 締約国は、 経済成長及び開発を加速させることを目的とするものを行い、及び強化すること等を定める 協力及び能力開発の活動の重要性を認識し、 協定の実施及び協定の利益の増大を支援するための当該活動 (第二十一・一条)
- (2)協力及び能力開発の活動に含めることができる分野等について定める(第二十一・二条)。

協力及び能力開発の活動の調整に関する事項についての連絡部局を指定すること等を定める(第二十一・三条)。

(4) 協力及び能力開発に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第二十一・四条)。

(3)

各締約国は、

- (5)力することを定める 約国は、 第二十一章の規定によって行われる協力及び能力開発の活動のための適当な資金又は現物の資源を提供するよう努 (第二十一・五条)。
- (6)定める(第二十一・六条) 7) ず れの締約国も、 第二十一章の規定の下で生ずる事項について第二十八章の規定による紛争解決を求めてはならないことを
- 競争力及びビジネスの円滑化 (第二十二章)

22

- (1)第二十二章におけるサプライチェーンの定義について定める(第二十二・一条)。
- (2)競争力及びビジネスの円滑化に関する小委員会の設置及びその任務等について定める (第二十二・二条)。
- (3)探求すること、サプライチェーンへの中小企業による参加を支援するために適当な専門家と共に能力開発の活動を促進すること 競争力及びビジネスの円滑化に関する小委員会は、 サプライチェーンの発展及び強化を促進するために協定を実施する方法を
- 等を定める(第二十二・三条)。
- (4)設けることを定める 競争力及びビジネスの円滑化に関する小委員会は、 (第二十二・ 四条)。 締約国の利害関係者が意見を提供する機会を与えるために適当な仕組みを
- (5) ずれの締約国も、 第二十二章の規定の下で生ずる事項について第二十八章の規定による紛争解決を求めてはならないことを

(1)

締約国は、

開発を支援するための福祉の向上、

貧困の削減等を目指す開かれた貿易及び投資の環境を促進し、

及び強化すると

二七八

定める(第二十二・五条)

- 23 発 (第二十三章
- いう約束を確認すること等を定める(第二十三・一条)。

(2)

締約国は、

- (3)及び生産的な生活をする機会を拡大することを認識すること、 締約国は、 幅広い基盤を有する経済成長が貧困を削減し、基礎的なサービスの持続的な提供を可能にし、並びに人々が健康的 特に持続可能な開発及び貧困の削減に寄与するため、 協定によっ

開発政策の実施における各締約国の指導的役割の重要性を認識すること等を定める(第二十三・二条)。

て創出される貿易及び投資の機会を利用する政策を通じ、幅広い基盤を有する経済成長を拡大させることができること等を定め

- る (第二十三・三条)。
- (4)含む女性の能力を向上させることを目的とする協力活動を行うことを検討すること等を定める 締約国は、協定によって創出される機会に十分にアクセスし、 当該機会から十分に利益を得るための労働者及び事業経営者を (第二十三・ 四条)。
- (5)することを可能にすることを認め、当該利益を更に増大させるため、 分野における政策の策定を奨励することができること等を定める(第二十三・五条)。 締約国は、 教育、科学技術、 研究及びイノベーションに関連する政策が協定から生ずる利益を締約国が最大にすることを支援 協定から生ずる貿易及び投資の機会を考慮に入れたこれら
- (6)間の共同活動の円滑化に努めること等を定める(第二十三・六条)。 締約国は、 協定から生ずる利益が各締約国の開発目標をより効果的に推進するよう、関係する政府、 民間及び多数国間の機関
- (7)開 |発に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第二十三・七条)。
- (8)第二十三章の規定と協定の他の章の規定とが抵触する場合には、 その抵触の限りにおいて当該他の章の規定が優先することを

定める(第二十三・八条)

(9)定める(第二十三・九条)。 いずれの締約国も、第二十三章の規定の下で生ずる事項について第二十八章の規定による紛争解決を求めてはならないことを

- (1)団体 考える情報を提供するものへのリンクを含めること等を定める(第二十四・一条)。 各締約国は、 :のウェブサイトであって、 又は維持すること、 協定の本文、 自国のウェブサイトに、 概要及び中小企業のための情報を含む自国のウェブサイトであって公にアクセス可能なものを開設 自 国の領域において貿易、 他の締約国の同様のウェブサイトへのリンク及び自国の政府機関その他適当な 投資又はビジネスを行うことに関心を有する者にとって有用であると
- (2)中小企業に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第二十四・二条)。
- (3)いずれの締約国も、 第二十四章の規定の下で生ずる事項について第二十八章の規定による紛争解決を求めてはならないことを
- 規制の整合性(第二十五章)

定める(第二十四・三条)。

25

- (1) 第二十五章における用語の定義について定める(第二十五・一条)。
- (2)益を持続させ、 締約国は、 締約国間の物品及びサービスの貿易並びに投資の増大を円滑にすることについて、 及び増大させること等の重要性を確認すること等を定める(第二十五・二条)。 規制の整合性を通じて協定の利
- (3)に入手可能なものとすること等を定める(第二十五・三条) 各締約国は、 速やかに、 かつ、 協定が自国について効力を生ずる日の後一年以内に、 自国の対象規制措置 \mathcal{O} 範 囲を決定し、 公
- (4)することを確保するよう努めること、 であること等を定める 各締約国は、 対象規制措置の案に関する機関相互間の効果的な調整及び見直しを円滑にするための手続又は仕組みを自国 (第二十五・四条) この目的のため、 国内又は中央政府の調整機関を設立し、 及び維持することを検討すべき |が有
- (5)二 十 は、 各締約国は、 自国の法令に従 Ħ. ・五条)。 関連する規制機関が対象規制措置の案であって自国の定める経済的な影響の基準を超えるものを策定する場合に 当該関連する規制機関に対し規制の影響評価を行うよう一般的に奨励すべきであること等を定める
- (6)規 制 の整合性に関する小委員会の設置及びその任務等について定める(第二十五・六条)。

(第二十五・七条)。 締約国は、 第二十五章の規定の実施を円滑にし、及び同章の規定から生ずる利益を最大にするため、協力すること等を定める

(7)

- (8)な機会を与えるための適当な仕組みを設けることを定める(第二十五・八条)。 規制の整合性に関する小委員会は、締約国の利害関係者が規制の整合性の推進に関連する事項について意見を提供する継続的
- (9)る小委員会に対し実施の通報を行うこと、自国の最初の通報において、協定が自国について効力を生ずる日以降にとった手段及 び第二十五章の規定の実施のためにとることを計画している手段を記載すること等を定める(第二十五・九条)。 各締約国は、 協定が自国について効力を生ずる日から二年以内に、及びその後は少なくとも四年に一回、 規制の整合性に関す
- (10)る 第二十五章の規定が協定の他の章の規定と抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、 (第二十五・十条)。 他の章の規定が優先することを定め
- (11)定める(第二十五・十一条)。 いずれの締約国も、第二十五章の規定の下で生ずる事項について第二十八章の規定による紛争解決を求めてはならないことを
- 透明性及び腐敗行為の防止(第二十六章)

26

- 一 定義(第A節)
- (1) 第二十六章における用語の定義について定める(第二十六・一条)。
- (二) 透明性 (第B節)
- (1) 各締約国は、 公表し、又は入手可能なものとすることを確保すること等を定める(第二十六・二条)。 協定の対象となる事項に関する法令等を、 利害関係者及び締約国が知ることができるような方法により速やか
- (2)響を受ける他の締約国の者に対し、 各締約国は、 産品又はサービスについて当該措置を適用する自国の行政上の手続において、可能な場合には、 協定の対象となる事項について一般に適用される全ての措置について、特定の場合における他の締約国の 国内手続に従い、 その手続がいつ開始されるかについての適当な通報が行われること等を確 当該手続によって直接に影 特定の

保することを定める(第二十六・三条)。

- (3)ため、 と等を定める 各締約国は、 司法裁判所 (第二十六・ 協定の対象となる事項に関する最終的な行政上の行為の速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正の 準司法的な機関若しくは行政裁判所又は司法上、 四条)。 準司法上若しくは行政上の手続を採用し、 又は維持するこ
- (4)等を定める に実質的に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、 締約国は、 (第二十六・五条)。 措置の案又は実際の措置が、 協定の運用に著しく影響を及ぼすおそれがあり、 可能な限り、 他の締約国に対して当該案又は当該措置を通報すること 又は協定に基づく他の締約国 0 利益

三 腐敗行為の防止 (第C節)

- (1)三十一日にニューヨークで作成された腐敗の防止に関する国際連合条約を締結すること等を定める EC行動規範 締約国は、 二千七年七月の公務員に関するAPEC行動原則の遵守を確認すること及び二千七年九月のビジネスに関するAP (民間部門についてのビジネスの健全性及び透明性に関する原則) についての遵守を奨励すること、二千三年十月 (第二十六・六条)。
- (2)務の遂行に当たって、 るために必要な立法その他の措置を採用し、 益を直接又は間接に約束し、 各締約国は、 国際的な貿易又は投資に影響を及ぼす事項について、 行動し、 申し出、 又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員又は他の者若しくは団体のために不当な利 又は供与する行為等が故意に行われる場合には、 又は維持すること等を定める(第二十六・七条) 公務員に対し、当該公務員が公務の遂行に関して、又は公 当該行為を自国の法令によって犯罪とす
- (3)やすいとされる公的な地位に就く個人の選定及び研修並びに適当な場合には当該個人の他の 定める措置等を採用し、 各締約国は、 貿易及び投資に影響を及ぼす事項における腐敗行為と戦うため、 又は維持するよう努めること等を定める(第二十六・八条)。 自国の公務員について、 地位 への交代のために適切な手続を 特に腐敗行為が発生し
- (4)反復することにより、 他の措置の効果的な執行を怠ってはならないこと等を定める いずれの締約国も、 第二十六・七条に規定する腐敗行為の犯罪化の義務を遵守するために採用し、 自 [国の法制の基本原則に従い、 一連の作為又は不作為を貿易及び投資を奨励する手段として継続し、 (第二十六・九条)。 又は維持する自国の法令そ 又は
- (5) 各締約国は、 自国が有する手段の範囲内で、 かつ、 自国の法制の基本原則に従い、 国際的な貿易又は投資に影響を及ぼす事項

における腐敗行為の防止及びこれとの戦いへの企業、 並びに腐敗行為の存在、 原因及び重大性並びに腐敗行為がもたらす脅威についての公衆の意識を高めるため、 市民社会、 非政府機関、 地域社会の組織等の積極的な参加を促進するた 適当な措置を

とること等を定める(第二十六・十条)。

- (6)賄の防止に関する条約等に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではないことを定める(第二十六・十一条)。 罪の防止に関する国際連合条約、 協定のいかなる規定も、 腐敗の防止に関する国際連合条約、二千年十一月十五日にニューヨークで作成された国際的な組 千九百九十七年十一月二十一日にパリで作成された国際商取引における外国公務員に対する贈 織犯
- (7)六・九条の規定の下で生ずる事項について同章の規定による紛争解決を求めてはならないこと等を定める(第二十六・十二条)。 影響が及んでいると認めるときに限り、 締約国は、 他の締約国の措置が第C節の規定に基づく義務に適合しないと認める場合等において、 第二十八章に規定する手続を利用することができること、 いずれの締約国も、第二十 締約国間の貿易及び投資に

(四) 附属書

するため又は当該償還の額を設定するための手続を運用し、又は維持する場合には、 書二十六 - A) 討を一定の期間内に完了することを確保すること、 国の国の保健医療当局が自己の運用する国の保健医療制度の下で償還を目的として新たな医薬品若しくは医療機器を一覧に掲載 締約国は、 自国の国民のための質の高い保健医療を円滑にし、 当該申請を評価するために用いる手続規則等を開示すること等を定める 及び公衆衛生の継続的な改善を円滑にすることを約束すること、 当該一覧への掲載を求める申請についての検

運用及び制度に関する規定(第二十七章)

27

- ① 環太平洋パートナーシップ委員会の設置について定める(第二十七・一条)。
- ② 環太平洋パートナーシップ委員会の任務について定める(第二十七・二条)。
- (3): 別段の決定を行う場合を除くほか、全ての決定をコンセンサス方式によって行うこと等を定める(第二十七・三条)。 環太平洋パートナーシップ委員会及び協定に基づいて設置される全ての補助機関は、 協定に別段の定めがある場合又は締約国
- (4)環太平洋パートナーシップ委員会は、 協定の効力発生の日から一年以内に、 及びその後は締約国が決定する場合に会合するこ

- 5、同委員会の会合は、各締約国が順次議長を務めること等を定める(第二十七・四条)。
- (5)れるその他の連絡部局を指定すること等を定める(第二十七・五条)。 各締約国は、協定の対象となる事項に関する締約国間の連絡を円滑にするための総合的な連絡部局及び協定によって必要とさ
- (6) 紛争解決手続の運営について定める(第二十七・六条)。
- (7)当該義務の履行のための自国の計画及び当該履行に向けての進捗状況について報告すること等を定める(第二十七・七条)。 協定に基づく義務に関する締約国別の経過期間を有する締約国は、環太平洋パートナーシップ委員会の各通常会合において、

紛争解決(第A節)紛争解決(第二十八章)

28

- (1) 第二十八章における用語の定義について定める(第二十八・一条)。() データー
- (2)議を通じてあらゆる努力を払うものとすることを定める(第二十八・二条)。 締約国は、協定の解釈及び適用について合意するよう常に努めるものとし、 相互に満足すべき解決に達するよう、協力及び協
- ③ 第二十八章の規定の適用範囲について定める(第二十八・三条)。
- (4)を解決するための場を選択することができること等を定める(第二十八・四条)。 申立国は、協定及び紛争当事国が締結している他の国際貿易協定の下でいずれかの問題に関する紛争が生ずる場合には、 紛争
- (5)は、 締約国は、第二十八・三条に定める適用範囲に属する問題について、他の締約国との協議を要請することができること、 秘密とされるものとし、他の手続におけるいずれの締約国の権利も害さないものとすること等を定める(第二十八・五条)。
- (6)締約国は、あっせん、調停、 仲介等の紛争解決の代替的な方法を任意にとることをいつでも合意することができること等を定
- (7) パネルの設置について定める (第二十八・七条)。

める(第二十八・六条)。

- (8) パネルへの付託事項について定める(第二十八・八条)。
- (9) パネルの構成について定める(第二十八・九条)。

- (10) パネルの構成員の資格について定める(第二十八・十条)。
- パ ネ ルの議長の選出のために使用される登録簿並びにパネルの構成員としての職務を遂行する意思及び能力を有する個人の名
- 簿について定める(第二十八・十一条)。

(11)

- (12) パネルの任務について定める(第二十八・十二条)。
- (13) パネルの手続規則について定める(第二十八・十三条)。
- (14)書面により通報した上で、全ての審理に出席し、 紛争当事国でない締約国であって、パネルに付託される問題について利害関係を有すると認めるものは、 意見書を提出し、 パネルに対して口頭により意見を表明し、 紛争当事国に対して 及び紛争当事国の
- 意見書を受領する権利を有すること等を定める(第二十八・十四条)。
- (15)機関に対して情報及び技術上の助言を要請することができること等を定める(第二十八・十五条) ネルは、 一の紛争当事国の要請に応じ、又は自己の発意に基づき、紛争当事国が合意する場合に限り、 適当と認める者又は
- (16) パネルの手続の停止又は終了について定める(第二十八・十六条)。
- (17)パ ネルは、 締約国の参加なしに、 協定の関連する規定、紛争当事国及び第三国の意見及び主張等に基づき報告書を作成するこ

パネルの決定、認定及び決定の理由等を含めること等を定める(第二十八・十七条)。

- (18)パ ネルは、 紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、 最初の報告書の提示の後三十日以内に、 紛争当事国に対し、 最終
- 報告書を提示すること等を定める(第二十八・十八条)。

最初の報告書には、

事実認定、

- 切 最終報告書の実施について定める(第二十八・十九条)。
- (20)おいて、 被申立国は、 当該一又は二以上の申立国からの要請があるときは、 自国が違反又は無効化若しくは侵害を除去する意図を有しないことを一又は二以上の申立国に通報した場合等に 当該要請の受領の後十五日以内に、 相互に受け入れることができ
- る代償を策定するため、 当該一又は二以上の申立国と交渉を開始すること、 申立国は、 自国及び被申立国が、 代償を策定するた
- 停止することができること等を定める(第二十八・二十条)。 8 の期間が開始した後三十日の期間内に当該代償について合意することができなかった場合等には、 同等の効果を有する利益を

- (21)被申立国は、パネルによって認定された違反又は無効化若しくは侵害を除去したと認める場合には、一又は二以上の申立国に
- 対する書面による通報により、 問題をパネルに付託することができること等を定める(第二十八・二十一条)
- 国内手続及び民間の商事紛争の解決(第B節)

自国の法令において、他の締約国が協定に基づく当該他の締約国の義務を履行しなかったこと等を理由と

(第二十八・二十二条)。

(1)

いずれの締約国も、

② 代替的な紛争解決について定める(第二十八・二十三条)。

して当該他の締約国に対して訴えを提起する権利を定めてはならないことを定める

- 29 例外及び一般規定(第二十九章)
- (例外(第A節)
- (1) 協定中の一定の規定に関する一般的例外について定める(第二十九・一条)。
- ② 安全保障のための例外について定める (第二十九・二条)。
- (3)締約国が経常勘定取引のための支払又は移転について制限的な措置を採用し、 いこと等を定める 協定のいかなる規定も、 (第二十九・三条)。 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合において、 又は維持することを妨げるものと解してはならな
- (4)に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等を定める(第二十九・四条)。 内国民待遇等の一定の規定を除くほか、協定のいかなる規定も、 租税に係る課税措置については、 適用しないこと、 租税条約
- (5)することを選択することができることを定める(第二十九・五条)。 締約国は、 自国によるたばこの規制のための措置に対する不服の申立てに係る請求について第九章第B節に定める利益を否認
- (6)に必要であると認める措置を採用することを妨げるものではないこと等を定める(第二十九・六条) 協定のいかなる規定も、ニュージーランドが、 協定の対象となる事項についてマオリ族に対してより有利な待遇を与えるため
- 一般規定(第B節)
- (1)協定のいかなる規定も、 締約国に対し、 その開示が自国の法令に反し、 法令の実施を妨げ、 又は公共の利益に反することとな

る情報及び公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなる情報を提供し、又は開示することを要求するものと解し

(2)各締約国は、 自国の国際的な義務に従い、伝統的な知識及び伝統的な文化的表現を尊重し、 保護し、 及び奨励するための適当

最終規定 (第三十章)

な措置を定めることができることを定める(第二十九・八条)。

てはならないことを定める(第二十九・七条)。

30

(1) 協定の附属書、付録及び注は、 協定の不可分の一部を成すことを定める(第三十・一条)。

(2) 協定の改正について定める(第三十・二条)。

(3)るときを除くほか、協定を改正するかどうかについて協議することを定める(第三十・三条)。 締約国は、 締約国が協定に組み込んだ規定が世界貿易機関設立協定の改正により改正される場合には、 協定に別段の定めがあ

④ 協定への加入について定める(第三十・四条)。

(5) 協定の効力発生について定める (第三十・五条)。

協定からの脱退について定める(第三十・六条)。

(6)

(8)

(7) 協定の寄託者について定める (第三十・七条)。

協定は、 英語、 スペイン語及びフランス語をひとしく正文とすること並びにこれらの本文の間に相違がある場合には、 英語

本文によることを定める(第三十・八条)。

附属書

31

(-)には、 十・三条から第十・六条までのいずれかの規定により課される義務に適合しない各締約国の現行の措置について定める。 投資に関する第九・四条、 「分野」、 「小分野」、 第九・五条、 「産業分類」、 第九・十条若しくは第九・十一条の規定又は国境を越えるサービスの貿易に関する第 「関連する義務」、 「政府の段階」、 「措置」 及 び 「概要」の各事項が記載され 留保事項

これらの概要は、次のとおりである。(附属書I)

オーストラリアの表

次に掲げる七分野(十四項目)の留保を付する。

五千二百万オーストラリア・ドル。)を超える既存のオーストラリアの企業等への投資については、 (二千十五年一月一日現在の金額。 全ての分野(地域政府による適合しない現行の措置、 毎年の国民経済計算に基づき調整される。電気通信、 外国投資政策(外国人による十億九千四百万オーストラリア・ドル 運輸等 部の分野については、二億 オーストラリア政府への

通報及び当該政府による承認を必要とする。)、意匠登録され、 又は意匠出願されたデザイン)

及び清算人についての居住要件、 自由職業サービス(弁理士についての居住要件、移住代理業者についてのオーストラリア市民権等の取得要件、会計監査人 通関仲立人についてのサービス提供地の要件

漁業及び漁業に付随するサービス

通信サービス

保健サービス

資出資規制(最大四十九パーセント)等、 運送サービス(国際貨物船輸送サービス事業者の代表者についての居住要件、 カンタス航空に対する外資出資規制 (最大四十九パーセント)・主要な運航設備の カンタス航空以外の国際航空会社に対する外

国内設置要件等)

又はオーストラリアに拠点を置く用船者との用船契約の対象であること等)) 海上運送(「オーストラリア船舶登録」への登録要件(オーストラリア国民が持分の過半数を保有している船舶であること

(2)ブルネイの表

次に掲げる二十一分野(三十項目)の留保を付する。

全ての分野(外国人による個人企業・協同組合等の設立等)

製造及び製造に付随するサービス

農業及び農業に付随するサービス

漁業及び漁業に付随するサービス(一定の場合を除き、ブルネイの漁業当局の管理下で操業する場合等を除く。

林業及び林業に付随するサービス

建設サービス

環境サービス

事業サービス(公認監査サービス、建築サービス・エンジニアリングサービス等、 非武装の警備サービス、 人材派遣サービ

ス及び雇用代理業、自由職業サービス及び法律サービス)

各種の許可 電気通信サービス (保健及び安全に関する規則の執行のために要求される「ビジネス・ライセンス」の発行要件等)

民間の保健及び社会事業のサービス(総合医・専門医・歯科医)

観光及び旅行に関連するサービス(旅行代理業及びツアーオペレーターサービス)

観光(ホテル及び宿泊施設)

鉱業及び砂れき採取並びに鉱業及び砂れき採取に付随するサービス

貿易見本市及び展示会の運営サービス

運送サービス (鉄道運送サービス、 海上旅客運送サービス・海上貨物運送サービス等、 専門的な航空サー - ビス (飛行訓練組

郁))

通信サービス(急送便サービスを含むクーリエサービス)

教育サービス(高等教育サービス及びインターナショナルスクール)

土地(登記された空間所有権の所有又は賃貸等)

石油 (ブルネイ国営石油公社を含む国による石油の排他的な所有等、 外国の運営者に対する天然ガス等の国内供給要求等)

石油 産業の補助的なサービス(外国人又は外国企業による一部のサービスの提供の制限、 外国人又は外国企業による他の

サー ビス提供に係る要件、 外国人又は外国企業による海上補給基地又は造船所の運用の制限

カナダの表

次に掲げる七分野(二十五項目)の留保を付する。

規制、 買収する場合には、 全ての分野(カナダの事業の買収に対する事前審査 アルバータ州における外国企業による土地所有の制限等、 事前の審査が実施される。) 等、 連邦政府によって設立された会社又は協同組合の持分の移転等に関する (協定の原署名国の投資家が十五億カナダ・ドル以上のカナダの事業を 非居住者によるエア・カナダ等の議決権のある株式の取得の

制 限 輸出入許可等の申請及び発給についての居住要件等、 州及び準州が維持する適合しない措置

事業サービス産業 自 由職業サービス (弁理士 (通関仲立人の免許要件、 (法的助言及び代理のサービスの提供)、 免税店運営者の免許要件、 商標代理人 文化財の輸出入に関連する調査サービス) (法律上の手続における法的助言及び代理

のサービスの提供))

船舶所有者についての市民権取得等の要件、 カナダの領域内におけるトラック及びバスのサービスの提供についての国籍要件、 採掘に対する外資出資規制 カナダ人の雇用計画の承認 運送(一部の商業航空運送サービスの提供についての国籍要件等、 エネルギー (石油及びガス 0) Ľ ベルニア石油・ 「国境地: 域」 及び カナダで登録された船舶の船長等への証書発給における市民権取得等の要件、 ガス開発計画に関連するカナダ人の雇用目標の設定及び技術移転要求、 「沖合区域」 における生産許可、 航空機等の修理・点検・保守を行う者についての要件、 カナダ国内で船舶を登録することができる 石油及びガスの開発計画の 実施に際しての ウラン

が所有する船舶に対する一 部の禁止事項の適用除外) 先案内人の許可等における市民権取得等の要件、

海上運送組合の組合員に対する共同

の拠点の設置要求、

ア

メリカ合衆国政府

水

航空運送

通信

チリの表

(4)

次に掲げる十三分野(二十四項目) の留保を付する。

全ての分野 (国有地の所有権等の処分に関する措置等、 雇用に係る要件(チリ国民又は五年を超えてチリに居住する外国人

を少なくとも八十五パーセント雇用等))

通信(社会通信メディア又は国営通信社の所有者についての居住要件等)

エネルギー(液状又はガス状の炭化水素の探査・ 開発等に関する特許又は特別運営契約等

鉱業(リチウムの探査・開発等に関する特許又は特別運営契約等)

漁業(水産物の養殖に関する国籍要件等)

漁業及び漁業に関する活動

スポーツ、狩猟及び娯楽のサービス

専門的なサービス(通関代理人・通関仲立人)

捜査及び警備のサービス

事業サービス(チリ沿岸二百海里の水域で調査を行おうとする外国人及び外国法人による事前の申請の期限、 チリの国境に

掘・調査等の許可及びその条件、 隣接する地域における外国法人又は外国人による調査等の許可及びその条件、 発行地がチリ国内である社会通信メディア (新聞・雑誌等) 又は国営通信社の所有者につい 外国法人又は外国人による考古学的な素材の発

ての居住要件等)

自 由職業サービス(金融機関の外部監査人の登録要件、法律サービス(弁護士の資格要件))

自由職業の技術的及び専門的なサービス(司法事務補佐・公証人等の資格要件)

運送 (航空機の登録についての国籍要件等、 内航海運についての船籍要件等、 船舶の登録についての国籍要件等、 外国船に

よる水先案内の活用義務等、 海上運送代理人等についての国籍要件等、 陸上運送サービスの提供者の登録等、 外国のナンバー

プレートの自動車の走行に係る要件等)

(5) 日本国の表

次に掲げる二十八分野(五十六項目)の留保を付する。

農林水産業(植物育成者権)

農林水産業及び関連するサービス (領海・ 内水・ 排他的経済水域及び大陸棚における漁業を除く。

自動車整備業 (自動車分解整備業)

事業サービス(職業紹介及び労働者派遣)

回収代行のサービス

建設業

流通サービス (アルコー ル飲料に関連する卸売サービス並びに小売サービス及び問屋サービス、公共卸売市場において提供

される卸売サービス)

教育、学習支援業(高等教育サービス)

熱供給業

情報通信業(電気通信業、インターネット付随サービス業)

製造業 (船舶製造・修理業及び舶用機関製造業、 医薬品製造業、 皮革製造業及び皮革製品製造業)

船舶の国籍に関する事項

計量サービス

医療及び福祉

鉱業及び鉱業に付随するサービス

石油業

自 由職業サービス (法律サービス、 外国法に関する法的な助言サービス、弁理士サービス、公証人サービス、 司法書士サー

ビス、公認会計士サービス、 税理士サービス、 建築設計業等のサービス、社会保険労務士サービス、 行政書士サービス、海事

代理士サービス、土地家屋調査士サービス)

不動産業

不動産鑑定業

船員

警備業

職業上の安全及び衛生に関連するサー -ビス

運送を利用する貨物利用運送事業を除く。 測量業 運輸業(航空運輸業 道路旅客運送業、 道路運送業、 (航空運送業、 運輸に付随するサービス業(自動車道事業、水先人)、水運業(外航船舶運航事業者、 航空機使用業、 貨物利用運送事業 航空機登録原簿への航空機の登録)、 (航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。 通関業、

貨物利用運送事業

(航空

鉄道

水

技能検定

運業への投資、

日本国を旗国としない船舶))

上水道業

卸売業及び小売業

航空宇宙産業 (航空機製造修理業)

マレーシアの表

(6)

次に掲げる十九分野(二十項目)の留保を付する。

全ての分野 (個人企業又は組合の登録についての国籍要件等)

用自動車、 ワク州については一定の例外あり。 条件としての輸出要求・パーム油の精製に係る既存の事業の拡大の条件としての自社農園の原料の使用要求 資規制 製造(自動車の製造・組立への外資出資規制 (上限三十パーセント)、 ハイブリッド自動車等の区分については外資出資規制なし。)並びにバティックの織物及び衣類の製造への外資出 石油精製に従事する企業に対する輸出要求・光学ディスクの製造に係る既存の事業の拡大の)・パイナップル缶詰製造の承認の条件としての自社農園の原料の使用要求等) (上限四十九パーセント。 ただし、高級乗用車、 ピックアップトラック及び商 (サバ州及びサラ

海洋捕獲漁業

弁理士サービス

自 由職業サービス(エンジニアリングサービス・土地調査サービス等を含む。

法律サービス(仲裁を除く。)

不動産サービス(使用料の支払又は契約に基づくもの)

教育サービス(登録及び拠点設置の要件並びに外国人による就学前教育・初等教育・中等教育等の不認可) 通信サービス

通関代理人・通関仲立人

民間の医療施設及び保健サービスに関連するサービス

観光案内サービス

公益事業(ガス・水道・電気等)

運送サービス(国際海上運送サービス(内航海運及び政府の貨物を含む。))

ニエンスストアに関する現地法人設立・雇用等の要件、 流通サービス(外資が出資するハイパーマーケット・スーパーストア・百貨店・専門店・フランチャイズビジネス・コンビ ハイパーマーケット・スーパーストア・コンビニエンスストアの持分

コンビニエンスストアへの外資出資規制(フランチャイザーでない外

国企業に限り、最大で持分の三十パーセント)等)

におけるブミプトラの保有枠(三十パーセント以上)、

建設及び関連するエンジニアリングのサービス

道路貨物輸送サービス(登録及び拠点設置の要件並びにサービス提供者への外資出資規制 (持分の四十九パーセント以下))

卸売及び流通のサービス

石 油・ガス (石油・ガス部門の上流に関する規制等)

メキシコの表

(7)

次に掲げる十四分野(四十七項目)の留保を付する。

細企業に係る制限 資委員会の好意的な決定が要求される。 家又はその投資財産が、 審査、制限されていない分野のメキシコの企業であって、 点で十億アメリカ合衆国ドルに相当するメキシコ・ペソ建ての金額) 全ての分野 (国境地帯及び沿岸地帯の土地及び水域の所有権の取得に関する制限等、 州政府による適合しない措置 当該企業の四十九パーセントを超える持分の所有権を直接又は間接に取得するためには 留保事項三。)、 その資産の額が基準額 共同生産企業への外資出資規制 を上回るものへの投資に関する措置 (協定がメキシコについての効力を生ずる時 特定の制限される分野への外国投資の (最大で持分の十パーセント)、 (他の締約国の投資 国家外国投

農業、畜産、林業及び伐採活動

小売(爆発物・火器・弾薬筒・弾薬・花火)

通信(放送、電気通信、外国の政府又は州による出資規制

鉄道乗務員の国籍要件、 設置・運営、 船籍要件等、 ための港湾サービス及び海港の建設・運営等、 管理サービス、 運送業 (海洋・ 道路又は橋の管理サービス及び補助的なサービス、 エネルギー以外のものを運搬するパイプライン、 商業的航空サービスに関する措置、 河川に関する工事及び道路その他陸上運送に関する工事、 地方都市及び郊外におけるバス・タクシー等による旅客運送についての国籍要件等) 内水航行を行う船舶への水先案内サービス、一定の水上運送についての国籍 専門的な航空サービス、港湾管理等、 鉄道の建設・運営・利用、 国内貨物運送サービスに従事する企業への外資出資規制等 航空運送 (航空機の修理、 バ 造船所の建設及び運営、 ス及びトラックの発着終点施設 空港及びヘリポ 内水航行の

は、二千十六年一月一日以降、 るメキシコ国営石油公社への授権、 燃料及び潤滑油の供給、 エネルギー (石油その他炭化水素の探査及び生産における国内の物品・サービス等の優遇、 天然ガスの取扱い メキシコの領域において設立された企業に対して与えられる。 電力、 ガソリン及びディーゼル燃料の小売 の許可についての居住要件 (ガソリン及びディーゼル燃料の 炭化水素の探査・生産等に関す 航空機 船 舶 販売の許可

印刷、編集及び関連産業(メキシコの新聞社への外資出資規制

物品の製造 (爆発物・花火・火器・弾薬筒・弾薬の製造への外資出資規制)

漁業 (漁具の設置等の許可条件、 漁業を行う企業への外資出資規制

教育サービス (私立学校)

自 由職業サービス、技術サービス及び専門サービス(医療サービス、 通関仲立人、公証人、 法律サービス、自由職業サービ

宗教サービス

ス)

映画の上映 農業サービス

(殺虫剤の散布の特許についての国籍要件等)

ニュージーランドの表

(8)

次に掲げる五分野(十項目) の留保を付する。

ジーランド政府による事前の承認が要求される。)、租税に関する課税措置 ランドにおいて二億ニュージーランド・ドルを超える支出を伴う事業の立上げ又は既存の事業の取得を行う場合等には、 の株式又は支配権の二十五パーセント以上を取得し、かつ、その額が二億ニュージーランド・ドルを超える場合、ニュージー 全ての分野 (外資系企業による財務状況の報告義務、 一定の投資の事前審査 (非政府の出資者が、ニュージーランドの企業 ニュー

事業サービス (弁理士の登録についての国籍要件)

農業及び農業に付随するサービス(乳牛に関する国のデータベースの管理、 養蜂・果実の栽培等から生ずる産品の独占的な

マーケティング)

通信サービス(電気通信への外資出資規制等、 外国政府等によるラジオの周波数帯の使用許可の)取得)

航空運送 (国際定期航空業務の提供に関する条件、 ニュージーランド航空への外資出資規制等

(9)~ ルーの表

次に掲げる十四分野(二十六項目) の留保を付する。

全ての分野 (国境から五十キロメートル以内の土地又は水域の取得についての国籍要件等、 雇用におけるペルー国民の優遇

等

漁業に関連するサービス

ラジオ放送及びテレビジョン放送のサービス(国籍制限、 民間伝承等を扱う番組の割当て)

映像音響サービス(ペルーにおいて制作されたテレビ番組の割当て)

ラジオ放送サービス(外国人が株式の保有等により関与する法人に対する放送許可の制限

自由職業サービス(公証人、 建築サービス、監査サービス)

警備サービス

娯楽、 文化及びスポーツのサービス(芸術的な音響映像の作品制作、

サーカス、

闘牛)

商業広告サービス

税関倉庫サービス

電気通信サービス

運送(航空運送サービス及び専門的な航空サービス、水上運送全般に係る国籍要件等、 港湾区域における水上運送及び関連

観光のための水上運送サービスの提供についての居住要件等、

港湾労働者の登録

に係る市民権取得要件、 陸上運送サービスの提供に係る要件、 国内の陸上運送

するサービスの提供についての居住要件等、

研究・開発サービス(考古学サービス)

エネルギーに関連するサービス

シンガポールの表

(10)

次に掲げる十六分野(二十八項目)

全ての分野 (外国人等によるPSAコーポレーションの株式の保有の制限、 の留保を付する。 個々の投資家が保有することができる特定の企

業の持分の上限、 現地の経営者の任用、 外国の金融機関に対する信用供与の制限

事業サービス (国境を越える自動車等の賃貸サービスの提供、 弁理士サービス、 人材派遣サービス、 非武装の警備サービス

等、 信用調査サービス)

共同体サービス、 個人向けサービス及び社会事業サービス (協同組合によって提供されるサービス)

教育サービス (医師 の訓練に関する高等教育サービス)

保健及び社会事業のサービス

輸出入及び取引のサービス

電力供給

(電力の

)販売、

電力供給の許可

電気通信サービス 郵便サービス (設備に基づく事業者及びサービスに基づく事業者に係る拠点設置要件等、

ドメイン名の割当て)

送電及び配電

取引サービス (有害物質の流通及び販売、 卸売・ 排水及び廃棄物の処理、

観光及び旅行関連サービス

小売サービス等)

衛生その他の環境保護サービス

(廃棄物の管理

(政府が運営する食事施設における食品又は飲料の提供等)

運送サービス (航空運送サービス等、 海上運送サービス等、 周遊船及びフェリー

のターミナルの運営及び管理)

精製されたガス及び天然ガスの輸送及び流通

製造業及び製造業に付随するサービス

アメリカ合衆国の表

(11)

次に掲げる九分野 (十三項目) の留保を付する。

原子力エネルギー

事業サービス(輸出行為が反競争的な効果を有しない旨の 「審査証明書」 の発行、 輸出管理の対象となる物品輸出 の免

許

鉱業

全ての分野 (海外民間投資公社による保険・貸付保証、 証券、 州 • コロンビア特別区・プエルトリコによる適合しない措

二九八

置

航空運送(国内航空サービス及び間接航空運送サービス、専門的な航空サービス)

陸上運送

運送サービス(通関仲立人)

通信 (無線通信)

自由職業サービス(弁理士等の特許商標庁に対する手続の代理)

ベトナムの表

(12)

次に掲げる二十八分野(三十六項目)の留保を付する。

自由職業サービス(法律サービス、監査サービス、獣医サービス)

は、 流 指定商業地区として計画された地域における五百平方メートル未満の小売店舗の設立については適用されず、 通サービス(二店舗目以降の小売店舗の設立は、 経済上の需要の考慮に基づいて認可される。この経済上の需要の基準 協定の効力

発生の日の後五年で廃止される。)

その他の事業サービス(技術的試験及び分析のサービス、農業・狩猟・林業に関連するサービス)

サービスについては持分の五十一パーセントが上限。 供についての合弁事業要件又はベトナムの企業への出資要件 則として持分の六十五パーセント。 電気通信サービス (設備に基づかないサービスの提供についての合弁事業要件又はベトナムの企業への出資要件 いずれの要件も協定の効力発生の日の後五年以内に撤廃。 付加価値サービスに係る上限は、 (基本サービスについては持分の四十九パーセント、 協定の効力発生の日の後五年以内に六 設備に基づくサー (上限は原 付加価値 ビスの提

音響映像サービス (映画の制作・ 配給・映写についての要件 (業務提携契約、 ベトナムの企業との合弁事業又はベトナムの 十 五

パーセントに引き上げる。

上映義務、 企業の株式の購入が必要 年間上映時間全体の二十パーセント以上、午後六時から午後十時までの間における少なくとも一のベトナム映画 (上限は持分の五十一パーセント)。)、ベトナムの映画の上映割当て(主要な国の記念日における

上映))

教育サービス(高等教育サービス等、初等教育及び中等教育のサービス)

観光及び旅行に関連するサービス

要。 発生の日の後五年で上限を撤廃。))、 要件(上限は持分の四十九パーセント。 ムサービスの提供についての要件 (上限は持分の四十九パーセント。 文化及びスポーツのサービス(劇場・ライブハウス・サーカスについての合弁事業要件又はベトナムの企業への出資 協定の効力発生の日の後二年以内に上限を五十一パーセントに引き上げ、協定の効力 (業務提携契約、ベトナムの企業との合弁事業又はベトナムの企業の株式の購入が必 遊園地(テーマパーク又は遊園地の建設・管理への十億アメリカ合衆国ドル未満の投 協定の効力発生の日の後三年で、上限を五十一パーセントに引き上げる。)、電子

トナムの企業への出資要件(上限は持分の四十九パーセント)等。) 海上運送サービス(ベトナムを旗国とする船舶による旅客運送及び貨物運送サービスの提供についての合弁事業要件又はベ 資が事前審査の対象となる。)

全ての輸送手段の補助的なサービス(コンテナ取扱サービスの提供についての合弁事業要件又はベトナムの企業への出資要

件(上限は持分の五十パーセント))

持分の四十九パーセント)) 海上運送の補助的なサービス (船積代行サービスの提供についての合弁事業要件又はベトナムの企業への出資要件 (上限は

内水における運送(サービスの提供についての合弁事業要件又はベトナムの企業への出資要件 (上限は持分の四十九パーセ

ント)

鉄道運送サービス (鉄道貨物運送サー ピ スの提供についての合弁事業要件又はベトナムの企業への出資要件 (上限は四十九

パーセント)及び鉄道旅客輸送サービスへの外国投資の不許可)

道路運送サービス(道路旅客運送サービス及び道路貨物運送サービスの提供についての要件(業務提携契約、ベトナムの企

業との合弁事業又はベトナムの企業の株式の購入が必要(上限は持分の四十九パーセント)等)

製造業(航空機製造業及び鉄道の車両・予備部品等の製造)

全ての分野(土地利用権の取得及び利用、 支店の設立の制限 (法律サービス・コンピュータ及び関連のサービス・経営コン

サルティングサービス等の特定のサービスを除く。))

電源開発(送電施設の所有又は運営)

輸出入サービス(国家貿易企業への投資)

測地及び地図作成

非金融機関によって提供される金融サービス(金融情報の提供・移転及び金融助言サービスを除く。

エネルギーの分配に付随するサービス

たばこ製品の製造

鉱業

石油及びガス(探査、概要調査・開発)

事業サービス (資産査定)

不動産(不動産の賃貸借・購入・譲渡等に関する権利の制限)

警備システムサービス

航空運送

十・三条から第十・六条までのいずれかの規定により課される義務に適合しない各締約国の現行の措置を維持し、 投資に関する第九・四条、 第九・五条、第九・十条若しくは第九・十一条の規定又は国境を越えるサービスの貿易に関する第 又は新たな若し

産業分類」、 「関連する義務」、 「概要」及び「現行の措置」の各事項が記載される。 (附属書Ⅱ) くは一層制限的な措置を採用することのできる分野、小分野又は活動について定める。

留保事項には、

「分野」、「小分野」、

これらの概要は、次のとおりである。

(1) オーストラリアの表

次に掲げる九分野(十七項目)の留保を付する。

び社会事業サービス、協定の効力発生の日前に署名され、又は効力を有する他の協定等に基づき各国に対して与えるより有利 グリビジネスへの投資、 協定第十六条の規定に反しない地域政府の措置、外国人及び外国政府による都市部の土地への投資、 全ての分野 (自然人の存在を通じて提供されるサービス、先住民又は先住民の組織に与える有利な待遇、サービス貿易一般 政府の権限の行使として提供されるサービス等の民間への移譲及び民営化、 外国人による農地及びア 法執行・矯正サービス及

ていている。日本とう

な待遇)

放送及び音響映像のサービス(放送割当等、特恵的な共同制作取決め)

娯楽・文化及びスポーツのサービス(音響映像サービスを除く。)

流通サービス

教育サービス

海上運送

賭博

運送サービス

航空輸送に関するサービス

(2) ブルネイの表

次に掲げる十四分野(二十二項目)の留保を付する。

全ての分野 (政府の資産の民営化等、空間所有権を除く全ての土地の取引、 協定の効力発生の日前に署名され、 又は効力を

有する他の協定等に基づいて各国に対して与える異なる待遇、 自然人の存在を通じて提供されるサービス)

漁業及び漁業に付随するサービス(排他的経済水域を含むブルネイの領域における漁業及び漁業活動に関するサービス)

珪砂

石油 (特定の国の投資家又は投資財産に対する特恵的な待遇)

石炭

民間の保健サービス(薬剤師・看護士・民間の研究所等、 民間の保健センター等)

放送サービス

事業サービス (自由職業サービス及び法律サービス、鑑定人及び不動産業者、 徴税)

新聞の印刷、発行及び複製 (取材、 公表及び新聞配達を含む。

運送サービス(航空運送サービス、 陸上運送サービス)

民間の教育サービス

電力サービス

取引サービス(飲料水の供給、 たばこの卸売サービス及び小売サービス)

カナダの表

(3)

次に掲げる十分野(十八項目) の留保を付する。

先住民に関する事項

全ての分野(投資家等による臨海地域の土地の所有に係る居住要件、協定の効力発生の日前に署名され、又は効力を有する

他の協定等に基づき各国に対して与える異なる待遇等、 サービス貿易一般協定第十六条の規定に基づくカナダの義務に反しな

い措置等、 既存の政府系企業又は政府機関の持分又は資産の売却又は処分等)

漁業

政府金融

少数者に関する事項

社会事業サービス

スの販売及びマーケティング、 運送(カナダで登録された航空機等の修理・点検・保守の施設の認証及びそれらの施設による作業の証明、 内航海運等、 汚染の規制・ 航行の安全等の海洋に関連する活動に係る合意の実施等、 航空運送サービ 海上運送

等に関し他の締約国によりカナダの利益が害される場合に措置を採用し、 又は維持する権利、 空港運営サービス)

水上運送(船舶の法定の検査及び証明の実施機関等)

文化産業 (カナダの芸術上の表現又はコンテンツの創造等を支援することを目的とする措置。 ただし、 オンラインで提供さ

れる外国の音響映像コンテンツを規制する措置を除く。)

航空サービス (地上取扱サービス)

チリの表

(4)

次に掲げる十三分野(十八項目) の留保を付する。

又は処分、協定の効力発生の日前に署名され、又は効力を有する他の協定等に基づき各国に対して与える異なる待遇、 全ての分野 (海岸線から五キロメートル以内の農業用の土地の所有等、 既存の国有企業又は政府機関の株式又は資産の移転 協定第

十・五条に関連する措置

に投資する締約国の投資家又はその投資財産に関する措置

通信(デジタル電気通信サービスの衛星放送による国境を越える取引に関する措置、デジタル電気通信サー

ビスの衛星放送

少数者に関する問題

先住民に関する問題

教育

政府金融

漁業 (外国漁船による漁獲等)

芸術及び文化産業

音響映像及び放送のサービス

娯楽、

社会事業サービス

環境サービス

建設サービス

運送 (国境地域における貨物及び旅客の国際的な陸上運送、チリの領域内における人又は商品の陸上輸送に関する国籍要件

l

等)

日本国の表

(5)

次に掲げる十一分野(十四項目)の留保を付する。

ビス等の特定の活動への投資等、 全ての分野 又は同日前に署名された他の協定等に基づき各国に対して与える異なる待遇) (公的企業又は政府機関の持分又は資産の移転又は処分、電信サービス・公営競技等に係るサービス・郵便サー 認識されていないか又は技術的に提供可能でないサービス、 協定の効力発生の日に効力を有

航空宇宙産業 (宇宙開発産業)

武器・火薬産業(武器産業及び火薬類製造業)

情報通信業 (放送業)

教育・学習支援業(初等及び中等教育サービス)

エネルギー産業(電気業・ガス業・原子力産業)

漁業及び漁業に付随するサー ・ビス (領海、 内水、 排他的経済水域及び大陸棚における漁業)

土地取引に関する事項

法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス

警備業

運輸業(空港運営サービスへの投資)

マレーシアの表

次に掲げる十三分野(十七項目)の留保を付する。

土地及び不動産

石油・ガス(ペトロナス及びその後継企業に付与される石油の探査・開発等に係る完全な所有権・排他的な権利等)

することを目的とするブミプトラへの援助の提供、 全ての分野(政府が保有する機関又は資産の民営化等に影響を与える措置、マレーシアの市場へのブミプトラの参加を支援 国及び州の信託財産に関する措置、 現行の自由貿易協定に基づき与える特

恵待遇等、マレーシアの通貨の非国際化に関する措置)

武器、

弾薬、

軍事関連機器等の製造、

組立て、マーケティング及び流通

ゲーム及び賭博 (賭博のための機器の供給。 卸売及び小売を含む。)

医療目的以外の原子力の利用及び応用(火力発電所・原子力発電その他の発電)

文化サービス

卸売及び流通のサービス

汚水及び廃棄物の処理、 衛生その他の環境保護のサービス

航空運送サービス

道路旅客運送サービス(タクシーサービス及び定期道路旅客運送を含む。

法律サービス(仲介等を含む。

社会事業サービス

(7)メキシコの表

次に掲げる六分野(九項目)の留保を付する。

全ての分野 (政府が発行する債券の売買等の規制、 電 報 • 郵便・ 造幣等国の権限に留保されている活動 への参入等の規制、

協定の効力発生の日前に効力を有する他の協定等に基づき各国に対して与える異なる待遇、 事業サービス・通信サービス・ 建

設及び関連するエンジニアリングサービス等十一分野以外の分野における協定第十・五条に関する措置

エネルギー (石油その他炭化水素の探査及び生産への参入等の規制

賭博

少数者に関する事項 (社会的・ 経済的弱者への権利又は優遇の付与)

社会事業サービス

運送(船舶及び航空機の乗組員等に関する国籍要件)

ニュージーランドの表

(8)

次に掲げる九分野(二十九項目)の留保を付する。

渡に関する租税に係る課税措置 陸棚に関する措置、 及び植物・動物・人の生命及び健康の保全に関する国籍又は居住に係る措置、沿岸・海底・内水・領海・ 合又は貿易自由化の一環として各国に対して与える異なる待遇、 又は効力を有する他の協定等に基づき各国に対して与える異なる待遇、 の民営化等、 全ての分野 国有企業の株式又は資産の売却、海外からの投資の承認に適用される基準、 (法執行・矯正サービス及び社会事業サービス、水に関する措置、 サービス貿易一 般協定第十六条に基づくニュージーランドの義務に反しない措置、 保護された区域・保護種等の規制・管理・ オーストラリア等との協定に基づくより広範な経済統 政府の権限の行使として提供されるサービス 協定の効力発生の日前に署名され 居住資産の売買又は譲 排他的経済水域・大 利用、 動物の福祉

事業サービス (消防サービス、 公の目的のために行われる研究・開発等のサービス、技術的試験及び分析のサービス、

·利用

分配

· 小

売

共同体サービス (映画・テレビの共同制作協定、 国内における映画・テレビの制作等の振興 及び水産養殖業並びに漁業及び水産養殖業に関連するサービス、原子力エネルギーの生産

(酪農企業の株式の保有及び資産の処分、

キウイフルーツの輸出のためのマーケティン

グ、輸出産品の流通権の割当計画、 産品 の輸出のためのマーケティングの計画

農業及び農業に付随するサービス

保健及び社会事業のサービス (養子縁組サービス)

娯楽、 文化及びスポーツ (賭博及び売春、 文化遺産・図書館・博物館等に関する措置

運送 (内航海運等)

流通サービス(たばこ製品及びアルコール飲料の卸売及び小売のサービス)

金融サー - ビス (社会保険及び住宅災害保険)

(9)ペルーの表

次に掲げる十四分野 (十九項目) の留保を付する。

的企業又は政府機関の財産等の処分、 全ての分野 (協定の効力発生の日前に署名され、又は効力を有する他の協定等に基づき各国に対して与える異なる待遇、 法律サービス・税務サービス・建築サービス等四十四分野以外の分野における協定第

公

十・五条に関する措置

先住民の共同体、

小作農業者、

先住民及び少数者に関する事項

(社会的又は経済的に不利な立場にある少数民族等への権利

(零細漁業)

漁業及び漁業に関連するサービス

又は優遇の付与)

文化産業

手工芸産業

音響映像産業 ペルー の映画作品の上映割当て)

宝飾デザイン・ 演劇 映像芸術 音楽・出版 (政府の支援)

音響映像産業· 出版・ 音楽 (相互主義に基づく措置)

社会事業サービス

飲料水の供給

下水サービス

電気通信サービス(公衆電気通信サー ビスの設備の設置・運営・利用)

運送(陸上運送サービス(国内における旅客及び貨物の陸上運送についての国籍要件等)、国際陸上運送サービス(国境地

域におけるサービスの提供及びペルーからのサービスの提供についての要件)、 航空運送サービス (地上取扱サービス、

運営サービス))

教育サービス

シンガポールの表

(10)

次に掲げる十六分野(三十三項目)の留保を付する。

業訓練等に影響を与える措置、 全ての分野(自然人の存在を通じたサービスの提供、空港の管理・運営からの資本の引上げ、 政府の権限の行使として提供されるサービスの民営化等に影響を与える措置、 社会事業サービス・公的な職 不動産に影響を

署名され、又は効力を有する他の協定等に基づき各国に対して与える異なる待遇)

与える措置、シンガポール・テクノロジーズ・エンジニアリング社の支配的利益の政府による保持、

協定の効力発生の目前に

国の電子的なシステムの管理及び運営

武器及び爆発物

放送サービス

事業サービス(弁理士サービス、科学的及び技術的な相談サービス、武装した警護サービス等、 賭博、 法律サービス)

共同体サービス、個人向けサービス及び社会事業サービス(労働組合によって提供されるサービス)

新聞の流通、 発行及び印刷

取引サービス (輸出入の禁止等の対象となる産品の供給に影響を与える措置、 飲料水の供給、 アルコール飲料及びたばこの

卸売及び小売のサービス)

教育サービス(シンガポール市民に対する初等教育・中等教育)

保健及び社会事業のサービス(医療サービス・薬剤サービス等のサービス提供者の数の制限等)

下水及び廃棄物の処分、 衛生その他の環境保護サービス (廃水の管理

郵便サービス

電気通信サービス (公共無線通信サービス・移動端末電話サービス等のサー ビス提供者による所有の相互主義に基づく制

限

における補助的なサービス、 運送サービス (航空運送サービス、陸上旅客運送、鉄道及び道路による貨物運送並びにその支援サービス、全ての輸送手段 海上運送サービス(引き船、 燃料・水等の補給、 廃棄物の収集・バラスト水の処理等)、パイプ

専門的な航空サービス

ラインによる輸送サービス

(拠点設置要件等))

エネルギー(原子力エネルギーの生成・利用・分配・小売)

アメリカ合衆国の表

(11)

次に掲げる七分野(九項目)の留保を付する。

(衛星放送に関して他の協定等に基づいて与える異なる待遇、ケーブルテレビ)

社会事業サービス

少数者に関する事項

通信

(社会的又は経済的に不利な立場にある少数者(アラスカ・ネイティブ請求解決法に従って組織される

会社を含む。)への権利又は優遇の付与)

運送(海上運送サービス)

航空運送に関連するサービス

賭博

けるサービス貿易一般協定第十六条の規定に基づくアメリカ合衆国の義務に反しない措置)、 全ての分野 又は効力を有する他の協定等に基づき各国に対して与える異なる待遇 (外国法律コンサルティングサービス・エンジニアリングサービス・急送便サービス等十六分野以外の分野にお 協定の効力発生の目前に署名さ

ベトナムの表

(12)

次に掲げる二十七分野(三十六項目)の留保を付する。

に基づくベトナムの義務に反しない措置) ビス・環境サービス・娯楽・文化及びスポーツのサービス等五分野以外の分野におけるサービス貿易一般協定第十六条の規定 力を有する他の協定等に基づき各国に対して与える異なる待遇、 は処分の制限、 全ての分野 (社会的、 ベトナムの証券取引市場における株式の購入の制限、土地の所有、 経済的及び地理的に不利な立場にある少数民族等への権利又は特権の付与、 中小企業への支援、 協定の効力発生の日前に署名され、 協同組合等の設立及び運営、 公的企業の持分の譲渡又 不動産サー 又は効

運送サービス (航空運送に関連するサービス(専門的な航空サービス (商業飛行訓練を除く。 ・地上取扱サービス・ 空港

運営サービス等)

河川港、海港及び空港の建設、運営及び管理

農業(希少植物の栽培・生産及び希少野生動物の飼育・育種並びにこれらの動植物の加工)

流通サービス(個人用の産品以外の産品の流通に関連する仲買人サービス・卸売サービス・小売サービス等)

電気通信サービス(地方及び遠隔地域の少数民族向けの電気通信網への投資等)

録音サービスに関する措置を採用し、 音響映像サービス (録音(録音に従事する企業の持分を最大五十一パーセントまで所持することを認めることを除くほか、 又は維持することを留保。)、音響映像サービスへの補助金及び共同制作協定の下で制

作されたテレビ番組・映画作品の優遇措置)

教育サービス(中等教育サービスへの投資、初等教育サービスへの投資又はその提供)

舞台芸術及び美術展覧会

文化遺産

マス・コミュニケーション

ビデオによる記録の生産及び流通

電源開発(水力及び原子力)

事業サービス (印刷・世論調査 調査及び警備のサービス・人材派遣サー

観光及び旅行に関するサービス (観光ガイドサービス)

保健及び社会事業のサービス

文化及びスポーツのサービス(格闘技等)

運送サービス

(内航海運サービス・

国内鉄道運送サービス・国内道路運送サービス等)

製造業 (製紙業及び座席数二十九席以上のバス・運搬用自動車の製造・組立て)

漁業

林業及び狩猟

伝統的な市場

商品取引所

裁判所の運営及び関連するサービス

富くじ類及び賭博

自

政府の権限の行使として提供されるサービス

由職業サービス(会計サービス・簿記サービス・税務サービス)

(三)

金融サービスに関し、第十一・三条から第十一・六条まで及び第十一・九条のいずれかの規定により課される義務の一部又は全

ない現行の措置を維持し、 部 に服さない各締約国の現行の措置について第A節において、 又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、 締約国がこれらの条のいずれかの規定により課される義務に適合し 小分野又は活動について第

B節において定める。 第A節の留保事項には 「分野」、 「小分野」、 「関連する義務」 「政府の段階」 「措置」 及び 「概要」

の各事項が記載され、 第B節の留保事項には 「分野」、 「小分野」、 「関連する義務」、 「政府の段階」、 「概要」及び 「現行の

置 の各事項が記載される。 (附属書Ⅲ

これらの概要は、 次のとおりである。

(1)オーストラリアの表

(7)

義務に適合しない現行の措置(第A節

次に掲げる三小分野 (五項目) の留保を付する。

る業務の制限、 銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。) 暫定的な債務保証契約によるコモンウェルス銀行の債務の保証

(外国銀行の支店及び駐在員事務所に対す

全ての小分野 (取締役の居住要件、地域政府による全ての現行の適合しない措置)

生命保険サービス(居住者でない生命保険業者の現地法人の設立義務)

義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる分野等(第B節)

次に掲げる一小分野 (一項目) の留保を付する。

(1)

全ての小分野 (政府が所有する事業体に対する政府による保証

(2)ブルネイの表

イスラムの金融商品及び金融サービスを提供する全ての金融機関は、イスラムの商品及びそれに関連する事項についての金融

ものとする。また、ブルネイは、システム上重要な外国銀行の支店について、現地法人化するよう一定の条件に従って要求する

機関の運営及び事業活動の管理のためブルネイの法律及び監督機関によって決定されるシャリーア(イスラム法)の要件に従う

権利を留保する。

(T) 義務に適合しない現行の措置 (第A節)

次に掲げる六小分野 (七項目) の留保を付する。

金融会社(金融会社の現地法人の設立義務)

両替及び送金業務 (両替及び送金業務に関する国籍及び免許の数の制限)

保険及び保険関連のサービス(強制加入の自動車損害賠償責任保険及び労働者災害保険の販売の制限)

保険仲介 (保険代理人の国籍要件及び保険仲立人の現地法人の設立義務)

銀行 (ブルネイにおいて免許を有する銀行による外部委託活動の制限、 銀行への免許の付与についてブルネイ通貨金融庁

が有する裁量

全ての小分野(イスラムの金融サービスを提供する金融機関に設置されるシャリーア諮問評議会の評議員 の国 籍要件

義務に適合しない現行の措置を維持し、 又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる分野等 (第B節

次に掲げる四小分野 (四項目) の留保を付する。 (1)

資本市場並びに決済及び清算のサービス(決済及び清算のサービス・証券取引所等の設立及び運営の

制 限

信用報告サービス (信用報告サービスの設立及び運営に関する措置

銀行 (現地法人化された銀行への 有利な条件の付与)

全ての小分野 (補助金の交付等の権利及び中小企業金融について地元の金融機関を優遇する権利)

(3)カナダの表

(7) 義務に適合しない現行の措置 (第A節

次に掲げる二小分野 (八項目) の留保を付する。

全ての小分野 (連邦政府が規制する金融機関の取締役の国籍要件又は永住要件、 信託銀行等の設立規制、

銀行の支店及び

保険会社の設立規制、 全ての州及び準州における現行の適合しない措置

銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。 (銀行の支店の設立を設立地法に基づく場

合に限定する措置、 預金業務を行う場合における現地法人化の義務、 外国銀行の支店のカナダ預金保険公社 への参加制限

外国銀行の支店のカナダ決済協会への参加制限〉

(1) 義務に適合しない現行の措置を維持し、 又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる分野等 (第B節)

次に掲げる一小分野 (二項目) の留保を付する。

全ての小分野 (サービス貿易一般協定第十六条の規定に基づくカナダの義務に反しない措置) カナダ住宅担保貸付会社等

の有利な条件の付与)

(4)チリの表

(7)

義務に適合しない現行の措置 (第A節

次に掲げる二小分野 (六項目) の留保を付する。

銀行サービスその他の金融サービス(株式仲買業務を行う法人の取締役等の国籍要件又は永住要件、

外国資本投資ファン

ドの資本の海外送金に関する規制

保険及び保険関連のサービス(外国会社による再保険仲立業の実施に関する規制、 保険金支払及び保険仲立の業務を行う

保険準備金に対する再保険のための控除割合の制限、

外国事業体が再保険を提供

する際の要件

法人の代表者等の国籍要件又は永住要件、

(1)

義務に適合しない現行の措置を維持し、 又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる分野等 (第B節)

次に掲げる四小分野 (五項目) の留保を付する。

全ての小分野 (国境を越える金融サービスの提供に関する為替相場の規制、

第十一・五条に関する措置

銀行サービスその他の金融サービス(チリの国有銀行への有利な条件の付与等)

保険及び保険関連のサービス(法定の強制加入保険等の契約締結地をチリ国内に限定する制限

社会事業サー - ビス (公的な法執行及び矯正のサービス等に関する措置

日本国の表

(5)

(7) 義務に適合しない現行の措置 (第A節

次に掲げる二小分野 (二項目) の留保を付する。

銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。 (外国銀行の支店の預金保険制度からの除

外

(1)

保険及び保険関連のサービス (保険契約に関する業務上の拠点設置義務)

義務に適合しない現行の措置を維持し、 又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる分野等 (第B節

次に掲げる一小分野(一項目)の留保を付する。

保険及び保険関連 どのサー E ス (締約国の領域における他の締約国の者への金融サー Ë スの提供に関する措置)

(6) マレーシアの表

イスラムの金融商品及び金融サービスを提供する全ての金融機関は、 レーシアの金融サー Ė スの規制機関によって決定され

るシャリーア(イスラム法)の要件に従う。

⑦ 義務に適合しない現行の措置(第A節)

次に掲げる三小分野(十五項目)の留保を付する。

全ての小分野 (進 出金融機関の現地法人化義務、 銀行等による海外への外部委託の承認に関する相互主義、 現地法人の取

締役の居住要件、 事業継続のための免許又は承認に関する規制、 自然人による商業銀行等の持分の 制限

日 ピ 加 の後は適用されない。 スの提供者の国籍要件、 で設置する権利及び相互主義に基づき店舗外の現金自動預払機を新規に設置する権利、 銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。 及び外国個人投資家による株式仲買法人の株式の保有の制限、 外資による信用格付会社の株式の保有の制限(上限四十九パー (締約国の銀行の現地法人の八の支店を追 フィナンシャルプランニングサー 特定の外国の株式仲買法人の業務 セント。二千十六年十二月三十一

の制限、資本市場で活動を行うための許可)

許を取得した全ての生命保険以外の保険会社による全ての保険についての国営再保険事業体による二・五パーセントの再保 レーシアの保険会社等の優先、 保険及び保険関連のサービス 国内の生命保険業者等との契約者が受け取る年金給付に対する免税、 (海外の損害保険等の購入に対する承認に関する規制、 再保険等を取得する場合におけるマ マレーシアにおいて免

(1) 義務に適合しない現行の措置を維持し、 又は新たな若しくは一 層制限的な措置を採用することのできる分野等 (第B節)

次に掲げる二小分野(五項目)の留保を付する。

険要求、

年金制度の発展に関する措置

全ての小分野(マレーシアの通貨の非国際化に関する措置、 海外の金融サービス提供者からの金融サー ・ビスの購入に関す

る要件等、 開発金融機関に対する有利な条件の付与)

は運営に関する規制 銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。 資本市場の秩序ある機能及び発展に不可欠な金融機関 へ の 補助金の交付及び有利な条件の付与) (証券市場・金融派生商品市場等の設立又

(7)メキシコの表

(T) 義務に適合しない現行の措置 (第A節

次に掲げる三小分野 (十一項目) の留保を付する。

証券子会社によるメキシコの証券会社の買収に際しての組織再編に関する規制、 銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。) 退職年金基金運用会社の市場占有率に関す (信用組合の資本への参加に関する規制

る規制、 証券取引所の開設のための免許、 外国企業による債務保証及びそれに関する仲立業の禁止)

件、 設置の禁止、 全ての小分野 外国政府等による相互保険会社等への参加の禁止) 外国政府によるメキシコの金融機関の株式資本への参加の制限、 (外国の金融機関によるメキシコの子会社の株式資本への投資に関する規制、 金融機関の取締役等の国籍要件又は居住要 外国の金融機関による支店の

保険及び保険関連のサービス (他の締約国の事業体との契約の締結に関する制限)

義務に適合しない現行の措置を維持し、 又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる分野等

(第B節

次に掲げる二小分野 (四項目) の留保を付する。

(1)

件の付与等、 全ての小分野 金融機関の対象投資財産でない対象投資財産によって提供される金融サービスに関する規制 (国が売却し、 又は処分する国営企業の持分又は資産の取得等に関する制限、 国営保険機関等への有利な条

銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。) (既存の開発銀行等に対する排他的権利の

ニュージーランドの表

付与)

(8)(T) 義務に適合しない現行の措置

(第A節

次に掲げる二小分野 (二項目) の留保を付する。

保険及び保険関連のサービス (小麦に対する作物保険に関する制限等)

銀 行サー ビスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。 (キウイセーバーに関する取 締役の居 住

件

(1)

義務に適合しない現行の措置を維持し、 又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる分野等 (第B節)

次に掲げる三小分野 (八項目) の留保を付する。

(強制加入の傷害・労災・疾病社会保険及び住宅災害保険の提供に関する措置、 農産品等に

保険及び保険関連のサービス

関する産業別マーケティング・

ボー

銀行サービスその他の金融サービス (保険及び保険関連のサービスを除く。 (証券取引所等の設立及び運営に関する措

ドのための保険及び保険関連のサービスに関する措置

置、 合併後の共同酪農会社が発行する証券に投資するユニット型の投資信託の設立又は運営に関する措置

全ての小分野 取 締役の居住要件等、 公的な法執行及び矯正のサービスの提供並びに公共目的のために設立された社会事

業サービスに関する措置、 ニュージーランド政府が全部又は一部を所有する事業体 .. の 補助金の交付又は贈与、 金融市場の

基盤にとってシステム上重要な事業体への補助金の交付又は贈与)

(9)~ ル] -の表

(7) 義務に適合しない 現 行 の措置 (第A節

次に掲げる三小分野 (六項目) の留保を付する。

銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。 (他の締約国の金融機関によるペルー の支

店 への資本の割当義務、 ルーの法律に基づいて設立された信用格付会社による金融機関及び公募債権の格付取得義務、 玉

が全部又は一部を所有する金融事業体への有利な条件又は排他的権利の付与、 証券又は商品市場におけるサービス等を提供

する金融機関 の現地法人の設立義務

保険及び保険関連のサー -ビス (他の締約国の金融機関によるペルーの支店への資本の割当義務)

全ての小分野(ペルーに住所を有する債権者が外国の金融機関の清算の際ペルーに存在する当該金融機関の支店の資産に

対して有する優先弁済権

(1)

義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる分野等 (第B節

次に掲げる三小分野 (三項目) の留保を付する。

保険及び保険関連のサービス (強制保険のペルー国外における取得等の制限

社会事業サービス(公的な法執行及び矯正のサービス等の提供)

全ての小分野 (附属書十一-Aの規定の対象となるサービスについての相互主義に基づく措置

(10)

シンガポールの表 シンガポールは、システム上重要な外国銀行の支店を現地法人化するよう一定の条件に従って要求する権利を留保する。

(T) 義務に適合しない現行の措置(第A節

次に掲げる八小分野 (十九項目) の留保を付する。

銀行 (銀行の免許・拠点設置数等に関する規制、 金融会社の免許・拠点等に関する規制、 マーチャント銀行の拠点に関す

外国人による現地の銀行又は金融持株会社の支配に関する規制等、

ガポール法人である銀行の取締役の国籍要件又は永住要件)

る規制、

補足退職スキーム等の口座開設の制限等、

金融資産の決済及び清算のサービス(清算サービスの提供に関する制限

金融サービス分野全般 (証券先物取引市場の設立又は運営に対するシンガポール通貨監督庁による認可等、 シンガポール

国外におけるリスクの引受けに対する制限、 拠点を持たない金融機関による現地通貨の借入の制限等、 シンガポール法人で

ある会社の取締役の居住要件)

資産運用 (中央積立年金基金投資スキームに基づくファンド運用会社の参入要件)

あらゆる種類の証券取引への参加 (銀行及びマーチャント銀行の証券取引所への参加要件

現金又はポー トフォリオの運用等の資産運用 (振替決済証券のための保管サービスの提供の規制

支払及び非貨幣送達のサー ビス(送金・両替業務の資本金の二分の一以上を保有する株主の国籍要件)

務、 保険及び保険関連のサービス 専属保険業者の現地法人化義務、 (中央積立年金基金投資スキームに基づく保険業者の参入要件、 強制加入の自動車損害賠償責任保険及び労働者災害保険の販売の 保険仲立人の現地法人化義 制

義務に適合しない現行の措置を維持し、 又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる分野等 (第B節)

次に掲げる五小分野 (六項目) の留保を付する。 (1)

銀行 (適格フルバンク (QFB) 特権を有する外国銀行によるサービスの提供に関する措置

金融資産の決済及び清算のサービス(上場証券等の清算及び決済のサービスに関する措置

社会事業サービス (公共目的のための社会事業サービス等に関する措置

金融サービス分野全般 (地元の中小企業の発展等のために必要な金融サービスの提供に影響を及ぼす補助 金の交付又は贈

与、 システム上重要な金融市場の基盤である証券取引所等に関連する補助金の交付又は贈与

一・四条の規定に基づく義務の対象となる国際約束の限定)

アメリカ合衆国の表

全ての小分野

(第十

(11)

一行及び保険金融機関に対する内国民待遇は、 銀行については国際銀行法に定義する 「ホ ム・ステー 1 に基づき、

融機関については各州が定義する本拠の州によって与えられる。

(7) 義務に適合しない現行の措置 (第A節

次に掲げる二小分野 (十六項目) の留保を付する。

制、 に 他 に基づく会社の外国人による所有の制 の州 ついての相互主義、 銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。 証券助言及び投資運用のサービスを行う外国銀行の登録、 の 進出 0 制 限 アメリカ合衆国政府債のプライマリーディーラーとしての指定についての相互主義、 部 の州における外国銀行による連邦支店又は代理店の設立の禁止。 限、 信用組合等の設立に関する規制、 外国銀行の連邦準備制度からの除外、 預金保険制度を利用する外国銀行に対する規 (国法銀行の取締役の国籍要件、 債権の単独受託者となる権限 外国銀行の カナダを拠点と 一の州から ーッジ法

するブローカー・ディーラー の準備金の維持、 政府支援機関への有利な条件の付与、 州政府による外国銀行の最初の 進出 0

法的な形態等に関する規制

政府保証付抵当基金で建造された海洋船舶の付保における国内市場の優先、 保険及び保険関連のサービス (外国保険会社の支店によるアメリカ合衆国政府契約保証証券の発行又は交付の禁止、 アメリカ合衆国以外の保険会社による再保険等 連邦

義務に適合しない現行の措置を維持し、 又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる分野等 (第B節)

,措置)

免許の付与に対する制限等州政府による現行の適合しない

次に掲げる一小分野(一項目)の留保を付する。

(1)

銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。) (連邦住宅貸付銀行等に対する有利な条件

ベトナムの表

の付与)

(12)

⑦ 義務に適合しない現行の措置(第A節

银行サービスその也の金融サービス(証券並びこ呆倹及次に掲げる三小分野(九項目)の留保を付する。

機関の取締役等の居住要件、 業銀行の親会社の総資産額に関する要件等、 資家及びこれと提携する者の持分の合計の上限を資本金の二十パーセントとする。)、ベトナムに拠点を設置する外国の商 る場合又はベトナムの権限のある当局が認める場合を除き、 する業務上の拠点の形態等に関する規制、 ントとし、ベトナムの銀行による銀行商品の開発等を支援する能力等を有し当該銀行が設置する基準を満たす外国の戦略投 銀行サービスその他の金融サービス(証券並びに保険及び保険関連のサービスを除く。)(外国の信用機関が国内に設置 外国銀行の支店の活動に関する規制 ベトナムの合資商業銀行の持分に関する制限 銀行業務を行う外国の信用機関等の駐在員事務所の設置数に関する規制 外国の機関及び個人の持分の合計の上限を資本金の三十パーセ (ベトナムの法律に別段の定めがあ 信用

国境を越える保険サービスの提供に関する規制 保険及び保険関連のサービス (外国の自然人による保険代理サービスの提供の禁止) 附属書十一 Aに掲げられていない

証券(ベトナム証券保管振替機構を唯一の中央証券保管振替機構とする措置)

義務に適合しない現行の措置を維持し、 又は新たな若しくは 層制限的な措置を採用することのできる分野等 (第B 節

次に掲げる四小分野(十二項目)の留保を付する。

(1)

銀行及びその他の金融サービス(国有商業銀行の株式の保有等に関する措置)

プログラムの実施、 全ての小分野 (開発金融機関等 附属書十一-Aにおいて約束していない金融サービスの海外の金融サービス提供者からの購入、 への有利な条件又は排他的な権利の付与、 新たな金融サービスについてのパイロッ 公共目

的の活動についての政府の貸付支援等)

保険及び保険関連のサービス(外国の保険・保険仲立事業体等の設立の許可のため金融サービス提供者等が満たすべき条

件、 外国の再保険会社が満たすべき条件、 外国の保険会社 (生命保険以外の保険会社を除く。 の支店の開設の禁止

資本金への外国資本の参加に関する規制 証券 (外国の証券会社及びファンド運用会社の支店の運営及びサービスに関する規制、 証券市場及び関連する基盤の設立等に関する規制 証券会社及びファンド運用会社の ベトナム証券保管振替機構へ

の参加等に関する異なる待遇)

(四) 指定独占企業について定める。 第十七・九条の規定に従い、 第十七・ 留保事項には 四条及び第十七・六条に定める義務の一 「関連する義務」、 「事業体」、 部又は全部に適合しない活動を行う国有企業又は 「適合しない活動の範囲」及び 「措置」の各事項

を記載する。 (附属書IV)

これらの概要は、次のとおりである。

(1) オーストラリアの表

次に掲げる一項目の留保を付する。

現行及び将来の全ての中央政府の国有企業 (物品及びサービスの購入における先住民及び先住民の団 体の 優遇

(2) ブルネイの表

次に掲げる四項目の留保を付する。

石油産業に従事する全ての国有企業(サービスの購入におけるブルネイ国民又は企業等の優遇)

天然ガス又は石油化学製品及びその派生物の供給に従事する全ての国有企業又は指定独占企業(発電等を目的としたブルネ

イの領域における優遇された価格による販売)

ブルネイ国営石油会社、 PBトレーディング社及びPBサービス社並びにこれらを承継した企業 (協定がブルネイについて

効力を生じた後三年で適用されなくなる。)

ブルネイ投資庁及びブルネイ投資庁又はブルネイ政府が所有する特定の目的の投資基金 (ブルネイ政府の金融資産を用いて

行う投資及び資産運用。留保事項四。)

カナダの表

(3)

次に掲げる六項目の留保を付する。

国境を横断する橋を管理する橋梁機構(連邦橋梁公社及びウィンザー・デトロイト橋梁機構) 又はこれに類する機能及び目

的を有する新たな、再編された、若しくは譲り受けた企業

カナダ住宅金融公社及びカナダ住宅信託又はこれに類する機能及び目的を有する新たな、再編された、若しくは譲り受けた

企業

カナダ放送協会、テレフィルム・カナダ及び新たな、 再編された、 又は譲り受けた企業であって文化産業に関連するもの

カナダ通商公社又はこれに類する機能及び目的を有する新たな、再編された、若しくは譲り受けた企業であって物品若しく

はサービスの輸出入の円滑化に関連するサービスの販売に従事するもの

カナダ酪農委員会又はこれに類する機能及び目的を有する新たな、再編された、若しくは譲り受けた企業

現行及び将来の全ての国有企業(物品及びサービスの購入における先住民及び先住民の団体の優遇)

チリの表

(4)

次に掲げる七項目の留保を付する。

石油公社又はこれを承継した企業、これらの子会社及び提携する企業

チリ銅公社又はこれを承継した企業、これらの子会社及び提携する企業

鉱業公社又はこれを承継した企業、これらの子会社及び提携する企業

メトロ旅客運送株式会社又はこれを承継した企業、これらの子会社及び提携する企業

チリ国営テレビ又はこれを承継した企業、これらの子会社及び提携する企業

チリ国家銀行又はこれを承継した企業、これらの子会社及び提携する企業

現行及び将来の全ての国有企業 (物品及びサービスの購入における先住民及び先住民の地 域社会の優遇)

メキシコの表

(5)

次に掲げる十項目の留保を付する。

連 邦電力庁、 その子会社及び提携する企業又は新たな、 再編された、若しくは承継した企業若しくは事業体 (送配電等 ;の活

動に際してのメキシコの企業の物品又はサービスの優遇及び特定の制度の実施のみを目的とした非商業的な援助、

連邦電力庁、 その子会社及び提携する企業又は新たな、 再編された、 若しくは承継した企業若しくは事業体(ガスのパイプ

ライン輸送、貯蔵及び供給の分野における政府に委任された事業の実施のみを目的とした非商業的な援助

コ の領域における石油その他炭化水素の探査及び生産におけるメキシコの企業の物品及びサービスの優遇

再編された、

若しくは譲り受けた企業若しくは事業体

(連

政府によって委任された事業の実施のみを目的とする非商業的な援助)

その子会社及び提携する企業又は新たな、

メキシコ石油公社、

メキシコ石油公社、

その子会社及び提携する企業又は新たな、

再編された、

若しくは承継した企業若しくは事業体

(メキシ

国家天然ガス管理機関又は新たな、 再編された、若しくは譲り受けた企業若しくは事業体

メキシコ公共事業銀行又はこれに類する機能及び目的を有する新たな、 再編された、若しくは承継した企業

国民貯蓄・金融サービス銀行又はこれに類する機能及び目的を有する新たな、再編された、 若しくは承継した企業

全国陸空海軍銀行又はこれに類する機能及び目的を有する新たな、 再編された、 若しくは承継した企業

キシコ産業金融公社又はこれに類する機能及び目的を有する新たな、再編された、若しくは承継した企業

三四四

連 邦抵当金庫又はこれに類する機能及び目的を有する新たな、 再編された、 若しくは承継した企業

(6) マレーシアの表

次に掲げる六項目の留保を付する。

証額は、 全ての国有企業及び指定独占企業(ブミプトラによる企業等特定の企業が販売する物品又はサービスの優遇 当該国有企業の物品及びサービスの購入に係る年間予算の総額の四十パーセントを超えてはならない。)及びブミプ (当該優遇の合

トラによる企業に対する非商業的な援助)

ペトロナス社、その子会社又は新たな、 再編された、若しくは承継した企業(マレーシアの領域における石油及びガスの分

野の上流過程の活動に際しての物品又はサービスの購入におけるマレーシアの企業の優遇)

再編された、若しくは承継した企業(マレーシアの領域における天然ガス及びその

副生成物の市場価格を下回る価格での販売等)

 \vdash

ロナス社、

その子会社又は新たな、

~ トロナス社、 その子会社又は新たな、 再編された、 若しくは承継した企業 (石油及びガス以外の分野における政府に委任

された事業の実施に関する非商業的な援助等)

フェルダ・グローバル・ベンチャーズ社又は新たな、 再編された、 若しくは承継した企業若しくは事業体

現行及び将来の全ての開発金融機関 (開発の促進のため、 民間企業による金融サービスの提供に代替し、 又は妨げることを

意図せずに行われるマレーシアの領域における金融サービスの提供)

ニュージーランドの表

(7)

次に掲げる三項目の留保を付する。

現行及び将来の全ての国有企業 (国際通信を支える基盤の建設、 運用、 保守又は修理のサー ビスの提供に関する非商業的な

援助)

現行及び将来の全ての国有企業 (航空運送サービス及び海上運送サービスの提供に関する非商業的な援助

ソリッド・エナジー・ニュージーランド社

(8)

ルー · の表

次に掲げる二項目の留保を付する。

ペルー石油公社又はこれを承継した企業

現行及び将来の全ての中央政府の国有企業 (物品及びサービスの購入における社会的又は経済的に不利な立場にある少数民

族等の優遇

(9) アメリカ合衆国の表

次に掲げる三項目の留保を付する。

連邦抵当金庫、 連邦住宅抵当貸付公社及び政府抵当金庫又はこれらに類する機能及び目的を有する新たな、 再編された、

若

しくは譲り受けた企業

連邦融資銀行又はこれに類する機能及び目的を有する新たな、 再編された、 若しくは譲り受けた企

国家基盤銀行又はこれに類する機能及び目的を有する新たな、 再編された、若しくは譲り受けた企業

ベトナムの表

(10)

次に掲げる十四項目の留保を付する。

全ての国有企業及び指定独占企業(当該国有企業又は指定独占企業の再建に必要な財政支援 (当該国有企業等の物品の市場

占拠率の著しい増加等の悪影響を及ぼさないものに限る。)等)

全ての国有企業及び指定独占企業 (経済的な安定の確保又は公共財の供給のための規制された価格・ 数量等による物品 の売

買等及びその補償

全ての国有企業及び指定独占企業 (遠隔地 · 山 岳地域等の経済発展を促進するための物品の購入における商業的考慮以外の

要素の考慮及びその補償

全ての国有企業及び指定独占企業 (中小企業の成長を促進するための物品又はサービスの購入における商業的考慮以外の要

素の考慮等)

ベトナム石油ガスグループ並びにその子会社及び承継した企業

トナム電力グループ並びにその子会社及び承継した企業並びに原子力その他のあらゆる種類の再生可能エネルギーを含む

発電に従事する現行又は将来の国有企業

ベトナム石炭・鉱産グループ並びに鉱業分野におけるその子会社及び承継した企業

連する活動。ただし、国家資本投資・経営総公社がソブリン・ウェルス・ファンド国際フォーラムの構成員となる時又は協定 家資本投資・経営総公社並びにその子会社及び承継した企業 (国の金融資産を用いて行う資産運用、投資及びこれらに関

がベトナムについて効力を生ずる日の後五年のいずれか早い方の時に適用されなくなる。留保事項八。)

援助を与えること。留保事項九。) 考慮すること及び民間による資金供給を代替し、又は妨げることを意図せずにベトナムの国民若しくは企業のみを対象として びその子会社、社会政策に従い資金の供給を行う機関、 フィナンシャル・スイッチング株式会社については、 又はベトナムの国民若しくは企業を優遇して金融サービス(保険及び証券サービスを除く。)を提供すること、ベトナム国家 らを承継した企業(ベトナム国家フィナンシャル・スイッチング株式会社以外の事業体については、 ベトナム国家フィナンシャル・スイッチング株式会社、 国が同社に対して金融スイッチングサービスの提供のために非商業的な 協同組合銀行及び開発金融機関、抵当リファイナンス銀行並びにこれ 債権買取公社、ベトナム開発銀行、ベトナム農業・農村開発銀行及 商業的考慮以外の要素を

秩序又は公共の安全に関連しない商業活動に専ら従事する企業を除く。)(現行及び将来の全ての活動。 ベトナムの国防省又は公安省が所有し、又は支配している全ての国有企業(ヴィエッテル国際投資株式会社及び国防、 留保事項十。) 公の

ベトナム空港総公社、 ベトナム航空総公社、ベトナム海運総公社並びにこれらの子会社及び承継した企業

船産業総公社並びに造船及び関連する分野におけるその子会社及び承継した企業

ペトナムコーヒー総公社

造

印刷、 出版、 音響映像サー Ė ス、 7 ス・コミュニケーション及び電気通信の分野における全ての 玉 有企業

協定に関連して作成された文書

三

(-)協定に関連して、 他の交渉参加国との間で、 国際約束を構成する次の文書が作成されている。

酒類の表示の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文

- 岐焼酎、 等を定める。 法令に従って同国において製造されていない場合には、 スキー又はテネシーウイスキーとしての販売を禁止することを検討する手続を開始すること、アメリカ合衆国は、 玉 の法令に従って同国において製造されていない場合には、 日本国は、 壱岐焼酎、 球磨焼酎、 バーボンウイスキー又はテネシーウイスキーとして製造された製品が、 球磨焼酎 薩摩焼酎、 薩摩焼酎、 琉球泡盛、 琉球泡盛、 白山清酒又は日本酒として製造された製品が、それらの製品の製造を規律する日本国 白山清酒又は日本酒としての販売を禁止することを検討する手続を開始すること アメリカ合衆国の関係法令に従い、 日本国の関係法令に従い、 それらの 同国においてそれらの製品のバーボンウイ 同国においてそれらの製品の山梨ワイ 製品の製造を規律するアメリカ合衆 山梨ワイン、 壱
- 規則を改正する提案を行うこと等を定める。 充塡の基準を設定することを求める日本国の酒類業団体からの請願を受領した場合には、 協定に基づくアメリカ合衆国における蒸留酒のための充塡の基準に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間 メリカ合衆国財務省は、 蒸留酒のための七百ミリリットル、 七百二十ミリリットル、 当該充塡の基準を追加的に含めるための 九百ミリリットル及び一・八リットルの の交換公文
- \mathcal{O} 協定に基づく米に関する日本国によるアメリカ合衆国についての関税割当ての運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府と 間の交換公文 からの米に関する協定に基づく日

協定第二章附属書二—

Ď

(四) 割当てについての売買同時契約方式の運用について定める。 協定に基づく米に関する日本国によるオーストラリアについての関税割当ての運用に関する日本国政府とオーストラリア政府と の日本国の関税率表の付録Aに定めるアメリカ合衆国

本国

0

国別関税

0 間の交換公文 協定第二章附属書二— D の日本国 の関税率 表 の付録Aに定めるオーストラリアからの米に関する協定に基づく日 本国 0 国 別関税

割当てについての売買同時契約方式の運用について定める。

- (五) 協定に基づく日本国の 協定第二章附属書二-Dの日本国の関税率表の付録B-1第E節において日本国がホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品 ホ エイの数量セーフガードの運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文
- 事項その他当該評価の運用について定める。 セーフガード措置をとってはならない場合について定める規定に関し、 その場合に該当するかどうかの評価に当たって考慮すべき
- (六) 協定に基づく林産物の貿易に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換公文 カナダ及び日本国は、 林産物に関する二国間の林業委員会の創設に合意すること、同委員会は、 協定がカナダ及び日本国につい
- すること及びその後の各暦年の恒常的な議題とすること等を定める。 て効力を生ずる日の後四年を経過する日が属する暦年の間に、 林産物の貿易におけるセーフガード の制度の必要性について再検討
- (七) 定を利用することを差し控えることに関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文 協定第十二・四条の規定に基づく一時的な入国の許可を日本国が拒否することについてアメリカ合衆国が同協定第二十八章の規
- 日本国が拒否することについて、 アメリカ合衆国は、 同国が協定第十二・四条の規定に基づいて約束を行うまでの間、 協定第二十八章の規定を利用することを差し控えることを定める。 同条の規定に基づく一 時的な入国の 許 . 可 を
- $(/ \setminus)$ 社会主義共和国政府との間の交換公文 協定第十一章附属書十一-B第D節4⑴⑪の規定に基づくベトナム社会主義共和国の措置の内容に関する日本国政府とベトナム
- 当該国境を越える電子支払サービスの提供を、 ではないこと等を定める 又は維持する権利を制限されないことを定める協定第十一章附属書十一-B第D節4(1)50の規定に関し、 のために同国政府に対し当該サービス提供者が処理した取引に関する情報及びデータを提供することを条件とする措置を採用し、 イを通じての当該電子支払サービスの提供を要件とすることと条件付ける措置を採用し、 協定の他の締約国のサービス提供者によるベトナムへの国境を越える電子支払サービスの提供について、 ベトナム国家銀行により免許を受けた国内スイッチング機関が運用するゲートウェ 又は維持する同国の権利を制限するもの 同節のいかなる規定も、 同国が公共政策の目的
- これに加え、国際約束を構成しない次の文書が作成されている。

2

- 酒類の表示の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の書簡
- 酒類の表示の保護に関する日本国政府とチリ政府との間の 書簡
- (\equiv) (\equiv) (-)酒類の 表示の保護に関する日本国政府とペルー政府との 間の書簡
- 著作権 の保護期間に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡
- 著作権 の保護期間に関する日本国政府とカナダ政府との間の書簡
- (八)(七)(六)(五)(四) 著作権の保護期間に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の書簡
 - 著作権の保護期間に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の書簡
- 医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施についての附属書の適用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府と

 \mathcal{O} 間の書簡

- (九) 日米並行交渉に関する文書
- (1) 自 動 車の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡
- (2) 自 動 車の基準に関する日本側書簡
- (3)輸入自 動車 特別取扱制度の下で日本国に輸入される自動車の取扱いに関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との

間の書簡

- (4)自 動 車の流通に関する日本側書簡
- (5)保険等の 非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡

兀 協定 0 実施のため の国内措置

この協定を実施するため、 「環太平洋パートナーシップ協定の 締 結に伴う関係法 |律の整備に関する法律案| が今次国会に提出される

こととなっている。 なお、この協定を実施するための予算措置は、 必要としない。

2

1 作成 平成二十八年二月四日 オークランドにおいて作成

効力発生 平成二十八年三月一日現在 未発効(全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を寄託者に通報した日の後六十日で 当該期間の満了の後六十日で効力を生じ、それまでに効力を生じない場合には、当該少なくとも六の原署名国が国内法上の手続を完 る国内総生産の合計の八十五パーセント以上を占めるものが当該期間内に国内法上の手続を完了した旨を寄託者に通報したときは、 た場合において、少なくとも六の原署名国であって、これらの二千十三年における国内総生産の合計が原署名国の二千十三年におけ 効力を生ずる。ただし、協定の署名の日から二年の期間内に全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を寄託者に通報しなかっ

3 署名国 十二箇国

了した旨を寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずる。)

オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、 シンガポール、 アメリカ

合衆国、ベトナム

締約国 平成二十八年三月一日現在 なし

4